第６編

資料編

１　防災組織に関する資料
２　気象観測等に関する資料
３　危険箇所等に関する資料
４　避難所等に関する資料
５　応急仮設住宅建設予定候補地に関する資料
６　災害拠点病院等に関する資料
７　災害協定等に関する資料
８　ヘリコプター運用に関する資料
９　津波に関する資料
10　原子力災害広域避難計画に関する資料
11　防災上重要な道路
12　各種様式
13　鹿児島県地震等災害被害予測調査（災害想定概要）に関する資料
14　姶良市水防計画
15　姶良市南海トラフ地震防災対策推進計画
16　地区防災計画

１　防災組織に関する資料

１－１　姶良市防災会議条例

平成22年３月23日条例第182号

改正

平成25年３月11日条例第３号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第６項の規定に基づき姶良市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

（１）　姶良市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

（２）　姶良市水防計画を作成し、及びその実施を推進すること。

（３）　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

（４）　前号に規定する重要事項に関し市長に意見を述べること。

（５）　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、市長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（１）　指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者

（２）　鹿児島県の知事部局の職員のうちから市長が委嘱する者

（３）　本市の区域を管轄する警察署の署長

（４）　市の職員のうちから市長が任命する者

（５）　教育長

（６）　消防団長

（７）　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者

（８）　本市の区域を管轄する陸上自衛隊の連隊の長又はその指名する自衛官

（９）　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

(10)　前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

６　委員の定数は、35人以内とする。

７　第５項第４号から第６号までの委員を除く委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

８　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、鹿児島県の職員、市の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第５条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則

この条例は、平成22年３月23日から施行する。

附　則（平成25年３月11日条例第３号）

１－２　始良市災害対策本部条例

平成22年３月23日条例第182号

改正

平成25年３月11日条例第４号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の２第８項の規定に基づき、始良市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総理し、所部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるとき又は災害対策本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長が指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（委任）

第４条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、平成22年３月23日から施行する。

附　則（平成25年３月11日条例第４号）

この条例は、公布の日から施行する。

１－３　始良市災害対策本部規程

平成22年３月23日訓令第66号

改正

平成23年４月１日訓令第11号

平成24年４月26日訓令第40号

平成28年４月１日訓令第15号

（趣旨）

第１条　この訓令は、始良市災害対策本部条例（平成22年始良市条例第182号。以下「条例」という。）第４条の規定に基づき、始良市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（副本部長、主幹本部員及び本部員）

第２条　災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長及び教育長をもって充てる。

２　災害対策主幹本部員（以下「主幹本部員」という。）は、総務部長及び危機管理監をもって充てる。

３　災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、第５条に規定する対策部の部長をもって充てる。

（災害対策要員）

第３条　本部に災害対策要員を置く。

２　災害対策要員は、市の職員をもって充てる。

３　災害対策要員は、上司の命を受け、災害対策事務に従事する。

（本部会議）

第４条　本部に本部会議を置く。

２　本部会議は、本部長、副本部長、主幹本部員及び本部員で構成する。

３　本部会議は、本部長が必要に応じ招集する。

（部）

第５条　条例第３条の規定により、本部に別表第１に掲げる対策部を置く。

２　本部長は、前項に掲げるほか、必要があると認めるときは、臨時に対策部を置くことができる。

３　各対策部に部長を置き、部長は本部長の命を受け、部の事務を統括し、所属班員を指揮監督する。

４　各対策部に副部長を置き、副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を

代理する。

（班）

第６条　対策部に、その事務を分掌させるため、別表第１に掲げる班を置く。

２　本部長は、前項に掲げるほか、必要があると認めるときは、臨時に班を置くことができる。

３　班に班長を置き、それぞれ別に本部長が指名する。

４　班長は、上司の命を受け、班の事務を掌理する。

（本部会議の協議事項）

第７条　本部会議において協議すべき事項は、次のとおりとする。

（１）　災害予防及び災害応急対策の実施に関する事項

（２）　その他本部長が必要と認める事項

（部及び班の所掌事務）

第８条　対策部及び班の所掌事務は、別表２に掲げるとおりとする。

（配備の指定）

第９条　本部長は、本部が設置されたときは、直ちに配備の規模を指定し、状況の変化に応じて変更する。

（配備の規模）

第１０条　配備の規模は、次のとおりとし、それぞれの配備に応ずる配備要員の数は、各対策部配置職員数を勘案し、毎年度別に定めるものとする。ただし、部長は、特別の必要があると認めるときは、部の配備要員の数を適宜変更することができる。

（１）　第１配備　比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生した場合又はそのおそれがある場合

（２）　第２配備　大規模な災害が発生し、又はそのおそれがある場合

（３）　第３配備　市内全域にわたり甚大な災害が発生し、その状況により全職員の配備を必要とする場合

（配備要員）

第１１条　部長は、災害対策要員のうちから配備の規模に応ずる配備要員を、あらかじめ指定し、配備要員名簿を作成して、災害対策本部事務局に提出しなければならない。

２　部長は、部の配備要員に異動があった場合は、その都度災害対策本部事務局に連絡しなければならない。

（非常招集）

第１２条　災害対策本部事務局は、勤務時間外及び職員の休日に当たる日に非常災害が発生し、又はそのおそれがあり、本部が設置された場合は、その旨及び配備の規模を、部長及び本部員に通知しなければならない。

２　前項の規定による通知を受けた部長は、部の配備要員に対して、当該通知の内容を通知しなければならない。

３　前項の規定による通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につかなければならない。

４　部長は、あらかじめ部の非常招集系統を確立しておかなければならない。

（委任）

第１３条　この訓令に定めるもののほか、対策部の運営に必要な事項については、部長が別に定める。

附　則

この訓令は、平成22年３月23日から施行する。

附　則（平成23年４月１日訓令第11号）

この訓令は、告示の日から施行する。

附　則（平成24年４月26日訓令第40号）

この訓令は、告示の日から施行する。ただし、第１条の改正規定は、平成24年４月１日から適用する。

附　則

この訓令は、平成28年４月１日から施行する。

別表第１

（第５条、第６条関係）

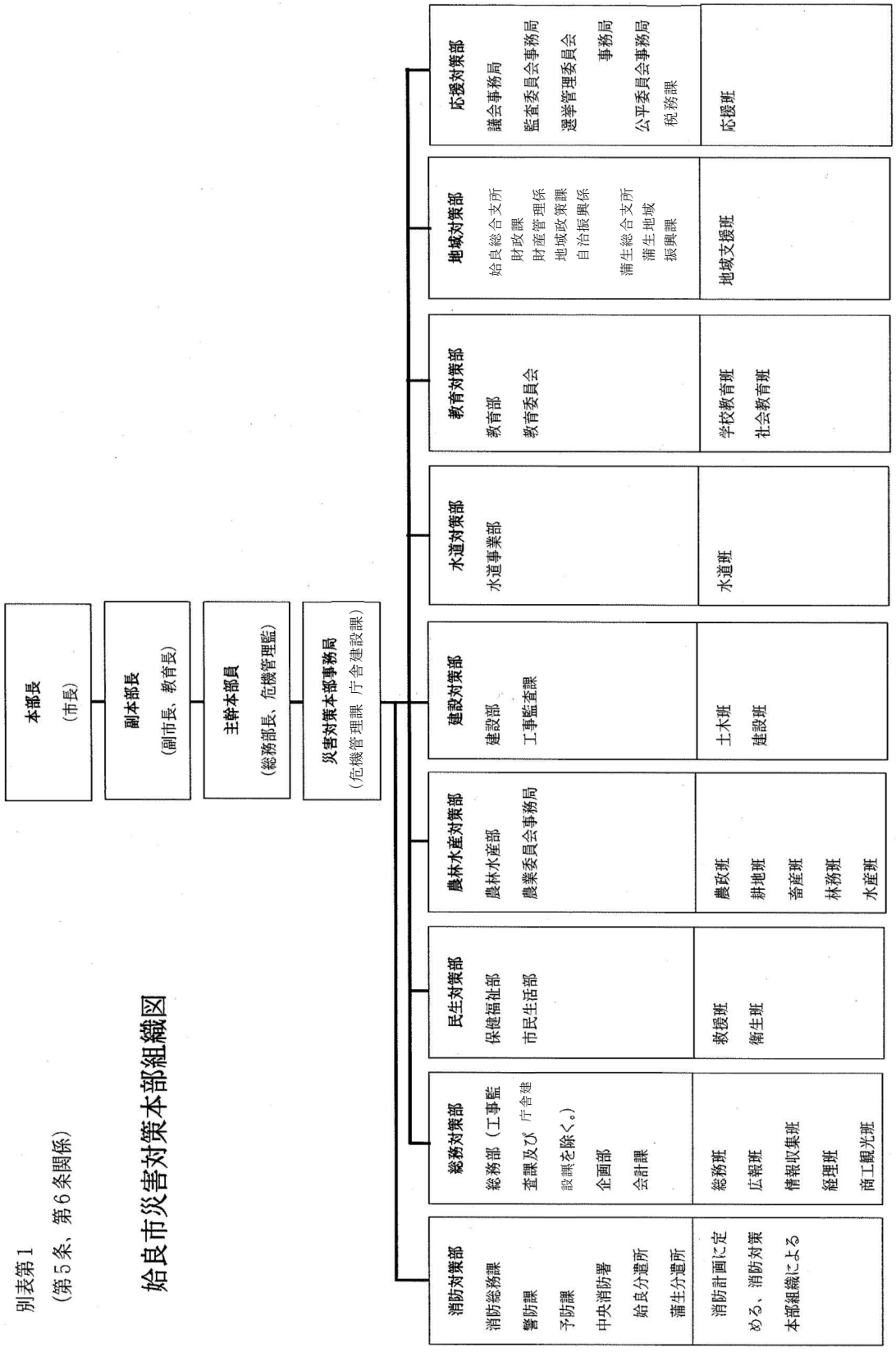

別表第２

（第８条関係）

各部・各班の所掌事務

対策部名	班名	所　掌　事　務
災害対策本部事務局		（１）本部会議に関すること。 （２）災害対策本部等全般の庶務に関すること。 （３）災害応急対策に係る各対策部との総合調整に関すること。 （４）国、県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 （５）災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用及び運用の調整に関すること。 （６）気象情報、河川等の諸情報の収集に関すること。 （７）災害情報、応急対策の情報収集及び記録に関すること。 （８）県に対する災害報告に関すること。 （９）災害対策要員の配備、招集、編成及び出動に関すること。 (10) 高齢者等避難、避難指示の発令及び解除に関すること。 (11) 避難等施設の指定に関すること。 (12) 避難等指定施設の開設及び避難所責任者等の派遣に関すること。 (13) 被災者の避難及び誘導に関すること。 (14) 自主防災組織等との防災体制及び活動の調整に関すること。 (15) 災害現場の巡視及び警戒に関すること。 (16) 災害現場における人員配置に関すること。 (17) 自衛隊の派遣要請等に関すること。 (18) 担当地域の避難所開設に関すること。 (19) 防災無線に関すること。 (20) その他災害対策に有効と考えられること。 (21) 災害協定に基づく、支援等要請に関すること。
総務対策部	総務班	（１）総務対策部総括に関すること。 （２）災害応急対策に係る各対策部との総合調整に関すること。 （３）災害現場における人員の確保に関すること。 （４）報道関係者との連絡に関すること。 （５）気象情報、河川等の諸情報の収集に関すること。 （６）災害情報、応急対策の情報収集及び記録に関すること。 （７）その他、災害対策本部事務局の補佐に関すること。
	広報班	（１）広報に関すること。 （２）災害状況の写真撮影に関すること。 （３）災害事務のための車両の調整に関すること。 （４）災害視察に関すること。 （５）報道機関への広報依頼及び連絡調整に関すること。 （６）本部長が特に命じたこと。
	情報収集班	（１）情報収集の取りまとめに関すること。 （２）避難住民の状況把握及び避難所との連絡に関すること。 （３）住民情報等のデータの出力に関すること。 （４）公共の交通機関の運航状況に関すること。 （５）その他、災害対策本部事務局の補佐に関すること。

総務対策部	経理班	（１）災害対策に必要な経費の予算経理に関すること。 （２）市有財産の災害調査に関すること。 （３）庁内の非常用電源に関すること。 （４）災害対策連絡車及び運送車両の配車計画に関すること。 （５）災害時における施設、機材の利用に関すること。 （６）拠出者等に対する礼状等の発送に関すること。
	商工観光班	（１）商工会との連絡調整に関すること。 （２）商工観光関係施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 （３）観光客に対する災害情報の提供に関すること。 （４）被災商工観光業者に対する融資の斡旋に関すること。
民生対策部	救援班	（１）民生対策部総括に関すること。 （２）部内の所管に係る災害情報等の調査収集並びに総務対策部長及び県への報告に関すること。 （３）災害救助法に基づく救助の実施に関すること。 （４）義援金等の受領、保管及び配分に関すること。 （５）救護物資の受領及び配給に関すること。 （６）災害時における主要食料その他必要物資の調達及び斡旋に関すること。 （７）救助状況の報告に関すること。 （８）被災者の移送に関すること。 （９）市民の安否確認に関すること。 (10) 福祉団体及びボランティアとの連絡調整に関すること。 (11) 日本赤十字社、地区医師会及び医療機関との連絡調整に関すること。 (12) 保育園、社会福祉関係施設の被害調査及び災害対策に関すること。 (13) 救護所の設置及び運営に関すること。 (14) 感染症の発生予防対策に関すること。 (15) 救護チームの編成及び派遣に関すること。 (16) 医療救護及び助産に関すること。 (17) 医療関係施設の被害調査及び災害対策に関わる保健所との連絡調整に関すること。 (18) 要配慮者等の実態把握、情報提供及び避難支援に関すること。 (19) 災害相談窓口の開設、被災者の相談に関すること。 (20) 被服、寝具その他生活必需品の確保に関すること。 (21) 災害救助法に基づく諸対策及び救助事務の総括に関すること。 (22) 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 (23) 班内の所管に係る災害情報等の調査収集及び民生対策部長への報告に関すること。
	衛生班	（１）災害地域の消毒及び防疫計画に関すること。 （２）災害地域のし尿くみ取り及び廃棄物の運搬処分計画並びに実施に関すること。 （３）ごみ収集計画に関すること。 （４）災害時における感染症その他衛生施設の災害調査に関すること。 （５）遺体の収容・火葬に関すること。 （６）墓地災害に関すること。 （７）災害に係る公害の処理調査及び毒物・劇物の災害状況調査に係る保健所との連絡調整に関すること。 （８）外国人に対する災害情報に関すること。 （９）災害時における衛生広報に関すること。 (10) 被災した犬、猫等に係る獣医師との連絡調整に関すること。 (11) 班内の所管に係る災害情報等の調査収集及び民生対策部長への報告に関すること。

農林水産対策部	農政班	（１）農林水産対策部総括に関すること。 （２）部内の所管に係る災害情報等の調査収集並びに総務対策部長及び県への報告に関すること。 （３）農作物等への被害調査及び災害対策に関すること。 （４）農作物の病害虫の防除に関すること。 （５）災害時における食料対策に関すること。 （６）関係機関、農業団体等との連絡調整に関すること。 （７）班内の所管に係る災害情報等の調査収集及び農林水産対策部長への報告に関すること。
	耕地班	（１）農地、農業用施設の災害調査及び応急復旧に関すること。 （２）関係機関、水利組合等との連絡調整に関すること。 （３）班内の所管に係る災害情報等の調査収集及び農林水産対策部長への報告に関すること。
	畜産班	（１）家畜、畜産施設等の被害調査及び応急復旧に関すること。 （２）家畜伝染病の防除に関すること。 （３）災害時における飼料対策に関すること。 （４）班内の所管に係る災害情報等の調査収集及び農林水産対策部長への報告に関すること。
	林務班	（１）山林及び林産物の被害調査並びに応急復旧に関すること。 （２）林道、林業施設等の災害対策及び被害調査並びに応急復旧対策に関すること。 （３）森林組合との連絡調整に関すること。 （４）関係団体との連絡調整に関すること。 （５）班内の所管に係る災害情報等の調査収集及び農林水産対策部長への報告に関すること。
	水産班	（１）漁港、海産物等の被害調査及び応急復旧に関すること。 （２）漁業組合との連絡調整に関すること。 （３）班内の所管に係る災害情報等の調査収集及び農林水産対策部長への報告に関すること。
建設対策部	土木班	（１）土木対策部の統括に関すること。 （２）部内の所管に係る災害情報等の調査収集並びに総務対策部長及び県への報告に関すること。 （３）道路、橋りょう、堤防、河川等公共土木関係施設の災害対策及び被害調査並びに応急復旧対策に関すること。 （４）応急対策用資機材の準備及び輸送並びに労務対策に関すること。 （５）地すべり、土砂崩れによる災害対策に関すること。 （６）水防倉庫、水門等の維持管理等及び河川堤防の巡視に関すること。 （７）避難路、輸送路の確保に関すること。 （８）道路啓開及び障害物除去の支援要請に関すること。 （９）災害における通行止め及び迂回路等の計画及び実施に関すること。 (10) 班内の所管に係る災害情報等の調査収集及び建設対策部長への報告に関すること。

建設対策部	建設班	（１）被災建築物応急危険度判定の実施に関すること。 （２）被災市営住宅の応急処理に関すること。 （３）建築物の災害対策及び被害調査に関すること。 （４）市営住宅の供給に関すること。 （５）被災住宅復興資金に関すること。 （６）応急仮設住宅の建設、供与に関すること。 （７）避難所に対するトイレ等の設置に関すること。 （８）建築工事関係者との連絡調整に関すること。 （９）所管ポンプ場の運転に関すること。 (10) 公園施設などでの避難受入れの調整及び協力に関すること。 (11) 班内の所管に係る災害情報等の調査収集及び建設対策部長への報告に関すること。
水道対策部	水道班	（１）水道対策部の総括に関すること。 （２）部内の所管に係る災害情報等の調査収集並びに総務対策部長及び県への報告に関すること。 （３）水道関係施設の災害対策に関すること。 （４）被災地の給水計画に関すること。 （５）飲料水の確保、給水に関すること。 （６）水質管理に関すること。 （７）集落排水の災害対策及び被害調査並びに応急復旧対策に関すること。 （８）その他水道の管理に関すること。
教育対策部	学校教育班	（１）教育対策部の総括に関すること。 （２）部内の所管に係る災害情報等の調査収集並びに総務対策部長及び県への報告に関すること。 （３）教育施設等の被害調査及び災害対策に関すること。 （４）園児、児童、生徒等の避難受入れの調整及び協力に関すること。 （５）教職員の動員に関すること。 （６）学校給食に関すること。 （７）災害後の教育環境及び保健衛生に関すること。 （８）学校施設等での避難受入れの調整及び協力に関すること。 （９）班内の所管に係る災害情報等の調査収集及び教育対策部長への報告に関すること。
	社会教育班	（１）社会教育及び社会体育施設の災害調査並びに災害対策に関すること。 （２）史跡及び文化財の被害調査及び保護に関すること。 （３）社会教育施設等での避難受入れの調整及び協力に関すること。 （４）班内の所管に係る災害情報等の調査収集及び教育対策部長への報告に関すること。
地域対策部	地域支援班	（１）支所地域の避難所開設に関すること。 （２）支所地域の情報提供に関すること。 （３）防災無線に関すること。
応援対策部	応援班	（１）被災世帯、固定資産等の被害調査に関すること。 （２）罹災証明書に関すること。 （３）被災者の輸送に関すること。 （４）自衛隊派遣部隊の受入れに関すること。 （５）特別に応援を求められたこと。

消防対策部		消防本部の定める消防計画に関すること。

１－４　地域防災計画に定める災害対策本部に関すること

（災害対策本部員）

災害対策本部員（以下「本部員」という。）は総務部長、企画部長、保健福祉部長、建設部長、農林水産部長、姶良総合支所長、蒲生総合支所長、議会事務局長、教育部長、消防長、水道事業部長、危機管理監をもって充てる。

（主幹災害対策本部員）

主幹災害対策本部員（以下「主幹本部員」という。）は総務部長、危機管理監をもって充てる。

（災害対策本部事務局、部および班の所掌事務）

災害対策本部事務局（以下「本部事務局」という。）、各災害対策部および各班の所掌事務は、前項１－３姶良市災害対策本部規程の別表第２に揚げるとおりとする。

（部長、副部長、事務局長、副事務局長）

各部長、副部長、事務局長及び副事務局長は別表第１の者をもって充てる。

（配備要員の数）

各配備に応ずる配備要員の数は、年度ごとに各対策部配置職員数を勘案し、別途定める。

（部に属すべき災害対策要員）

各対策部に属すべき災害対策要員（以下「対策要員」という。）は、別表第２において各対策部に割り当てられている部署に所属する市の職員をもって充てる。

（班に属すべき対策要員）

各班に属すべき対策要員は、各部に割り当てられた対策要員のうちから部長があらかじめ指定する。

別表第１

災害対策本部事務局	事務局長	副事務局長
	総務部次長兼庁舎建設課長	危機管理課長補佐兼防災係長

対策部名	部長	副部長
総務対策部	企画部長	企画部次長 会計課長
民生対策部	保健福祉部長	保健福祉部次長
農林水産対策部	農林水産部長	農林水産部次長
建設対策部	建設部長	建設部次長
教育対策部	教育部長	教育部次長
姶良地域対策部	姶良総合支所長兼市民生活部長	企画部地域政策課長補佐
蒲生地域対策部	蒲生地域振興課長	蒲生地域振興課係長
応援対策部	議会事務局長	税務課長
水道対策部	水道事業部長	水道事業部次長
消防対策部	消防長	消防総務課長

別表第２

姶良市災害対策本部組織図

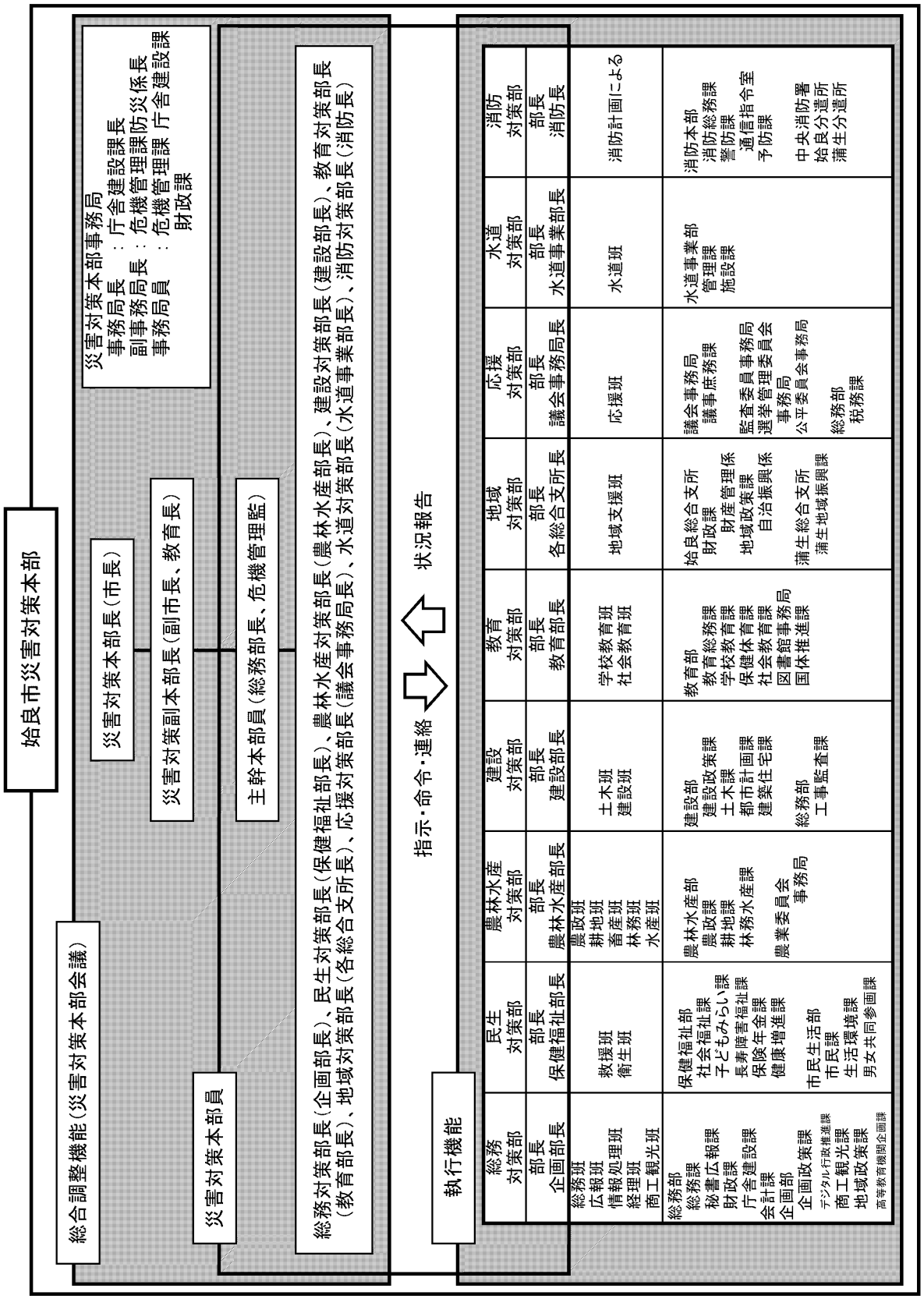

１－５　姶良市災害警戒本部設置要綱

平成22年３月23日告示第128号

改正

平成24年４月26日告示第224号

（設置）

第１条　気象警報、洪水警報等が発表され、市内に災害のおそれがあるときは、姶良市災害対策本部条例（平成22年姶良市条例第182号）に規定する災害対策本部（以下「対策本部」という。）の設置前の措置として姶良市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　警戒本部は、次に掲げる事務を所掌する。

（１）　災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。

（２）　関係課及び防災関係機関との連絡調整に関すること。

（３）　その他災害対策に関し必要なこと。

（組織）

第３条　警戒本部は、本部長、副本部長、本部員及び災害警戒要員をもって組織する。

２　本部長は、総務部長をもって充てる。

３　副本部長は、危機管理監をもって充てる。

４　本部員は、対策本部の部長をもって充てる。

５　災害警戒要員は、対策本部の班長をもって充てる。

（職務）

第４条　本部長は、警戒本部に関する一切の事務を統括し、会議の議長となる。

２　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

（本部の警戒態勢）

第５条　本部長は、警戒本部を設置したときは、本部員に通知するとともに、予想される災害に対する警戒態勢について、指示し、又は要請する。

２　前項の規定による通知を受けた本部員は、所属職員を警戒任務に当たらせる等災害対策に必要な措置を講ずるものとする。

（本部の解散）

第６条　警戒本部は、次の場合に解散する。

（１）　気象警報、洪水警報等が解除され、災害による危険が解消されたと認められるとき。

（２）　対策本部が設置されたとき。

（庶務）

第７条　警戒本部の庶務は、危機管理課において処理する。

（その他）

第８条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附　則

この告示は、平成22年３月23日から施行する。

附　則（平成24年４月26日告示第224号）

この告示は、告示の日から施行する。

１－６　始良市台風等被害状況調査事務取扱規程

平成22年３月23日

訓令第67号

（趣旨）

第１条　この訓令は、始良市地域防災計画等に基づき、台風、水害その他災害による市内被害状況を調査するため、定めるものとする。

（被害の種類）

第２条　被害の種類を次のとおり区分する。

（１）　特別被害

ア　農作物及びこれに関連する被害

イ　土木施設関係被害

ウ　学校関係被害

エ　住宅関係被害

（２）　一般被害（前号以外の被害）

（一般被害調査区域及び調査員）

第３条　市長は、あらかじめ、被害調査区域を指定し、各職員に調査員を任命するものとする。

第４条　前条の調査員を命ぜられた職員で、被害調査当日、調査に従事することができなくなったときは、速やかにその理由を市長に申し出なければならない。

第５条　調査員は、調査当日が職員の休日に当たる場合及び勤務時間外並びに休暇等により休務することを許可され、又は申出中の場合であっても特別の事情がない限り、次条及び第７条の調査に従事するものとする。

（調査要綱）

第６条　台風の被害に限り、各調査員は、担当区域内に被害を生じた場合は、速やかに被害状況調査報告書（別記様式）により調査し、危機管理課に提出しなければならない。この場合、関係地区内の行政連絡員及び旧蒲生町にあっては、地区公民館長（以下「行政連絡員等」という。）と緊密な連絡をとるものとする。

第７条　市長は、台風以外の被害調査の必要を認めた場合は、市内全地又は一部地域の担当調査員に調査を命令するものとする。

第８条　調査の対象及び細部は、別記被害調査要領による。

（特別被害調査）

第９条　農業関係、学校関係、市営住宅関係及び土木関係被害の調査は、それぞれの主管課長が課内職員に命じ、その調査結果を市長に報告するものとする。

（県及び関係機関への通報）

第１０条　この訓令による被害の集計は、危機管理課において行う。なお、その結果は、市長の承認を得たのち県及び姶良警察署等に報告し、又は通報しなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、平成22年３月23日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令の施行の日の前日までに、合併前の台風等被害状況調査要綱（昭和40年加治木町要綱第１号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

別記（第８条関係）

被害調査要領

１　調査員は、被害発生後、速やかに担当地域の調査に従事し、終了後はその結果を速報すること。

２　調査に当たっては、関係地区の行政連絡員等に必ずその旨を告げるものとし、でき得れば協力を求めること。

３　被害状況報告書及び調査票の記載要領は、次による。

（１）　人的被害

ア　「死者」とは、当該災害が原因で死亡した者であり、医師が死亡と診断した者及び医師による診断はないが、外形上死亡したことが明らかな者並びに死体を確認できないが、現場の状況等から総合的に判断して死亡したことが確実な者とする。

イ　「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。

ウ　「重傷者」とは、当該災害により負傷し医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち１月以上の治療を要する見込みの者とする。

エ　「軽傷者」とは、当該災害により負傷し医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月未満で治療できる見込みの者とする。

（２）　住家被害

ア　「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

イ　「全壊（焼）」とは、住家が滅失したもので具体的には住家の損壊し、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ面積の70パーセント以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50パーセント以上に達した程度をいい、外形による被害程度はおおむね次のとおりとする。

（ア）　建物の全部が倒壊し、又は流出して原形をとどめないもの又は主要構造部材のほとんど全部が焼失したもの

（イ）　建物の垂直材の全部又は一部が水平状態となり、かつ、屋根又はその一部が地上に落ちたもの又は屋根及び小屋組が焼け落ち他の主要構造部も相当損傷したもの

（ウ）　建物の傾斜が著しく、柱、梁及び小屋組等の軸組部材が折損し、又はその仕口、継手がはずれたもので、傾斜直し及び歪み直し又は補強を行った程度では復

旧できないもの又は屋根及び小屋組が焼けおちないで残っているが小屋組材部のほとんど全部及びその他の軸組の一部を取り替えなければならないもの

（エ）　屋根が吹きとばされ、又は土壁若しくは壁材料の大半が剥落し、又は再使用できず、建物の傾斜が著しく復旧が困難であるもの

ウ　「半壊（焼）」とは、住家の損壊が甚だしいが補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には住家の損壊し、又は焼失した部分がその住家の延床面積の20パーセント以上70パーセント未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20パーセント以上50パーセント未満のものとする。

エ　「一部破損」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

オ　「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

カ　「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

キ　「罹災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを１世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

ク　「罹災者」とは、罹災世帯の構成員とする。

（３）　非住家被害

ア　「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

別記様式（第６条関係）

被害状況調査報告書

（　　地区）

災害の種類					
災害の発生場所		始良市			
災害発生年月日		年　月　日　時　分			
報告の時限		日　時現在			
発信者					
人的被害	死者	人	非住家	全壊焼及び流失	
	行方不明	〃		半壊及び半焼	
	負傷	〃		床上浸水	
	計	〃		床下浸水	
住家の被害	全壊焼及び流失	世帯		一部破損	
	半壊及び半焼	〃		計	
	床上浸水	〃	その他		
	床下浸水	〃			
	一部破損	〃			
	計				

※　半壊及び半壊近いものは、世帯主の氏名記入のこと。

世帯別調査表

調査責任者氏名

（　　地区）　　（　　年　　月　　日現在）

被災世帯主氏名	被害状況								附帯調査													
	人的被害				住家の被害				世帯構成										学童数		応急仮設住宅	住宅応急修理
	死亡（人）	行方不明（人）	重傷（人）	軽傷（人）	全壊(焼)流失	半壊(焼)	床上浸水	床下浸水	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上（人）	中学生（人）	小学生（人）		

１－７　災害対策組織の設置基準等

組織名称（設置者）		災害の種別	設　置　基　準
情報連絡本部（危機管理監）		風水害等	・市域に係る気象警報又は土砂災害警戒情報が発表されたとき ・河川水位が氾濫警戒情報（警戒レベル３相当）を超えたとき ・災害の発生が予測されるとき
		地震災害	・市域で震度４、又は近隣市町で震度５弱以上が観測されたとき ・津波注意報が発表されたとき ・地域振興局が庁舎待機以上の体制をとったとき
		火山災害	・桜島及び福山沖海底火山に関し、噴火警報（火口周辺）が発表されたとき
		高潮災害等	・波浪警報、高潮警報が発表されたとき
災害警戒本部（総務部長）		風水害等	・市域に局地的な災害が発生し、その対策を要するとき ・市域の広範囲にわたる災害の発生が予測されるとき ・台風の接近により市域の一部又は全部が強風域に入り、その後さらに事態の悪化が予想されるとき ・河川水位が氾濫危険情報（警戒レベル４相当）を超えたとき ・総務部長が必要と認めるとき
		地震災害	・市域で震度５弱が観測されたとき
		火山災害	・桜島及び福山沖海底火山に関し、噴火警報（居住地域）が発表されたとき
		高潮災害等	・高潮等による浸水被害が発生したとき
災害対策本部（市長）	第１配備	風水害等	・市域に広範囲にわたる災害が発生したとき ・台風の接近により市域の一部又は全部が暴風域に入り、その後さらに事態の悪化が予想されるとき ・河川水位が氾濫危険情報（警戒レベル４相当）を超えたとき ・市長が必要と認めたとき
		地震災害	・市域で震度５強が観測されたとき ・津波警報、大津波警報が発表されたとき ・津波による浸水被害等が予想されたとき
		火山災害	・桜島及び福山沖海底火山による災害が発生し、人命に損害が生じ、又は、生じるおそれがあるとき
		高潮災害等	・高潮等による災害が発生し、人命に損害が生じ、又は、生じるおそれがあるとき
	第２配備	各災害	・市域に広範囲にわたる大規模な災害が発生したとき
	第３配備	各災害	・市域に広範囲にわたる住民の生命・身体に被害を及ぼす甚大な災害が発生したとき

※　情報連絡本部は危機管理課が中心となる

危機事象が発生し、又は発生のおそれがある場合は、危機管理事象の所管課において情報収集体制をとり、情報収集や危機事象への対応を行う。

職員の自主参集基準

平成２８年４月１日

災害区分	基　　準
地震災害	市域で震度５弱、又は近隣市町で震度５強が観測されたとき
火山災害	桜島の海底噴火に関し、特別警報（噴火警報－居住地域）が発表されたとき

大規模災害において、通常利用している交通手段の途絶を考慮し、職員は、参集時の代替えの交通手段について、各自が個別的に検討する。

災害対策組織の解散基準

組織名称	災害の種別	解　散　基　準
情報連絡本部 及び 災害警戒本部	災害全般	・設置要因としていた災害の危険が解消したと認められたとき（気象警報が解除されたとき） ・情報連絡本部にあっては災害警戒本部が、災害警戒本部にあっては災害対策本部が設置されて組織を移行したとき
災害対策本部	災害全般	・設置要因としていた災害の危険が解消したと認められたとき ・災害応急対策が一応終了し、災害対策本部を継続する必要がなくなったとき ・災害の発生の危険性が軽減したと認められ、災害警戒本部又は情報連絡本部に組織を移行させるとき

※ 情報連絡本部は危機管理課が中心となる

危機事象が発生し、又は発生のおそれがある場合は、危機管理事象の所管課において情報収集体制をとり、情報収集や危機事象への対応を行う。

１－８　避難指示等発表又は発令の基準

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保は、発表又は発令の要件となる事項及び避難の目安となる各種情報を総合的に判断し、次に示すことを勘案して発表又は発令する。

① 予測する災害の種類
② 避難に要する時間
③ 避難を行時間帯
④ 避難路における危険性
⑤ 要配慮者への配慮

区　分	発表又は発令基準
高齢者等避難	・気象警報が発表された場合 ・暴風の襲来により短時間後に危険が予想される場合（風速が20m/s位に更に強まっていくときのような場合） ・相当な豪雨で短時間に予想される場合（連続雨量が100㎜を超えた場合は、時間雨量30㎜を超えたときのような場合。その他の場合は時間雨量40㎜を超えるような場合） ・河川の水位が「氾濫警戒情報（警戒レベル３相当）」を超え、なお水位の上昇が見込まれる場合 ・火山噴火レベルが４で、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が高まった場合 ・高潮の起こる恐れが予想される場合
避難指示	・暴風による風速が強まり災害の発生が予想され、生命、身体の危険が迫ってきた場合（風速が20m/s以上となり、更に強まっていくことが予想される場合） ・相当な豪雨で短時間に危険が予想される場合（連続雨量が150㎜を超えた場合は時間雨量50㎜を超えたときのような場合。その他の場合は時間雨量60㎜を超えたような場合） ・河川の水位が「氾濫危険情報（警戒レベル４相当）」を超え、なお水位の上昇が見込まれる場合 ・河川堤防の決壊等の兆候、又は上流域の決壊により、危険であると認められる場合 ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・地すべり、山崩れ等の兆候が見られ、危険であると認められる場合 ・白浜地区においては、鹿児島国道事務所から国道10号重富・磯間の通行止めの連絡があった場合 ・火山の噴火警戒レベルが５で、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生又はせっぱくしている場合 ・津波警報以上が発表された場合 ただし、津波注意報が発表されても避難指示を発令する事があります。 ・高潮による被害が発生又はその恐れがある場合 ・周囲の状況が避難準備の段階より悪化し、相当の危険が迫ってきた場合
緊急安全確保	・暴風、豪雨、洪水、高潮、その他の災害発生事象が避難指示の段階より悪化し、更に特別警報等が発表され、災害の発生が確認された場合、または、切迫している場合。 ただし、災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、必ず発令される情報ではありません。

（１）「警戒レベル」を用いた避難指示等の発令について

避難情報に関するガイドラインの改訂（内閣府）

災害対策基本法が令和３年に改正（災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和３年法律第３０号）：５月１０日公布、５月２０日施行）されたことを受け、市町村が避難情報の発令基準等を検討・修正等する際の参考としていただけるよう、これまでの「避難勧告等に関するガイドライン」の名称を含め、「避難情報に関するガイドライン」に改定されました。

① 水害・土砂災害の防災情報の伝達手段の改訂

市民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、従来の避難指示等に加えて、防災情報を５段階の警戒レベルにより提供することとなり、取るべき行動の対応が下記表のとおり明確化されました。

警戒レベル	避難情報等	市民が取るべき行動
5 【市町村発令】	緊急安全確保	災害が発生している又は、切迫している。直ちに命を守る最善の行動をとる。
4 【市町村発令】	避難指示	災害が発生するおそれが極めて高く、危険な場所から全員避難する。
3 【市町村発令】	高齢者等避難	避難に時間のかかる高齢者や障がいのある方は危険な場所から避難する。
2 【気象庁発表】	大雨・洪水・高潮注意報	避難の準備を進め、自ら避難先や避難ルートを確認する。
1 【気象庁発表】	早期注意情報	災害への心構えを高める。

１－９　罹災証明書

（表面）

様式第１号（第３条関係）

罹災証明書交付申請書

年　　月　　日

始良市長　殿

申請者（窓口に来られた方）
住所　〒　　－

氏名
罹災者との関係
電話番号

災害により、次のとおり住家又は物件に被害が生じたので、罹災証明書の交付を申請します。

罹災者 （世帯主）	住所		
	ふりがな		電話番号
	氏名		
罹災年月日	年　月　日　時　分頃		
罹災原因	□暴風　□豪雨　□洪水　□高潮　□地震　□豪雪 □その他（　　）		
罹災場所			
罹災住家	□①持家　□②借家（所有者名　　）		
罹災物件			
罹災状況			
添付書類	□被害状況を示す写真 □その他（　　）		

市確認欄

□個人番号カード　□運転免許証　□パスポート　□保険証　□年金手帳 □その他（　　）

（裏面）

記入上の留意点

1　申請時に、申請者本人であることが確認できるものを提示し、「申請者」欄に住所等を記入してください。

2　代理人による申請等を行う場合は、以下の「委任状」にも必要事項を記入してください。

3　「罹災年月日」欄には、罹災又は罹災したと思われる年月日を記入してください。

4　「罹災原因」欄には、該当災害の□に☑してください。

5　「罹災場所」欄には、被害のあった住家の所在地を記入してください（借家の場合は当該物件名称等も補記してください。）。

6　「罹災住家」欄には、被災した当該住家の□に☑してください。

7　「罹災物件」欄には、被害のあった物件の種類を記入してください。

8　「罹災状況」欄には、被害内容をできる限り具体的に記入してください。
例１：○月○日○時○分大雨による裏山の土砂崩れにより、自宅１階部分が使用不能。
例２：台風による強風で○月○日○時○分自宅の屋根が損傷した。
例３：台風による強風で○月○日○時○分自宅のカーポートが損傷した。

9　「添付資料」欄には、申請の際に添付した該当資料の□に☑してください。

罹災者以外の方が申請をする場合は、次の委任状に必要事項を記入してください。

委　任　状

年　　月　　日

私は、申請者を代理人とし、罹災証明書の交付申請及び受領に関する権限を委任します。

委任者（罹災者）　住所
氏名

整理番号

罹　災　証　明　書

世帯主住所	
世帯主氏名	

罹災原因	年　　月　　日の　　による

被災住家の所在地	
住家の被害の程度	□全壊　□大規模半壊　□中規模半壊　□半壊 □準半壊　□準半壊に至らない（一部損壊）
浸　水　区　分	□床上浸水　□床下浸水

※物件の被害	

注１住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう)のために使用している建物のこと（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急処理等の対象となる住家)。

２この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

３この証明書に記載された住家の被害の程度に不服があるときは、この証明書の交付を受けた日の翌日から３か月以内に、被害認定再調査申請書（様式第４号）を提出することができます。

※物件の被害については、災害により被害があった旨を証明するものです。対象物件の被害程度を証明するものではありません。

上記のとおり、相違がないことを証明します。

年　　月　　日

鹿児島県姶良市長　　印

２　気象観測等に関する資料

２－１　気象警報等の基準

１　特別警報の発表基準

現象の種類	基　　準	
大雨	・台風や集中豪雨により数十年に一度の降雪量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合	
暴風	・数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	・暴風が吹くと予想される場合
高潮		・高潮になると予想される場合
波浪		・高波になると予想される場合
暴風雪	・数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	・数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

※　発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断します。

２　津波・火山・地震（地振動）に関する特別警報の発表基準

※　これらの特別警報は、名称に「特別警報」は用いず、従来どおりの名称で発表する。

（例）大津波警報が発表されたときは、それが津波に関する特別警報が発表されたという意味になる。

現象の種類	基　　準
津波	・高いところで３メートルを超える津波が予想される場合 （大津波警報を特別警報に位置づける）
火山噴火	・居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 （噴火警報（居住地域）を特別警報に位置づける） キーワード：居住地域厳重警戒
地震 （地振動）	・震度６弱以上の大きさの地振動が予想される場合 （緊急地震速報（震度６弱以上）を特別警報に位置づける）

※　津波、火山噴火、地震については、従来からの警報のうち、危険度が非常に高いレベルのものを特別警報に位置づける。

具体的には、津波については「大津波警報」、火山噴火については「噴火警報（居住地域)」、地震については「緊急地震速報（震度６弱以上を予想したもの)」を特別警報に位置づける。

これらの特別警報を見聞きした場合は、これまでと同様に、津波であれば直ちに避難する、火山噴火であれば噴火警戒レベルに応じ避難や避難準備を行う、地震であれば揺れから身を守るなど、命を守る行動をとる。

（１）津波警報体系

※「大津波警報」を「特別警報」と位置づける。

津波３m超	特別警報	大津波警報
津波３m 津波１m超	警報	津波警報
津波１m 津波２０㎝超	注意報	津波注意報
若干の海面変動 津波なし	予報	津波予報

（２）火山警報体系

※「噴火警報（噴火警戒レベル４以上)」及び「噴火警報（居住地域)」を特別警報と位置づける。

（２－１）　噴火警戒レベル運用済み火山

	予警報	対象範囲	レベル	キーワード
特別警報	噴火警報（居住地域）	・居住地域及びそれより火口側	5	避難
			4	避難準備
警報	噴火警報（火口周辺）	・火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3	入山規制
			2	火口周辺規制
予報	噴火予報	・火口内等	1	活火山であることに留意

（２－２）　噴火警戒レベルを運用していない火山

	予警報	対象範囲	キーワード
特別警報	噴火警報（居住地域）	・居住地域及びそれより火口側	居住地域厳重警戒
警報	噴火警報（火口周辺）	・火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	入山危険
		・火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺危険
予報	噴火予報	・火口内等	活火山であることに留意

（３）地振動警報体系

※「緊急地震速報（震度６弱以上)」を特別警報と位置づける。

震度６弱以上	特別警報	緊急地震速報（警報）
震度５弱以上	警報	
震度３以上又はＭ３．５以上	予報	緊急地震速報（予報）

３．警報・注意報発表基準一覧　（発表官署：鹿児島地方気象台）

令和５年６月８日現在

姶良市	府県予報区	鹿児島県		
	一次細分区分	薩摩地方		
	市町村等をまとめた地域	川薩・姶良		
警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	27	
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	155	
	洪水	流域雨量指数基準	網掛川流域＝23.3、思川流域＝21.8、宇曽ノ木川流域＝15 山田川流域＝15.8、別府川流域＝25	
		複合基準※1	－	
		指定河川洪水予報による基準	－	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			鹿児島湾	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s　雪を伴う
			鹿児島湾	20m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm
			山地	12時間降雪の深さ15cm
	波浪	有義波高	2.5m	
	高潮	潮位	2.7m	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	14	
		土壌雨量指数基準	110	
	洪水	流域雨量指数基準	網掛川流域＝18.6、思川流域＝17.4、宇曽ノ木川流域＝12 山田川流域＝12.6、別府川流域＝20	
		複合基準※1	－	
		指定河川洪水予報による基準	－	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			鹿児島湾	12m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s　雪を伴う
			鹿児島湾	12m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ3cm
			山地	12時間降雪の深さ5cm
	波浪	有義波高	1.5m	
	高潮	潮位	1.9m	
	雪	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			鹿児島湾	500m
	乾燥	最小湿度40%で、実効湿度65%		
	なだれ	積雪の深さ100cm以上で次のいずれか １　気温3℃以上の好天 ２　低気圧等による降雨 ３　降雪の深さ30cm以上		
	低温	夏期：平年より平均気温が4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合 冬期：海岸地方で最低気温が－4℃以下、内陸部で最低気温が－7℃以下		
	霜	11月30日までの早霜　3月10日以降の晩霜　最低気温4℃以下		
	着氷・着雪	大雪注意報・警報の状況下で、気温－2℃～2℃、湿度90%以上		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	120mm	

※1　**表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表しています。**

（１）　大雨注意報・警報基準（発表官署：鹿児島地方気象台）

始良市	府県予報区	鹿児島県
	一次細分区域	薩摩地方
	市町村等をまとめた地域	川薩・始良
警報	浸 水 害＝表面雨量指数基準	２７
	土砂災害＝土壌雨量指数基準	１５５
注意報	浸 水 害＝表面雨量指数基準	１４
	土砂災害＝土壌雨量指数基準	１１０

（２）　洪水注意報・警報基準（発表官署：鹿児島地方気象台）

始良市	府県予報区			鹿児島県		
	一次細分区域			薩摩地方		
	市町村等をまとめた地域			川薩・始良		
警報	表面雨量指数基準	２７	流域雨量指数基準	網掛川流域＝２３．３ 思川流域＝２１．８ 宇曽ノ木川流域＝１５ 山田川流域＝１５．８ 別府川流域＝２５	複合基準	－
注意報		１４		網掛川流域＝１８．６ 思川流域＝１７．４ 宇曽ノ木川流域＝１２ 山田川流域＝１２．６ 後郷川流域＝２０		－

（３）　高潮注意報・警報基準（発表官署：鹿児島地方気象台）

始良市	府県予報区	鹿児島県
	一次細分区域	薩摩地方
	市町村等をまとめた地域	川薩・始良
警報	潮位	２．７メートル
注意報		１．９メートル

４　気象庁震度階級関連表

●　木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	―	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	―	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注１）木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注２）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注３）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●　鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	―	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやＸ状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやＸ状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注１）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注２）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	－	－
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	－	－
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	－
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●　地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
５弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
５強		
６弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
６強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
７		

※1　亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2　地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3　大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●　ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※　震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●　大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※　規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

留意事項

1　気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値である。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するか示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度は決定されない。

2　地振動は、地盤や地形に大きく影響される。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがある。中高層建物の上層部では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なる。

3　震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の１回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なる。

4　この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生、逆に小さな被害にとどまる場合もある。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではない。

5　この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものである。

6　この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いる。

用　語	意　　味
まれに	・極めて少ない。めったにない。
わずか	・数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	・半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	・全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、が（も）いる	・当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。

多くなる	・量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	・上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われる場合に使用。

５　噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル キーワード	説　明		
				火山活動の状況	住民等の行動	登山・入山者対応
特別警報	噴火警報 （居住地域） 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	レベル５ 避難	・居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	・危険な居住地域からの避難等が必要（状況に応じて対象地域や方法等を判断）	
			レベル４ 避難準備	・居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	・警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要（状況に応じて対象地域を判断）	
警報	噴火警報 （火口周辺） 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで	レベル３ 入山規制	・居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	・通常の生活（今後火山活動の推移に注意。入山規制）。状況に応じて要配慮者の避難準備等。	・登山禁止・入山規制等、危険な地域への立ち入り規制等（状況に応じて規制範囲を判断）

		火口周辺	レベル２ 火口周辺規制	・火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	・通常の生活	・火口周辺への立入規制等（状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断）。
予報	噴火予報	火口内等	レベル１ 活火山であることに留意	・火山活動は静寂。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。		・特になし（状況に応じて火口内への立入規制等）

※　噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を５段階に区分して発表する指標である。

火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番どおりになるとは限らない（下がるときも同様）。

２－２　雨量観測所

番号	観測所名	設置場所	管　　理
１	姶良町（姶良市役所本庁）	姶良市宮島町 ２号館屋上	鹿児島県
２	蒲生町（蒲生総合支所）	姶良市蒲生町上久徳 本館屋上	鹿児島県
３	加治木町（加治木総合支所） ※休止中	姶良市加治木町本町 北庁舎屋上	姶良市
４	姶良市消防本部	姶良市加治木町木田 本部庁舎屋上	姶良市
５	脇元	姶良市脇元 脇元地区公民館	鹿児島県
６	西姶良	姶良市西姶良 3-2430-904 姶良ニュータウン	鹿児島県
７	鍋倉	姶良市鍋倉 帖佐地区公民館	鹿児島県
８	山田	姶良市下名 山田出張所、消防団車庫	鹿児島県
９	北山	姶良市北山 スターランドＡＩＲＡ	鹿児島県
１０	堂山	姶良市北山 2898-14 県道十三谷・重富線沿い	鹿児島県
１１	西浦	姶良市蒲生町西浦 3017 市道漆・西浦線沿い	鹿児島県
１２	真黒	姶良市蒲生町白男 4006-2 県道小山田・川田・蒲生線沿い	鹿児島県
１３	毛上 ※休止中	姶良市加治木町小山田 竜門小校区公民館	鹿児島県
１４	姶良・伊佐地域振興局	姶良市加治木町諏訪町 本庁舎屋上	鹿児島県
１５	国道１０号 加治木雨量観測所	姶良市加治木町日木山 事務所屋上	鹿児島国道事務所

番　号	観測所名、設置場所	管　理
1	姶良町観測所（姶良市役所２号館屋上） 姶良市宮島町	鹿児島県

付近状況図、設置詳細場所

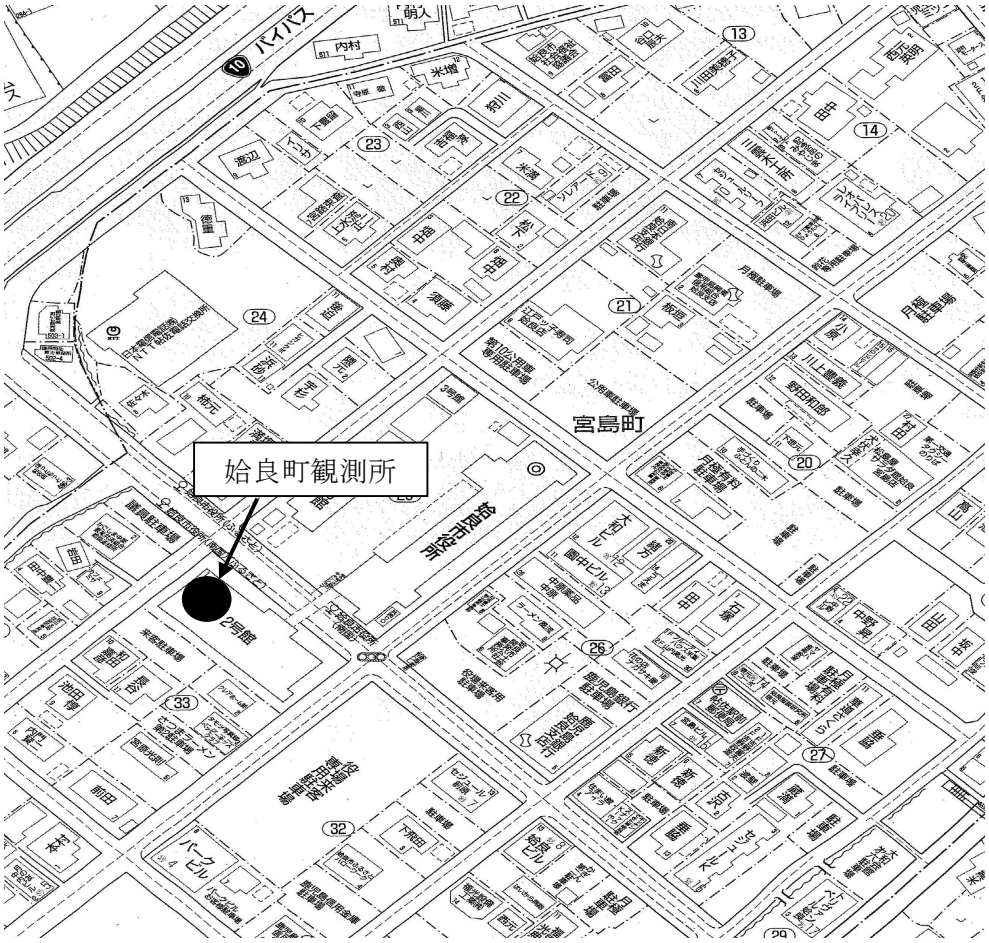

設置状況

番　号	観測所名、設置場所	管　理
2	蒲生町観測所（姶良市蒲生総合支所本館屋上） 姶良市蒲生町上久徳	鹿児島県

付近状況図、設置詳細場所

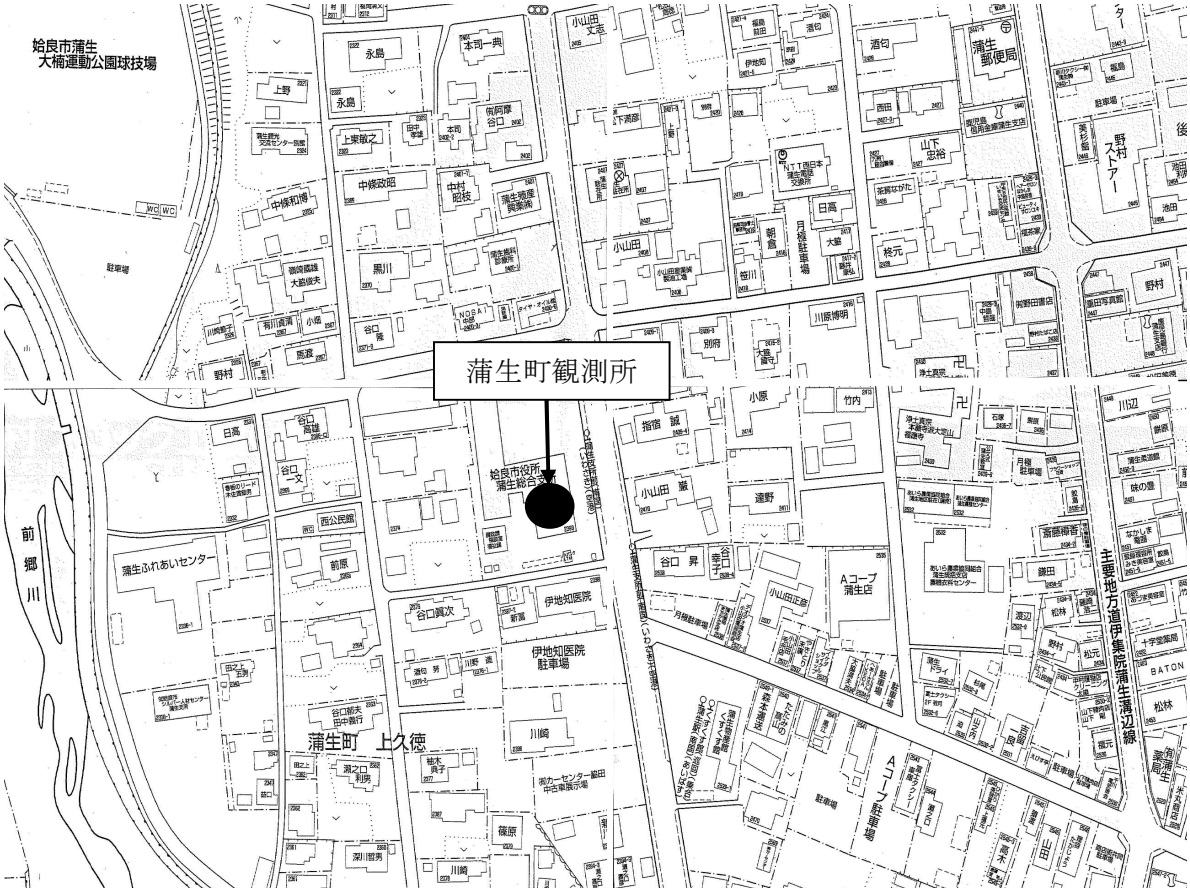

設置状況

番　号	観測所名、設置場所	管　理
3 ※休止中	加治木町観測所（姶良市加治木総合支所北庁舎屋上） 姶良市加治木町本町	姶良市

付近状況図、設置詳細場所

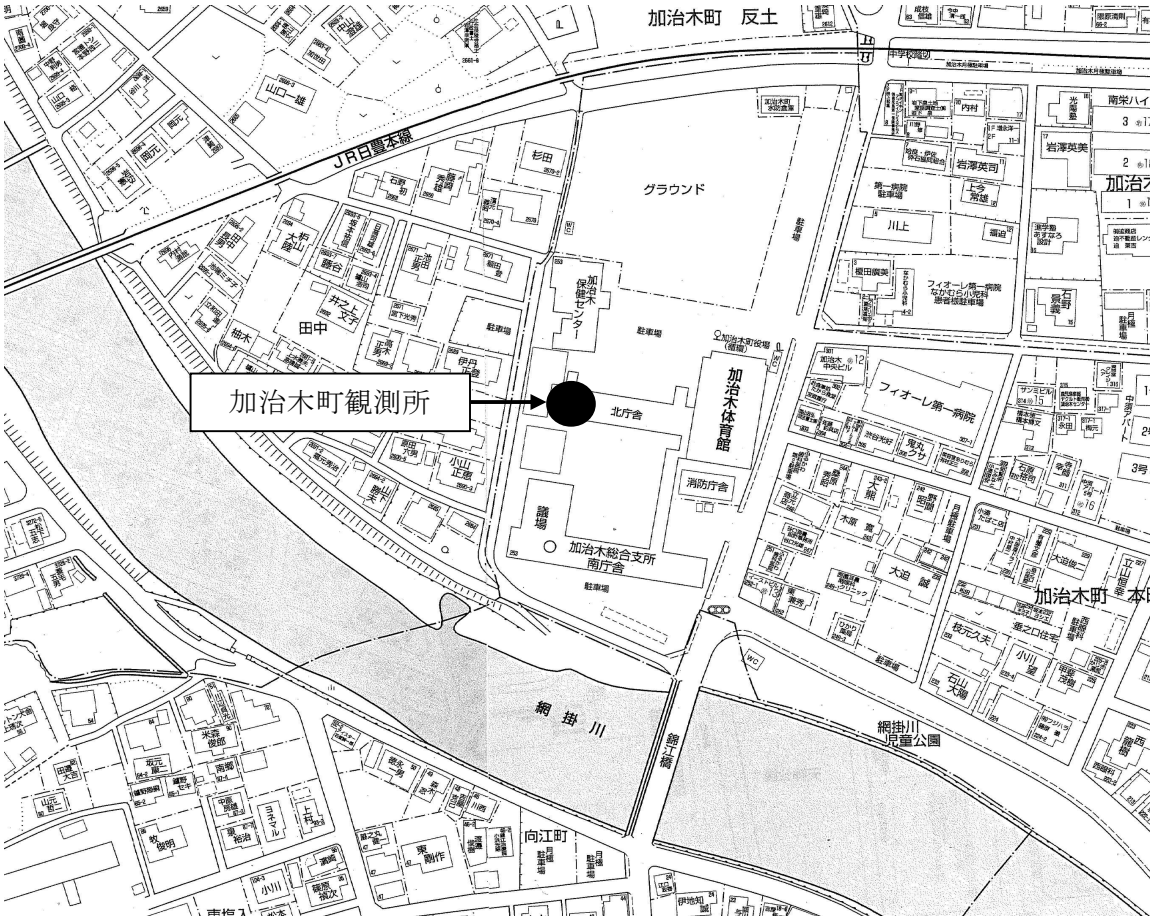

設置状況

番　号	観測所名、設置場所	管　理
4	姶良市消防本部（本庁舎屋上） 姶良市加治木町木田	姶良市

付近状況図、設置詳細場所

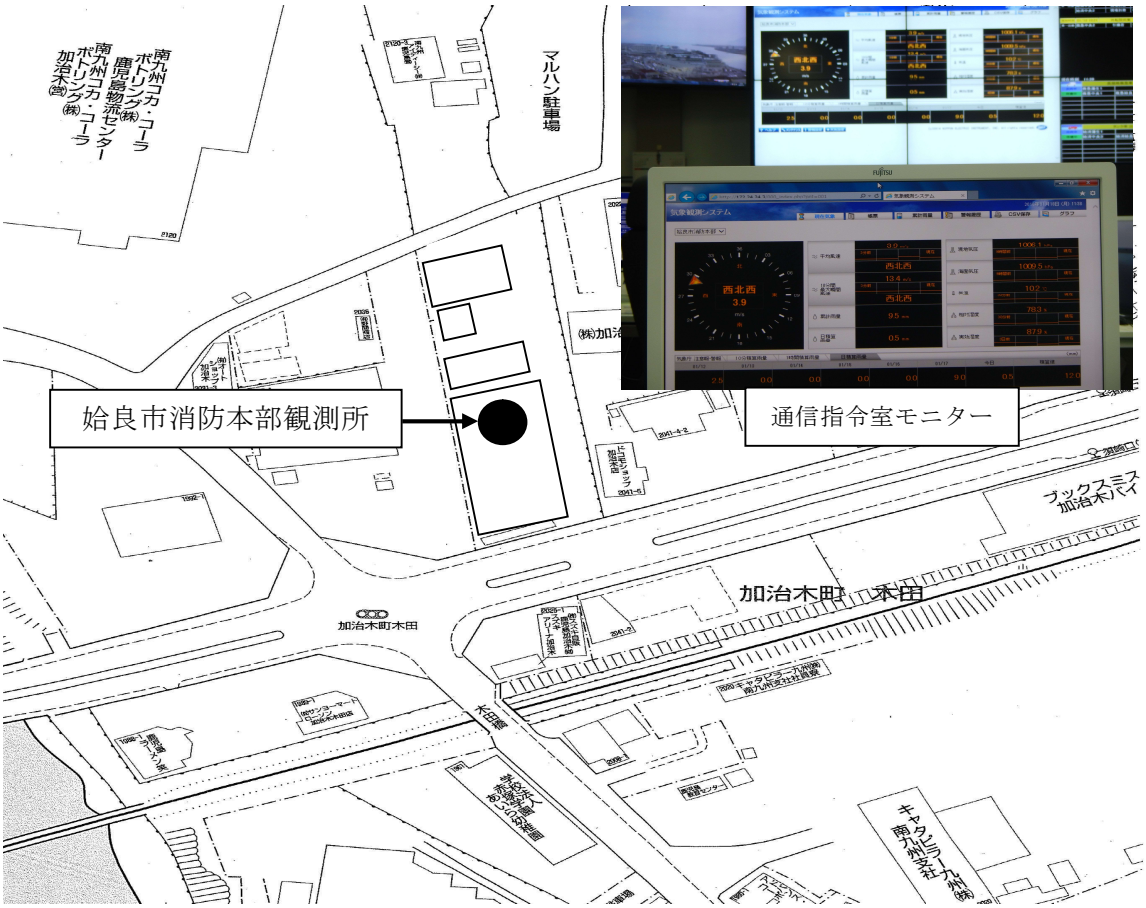

設置状況

番　号	観測所名、設置場所	管　理
5	脇元観測所（脇元地区公民館駐車場） 姶良市脇元	鹿児島県

付近状況図、設置詳細場所

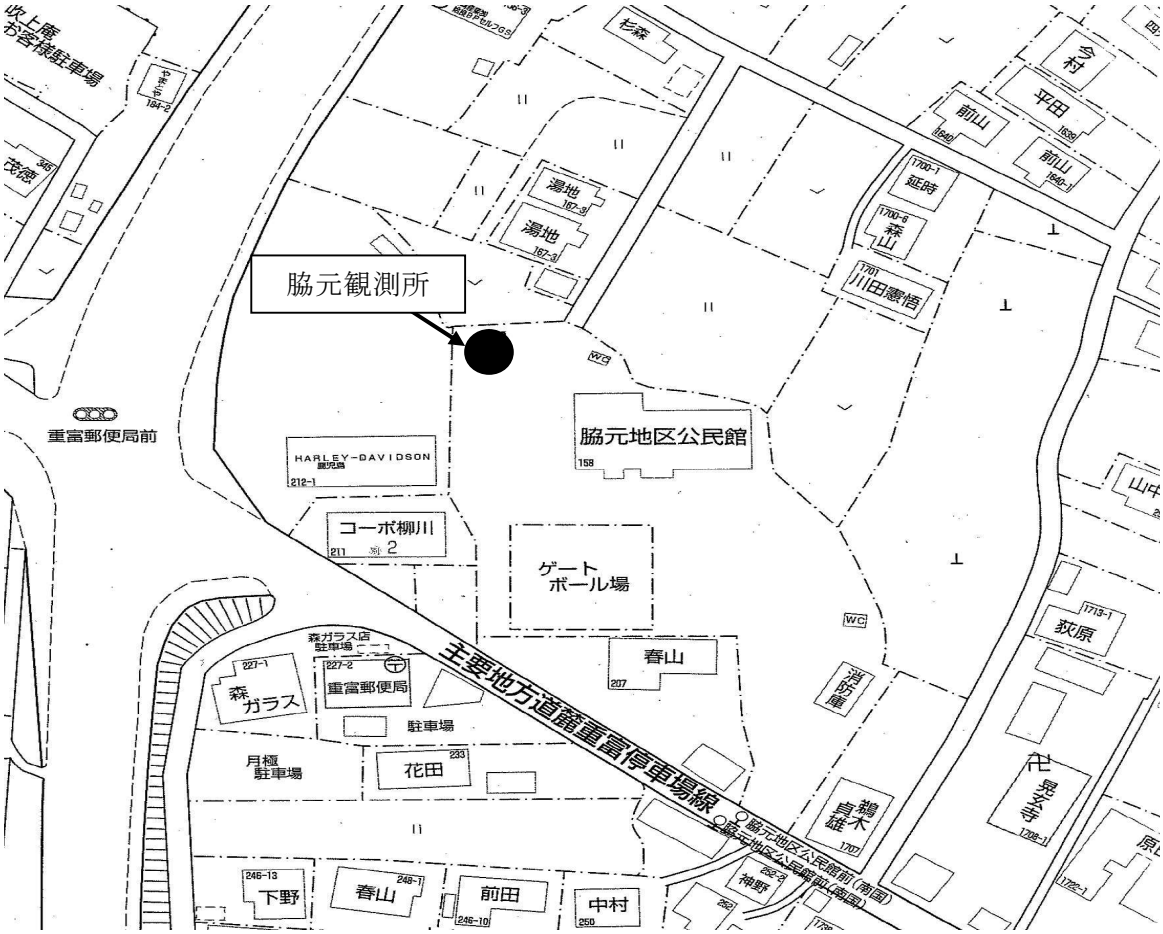

設置状況

番　号	観測所名、設置場所	管　理
6	西姶良観測所（姶良ニュータウン） 姶良市西姶良３－２４３０－９０４	鹿児島県

付近状況図、設置詳細場所

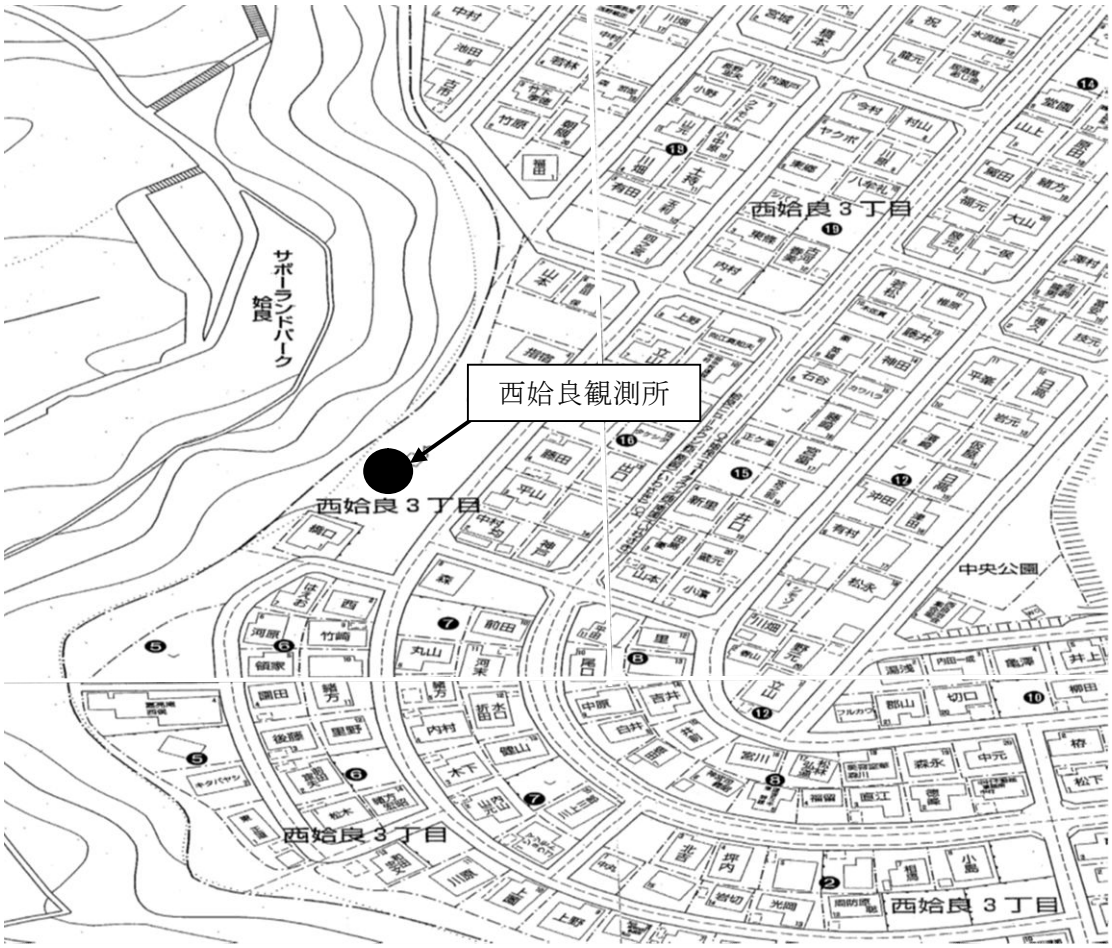

設置状況

番　号	観測所名、設置場所	管　理
7	鍋倉観測所（帖佐地区公民館駐車場） 姶良市鍋倉	鹿児島県

付近状況図、設置詳細場所

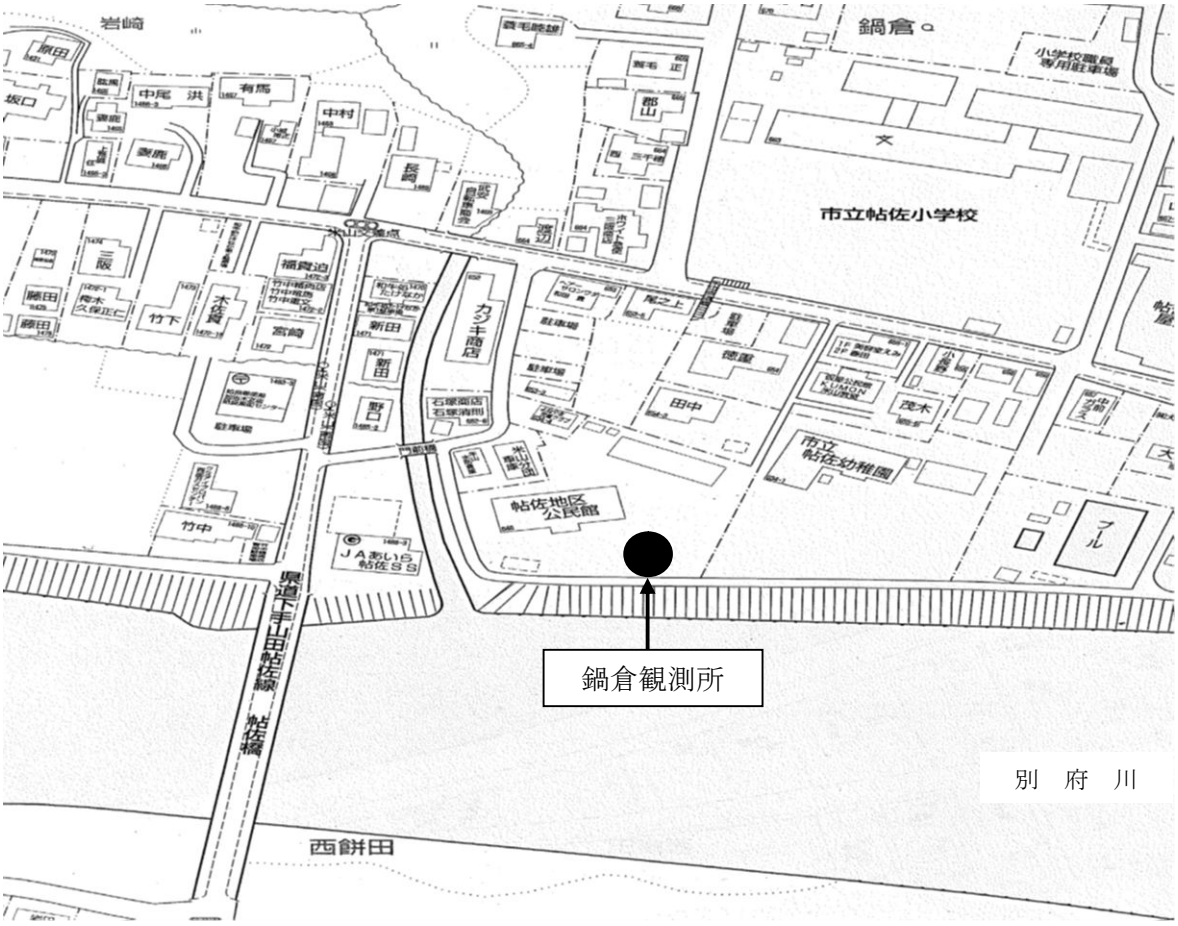

設置状況

番　号	観測所名、設置場所	管　理
8	山田観測所（山田地区公民館、消防団車庫裏） 姶良市下名	鹿児島県

付近状況図、設置詳細場所

設置状況

番　号	観測所名、設置場所	管　理
9	北山観測所（スターランドＡＩＲＡ） 姶良市北山	鹿児島県

付近状況図、設置詳細場所

設置状況

番　号	観測所名、設置場所	管　理
１０	堂山観測所（県道十三谷・重富線沿い） 姶良市北山２８９８－１４	鹿児島県

付近状況図、設置詳細場所

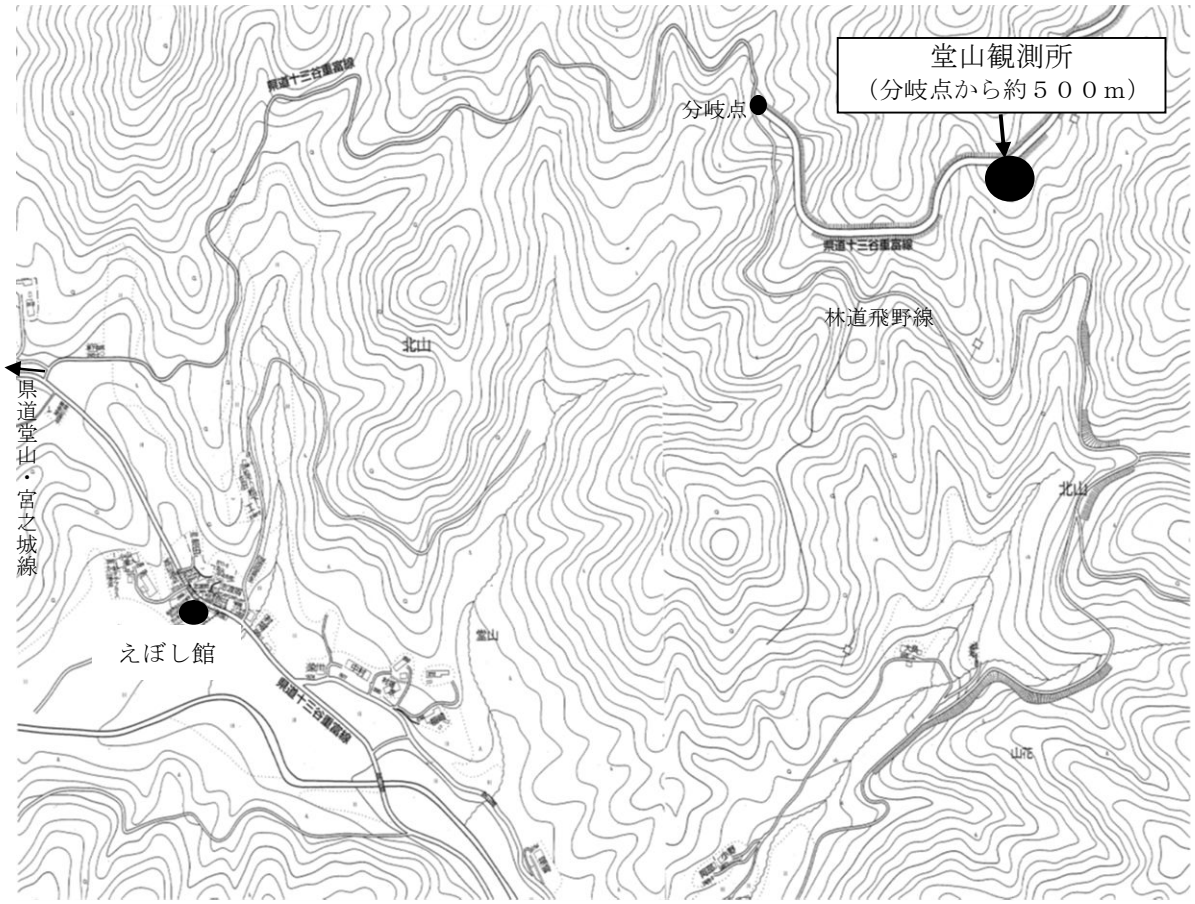

設置状況

番　号	観測所名、設置場所	管　理
１１	西浦観測所 姶良市蒲生町西浦３０１７	鹿児島県

付近状況図、設置詳細場所

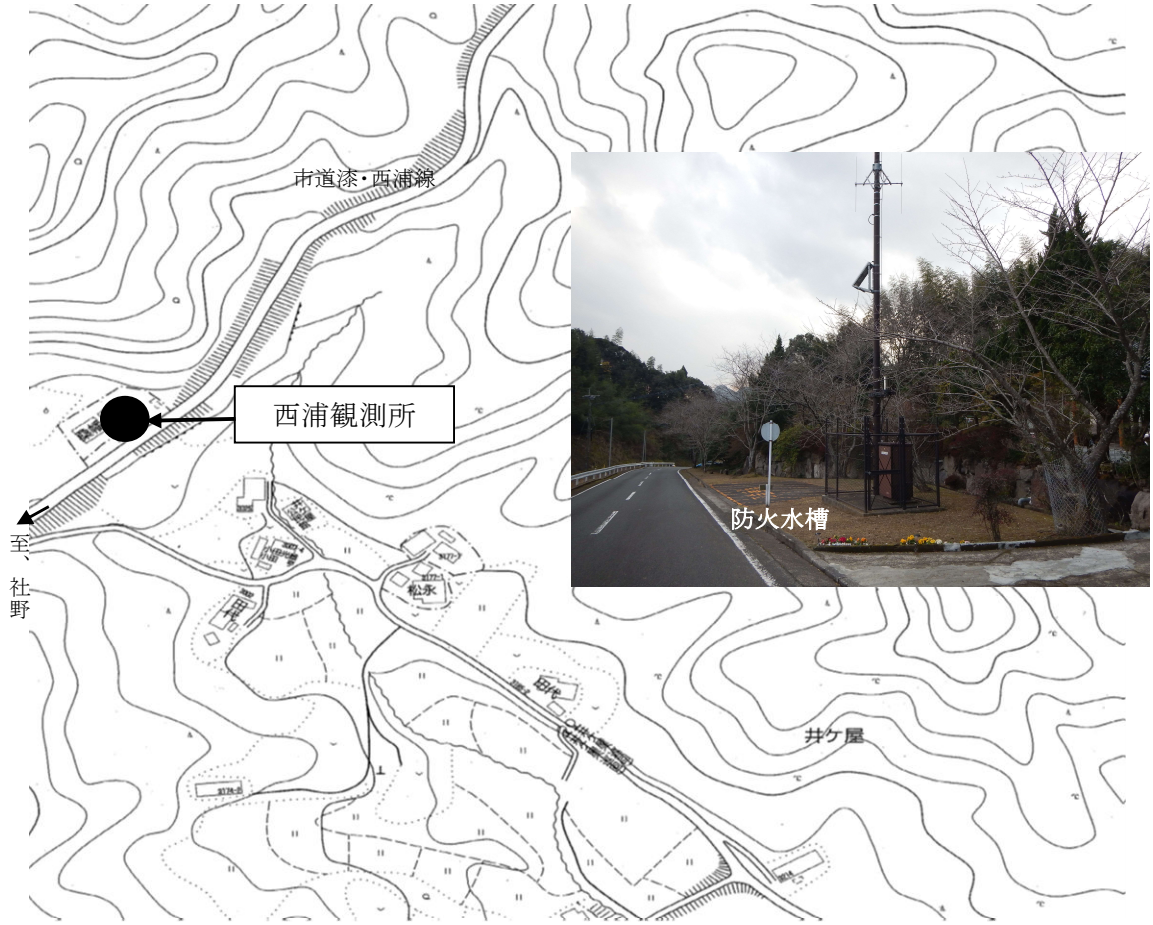

設置状況

番　号	観測所名、設置場所	管　理
１２	真黒観測所 姶良市蒲生町白男４００６－２	鹿児島県

付近状況図、設置詳細場所

設置状況

番　号	観測所名、設置場所	管　理
１３ ※休止中	毛上観測所（竜門小校区公民館） 姶良市加治木町小山田	鹿児島県

付近状況図、設置詳細場所

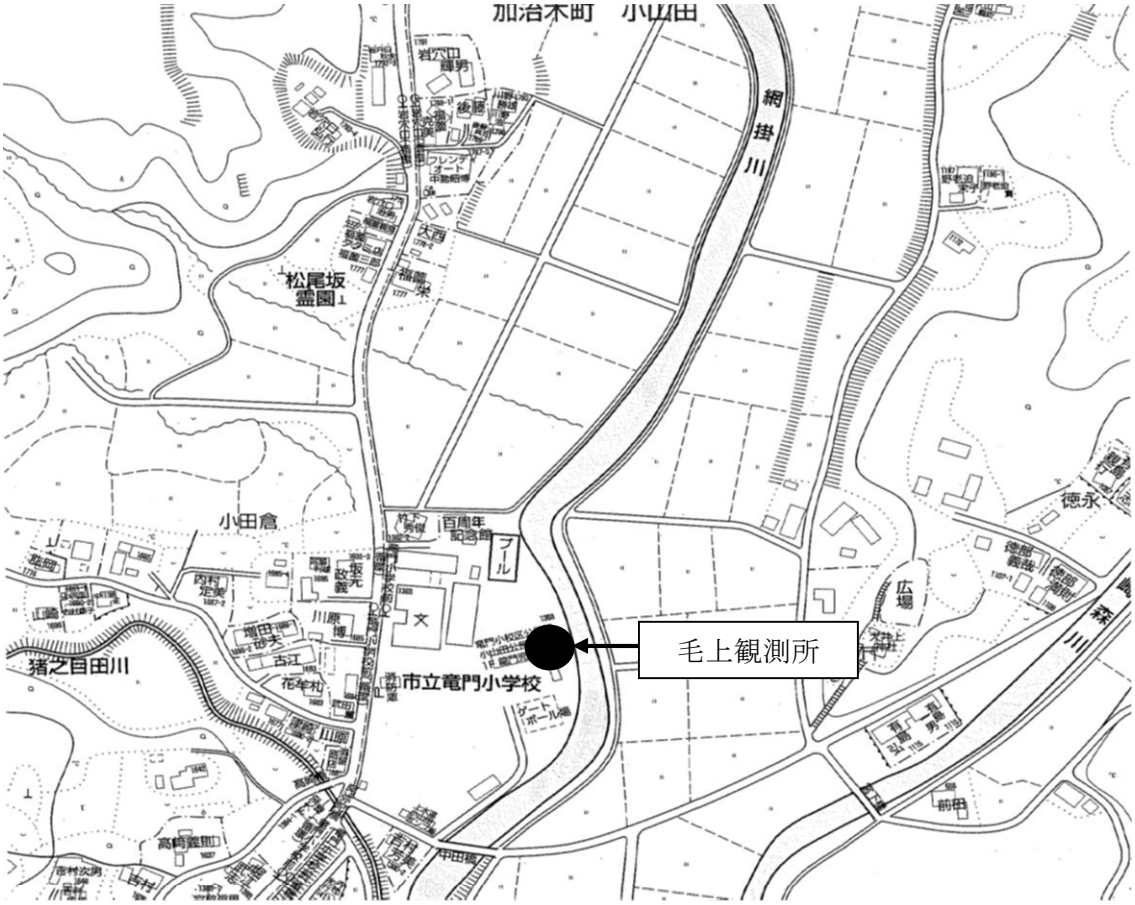

設置状況

番　号	観測所名、設置場所	管　理
１４	姶良・伊佐地域振興局観測所（本庁舎屋上） 姶良市加治木町諏訪町	鹿児島県

付近状況図、設置詳細場所

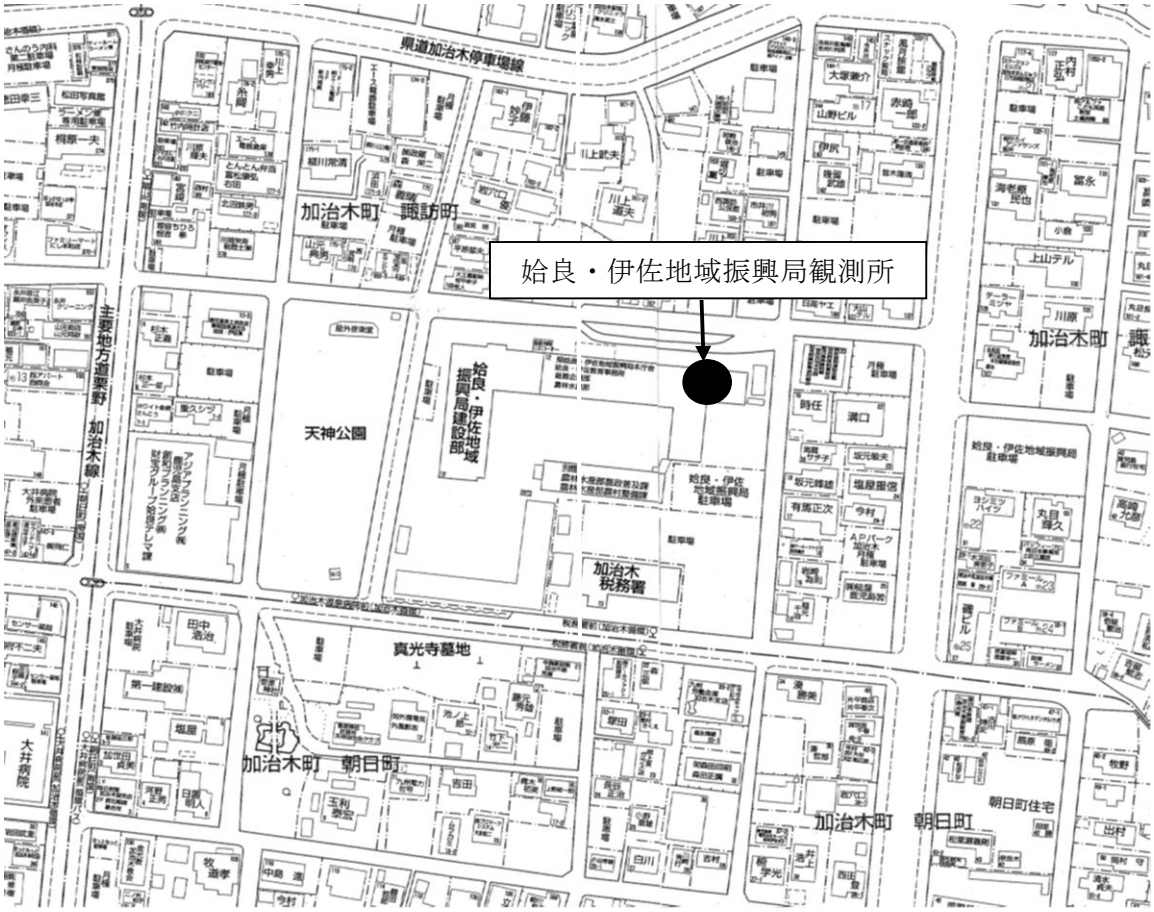

設置状況

番　号	観測所名、設置場所	管　理
１５	国道１０号加治木雨量観測所（加治木維持出張所屋上） 姶良市加治木町日木山	鹿児島国道事務所

付近状況図、設置詳細場所

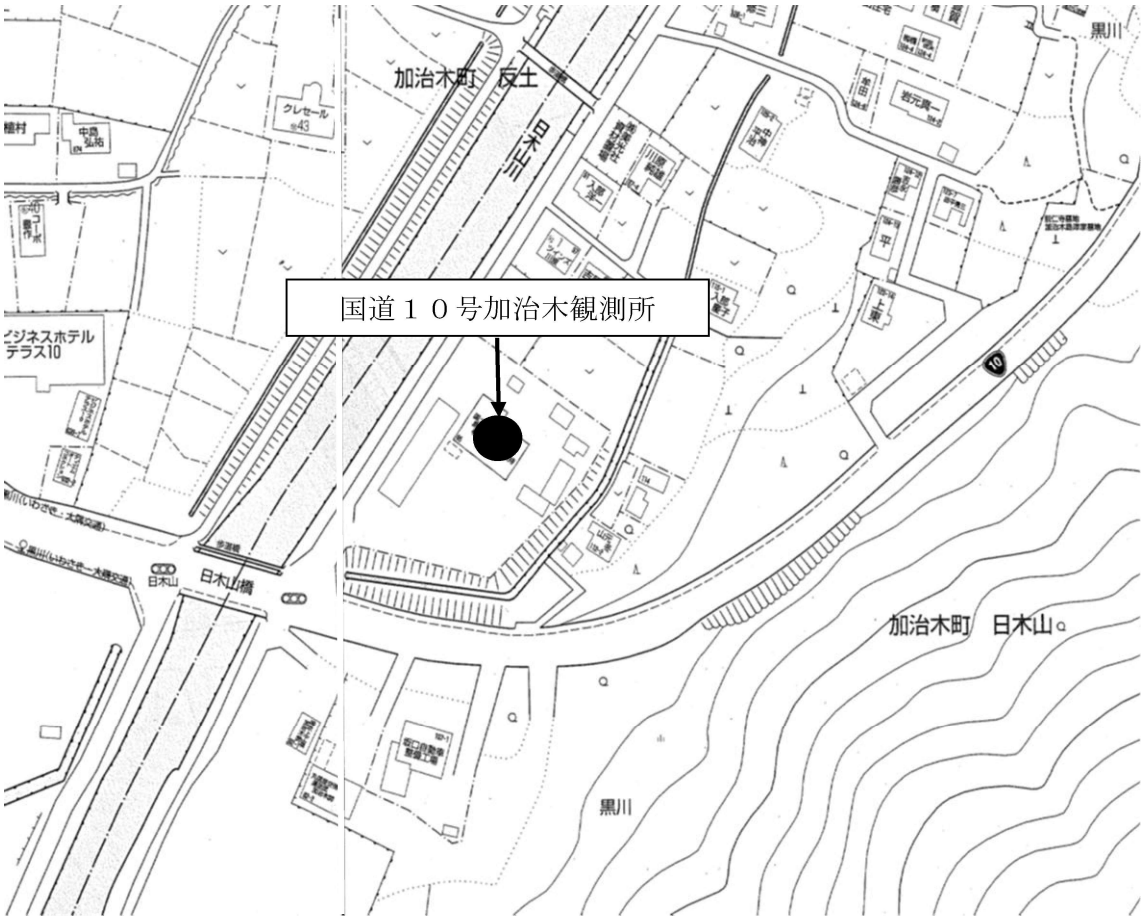

設置状況

２－３　水位観測所

河川名	観測所名	水位（m）			堤防高（m）		管理者
		水防団待機	氾濫注意	氾濫危険			
日木山川	日木山川高速下	1.40	2.10	3.90	左岸	4.96	姶良・伊佐地域振興局建設部
					右岸	5.06	
網掛川	竹下橋	2.10	2.70	3.30	左岸	4.87	
					右岸	4.87	
別府川	友徳橋（カメラ設置）	3.60	4.60	5.60	左岸	8.22	
					右岸	8.04	
思川	城瀬橋	2.80	3.50	5.20	左岸	6.10	
					右岸	6.00	
別府川	船津橋				左岸	8.53	
					右岸	3.92	
山田川	下名橋				左岸	2.31	
					右岸	3.86	
別府川	柊野橋				左岸	5.53	
					右岸	4.47	
前郷川	千金橋				左岸	5.86	
					右岸	7.36	

２－４　地震観測点

観測所名	位　　置	管 理 者
姶良市役所本庁舎	姶良市宮島町	鹿児島県危機管理局長
姶良市役所 加治木総合支所	姶良市加治木町本町	〃
姶良市役所 蒲生総合支所	姶良市蒲生町上久徳	国立研究開発法人 防災科学技術研究所

３　危険箇所等に関する資料

３－１　重要水防箇所

番号	水系名又は海岸名	河川名又は湖沼名	左右岸の別	水防管理団体名	区　　間	延長(m)	指定理由	予想される危険	水防工法
1	別府川	別府川	左	姶良市	前郷川合流点から三船橋まで	3,250	A	溢水	積土俵工
	別府川	別府川	右	姶良市	前郷川合流点から三船橋まで	3,250	A	溢水	積土俵工
2	別府川	前郷川	左	姶良市	蒲生橋から霧島橋まで	560	A	溢水	積土俵工
	別府川	前郷川	右	姶良市	蒲生橋から霧島橋まで	560	A	溢水	積土俵工
3	網掛川	網掛川	左	姶良市	宇曽ノ木川合流点から木田川合流点まで	220	A	溢水	積土俵工
	網掛川	網掛川	右	姶良市	宇曽ノ木川合流点から木田川合流点まで	220	A	溢水	積土俵工
4	網掛川	宇曽ノ木川	左	姶良市	九州自動車道から網掛川合流点まで	500	A	溢水	積土俵工
	網掛川	宇曽ノ木川	右	姶良市	九州自動車道から網掛川合流点まで	500	A	溢水	積土俵工
5	網掛川	網掛川	左	姶良市	中田橋上流240m地点から崎森川合流点まで	730	A	溢水	積土俵工
	網掛川	網掛川	右	姶良市	中田橋上流240m地点から崎森川合流点まで	730	A	溢水	積土俵工
6	日木山	日木山	左	姶良市	姶良市加治木町反土（蔵王団地前）から国道バイパスまで	800	A	溢水	積土俵工
	日木山	日木山	右	姶良市	姶良市加治木町反土（蔵王団地前）から国道バイパスまで	800	A	溢水	積土俵工
7	思　川	思　川	左	姶良市	新開橋上流330m地点から楠元橋まで	1,200	A	溢水	積土俵工
	思　川	思　川	右	姶良市	新開橋上流330m地点から楠元橋まで	1,200	A	溢水	積土俵工
8	別府川	山田川	左	姶良市	下名橋から山田橋まで	500	A	溢水	積土俵工
	別府川	山田川	右	姶良市	下名橋から山田橋まで	500	A	溢水	積土俵工
9	別府川	別府川	左	姶良市	九州自動車道から国道まで	1,200	A	溢水	積土俵工
	別府川	別府川	右	姶良市	九州自動車道から国道まで	1,200	A	溢水	積土俵工
10	別府川	別府川	左	姶良市	鶴田橋から前郷川合流点まで	1,500	A	溢水	積土俵工
	別府川	別府川	右	姶良市	鶴田橋から前郷川合流点まで	1,500	A	溢水	積土俵工
11	別府川	別府川	左	姶良市	柊野橋上流1370m地点から米丸橋下流160m地点まで	3,800	A	溢水	積土俵工
	別府川	別府川	右	姶良市	柊野橋から米丸橋下流160m地点まで	2,430	A	溢水	積土俵工
12	別府川	別府川	左	姶良市	漆橋上流220m地点から赤仁田川合流部まで	2,400	A	溢水	積土俵工
	別府川	別府川	右	姶良市	漆橋上流220m地点から赤仁田川合流部まで	2,400	A	溢水	積土俵工
13	別府川	前郷川	左	姶良市	千金橋から蒲生橋まで	700	A	溢水	積土俵工
	別府川	前郷川	右	姶良市	千金橋から蒲生橋まで	700	A	溢水	積土俵工
14	別府川	前郷川	左	姶良市	北中橋から中坪橋まで	1,100	A	溢水	積土俵工
	別府川	前郷川	右	姶良市	北中橋から中坪橋まで	1,100	A	溢水	積土俵工

番号	水系名又は海岸名	河川名又は湖沼名	左右岸の別	水防管理団体名	区　　間	延長(m)	指定理由	予想される危険	水防工法
15	別府川	前郷川	左	姶良市	前郷川発電所から北中橋まで	4,350	A	溢水	積土俵工
	別府川	前郷川	右	姶良市	前郷川発電所から北中橋まで	4,350	A	溢水	積土俵工
16	別府川	田平川	左	姶良市	前郷川合流点から上流へ1650m	1,650	A	溢水	積土俵工
	別府川	田平川	右	姶良市	前郷川合流点から上流へ1650m	1,650	A	溢水	積土俵工
17	別府川	小川内川	左	姶良市	田平川合流点から上流へ1400m	1,400	A	溢水	積土俵工
	別府川	小川内川	右	姶良市	田平川合流点から上流へ1400m	1,400	A	溢水	積土俵工
18	別府川	西浦川	左	姶良市	明石川合流点から西浦下橋下流300m 地点まで	2,600	A	溢水	積土俵工
	別府川	西浦川	右	姶良市	明石川合流点から西浦下橋下流300m 地点まで	2,600	A	溢水	積土俵工
19	別府川	平田川	左	姶良市	第二平田橋上流70m地点から別府川合流 地点まで	1,100	A	溢水	積土俵工
	別府川	平田川	右	姶良市	第二平田橋上流70m地点から別府川合流 地点まで	1,100	A	溢水	積土俵工

20	—	住吉池	—	姶良市		—	E	決壊	シート張工法
21	—	枦山池	—	姶良市		—	E	決壊	シート張工法
22	—	森山池	—	姶良市		—	E	決壊	シート張工法
23	—	大文字池	—	姶良市		—	E	決壊	シート張工法
24	—	大迫池	—	姶良市		—	E	決壊	シート張工法
25	—	鍋倉池	—	姶良市		—	E	決壊	シート張工法
26	—	滑　池	—	姶良市		—	E	決壊	シート張工法
27	—	日木山池		姶良市		—	E	決壊	シート張工法
28	—	柚木谷池		姶良市		—	E	決壊	シート張工法
29	—	サハン池		姶良市		—	E	決壊	シート張工法
30	—	宮田池		姶良市		—	E	決壊	シート張工法
31	—	轟木池		姶良市		—	E	決壊	シート張工法
32	—	小宇都池		姶良市		—	E	決壊	シート張工法
33	—	大宇都池		姶良市		—	E	決壊	シート張工法
34	—	獄友池		姶良市		—	E	決壊	シート張工法
35	—	萩ノ宇都池		姶良市		—	E	決壊	シート張工法

重要水防箇所指定基準

（平成29年３月３日制定）

区分	種　　別	基　　準
A	堤 防 高 （流下能力）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所又は現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。
B	堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足している箇所。
C	漏　　水	漏水の履歴があるが、その対策が未実施又は暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び停滞の土質等からみて、漏水が発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。
D	水　衝・ 洗　　掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているか又は深掘れにならない程度に洗掘されているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているがその対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠損等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。
E	法　崩・ す べ り	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策は未施工又は暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。
F	工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮九案の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所又は計画高水流量規模の洪水の推移との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。
G	新 堤 防	新堤防で築造後３年以内の箇所。
H	破堤跡・ 旧 川 跡	破堤跡又は旧川跡の箇所。
I	工事施工	出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
J	浸水実績	過去に浸水の実績があり、未改修の箇所。

３－２　高潮・津波危険地域

水系又 沿岸名	河川・海岸 湖沼名	関係所管	予想される 危険	予想される 被害の程度	摘　　要
鹿児島湾 沿岸	重富漁港 海岸	姶良市	高潮	家屋　220 戸	延長 1,200m （脇元地区）
鹿児島湾 沿岸	姶良（東餅田） 海岸	姶良市	高潮	家屋　340 戸 耕地　5 ㌶	延長 1,000m （山野地区）
鹿児島湾 沿岸	松原海岸	姶良市	高潮	家屋 1,140 戸 耕地　20 ㌶	延長 2,200m （松原地区）
鹿児島湾 沿岸	黒川海岸	姶良市	高潮	家屋　30 戸 耕地　8 ㌶	延長　700m （加治木港）
鹿児島湾 沿岸	白浜海岸	姶良市	高潮	家屋　36 戸	延長　400m （白浜地区）

３－３　山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）

（加治木地区）

番号	地区区分	地区名	位置	
			大　字	字
441-0001	山腹崩壊危険地区	千地平	西別府	千地平
441-0002	山腹崩壊危険地区	倉ヶ宇都	西別府	倉ヶ宇都
441-0003	山腹崩壊危険地区	中須	辺川	中須
441-0004	山腹崩壊危険地区	黒葛ヶ迫	西別府	黒葛ヶ迫
441-0005	山腹崩壊危険地区	道風	辺川	道風
441-0006	山腹崩壊危険地区	上赤谷	小山田	上赤谷
441-0007	山腹崩壊危険地区	狩又	小山田	狩又
441-0008	山腹崩壊危険地区	頭成	西別府	頭成
441-0009	山腹崩壊危険地区	小園	辺川	小園
441-0010	山腹崩壊危険地区	坂元	辺川	坂元
441-0011	山腹崩壊危険地区	瀬戸口	辺川	瀬戸口
441-0012	山腹崩壊危険地区	内ノ丸	小山田	内ノ丸
441-0013	山腹崩壊危険地区	新開	小山田	新開
441-0014	山腹崩壊危険地区	原ノ丸	小山田	原ノ丸
441-0015	山腹崩壊危険地区	徳永	小山田	徳永
441-0016	山腹崩壊危険地区	竹原	西別府	竹原
441-0017	山腹崩壊危険地区	鍋	小山田	鍋
441-0018	山腹崩壊危険地区	宮田ヶ平	小山田	宮田ヶ平
441-0019	山腹崩壊危険地区	竹脇	小山田	竹脇
441-0020	山腹崩壊危険地区	赤月牧	小山田	赤月牧
441-0021	山腹崩壊危険地区	前田	小山田	前田
441-0022	山腹崩壊危険地区	ナシキ田	小山田	ナシキ田
441-0023	山腹崩壊危険地区	上中野	小山田	上中野
441-0024	山腹崩壊危険地区	赤坂	木田	赤坂
441-0025	山腹崩壊危険地区	赤坂	木田	赤坂
441-0026	山腹崩壊危険地区	コルキ堂	木田	コルキ堂
441-0027	山腹崩壊危険地区	山守	木田	山守
441-0028	山腹崩壊危険地区	石頭	木田	石頭
441-0029	山腹崩壊危険地区	高倉	木田	高倉
441-0030	山腹崩壊危険地区	石原田	木田	石原田

山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）

（加治木地区　続き）

番号	地区区分	地区名	位置	
			大字	字
441-0031	山腹崩壊危険地区	棚目	反土	棚目
441-0032	山腹崩壊危険地区	谷ノ口	日木山	谷ノ口
441-0033	山腹崩壊危険地区	池袋	日木山	池袋
441-0034	山腹崩壊危険地区	黒川	日木山	黒川
441-0035	山腹崩壊危険地区	黒川	日木山	黒川
441-0036	山腹崩壊危険地区	野中	小山田	野中
441-0037	山腹崩壊危険地区	後迫	小山田	後迫
441-0038	山腹崩壊危険地区	内畑	小山田	内畑
441-0039	山腹崩壊危険地区	白新田	西別府	白新田
441-0040	山腹崩壊危険地区	白坂	辺川	白坂
441-0041	山腹崩壊危険地区	瀬戸ノ上	反土	瀬戸ノ上
441-0042	山腹崩壊危険地区	上村	小山田	上村
441-0043	山腹崩壊危険地区	宮田	西別府	宮田
441-0044	山腹崩壊危険地区	下中原	小山田	下中原
441-0045	山腹崩壊危険地区	五本松	小山田	五本松
441-0046	山腹崩壊危険地区	池袋	日木山	池袋
441-0047	山腹崩壊危険地区	野迫	小山田	野迫
441-0048	山腹崩壊危険地区	弥勒	木田	弥勒
441-0049	山腹崩壊危険地区	北平	西別府	北平
441-0050	山腹崩壊危険地区	論ヶ迫	西別府	論ヶ迫
441-0051	山腹崩壊危険地区	上新開	小山田	上新開
441-0052	山腹崩壊危険地区	鶴原	辺川	鶴原
441-0053	山腹崩壊危険地区	井手向	小山田	井手向
441-0054	山腹崩壊危険地区	渡り	西別府	渡り
441-0055	山腹崩壊危険地区	鍛冶屋迫	小山田	鍛冶屋迫
441-0056	山腹崩壊危険地区	向江	西別府	向江
441-0057	山腹崩壊危険地区	東平	西別府	東平
441-0058	山腹崩壊危険地区	向江	西別府	向江
番号なし	山腹崩壊危険地区	瀬戸ノ口	西別府	瀬戸ノ口

山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）

（姶良地区）

番号	地区区分	地区名	位　置	
			大　字	字
442-0001	山腹崩壊危険地区	荒木段	北山	荒木段
442-0002	山腹崩壊危険地区	木場	北山	木場
442-0003	山腹崩壊危険地区	山伏ヶ段	北山	山伏ヶ段
442-0004	山腹崩壊危険地区	下川畑	三捨町	下川畑
442-0005	山腹崩壊危険地区	堂山	北山	堂山
442-0006	山腹崩壊危険地区	山神宇都	北山	山神宇都
442-0007	山腹崩壊危険地区	白坂	北山	白坂
442-0008	山腹崩壊危険地区	完踊	北山	完踊
442-0009	山腹崩壊危険地区	源ヶ釜	北山	源ヶ釜
442-0010	山腹崩壊危険地区	赤仁田	木津志	赤仁田
442-0011	山腹崩壊危険地区	日影	北山	日影
442-0012	山腹崩壊危険地区	下堤	木津志	下堤
442-0013	山腹崩壊危険地区	北中牧	木津志	北中牧
442-0014	山腹崩壊危険地区	中牧	北山	中牧
442-0015	山腹崩壊危険地区	大丸	北山	大丸
442-0016	山腹崩壊危険地区	早田	北山	早田
442-0017	山腹崩壊危険地区	大宮田	北山	大宮田
442-0018	山腹崩壊危険地区	瀧ノ宇都	脇元	瀧ノ宇都
442-0019	山腹崩壊危険地区	鎮守田	脇元	鎮守田
442-0020	山腹崩壊危険地区	石ケ迫	脇元	石ケ迫
442-0021	山腹崩壊危険地区	葛ケ原	上名	葛ケ原
442-0022	山腹崩壊危険地区	尾奈子	上名	尾奈子
442-0023	山腹崩壊危険地区	篠面野	上名	篠面野
442-0024	山腹崩壊危険地区	野下	上名	野下
442-0025	山腹崩壊危険地区	後田	木津志	後田
442-0026	山腹崩壊危険地区	清水	木津志	清水
442-0027	山腹崩壊危険地区	イラガ谷	寺師	イラガ谷
442-0028	山腹崩壊危険地区	池田	寺師	池田
442-0029	山腹崩壊危険地区	正原	上名	正原
442-0030	山腹崩壊危険地区	湯ノ平	上名	湯ノ平

山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）

（姶良地区　続き）

番号	地区区分	地区名	位置	
			大字	字
442-0031	山腹崩壊危険地区	石釜	上名	石釜
442-0032	山腹崩壊危険地区	上段	上名	上段
442-0033	山腹崩壊危険地区	岩元	上名	岩元
442-0034	山腹崩壊危険地区	山神跡	上名	山神跡
442-0035	山腹崩壊危険地区	前平	寺師	前平
442-0036	山腹崩壊危険地区	城下	寺師	城下
442-0037	山腹崩壊危険地区	坂下	寺師	坂下
442-0038	山腹崩壊危険地区	桜木	住吉	桜木
442-0039	山腹崩壊危険地区	早田尻	住吉	早田尻
442-0040	山腹崩壊危険地区	森木	上名	森木
442-0041	山腹崩壊危険地区	奈良袂	上名	奈良袂
442-0042	山腹崩壊危険地区	宇都屋敷	下名	宇都屋敷
442-0043	山腹崩壊危険地区	池田	寺師	池田
442-0044	山腹崩壊危険地区	東俣	寺師	東俣
442-0045	山腹崩壊危険地区	中川原	下名	中川原
442-0046	山腹崩壊危険地区	大渕上	上名	大渕上
442-0047	山腹崩壊危険地区	大牟田	大山	大牟田
442-0048	山腹崩壊危険地区	竹下	大山	竹下
442-0049	山腹崩壊危険地区	春花	船津	春花
442-0050	山腹崩壊危険地区	牛ケ瀬	船津	牛ケ瀬
442-0051	山腹崩壊危険地区	薬師	鍋倉	薬師
442-0052	山腹崩壊危険地区	薬師下	鍋倉	薬師下
442-0053	山腹崩壊危険地区	福ケ野	平松	福ケ野
442-0054	山腹崩壊危険地区	岩下	平松	岩下
442-0055	山腹崩壊危険地区	小瀬戸	平松	小瀬戸
442-0056	山腹崩壊危険地区	嶽前	平松	嶽前
442-0057	山腹崩壊危険地区	飛山	平松	飛山
442-0058	山腹崩壊危険地区	諏訪前	西餅田	諏訪前
442-0059	山腹崩壊危険地区	月形	西餅田	月形
442-0060	山腹崩壊危険地区	次郎丸	平松	次郎丸

山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）

（姶良地区　続き）

番号	地区区分	地区名	位置	
			大字	字
442-0061	山腹崩壊危険地区	荒平	平松	荒平
442-0062	山腹崩壊危険地区	下山ノ口	平松	下山ノ口
442-0063	山腹崩壊危険地区	瀧ヶ宇都	脇元	瀧ヶ宇都
442-0064	山腹崩壊危険地区	尾崎	脇元	尾崎
442-0065	山腹崩壊危険地区	尾崎	脇元	尾崎
442-0066	山腹崩壊危険地区	尾崎	脇元	尾崎
442-0067	山腹崩壊危険地区	前ケ原	脇元	前ケ原
442-0068	山腹崩壊危険地区	前ケ原	脇元	前ケ原
442-0069	山腹崩壊危険地区	牟田山	北山	牟田山
442-0070	山腹崩壊危険地区	牟田山	北山	牟田山
442-0071	山腹崩壊危険地区	長迫	北山	長迫
442-0072	山腹崩壊危険地区	日影	北山	日影
442-0073	山腹崩壊危険地区	峠ノ口	北山	峠ノ口
442-0074	山腹崩壊危険地区	山神宇都	北山	山神宇都
442-0075	山腹崩壊危険地区	堂崎	木津志	堂崎
442-0076	山腹崩壊危険地区	小川内	木津志	小川内
442-0077	山腹崩壊危険地区	後田	木津志	後田
442-0078	山腹崩壊危険地区	橋口	木津志	橋口
442-0079	山腹崩壊危険地区	上薗	北山	上薗
442-0080	山腹崩壊危険地区	飛松	北山	飛松
442-0081	山腹崩壊危険地区	鐙田	脇元	鐙田
442-0082	山腹崩壊危険地区	大迫	寺師	大迫
442-0083	山腹崩壊危険地区	川骨	下名	川骨
442-0084	山腹崩壊危険地区	袴田	深水	袴田
442-0085	山腹崩壊危険地区	牛ケ瀬	船津	牛ケ瀬
442-0086	山腹崩壊危険地区	平原	船津	平原
442-0087	山腹崩壊危険地区	下山口	平松	下山口
442-0088	山腹崩壊危険地区	卯月	三拾町	卯月
442-0089	山腹崩壊危険地区	上櫻木	西餅田	上櫻木
442-0090	山腹崩壊危険地区	西原田	平松	西原田

山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）

（姶良地区　続き）

番号	地区区分	地区名	位置	
			大字	字
442-0091	山腹崩壊危険地区	井田	北山	井田
442-0092	山腹崩壊危険地区	小瀬戸	平松	小瀬戸
442-0093	山腹崩壊危険地区	小瀬戸	平松	小瀬戸
442-0094	山腹崩壊危険地区	小瀬戸	平松	小瀬戸
442-0095	山腹崩壊危険地区	柳迫	船津	柳迫
442-0096	山腹崩壊危険地区	外古河	平松	外古河
442-0097	山腹崩壊危険地区	谷木水流	平松	谷木水流
442-0098	山腹崩壊危険地区	鋒丸	平松	鋒丸
442-0099	山腹崩壊危険地区	次郎丸	平松	次郎丸
442-0100	山腹崩壊危険地区	諏訪原	船津	諏訪原
442-0101	山腹崩壊危険地区	上柳	船津	上柳
442-0102	山腹崩壊危険地区	建昌城	西餅田	建昌寺
442-0103	山腹崩壊危険地区	宮河路	平松	宮河路
442-0104	山腹崩壊危険地区	宮河路	平松	宮河路
442-0105	山腹崩壊危険地区	次郎丸	平松	次郎丸
442-0106	山腹崩壊危険地区	大坪	平松	大坪
442-0107	山腹崩壊危険地区	宮宇都	深水	宮宇都
442-0108	山腹崩壊危険地区	永田	木津志	永田
442-0109	山腹崩壊危険地区	小川内	木津志	小川内
442-0110	山腹崩壊危険地区	拾石迫	船津	拾石迫
442-0111	山腹崩壊危険地区	芳元町	住吉	芳元町
442-0112	山腹崩壊危険地区	袴田	深水	袴田
442-0113	山腹崩壊危険地区	西原田	平松	西原田
442-0114	山腹崩壊危険地区	眞方	平松	眞方
442-0115	山腹崩壊危険地区	唐敷	上名	唐敷
442-0116	山腹崩壊危険地区	岩井田	北山	岩井田
442-0117	山腹崩壊危険地区	唐炭	北山	唐炭
442-0118	山腹崩壊危険地区	堂ノ尾	木津志	堂ノ尾
442-0119	山腹崩壊危険地区	垂ノ内	鍋倉	垂ノ内
442-0120	山腹崩壊危険地区	袴田	深水	袴田

山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）

（姶良地区　続き）

番号	地区区分	地区名	位置	
			大　字	字
442-0121	山腹崩壊危険地区	田中	増田	田中
442-0122	山腹崩壊危険地区	松浦	下名	松浦
442-0123	山腹崩壊危険地区	樋ノ口	船津	樋ノ口
442-0124	山腹崩壊危険地区	柳迫	船津	柳迫
442-0125	山腹崩壊危険地区	赤仁田	木津志	赤仁田
442-0126	山腹崩壊危険地区	馬立	北山	馬立
442-0127	山腹崩壊危険地区	坂下	寺師	坂下
442-0128	山腹崩壊危険地区	下宮田	船津	下宮田
442-0129	山腹崩壊危険地区	山花	北山	山花
442-0130	山腹崩壊危険地区	大牟田	大山	大牟田
442-0131	山腹崩壊危険地区	春花	船津	春花
442-0132	山腹崩壊危険地区	鶴田	下名	鶴田
442-0133	山腹崩壊危険地区	上脇	木津志	上脇
442-0134	山腹崩壊危険地区	宮尾	上名	宮尾
442-0135	山腹崩壊危険地区	屏風迫	寺師	屏風迫
442-0136	山腹崩壊危険地区	松葉	寺師	松葉
442-0137	山腹崩壊危険地区	大平	下名	大平
	山腹崩壊危険地区	前田	船津	前田
	山腹崩壊危険地区	城下	平松	城下
R2.7.3 新規	山腹崩壊危険地区	水流田	下名	水流田

山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）

（蒲生地区）

番号	地区区分	地区名	位置	
			大字	字
443-0001	山腹崩壊危険地区	赤仁田	漆	赤仁田
443-0002	山腹崩壊危険地区	小畑	漆	小畑
443-0003	山腹崩壊危険地区	上東	漆	上東
443-0004	山腹崩壊危険地区	浦	漆	浦
443-0005	山腹崩壊危険地区	松川内	西浦	松川内
443-0006	山腹崩壊危険地区	狭間	西浦	狭間
443-0007	山腹崩壊危険地区	内野々	西浦	内野々
443-0008	山腹崩壊危険地区	楠ヶ平	西浦	楠ヶ平
443-0009	山腹崩壊危険地区	旭	漆	旭
443-0010	山腹崩壊危険地区	竹牟礼	漆	竹牟礼
443-0011	山腹崩壊危険地区	中村	漆	中村
443-0012	山腹崩壊危険地区	免田	漆	免田
443-0013	山腹崩壊危険地区	中	漆	中
443-0014	山腹崩壊危険地区	台無	漆	台無
443-0015	山腹崩壊危険地区	大窪	漆	大窪
443-0016	山腹崩壊危険地区	下西川内	漆	下西川内
443-0017	山腹崩壊危険地区	下西川内	漆	下西川内
443-0018	山腹崩壊危険地区	龍ノ上	漆	龍ノ上
443-0019	山腹崩壊危険地区	松下り	漆	松下り
443-0020	山腹崩壊危険地区	井ヶ屋	西浦	井ヶ屋
443-0021	山腹崩壊危険地区	杪ヶ丸	西浦	杪ヶ丸
443-0022	山腹崩壊危険地区	小野	白男	小野
443-0023	山腹崩壊危険地区	大野	西浦	大野
443-0024	山腹崩壊危険地区	大野	西浦	大野
443-0025	山腹崩壊危険地区	一ツ渡	白男	一ツ渡
443-0026	山腹崩壊危険地区	火之宇都	白男	火之宇都
443-0027	山腹崩壊危険地区	北上	北	北上
443-0028	山腹崩壊危険地区	上小川内	米丸	上小川内
443-0029	山腹崩壊危険地区	上小川内	米丸	上小川内
443-0030	山腹崩壊危険地区	小川内	米丸	小川内

山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）

（蒲生地区　続き）

番号	地区区分	地区名	位置	
			大字	字
443-0031	山腹崩壊危険地区	平原	米丸	平原
443-0032	山腹崩壊危険地区	平原	米丸	平原
443-0033	山腹崩壊危険地区	坂中	米丸	坂中
443-0034	山腹崩壊危険地区	柊野	米丸	柊野
443-0035	山腹崩壊危険地区	柊野	米丸	柊野
443-0036	山腹崩壊危険地区	山元	米丸	山元
443-0037	山腹崩壊危険地区	平野	米丸	平野
443-0038	山腹崩壊危険地区	中村	米丸	中村
443-0039	山腹崩壊危険地区	中村	米丸	中村
443-0040	山腹崩壊危険地区	城下	米丸	城下
443-0041	山腹崩壊危険地区	城下	米丸	城下
443-0042	山腹崩壊危険地区	青敷	米丸	青敷
443-0043	山腹崩壊危険地区	真黒	白男	真黒
443-0044	山腹崩壊危険地区	楓下	白男	楓下
443-0045	山腹崩壊危険地区	楓	白男	楓
443-0046	山腹崩壊危険地区	御間伏	白男	御間伏
443-0047	山腹崩壊危険地区	真黒平	白男	真黒平
443-0048	山腹崩壊危険地区	下瀬戸	久末	下瀬戸
443-0049	山腹崩壊危険地区	岩戸	白男	岩戸
443-0050	山腹崩壊危険地区	岩戸	白男	岩戸
443-0051	山腹崩壊危険地区	高牧	白男	高牧
443-0052	山腹崩壊危険地区	岩戸	白男	岩戸
443-0053	山腹崩壊危険地区	北村	白男	北村
443-0054	山腹崩壊危険地区	北中	白男	北中
443-0055	山腹崩壊危険地区	宮内	上久徳	宮内
443-0056	山腹崩壊危険地区	湯ノ前	米丸	湯ノ前
443-0057	山腹崩壊危険地区	迫	久末	迫
443-0058	山腹崩壊危険地区	薄原	白男	薄原
443-0059	山腹崩壊危険地区	岩瀬戸	白男	岩瀬戸
443-0060	山腹崩壊危険地区	面貫	白男	面貫

山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）

（蒲生地区　続き）

番号	地区区分	地区名	位置	
			大字	字
443-0061	山腹崩壊危険地区	木屋野	白男	木屋野
443-0062	山腹崩壊危険地区	旭	漆	旭
443-0063	山腹崩壊危険地区	上小川内	米丸	上小川内
443-0064	山腹崩壊危険地区	車場	上久徳	車場
443-0065	山腹崩壊危険地区	建山下	下久徳	建山下
443-0066	山腹崩壊危険地区	本長谷	下久徳	本長谷
443-0067	山腹崩壊危険地区	良久	白男	良久
443-0068	山腹崩壊危険地区	鳥渕	米丸	鳥渕
443-0069	山腹崩壊危険地区	中之迫	西浦	中之迫
443-0070	山腹崩壊危険地区	川屋尻	米丸	川屋尻
443-0071	山腹崩壊危険地区	川中須	白男	川中須
443-0072	山腹崩壊危険地区	大窪	漆	大窪
	山腹崩壊危険地区	鈴野	北	鈴野
	山腹崩壊危険地区	小鹿倉	白男	小鹿倉
	山腹崩壊危険地区	井出山	久末	井出山
H22.5.24 新規	山腹崩壊危険地区	川中島	白男	川中島
H22.6.20 新規	山腹崩壊危険地区	大石本	漆	大石本
H22.6.21 新規	山腹崩壊危険地区	下川内	米丸	下川内
H22.6.21 新規	山腹崩壊危険地区	渡瀬口	北	渡瀬口
	山腹崩壊危険地区	杪ヶ山	北	杪ヶ山
	山腹崩壊危険地区	宇都	米丸	宇都
	山腹崩壊危険地区	石踊	久末	石踊
R3.9.28 新規	山腹崩壊危険地区	兎田	漆	兎田

３－４　山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区）

（加治木地区）

番号	地区区分	地区名	位置	
			大　字	字
441-0001	崩壊土砂流出危険地区	堂ノ後	西別府	堂ノ後
441-0002	崩壊土砂流出危険地区	樗木原	西別府	樗木原
441-0003	崩壊土砂流出危険地区	上赤谷	小山田	上赤谷
441-0004	崩壊土砂流出危険地区	似タケ迫	小山田	似タケ迫
441-0005	崩壊土砂流出危険地区	下り野	小山田	下り野
441-0006	崩壊土砂流出危険地区	内無	小山田	内無
441-0007	崩壊土砂流出危険地区	表迫	西別府	表迫
441-0008	崩壊土砂流出危険地区	山ノ口	西別府	山ノ口
441-0009	崩壊土砂流出危険地区	狐原	西別府	狐原
441-0010	崩壊土砂流出危険地区	加治屋迫	西別府	加治屋迫
441-0011	崩壊土砂流出危険地区	かし木場	西別府	かし木場
441-0012	崩壊土砂流出危険地区	木場田	西別府	木場田
441-0013	崩壊土砂流出危険地区	立山	小山田	立山
441-0014	崩壊土砂流出危険地区	永山	小山田	永山
441-0015	崩壊土砂流出危険地区	野迫	小山田	野迫
441-0016	崩壊土砂流出危険地区	下市来原	小山田	下市来原
441-0017	崩壊土砂流出危険地区	焼蒔	小山田	焼蒔
441-0018	崩壊土砂流出危険地区	上ノ原	小山田	上ノ原
441-0019	崩壊土砂流出危険地区	原丸	小山田	原丸
441-0020	崩壊土砂流出危険地区	黄牟田	小山田	黄牟田
441-0021	崩壊土砂流出危険地区	釣掛	小山田	釣掛
441-0022	崩壊土砂流出危険地区	木道ヶ原	小山田	木道ヶ原
441-0023	崩壊土砂流出危険地区	内畑	日木山	内畑
441-0024	崩壊土砂流出危険地区	岩永谷	西別府	岩永谷
441-0025	崩壊土砂流出危険地区	上保起山	西別府	上保起山
441-0026	崩壊土砂流出危険地区	東日屋鳥	西別府	東日屋鳥
441-0027	崩壊土砂流出危険地区	柱成	辺川	柱成
441-0028	崩壊土砂流出危険地区	餅ヶ倉	西別府	餅ヶ倉
441-0029	崩壊土砂流出危険地区	大谷	小山田	大谷
441-0030	崩壊土砂流出危険地区	道風	小山田	道風

山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区）

（加治木地区　続き）

番号	地区区分	地区名	位置	
			大字	字
441-0031	崩壊土砂流出危険地区	木場	辺川	木場
441-0032	崩壊土砂流出危険地区	新ヶ岳	西別府	新ヶ岳
441-0033	崩壊土砂流出危険地区	前平	西別府	前平
441-0034	崩壊土砂流出危険地区	中須	辺川	中須
441-0035	崩壊土砂流出危険地区	宮田	西別府	宮田
411-0036	崩壊土砂流出危険地区	飛渡	西別府	飛渡
441-0037	崩壊土砂流出危険地区	梅ヶ谷	西別府	梅ヶ谷
441-0038	崩壊土砂流出危険地区	窪原	小山田	窪原
441-0039	崩壊土砂流出危険地区	永迫	日木山	永迫
441-0040	崩壊土砂流出危険地区	赤坂	木田	赤坂
441-0041	崩壊土砂流出危険地区	大戸	西別府	大戸
441-0042	崩壊土砂流出危険地区	船石	日木山	船石
441-0043	崩壊土砂流出危険地区	荒平	辺川	荒平
441-0044	崩壊土砂流出危険地区	下中原	小山田	下中原
441-0045	崩壊土砂流出危険地区	下中原(Ⅱ)	小山田	下中原(Ⅱ)

山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区）

（姶良地区）

番号	地区区分	地区名	位置	
			大字	字
442-0001	崩壊土砂流出危険地区	大瀬戸	北山	大瀬戸
442-0002	崩壊土砂流出危険地区	狩谷	北山	狩谷
442-0003	崩壊土砂流出危険地区	方木原	北山	方木原
442-0004	崩壊土砂流出危険地区	方木原	北山	方木原
442-0005	崩壊土砂流出危険地区	牟田山	北山	牟田山
442-0006	崩壊土砂流出危険地区	大ノロ	木津志	火ノロ
442-0007	崩壊土砂流出危険地区	下高城	寺師	下高城
442-0008	崩壊土砂流出危険地区	松ケ迫	大山	松ケ迫
442-0009	崩壊土砂流出危険地区	春花	船津	春花
442-0010	崩壊土砂流出危険地区	触田	平松	触田
442-0011	崩壊土砂流出危険地区	牛ケ瀬	船津	牛ケ瀬
442-0012	崩壊土砂流出危険地区	化粧宇都	平松	化粧宇都
442-0013	崩壊土砂流出危険地区	岩下	平松	岩下
442-0014	崩壊土砂流出危険地区	城瀬	平松	城瀬
442-0015	崩壊土砂流出危険地区	城瀬	平松	城瀬
442-0016	崩壊土砂流出危険地区	福ケ野	平松	福ケ野
442-0017	崩壊土砂流出危険地区	平田	平松	平田
442-0018	崩壊土砂流出危険地区	奥山花	平松	奥山花
442-0019	崩壊土砂流出危険地区	上星原	平松	上星原
442-0020	崩壊土砂流出危険地区	櫨花	平松	櫨花
442-0021	崩壊土砂流出危険地区	日影	北山	日影
442-0022	崩壊土砂流出危険地区	下ノ段	北山	下ノ段
442-0023	崩壊土砂流出危険地区	下水流	北山	下水流
442-0024	崩壊土砂流出危険地区	郷下	北山	郷下
442-0025	崩壊土砂流出危険地区	大戸	寺師	大戸
442-0026	崩壊土砂流出危険地区	大小場	下名	大小場
442-0027	崩壊土砂流出危険地区	船津原	平松	船津原
442-0028	崩壊土砂流出危険地区	柄ノ谷	鍋倉	柄ノ谷
442-0029	崩壊土砂流出危険地区	小瀬戸	平松	小瀬戸
442-0030	崩壊土砂流出危険地区	前ノ原	脇元	前ノ原

山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区）

（姶良地区　続き）

番号	地区区分	地区名	位　置	
			大　字	字
442-0031	崩壊土砂流出危険地区	前ケ原	脇元	前ケ原
442-0032	崩壊土砂流出危険地区	牟田山	北山	牟田山
442-0033	崩壊土砂流出危険地区	上ノ原	北山	上ノ原
442-0034	崩壊土砂流出危険地区	立迫	北山	立迫
442-0035	崩壊土砂流出危険地区	白木田	北山	白木田
442-0036	崩壊土砂流出危険地区	小瀬戸	平松	小瀬戸
442-0037	崩壊土砂流出危険地区	岩剣	平松	岩剣
442-0038	崩壊土砂流出危険地区	西川原	上名	西川原
442-0039	崩壊土砂流出危険地区	西川原	上名	西川原

山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区）

（蒲生地区）

番号	地区区分	地区名	位置	
			大字	字
443-0001	崩壊土砂流出危険地区	後ヶ迫	西浦	後ヶ迫
443-0002	崩壊土砂流出危険地区	二ツ峯	白男	二ツ峯
443-0003	崩壊土砂流出危険地区	田平川内	西浦	田平川内
443-0004	崩壊土砂流出危険地区	岩井川内	白男	岩井川内
443-0005	崩壊土砂流出危険地区	切手園	漆	切手園
443-0006	崩壊土砂流出危険地区	薄野原	米丸	薄野原
443-0007	崩壊土砂流出危険地区	下瀬戸	久末	下瀬戸
443-0008	崩壊土砂流出危険地区	龍ヶ山	久末	龍ヶ山
443-0009	崩壊土砂流出危険地区	奥之宇都	下久徳	奥之宇都
443-0010	崩壊土砂流出危険地区	大良	漆	大良
443-0011	崩壊土砂流出危険地区	帰ヶ谷	白男	帰ヶ谷
443-0012	崩壊土砂流出危険地区	皿木宇都	白男	皿木宇都
443-0013	崩壊土砂流出危険地区	田口	久末	田口
443-0014	崩壊土砂流出危険地区	迫	久末	迫
443-0015	崩壊土砂流出危険地区	建山下	下久徳	建山下
443-0016	崩壊土砂流出危険地区	二階下	下久徳	二階下
443-0017	崩壊土砂流出危険地区	篠原	下久徳	篠原
443-0018	崩壊土砂流出危険地区	弓場宇都	下久徳	弓場宇都
443-0019	崩壊土砂流出危険地区	岩井川内	白男	岩井川内
443-0020	崩壊土砂流出危険地区	小宇都	下久徳	小宇都

３－５　地すべり危険箇所

（加治木地区）

番　　号	地区区分	地区名	所在地
44	地すべり危険地区	小山田	石ノ丸
65	地すべり危険地区	伊部野	伊部野
79	地すべり危険地区	毛上	毛上
87	地すべり危険地区	日木山	

（姶良地区）

番　　号	地区区分	地区名	所在地
11	地すべり危険地区	中甑	大丸

（蒲生地区）

番　　号	地区区分	地区名	所在地
50	地すべり危険地区	米丸上	重

３－６　急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所一覧

（加治木地区）

番号	危険箇所抽出番号	区域名	再調査	備　　考
1	Kyu441-0003	上嶽 1		
2	Kyu441-0007	中嶽 1		
3	Kyu441-0008	市野 1		
4	Kyu441-0011	下嶽 1		
5	Kyu441-0012	下嶽 2		
6	Kyu441-0013	市野 2		
7	Kyu441-0015	下嶽 3		
8	Kyu441-0019	鶴原 1		
9	Kyu441-0031	辺川上 1		
10	Kyu441-0048	東雛場 1		
11	Kyu441-0054	辺川中 1		
12	Kyu441-0055	辺川中 2		
13	Kyu441-0056	西雛場 1		
14	Kyu441-0069	西雛場 2		
15	Kyu441-0075	辺川下 1		
16	Kyu441-0080	地久里 1		
17	Kyu441-0089	市来原 1		
18	Kyu441-0106	上川内 1		
19	Kyu441-0107	上川内 2		
20	Kyu441-0109	鞍掛 1		
21	Kyu441-0110	石野 1		
22	Kyu441-0114	上川内 3		
23	Kyu441-0118	東川内 1		
24	Kyu441-0121	辺川下 2		
25	Kyu441-0131	提水流 1		
26	Kyu441-0133	菖蒲谷 1		
27	Kyu441-0139	菖蒲谷 2		
28	Kyu441-0140	菖蒲谷 3		
29	Kyu441-0145	菖蒲谷 4		

急傾斜地崩壊危険箇所一覧

（加治木地区　続き）

番号	危険箇所抽出番号	区域名	再調査	備　　考
30	Kyu441-0164	桑迫 1		
31	Kyu441-0167	桑迫 2		
32	Kyu441-0211	小脇 4		
33	Kyu441-0216	中福良 2		
34	Kyu441-0218	小脇 1		
35	Kyu441-0223	上川内 4		
36	Kyu441-0229	迫上 1		
37	Kyu441-0230	東川内 2		
38	Kyu441-0231	東川内 3		
39	Kyu441-0233	迫下 1		
40	Kyu441-0235	中郷 1		
41	Kyu441-0247	伊部野 1		
42	Kyu441-0249	中郷 2		
43	Kyu441-0254	伊部野 2		
44	Kyu441-0258	中郷 3		
45	Kyu441-0260	小田倉 1		
46	Kyu441-0264	小田倉 2		
47	Kyu441-0265	徳永 1		
48	Kyu441-0268	猪目田 1		
49	Kyu441-0275	布越 1		
50	Kyu441-0284	布越 2		
51	Kyu441-0290	長谷 1		
52	Kyu441-0292	井手向 1		
53	Kyu441-0293	長谷 2		
54	Kyu441-0295	井手向 2		
55	Kyu441-0296	高井田 1		
56	Kyu441-0297	布越 3		
57	Kyu441-0299	小脇 5		
58	Kyu441-0303	小脇 3		
59	Kyu441-0307	中福良 3		
60	Kyu441-0309	中福良 4		
61	Kyu441-0312	中福良 5		

急傾斜地崩壊危険箇所一覧

（加治木地区　続き）

番号	危険箇所抽出番号	区域名	再調査	備　　考
62	Kyu441-0315	西ノ原 1		
63	Kyu441-0321	布越 4		
64	Kyu441-0325	布越 5		
65	Kyu441-0337	城 3		
66	Kyu441-0342	口ノ町 2		
67	Kyu441-0353	里 1		
68	Kyu441-0354	里 2		
69	Kyu441-0355	里 3		
70	Kyu441-0357	里 4		
71	Kyu441-0358	里 5		
72	Kyu441-0359	里 6		
73	Kyu441-0360	里 7		
74	Kyu441-0362	里 8		
75	Kyu441-0365	黒川 1		
76	Kyu441-0366	黒川 2		
77	Kyu441-0367	黒川 3		
78	Kyu441-0368	黒川 4		
79	Kyu441-2971	菖蒲谷 5		

急傾斜地崩壊危険箇所一覧

（姶良地区）

番号	危険箇所抽出番号	区域名	再調査	備　　考
1	Kyu442-0004	木場 1		
2	Kyu442-0008	木場 2		
3	Kyu442-0010	木場 3		
4	Kyu442-0021	岩井田 1		
5	Kyu442-0024	赤仁田 1		
6	Kyu442-0033	堂山 1		
7	Kyu442-0064	山花 1		
8	Kyu442-0066	内甑 1		
9	Kyu442-0068	山花 2		
10	Kyu442-0079	内甑 2		
11	Kyu442-0081	内甑 3		
12	Kyu442-0103	中甑 1		
13	Kyu442-0104	中甑 2		
14	Kyu442-0133	上脇 1		
15	Kyu442-0134	上脇 2		
16	Kyu442-0149	中甑 3		
17	Kyu442-0190	木津志 1		
18	Kyu442-0195	木津志 2		
19	Kyu442-0199	木津志東 1		
20	Kyu442-0212	木津志東 2		
21	Kyu442-0214	木津志東 3		
22	Kyu442-0215	宮脇 3		
23	Kyu442-0220	木津志東 4		
24	Kyu442-0255	新飛野 1		
25	Kyu442-0269	新飛野 2		
26	Kyu442-0292	菅野 1		
27	Kyu442-0295	高岡 1		
28	Kyu442-0347	黒瀬 1		
29	Kyu442-0359	黒葛野 1		
30	Kyu442-0360	黒葛野 2		
31	Kyu442-0362	内山田 1		

急傾斜地崩壊危険箇所一覧

（姶良地区　続き）

番号	危険箇所抽出番号	区域名	再調査	備　　考
32	Kyu442-0363	黒葛野 3		
33	Kyu442-0383	黒瀬 2		
34	Kyu442-0398	奈良袂 1		
35	Kyu442-0413	星ヶ山 1		
36	Kyu442-0420	星ヶ山 2		
37	Kyu442-0423	鶴田 1		
38	Kyu442-0430	西田 1		
39	Kyu442-0449	住吉 1		
40	Kyu442-0450	住吉 2		
41	Kyu442-0462	大山 2		
42	Kyu442-0476	堂園 3		
43	Kyu442-0482	春花 1		
44	Kyu442-0531	建昌 1		
45	Kyu442-0542	建昌 2		
46	Kyu442-0568	納屋 2		
47	Kyu442-0573	水流寺 1		
48	Kyu442-0577	宇都 9		
49	Kyu442-0580	納屋 8		
50	Kyu442-0590	高牧 1		
51	Kyu442-0593	福ヶ野 1		
52	Kyu442-0594	福ヶ野 2		
53	Kyu442-0595	福ヶ野 5		
54	Kyu442-0596	福ヶ野 6		
55	Kyu442-0618	上水流 1		
56	Kyu442-0625	城瀬 3		
57	Kyu442-0630	城瀬 5		
58	Kyu442-0632	城瀬 6		
59	Kyu442-0637	城瀬 10		
60	Kyu442-0639	城瀬 12		
61	Kyu442-0647	白浜 1		

急傾斜地崩壊危険箇所一覧

（蒲生地区）

番号	危険箇所抽出番号	区域名	再調査	備　　考
1	Kyu443-0001	赤仁田 2		
2	Kyu443-0005	漆上 1		
3	Kyu443-0006	漆上 2		
4	Kyu443-0007	赤仁田 3		
5	Kyu443-0009	高峰 1		
6	Kyu443-0010	漆上 3		
7	Kyu443-0011	漆上 4		
8	Kyu443-0018	漆 1		
9	Kyu443-0023	漆上 5		
10	Kyu443-0024	赤仁田 4		
11	Kyu443-0027	浦 1		
12	Kyu443-0034	松川内 1		
13	Kyu443-0040	松川内 2		
14	Kyu443-0042	松川内 3		
15	Kyu443-0044	東松川内 1		
16	Kyu443-0045	松川内 4		
17	Kyu443-0050	狭間 1		
18	Kyu443-0052	東松川内 2		
19	Kyu443-0069	松川内 5		
20	Kyu443-0070	火ノ宇都 1		
21	Kyu443-0071	火ノ宇都 2		
22	Kyu443-0074	火ノ宇都 3		
23	Kyu443-0081	社野 7		
24	Kyu443-0088	川内野 1		
25	Kyu443-0092	浦 2		
26	Kyu443-0099	浦 3		
27	Kyu443-0104	谷口 1		
28	Kyu443-0106	漆浦 1		
29	Kyu443-0109	旭 1		
30	Kyu443-0116	谷口 2		
31	Kyu443-0117	宇都 11		

急傾斜地崩壊危険箇所一覧

（蒲生地区　続き）

番号	危険箇所抽出番号	区域名	再調査	備　　考
32	Kyu443-0119	漆下１		
33	Kyu443-0120	宇都 12		
34	Kyu443-0121	宇都 13		
35	Kyu443-0122	漆下２		
36	Kyu443-0126	漆下３		
37	Kyu443-0131	井ヶ屋５		
38	Kyu443-0134	西川内１		
39	Kyu443-0138	西川内２		
40	Kyu443-0150	西川内３		
41	Kyu443-0166	広木１		
42	Kyu443-0167	広木２		
43	Kyu443-0168	井ヶ屋１		
44	Kyu443-0176	井ヶ屋２		
45	Kyu443-0177	火ノ宇都４		
46	Kyu443-0189	井ヶ屋３		
47	Kyu443-0203	社野８		
48	Kyu443-0212	社野９		
49	Kyu443-0213	社野 10		
50	Kyu443-0214	社野１		
51	Kyu443-0215	社野２		
52	Kyu443-0256	新留前１		
53	Kyu443-0267	小野２		
54	Kyu443-0276	小野３		
55	Kyu443-0296	金原１		
56	Kyu443-0308	井ヶ屋６		
57	Kyu443-0319	井ヶ屋７		
58	Kyu443-0320	井ヶ屋４		
59	Kyu443-0339	戸ノ口１		
60	Kyu443-0358	柊野１		
61	Kyu443-0360	西浦下 11		
62	Kyu443-0368	小川内１		

急傾斜地崩壊危険箇所一覧

（蒲生地区　続き）

番号	危険箇所抽出番号	区域名	再調査	備　　考
63	Kyu443-0377	柊野２		
64	Kyu443-0379	西浦下 12		
65	Kyu443-0380	小川内２		
66	Kyu443-0387	小川内３		
67	Kyu443-0389	柊野３		
68	Kyu443-0390	小川内５		
69	Kyu443-0402	西浦下４		
70	Kyu443-0411	小川内４		
71	Kyu443-0413	西浦下５		
72	Kyu443-0416	西浦下６		
73	Kyu443-0424	西浦下８		
74	Kyu443-0428	米丸上１		
75	Kyu443-0431	米丸上２		
76	Kyu443-0442	中村１		
77	Kyu443-0446	城下 10		
78	Kyu443-0452	城下 11		
79	Kyu443-0453	北上１		
80	Kyu443-0455	中村２		
81	Kyu443-0457	北上２		
82	Kyu443-0458	城下 12		
83	Kyu443-0459	北上３		
84	Kyu443-0460	城下１		
85	Kyu443-0462	城下２		
86	Kyu443-0473	白男上１		
87	Kyu443-0474	真黒１		
88	Kyu443-0476	真黒２		
89	Kyu443-0482	高牧５		
90	Kyu443-0483	城下３		
91	Kyu443-0484	城下９		
92	Kyu443-0485	山元１		
93	Kyu443-0486	城下４		

急傾斜地崩壊危険箇所一覧

（蒲生地区　続き）

番号	危険箇所抽出番号	区域名	再調査	備　　考
94	Kyu443-0487	城下５		
95	Kyu443-0488	堂ノ平１		
96	Kyu443-0489	城下７		
97	Kyu443-0492	城下８		
98	Kyu443-0493	岩戸１		
99	Kyu443-0494	城下６		
100	Kyu443-0495	漆平１		
101	Kyu443-0496	白男上２		
102	Kyu443-0498	北中２		
103	Kyu443-0500	白男上４		
104	Kyu443-0501	漆平２		
105	Kyu443-0502	白男上５		
106	Kyu443-0503	北中３		
107	Kyu443-0505	北中５		
108	Kyu443-0506	北中４		
109	Kyu443-0507	大迫１		
110	Kyu443-0509	中福良１		
111	Kyu443-0511	楠田１		
112	Kyu443-0519	北下２		
113	Kyu443-0521	宮脇２		
114	Kyu443-0523	久末１		
105	Kyu443-0524	川東１		
106	Kyu443-0529	畠田３		
107	Kyu443-0536	迫２		
108	Kyu443-0549	川東上１		
109	Kyu443-0553	川東３		
110	Kyu443-0556	川東４		
111	Kyu443-0558	川東５		
112	Kyu443-0564	川中島１		
113	Kyu443-0571	川中島２		
114	Kyu443-0574	川中島３		

急傾斜地崩壊危険箇所一覧

（蒲生地区　続き）

番号	危険箇所抽出番号	区域名	再調査	備　　考
115	Kyu443-0576	松生 1		
116	Kyu443-0588	真黒 3		
117	Kyu443-0589	薄原 1		
118	Kyu443-0590	薄原 2		
119	Kyu443-0591	薄原 3		
120	Kyu443-0599	川中島 4		
121	Kyu443-0600	川中島 5		
122	Kyu443-0602	川中島 6		
123	Kyu443-0608	迫 15		
124	Kyu443-0634	早馬 2		

３－７　土石流危険渓流

土石流危険渓流一覧

（加治木地区）

番号	危険箇所抽出番号	区域名	再調査	備　　考
1	dok-441-0015	市野々3		
2	dok-441-0018	市野 1		
3	dok-441-0021	市野 2		
4	dok-441-0032	辺川中 1		
5	dok-441-0037	辺川中 2		
6	dok-441-0038	辺川中 3		
7	dok-441-0051	辺川下 1		
8	dok-441-0068	上川内 1		
9	dok-441-0069	上川内 2		
10	dok-441-0077	堤水流 1		
11	dok-441-0087	上川内 3		
12	dok-441-0089	東川内 1		
13	dok-441-0092	迫下 1		
14	dok-441-0097	高井田 1		
15	dok-441-0098	高井田 2		
16	dok-441-0099	高井田 3		
17	dok-441-0109	西ノ原 1		
18	dok-441-0110	西ノ原 2		
19	dok-441-0111	弥勒 1		
20	dok-441-0112	弥勒 2		
21	dok-441-0114	弥勒 4		
22	dok-441-0115	弥勒 5		
23	dok-441-0116	里 1		
24	dok-441-0117	里 2		
25	dok-441-0119	里 3		
26	dok-441-0121	里 4		
27	dok-441-0122	里 5		
28	dok-441-0123	里 6		
29	dok-441-0124	里 7		
30	dok-441-0125	里 8		

土石流危険渓流一覧

（加治木地区）

番号	危険箇所抽出番号	区域名	再調査	備　　考
31	dok-441-0126	里 9		
32	dok-441-0127	里 10		
33	dok-441-0129	黒川 1		

土石流危険渓流一覧

（姶良地区）

番号	危険箇所抽出番号	区域名	再調査	備　　考
1	dok-442-0006	木場１		
2	dok-442-0009	木場２		
3	dok-442-0012	堂山１		
4	dok-442-0014	堂山２		
5	dok-442-0016	岩井田１		
6	dok-442-0018	堂山３		
7	dok-442-0020	堂山４		
8	dok-442-0039	山花１		
9	dok-442-0046	山花２		
10	dok-442-0056	山花３		
11	dok-442-0066	中甑１		
12	dok-442-0070	中甑２		
13	dok-442-0087	堂園８		
14	dok-442-0112	菅野１		
15	dok-442-0115	石ヶ迫１		
16	dok-442-0133	飛野１		
17	dok-442-0134	飛野２		
18	dok-442-0166	黒瀬１		
19	dok-442-0167	黒葛野１		
20	dok-442-0168	黒葛野２		
21	dok-442-0169	黒葛野３		
22	dok-442-0177	黒瀬２		
23	dok-442-0179	黒瀬３		
24	dok-442-0188	奈良袂１		
25	dok-442-0189	奈良袂２		
26	dok-442-0190	奈良袂３		
27	dok-442-0199	星ヶ山１		
28	dok-442-0201	星ヶ山２		
29	dok-442-0202	星ヶ山３		
30	dok-442-0203	星ヶ山４		
31	dok-442-0205	星ヶ山５		

土石流危険渓流一覧

（姶良地区）

番号	危険箇所抽出番号	区域名	再調査	備　　考
32	dok-442-0208	西田 1		
33	dok-442-0210	堂園 7		
34	dok-442-0211	堂園 1		
35	dok-442-0212	堂園 2		
36	dok-442-0216	堂園 3		
37	dok-442-0217	堂園 4		
38	dok-442-0218	堂園 5		
39	dok-442-0242	楠元 1		
40	dok-442-0255	納屋 2		
41	dok-442-0256	納屋 3		
42	dok-442-0257	納屋 4		
43	dok-442-0260	高牧 1		
44	dok-442-0262	高牧 2		
45	dok-442-0265	高牧 4		
46	dok-442-0268	福ヶ野 2		
47	dok-442-0269	福ヶ野 3		
48	dok-442-0270	福ヶ野 4		
49	dok-442-0271	城瀬 1		
50	dok-442-0275	城下 5		
51	dok-442-0279	城瀬 3		
52	dok-442-0280	城瀬 4		
53	dok-442-0281	城瀬 5		
54	dok-442-0282	城瀬 6		
55	dok-442-0285	福ヶ野 6		
56	dok-442-0286	城瀬 7		
57	dok-442-0288	福ヶ野 5		
58	dok-442-0289	城瀬 8		
58	dok-442-0290	城瀬 9		
59	dok-442-0292	城瀬 11		
60	dok-442-0293	脇元 1		
61	dok-442-0299	白浜 1		

土石流危険渓流一覧

（姶良地区）

番号	危険箇所抽出番号	区域名	再調査	備　　考
62	dok-442-0300	白浜 2		
63	dok-442-0301	白浜 3		
64	dok-442-0302	白浜 4		

土石流危険渓流一覧

（蒲生地区）

番号	危険箇所抽出番号	区域名	再調査	備　　考
1	dok-443-0001	高峰１		
2	dok-443-0002	白土１		
3	dok-443-0007	高峰２		
4	dok-443-0009	赤仁田１		
5	dok-443-0010	漆上１		
6	dok-443-0013	赤仁田２		
7	dok-443-0014	赤仁田３		
8	dok-443-0015	松川内１		
9	dok-443-0016	松川内２		
10	dok-443-0017	松川内３		
11	dok-443-0019	浦西１		
12	dok-443-0021	浦１		
13	dok-443-0022	浦２		
14	dok-443-0025	中１		
15	dok-443-0026	旭１		
16	dok-443-0027	旭２		
17	dok-443-0031	浦西２		
18	dok-443-0043	火ノ宇都１		
19	dok-443-0045	井ヶ屋１		
20	dok-443-0048	井ヶ屋２		
21	dok-443-0057	新留後１		
22	dok-443-0064	小野３		
23	dok-443-0065	小野４		
24	dok-443-0076	金原１		
25	dok-443-0083	西浦１		
26	dok-443-0094	米丸上１		
27	dok-443-0100	北上１		
28	dok-443-0101	北上２		
29	dok-443-0102	北上３		
30	dok-443-0103	中村１		
31	dok-443-0104	城下１		

土石流危険渓流一覧

（蒲生地区）

番号	危険箇所抽出番号	区域名	再調査	備　　考
32	dok-443-0105	山元 1		
33	dok-443-0131	真黒 1		
34	dok-443-0133	真黒 2		
35	dok-443-0134	真黒 3		
36	dok-443-0135	真黒 4		
37	dok-443-0143	城下 2		
38	dok-443-0144	城下 3		
40	dok-443-0148	漆平 1		
41	dok-443-0150	中福良 1		
42	dok-443-0155	迫 1		
43	dok-443-0170	松生 1		
44	dok-443-0177	川中島 1		
45	dok-443-0201	薄原 1		
45	dok-443-0205	薄原 2		
46	dok-443-0217	迫 2		
47	dok-443-0218	溝尾口 1		
48	dok-443-0220	溝尾口 2		
49	dok-443-0221	迫 5		
50	dok-443-0224	迫 7		
51	dok-443-0240	小野 7		

３－８　市境付近土砂災害警戒区域等の指定一覧

（鹿児島市）

番号	危険箇所抽出番号	区域箇所名	自然現象の種類	所　在　地
1	kyu301 - 0029	佐山１	急傾斜地崩落	鹿児島市西佐多町字桑之丸
2	kyu301 - 0232	涼松２	急傾斜地崩落	鹿児島市本城町字涼松
3	kyu301 - 0241	女尻５	急傾斜地崩落	鹿児島市本城町字女尻
4	kyu301 - 0242	女尻６	急傾斜地崩落	鹿児島市本城町字女尻
5	kyu365 - 0373	岩戸１３	急傾斜地崩落	鹿児島市花尾町字岩戸

（薩摩川内市）

番号	危険箇所抽出番号	区域箇所名	自然現象の種類	所　在　地
1	kyu382 - 0456 - 01	長野上４	急傾斜地崩落	薩摩川内市入来町浦之名弥太郎
2	dok387 - 098	熊川内１	土石流危険渓流	薩摩川内市祁答院町黒木
3	dok387 - 102	桐木々場１	土石流危険渓流	薩摩川内市祁答院町黒木
4	dok387 - 103	桐木々場２	土石流危険渓流	薩摩川内市祁答院町黒木
5	dok387 - 104	日当平１	土石流危険渓流	薩摩川内市祁答院町黒木
6	dok387 - 106	日当平２	土石流危険渓流	薩摩川内市祁答院町黒木
7	dok387 - 107	日当平３	土石流危険渓流	薩摩川内市祁答院町黒木
8	dok387 - 273	松ノ川内６	土石流危険渓流	薩摩川内市祁答院町藺牟田
9	dok387 - 276	阿部松坂１	土石流危険渓流	薩摩川内市祁答院町藺牟田
１０	dok387 - 277	阿部松坂２	土石流危険渓流	薩摩川内市祁答院町藺牟田
１１	dok387 - 280	松ノ川内３	土石流危険渓流	薩摩川内市祁答院町藺牟田

（霧島市）

番号	危険箇所抽出番号	区域箇所名	自然現象の種類	所在地
1	Kyu450 - 0275 - 03	小牧１	急傾斜地崩落	霧島市隼人町字小牧
2	Dok444 - 088	竹山７	土石流危険渓流	霧島市溝辺町竹山

３－９　　土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧

番号	施設名	所在地	※現象名	避難確保計画の作成
1	希望ヶ丘保育園	姶良市平松 5061-2	土・急	○
2	希望ヶ丘病院	姶良市平松 5069	土・急	○
3	有料老人ホームフローラ	姶良市大山 300-1	急	○
4	デイサービスコスモス	姶良市大山 300-1	急	○
5	ろうけん大楠	姶良市蒲生町下久徳 1249-1	土	○
6	ろうけん大楠グループホーム「たんぽぽ」	姶良市蒲生町下久徳 1251	土	○
7	つどいの家	姶良市鍋倉 224-1	急	○
8	ろうけん姶良	姶良市平松 5062	土・急	○
9	特別養護老人ホームやすらぎの里	姶良市下名 2992	急	○
10	短期入所生活介護事業所やすらぎの里	姶良市下名 2992	急	○
11	グループホームやすらぎの里	姶良市下名 2992	急	○
12	デイサービスセンターやすらぎの里	姶良市下名 2992	急	○
13	小規模多機能ホームやすらぎの里	姶良市下名 2992	急	○
14	居宅介護支援事業所やすらぎの里	姶良市下名 2992	急	○
15	大楠苑通所介護事業所	姶良市蒲生町白男 325-1	急	○
16	大楠苑	姶良市蒲生町白男 325-1	急	○
17	若葉学園	姶良市鍋倉 190-2	急	○
18	重富小学校	姶良市平松 5636	土	○
19	帖佐小学校	姶良市鍋倉 663	急	○
20	西浦小学校	姶良市蒲生町西浦 815	急	○
21	小山田保育所	姶良市加治木町小山田 1368	地	○
22	グループホーム小山田の里	姶良市加治木町小山田 1419-1	地	○
23	小規模多機能ホームやまぼうし	姶良市加治木町小山田 1419-1	地	○
24	つどいの家なごみ館	姶良市鍋倉 282	急	○
25	中馬クリニック	姶良市平松 5801	土	○
26	希望ヶ丘第２保育園	姶良市平松 5132-9	土	○
27	住宅型有料老人ホームきぼうのおか	姶良市平松 5132-9	土	○

※現象名について「土・急」は土石流・急傾斜地、「急」は急傾斜地、「土」は土石流、「地」は地滑りのことをいう。

４　避難所等に関する資料

４－１　避難所等

４－１－１　姶良市指定避難所（災害対策基本法第 49 条の７）

No.	地域	施　設　名　称	所　在　地	構造	階数	建築年	海抜(m)
1	加治木地域	加治木工業高校	加治木町新富町 131	RC	2	S50	10
2		加治木福祉センター	加治木町本町 393	RC	2	S45	6
3		柁城小学校	加治木町仮屋町 248	RC	1	S53	10
4		加治木保健センター	加治木町本町 253	RC	2	S60	3
5		加治木中学校	加治木町反土 2162	RC	1	S56	9
6		木田自興館	加治木町木田 3409-4	S	1	S58	11
7		加治木小学校	加治木町反土 2955	RC	1	S61	5
8		錦江小学校	加治木町錦江町 74	S	1	S46	4
9		姶良市文化会館「加音ホール」	加治木町木田 5348-185	RC	3	H8	3
10		加治木特別支援学校	加治木町木田 1784	RC	2	H10	9
11		姶良市消防本部（本部庁舎）	加治木町木田 2040-1	RC	4	H27	11
12		中野地区多目的集会施設	加治木町日木山 1177-5	W	1	H6	185
13		竜門小学校	加治木町小山田 1363	S	1	S45	85
14		龍門陶芸･健康の里「陶夢ランド」	加治木町小山田 1583-1	RC	1	H12	123
15		永原小学校	加治木町西別府 594	RC	1	S54	147
16		永原小校区公民館	加治木町西別府 2490	S	1	S58	154
17		辺川地区多目的集会施設	加治木町辺川 801	W	1	S62	111
18	姶良地域	姶良公民館	西餅田 589	RC	2	S49	9
19		建昌小学校	東餅田 2405	RC	1	S55	9
20		中央図書館	西餅田 489-3	RC	2	H8	10
21		松原なぎさ小学校	松原町 1-23-1	RC	2	H27	6
22		松原地区公民館	松原町 1-16-2	RC	2	S63	6
23		姶良小学校	西餅田 2726	RC	1	S56	11
24		姶良高齢者福祉センター	西餅田 3311	RC	2	S49	11
25		働く女性の家	西餅田 3311-1	RC	2	S63	11
26		重富中学校	平松 7092	RC	1	S54	6

No.	地域	施　設　名　称	所　在　地	構造	階数	建築年	海抜(m)
27		脇元地区公民館	脇元 158	RC	2	S62	10
28		重富地区公民館	平松 6252	RC	1	S54	13
29		姶良市総合運動公園	平松 2392	RC	2	H15	76.2
30		西姶良小学校	西姶良 1-37-1	RC	1	S60	52
31	姶良地域	県立姶良高等技術専門校	西餅田 1120	RC	3	H4	13.2
32		帖佐中学校	西餅田 1586	RC	1	S59	9
33		帖佐小学校	鍋倉 663	RC	1	H6	7
34		三船小学校	増田 399	RC	1	H2	11
35		三叉コミュニティセンター	寺師 818-3	RC	2	S56	14
36		山田中学校	下名 977	RC	1	S62	21
37		山田小学校	下名 1018	RC	1	S48	20
38		山田地区公民館	下名 1188	RC	2	S56	29
39		上名地区農村振興センター	上名 2683-2	W	1	S61	92
40		姶良生活改善センター	北山 849-3	W	1	S52	263
41		郷土芸能等「北山伝承館」	北山 852-1	W	1	H17	261
42		北山小学校	北山 3783	RC	1	S45	262
43		木津志出張所	木津志 1844-2	W	1	S63	170
44		えぼし館	北山 2659-1	S	1	H28	262
45		上名村づくり活性センター	上名 303-5	S	1	H5	33
46		山田校区コミュニティ協議会事務所	下名 1073-4	W	1	H15	22
47	蒲生地域	蒲生高校	蒲生町下久徳 848-2	RC	1	S46	13
48		下久徳地区いきいき交流センター	蒲生町下久徳 544-2	W	1	H12	22
49		川東地区いきいき交流センター	蒲生町上久徳 320-2	W	1	H15	24
50		中央Ａ地区いきいき交流センター	蒲生町上久徳 2516	W	1	H11	15
51		迫地区いきいき交流センター	蒲生町久末 18-6	W	1	H16	12
52		蒲生高齢者福祉センター	蒲生町白男 347	RC	1	S51	16
53		蒲生小学校	蒲生町上久徳 2252	RC	1	S51	18
54		蒲生中学校	蒲生町北 10	RC	1	S45	12
55		米丸地区いきいき交流センター	蒲生町米丸 1618-1	W	1	H8	21

No.	地域	施　設　名　称	所　在　地	構造	階数	建築年	海抜(m)
56	蒲生地域	久末地区公民館	蒲生町久末 1304	W	1	H11	85
57		姶良市温泉センター「くすの湯」	蒲生町白男 1504	RC,S	1	H5	28
58		結の郷「大山館」	蒲生町白男 5548-1	W	1	H30	149
59		新留地区公民館	蒲生町白男 2834-2	W	1	H15	224
60		西浦小学校	蒲生町西浦 815	W	1	H9	149
61		小川内地区いきいき交流センター	蒲生町西浦 4187-2	W	1	H11	98
62		漆小学校	蒲生町漆 317	W	1	H8	169
63		漆の里「万来館」	蒲生町漆 301-1	S	1	H11	160
64		蒲生体育館	蒲生町北 24-1	RC,S	2	H17	13
65		大楠運動公園多目的屋内運動場	蒲生町白男 293-1	RC	1	H21	14

※　指定避難所の番号及び内容は、「姶良市総合防災ハザードマップ（R4.1)」と関連付け整合性を持たせる。

４－１－２　姶良市指定緊急避難場所（災害対策基本法第 49 条の４及び８）

異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。本市においては、「豪雨・洪水」「土砂災害」「地震」「津波・高潮」「火山噴火」の５種類の指定緊急避難場所を指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。

○指定避難所を兼ねている指定緊急避難場所

No.	地域	施設名称	所在地	豪雨洪水	土砂災害	地震	津波高潮	火山噴火
1	加治木地域	加治木工業高校	加治木町新富町 131	○	○	○	○	○
2		加治木福祉センター	加治木町本町 393	○	○	×	×	×
3		柁城小学校	加治木町仮屋町 248	○	○	○	○	○
4		加治木保健センター	加治木町本町 253	×	○	○	○	×
5		加治木中学校	加治木町反土 2162	×	○	○	○	×
6		木田自興館	加治木町木田 3409-4	○	○	○	○	○
7		加治木小学校	加治木町反土 2955	×	○	○	○	×
8		錦江小学校	加治木町錦江町 74	×	○	○	○	×
9		姶良市文化会館「加音ホール」	加治木町木田 5348-185	○	○	○	○	○
10		加治木特別支援学校	加治木町木田 1784	○	○	×	×	×
11		姶良市消防本部	加治木町木田 2040-1	○	○	○	○	○
12		中野地区多目的集会施設	加治木町日木山 1177-5	○	○	○	－	×
13		竜門小学校	加治木町小山田 1363	○	○	○	－	○
14		龍門陶芸･健康の里「陶夢ランド」	加治木町小山田 1583-1	○	○	○	－	○
15		永原小学校	加治木町西別府 594	○	○	○	－	○
16		永原小校区公民館	加治木町西別府 2490	○	○	○	－	○
17		辺川地区多目的集会施設	加治木町辺川 801	×	×	○	－	×
18	姶良地域	姶良公民館	西餅田 589	○	○	×	×	×
19		建昌小学校	東餅田 2405	○	○	×	×	×
20		中央図書館	西餅田 489-3	○	○	○	○	○
21		松原なぎさ小学校	松原町 1-23-1	○	○	○	○	○
22		松原地区公民館	松原町 1-16-2	○	○	×	×	×
23		姶良小学校	西餅田 2726	○	○	○	○	○
24		姶良高齢者福祉センター	西餅田 3311	○	○	○	○	○
25		働く女性の家	西餅田 3311-1	○	○	○	○	○
26		重富中学校	平松 7092	○	○	×	×	×

No.	地域	施　設　名　称	所　在　地	豪雨 洪水	土砂 災害	地震	津波 高潮	火山 噴火
27		脇元地区公民館	脇元 158	○	○	○	○	○
28		重富地区公民館	平松 6252	○	○	×	○	○
29		姶良市総合運動公園	平松 2392	○	○	○	○	○
30	姶良地域	西姶良小学校	西姶良 1-37-1	○	○	○	○	○
31		県立姶良高等技術専門校	西餅田 1120	○	○	○	○	○
32		帖佐中学校	西餅田 1586	×	○	○	○	×
33		帖佐小学校	鍋倉 663	×	×	○	○	×
34		三船小学校	増田 399	○	○	○	○	○
35		三叉コミュニティセンター	寺師 818-3	○	○	○	－	○
36		山田中学校	下名 977	○	○	○	－	○
37		山田小学校	下名 1018	○	○	○	－	○
38		山田地区公民館	下名 1188	○	○	○	－	○
39		上名地区農村振興センター	上名 2683-2	×	○	○	－	×
40		姶良生活改善センター	北山 849-3	○	○	×	－	×
41		郷土芸能等「北山伝承館」	北山 852-1	○	○	○	－	×
42		北山小学校	北山 3783	○	○	○	－	○
43		木津志出張所	木津志 1844-2	○	○	○	－	×
44		えぼし館	北山 2659-1	○	○	○	－	○
45		上名村づくり活性センター	上名 303-5	○	○	○	－	○
46		山田校区コミュニティ協議会事務所	下名 1073-4	○	○	○	－	×
47	蒲生地域	蒲生高校	蒲生町下久徳 848-2	○	○	○	－	○
48		下久徳地区いきいき交流センター	蒲生町下久徳 544-2	×	×	○	－	×
49		川東地区いきいき交流センター	蒲生町上久徳 320-2	×	×	○	－	×
50		中央Ａ地区いきいき交流センター	蒲生町上久徳 2516	○	○	○	－	×
51		迫地区いきいき交流センター	蒲生町久末 18-6	×	×	○	○	×
52		蒲生高齢者福祉センター	蒲生町白男 347	○	○	×	－	○
53		蒲生小学校	蒲生町上久徳 2252	○	○	○	－	○
54		蒲生中学校	蒲生町北 10	×	×	○	－	○
55		米丸地区いきいき交流センター	蒲生町米丸 1618-1	×	×	○	－	×
56		久末地区公民館	蒲生町久末 1304	○	○	○	－	×
57		姶良市温泉センター「くすの湯」	蒲生町白男 1504	×	×	○	－	○
58		結の郷「大山館」	蒲生町白男 5548-1	○	○	○	－	×

59		新留地区公民館	蒲生町白男 2834-2	○	○	○	－	×
60		西浦小学校	蒲生町西浦 815	○	×	○	－	×
61		小川内地区いきいき交流センター	蒲生町西浦 4187-2	×	×	○	－	×
62		漆小学校	蒲生町漆 317	○	○	○	－	×
63		漆の里「万来館」	蒲生町漆 301-1	○	○	○	－	×
64		蒲生体育館	蒲生町北 24-1	×	×	○	－	○
65		大楠運動公園多目的屋内運動場	蒲生町白男 293-1	×	×	○	－	○

※指定緊急避難場所の番号及び内容は、「姶良市総合防災ハザードマップ（R4.1）」と関連付け整合性を持たせる。

○指定避難所を兼ねていない指定緊急避難場所

No.	地域	名　　称	構造	階数	海抜（m）	豪雨洪水	土砂災害	地震	津波高潮	火山噴火
101	加治木地域	タイヨー西加治木店	S	2	5	○	○	○	○	○
102		天神公園	－	－	9.7	○	○	×	×	×
103		高岡公園	－	－	148.1	○	○	○	－	×
104		姶良・伊佐地域振興局本庁舎本館	RC	4	5	○	○	○	○	○
105	姶良地域	姶良塩入団地	RC	4	3	－	－	－	○	－
106		松原たいこ公園	－	－	6	○	○	×	×	×
107		グラード姶良店	S	2	9	○	○	○	○	○
108		姶良市役所２号館	RC	3	9	○	○	○	○	○
109		宮島西公園	－	－	9.9	○	○	×	×	×
110		イオンタウン姶良	S	3	7.1	○	○	○	○	○
111		西宮島公園	－	－	10.1	○	○	○	○	×
112		永池公園	－	－	7.2	○	○	×	×	×
113		白銀公園	－	－	16.6	×	×	○	○	×
114		重富小学校	RC	1	18.5	×	×	○	○	○
115		重富公園	－	－	23.4	×	×	○	○	×
116		タイヨー重富店	S	2	9	×	×	○	○	○
117		ヤマト運輸（株）鹿児島主幹支店	S	3	8	×	×	○	○	○
118		姶良ニュータウン中央公園	－	－	111.2	○	○	○	○	×
119		姶良ニュータウン北公園	－	－	106.4	○	○	○	○	×
120		青葉台公園	－	－	33.4	○	○	○	○	×
121		三郷台公園	－	－	26.4	○	○	○	○	×

122		船津公園	－	－	12.4	○	○	○	○	×
123	蒲生地域	八幡公園	－	－	85	○	○	○	－	×
124		スポレク広場「陣ヶ丘」	－	－	33	○	○	○	－	×
125		漆小学校	W	1	169	○	○	○	－	×

※　番号及び内容は、「姶良市総合防災ハザードマップ（R4.1)」と関連付け整合性を持たせる。

４－１－３　姶良市津波避難ビル

1	姶良市役所 2号館	所在地	宮島町 25	構造	SRC	避難場所	3階、屋上	H25.8.6 指定
		管理	姶良市	建築年	H7	海抜(m)	9	
2	タイヨー 西加治木店	所在地	加治木町木田 159-2	構造	S	避難場所	屋上駐車場	H25.8.6 指定
		管理	（株）タイヨー	建築年	H19	海抜(m)	5	
3	タイヨー 重富店	所在地	平松 3675-1	構造	S	避難場所	屋上駐車場	H25.8.6 指定
		管理	（株）タイヨー	建築年	H16	海抜(m)	9	
4	グラード 姶良店	所在地	東餅田 2372-1	構造	SRC	避難場所	屋上駐車場	H25.8.6 指定
		管理	（株）タイヨー	建築年	S58	海抜(m)	9	
5	イオンタウン 姶良	所在地	西餅田 264-1	構造	SRC	避難場所	屋上駐車場	H25.8.6 指定
		管理	（株）イオンタウン	建築年	H28	海抜(m)	7	
6	姶良市消防本部 本部庁舎	所在地	加治木町木田 2040-1	構造	RC	避難場所	屋上	H27.6.15 指定
		管理	姶良市	建築年	H27	海抜(m)	11	
7	市立松原なぎさ 小学校本校舎	所在地	松原町 1-23-1	構造	RC	避難場所	屋上	H27.6.15 指定
		管理	姶良市	建築年	H27	海抜(m)	6	
8	姶良塩入団地	所在地	東餅田 1215-1	構造	RC	避難場所	階段踊場等	H28.3.23 指定
		管理	姶良市	建築年	S58	海抜(m)	3	
9	ヤマト運輸（株） 鹿児島主管支店	所在地	平松 3455	構造	RC	避難場所	3階、屋上	H28.3.23 指定
		管理	ヤマト運輸（株）	建築年	H2	海抜(m)	8	
10	文化会館 「加音ホール」	所在地	加治木町木田 5348-185	構造	RC	避難場所	2階	H28.3.23 指定
		管理	姶良市	建築年	H3	海抜(m)	3	
11	中央図書館	所在地	西餅田 489-3	構造	RC	避難場所	屋上	H28.3.23 指定
		管理	姶良市	建築年	H2	海抜(m)	10	
12	姶良・伊佐地域 振興局本庁舎本館	所在地	加治木町諏訪町 12	構造	RC	避難場所	4階、屋上	H29.2.1 指定
		管理	鹿児島県	建築年	S39	海抜(m)	5	

４－１－４　姶良市指定福祉避難所

No.	地域	施　設　名　称	所　在　地	構造	階数	海抜(m)	豪雨洪水	土砂災害	地震	津波高潮	火山噴火
1	姶良	あじさい園	姶良市船津 1700 番地 1	S	1	18	○	○	○	○	×

４－１－５　姶良市ペット避難所

No.	施　設　名　称	所　在　地	備　　考
1	姶良市文化会館「加音ホール」	加治木町木田 5348-185	加音ホール北側の車庫を利用します。
2	加治木福祉センター	加治木町本町 393	地下フロアのホール部分を利用します。

４－２　備蓄物資等

４－２－１　姶良市備蓄

【食料品等】

備蓄品名	規格等	備蓄場所
アルファー米		加治木・蒲生総合支所、中央消防署 脇元・重富・松原・山田地区公民館 加治木福祉センター、陶夢ランド 永原小校区公民館、姶良公民館 姶良高齢者福祉センター、北山伝承館 山田校区コミュニティ協議会事務所 蒲生高齢者福祉センター、西浦小学校 結の郷「大山館」、漆の里「万来館」 三叉コミュニティセンター、えぼし館 姶良生活改善センター、加音ホール
飲料水		脇元・重富地区公民館、北山伝承館、 加治木福祉センター、陶夢ランド 永原小校区公民館、姶良公民館 山田校区コミュニティ協議会事務所 蒲生高齢者福祉センター、西浦小学校 結の郷「大山館」、漆の里「万来館」

【生活用品等】

備蓄品名	規格等	備蓄場所
毛布		加治木・蒲生総合支所、姶良分遣所 脇元・重富・松原・山田地区公民館 加治木福祉センター、陶夢ランド 永原小校区公民館、姶良公民館 姶良高齢者福祉センター、北山伝承館 山田校区コミュニティ協議会事務所 蒲生高齢者福祉センター、西浦小学校 結の郷「大山館」、漆の里「万来館」 三叉コミュニティセンター、えぼし館 姶良生活改善センター、加音ホール
タオルケット		蒲生総合支所、姶良生活改善センター 脇元・重富・松原・山田地区公民館 姶良高齢者福祉センター、姶良公民館 三叉コミュニティセンター、えぼし館

枕		加治木総合支所
段ボールベッド		脇元・重富・松原地区公民館 加治木福祉センター、陶夢ランド 永原小校区公民館、姶良公民館 姶良高齢者福祉センター、北山伝承館 山田校区コミュニティ協議会事務所 蒲生高齢者福祉センター、西浦小学校 結の郷「大山館」、漆の里「万来館」 加音ホール
段ボールパーテーション		脇元・重富・松原地区公民館 加治木福祉センター、陶夢ランド 永原小校区公民館、姶良公民館 姶良高齢者福祉センター、北山伝承館 山田校区コミュニティ協議会事務所 蒲生高齢者福祉センター、西浦小学校 結の郷「大山館」、漆の里「万来館」 加音ホール
テント型パーテーション		脇元・重富・松原地区公民館 加治木福祉センター、陶夢ランド 永原小校区公民館、姶良公民館 姶良高齢者福祉センター、北山伝承館 山田校区コミュニティ協議会事務所 蒲生高齢者福祉センター、西浦小学校 結の郷「大山館」、漆の里「万来館」 加音ホール
発動発電機	ガソリン燃料	加治木総合支所 中央消防署、姶良分遣所、蒲生分遣所
	カセットボンベ式	加治木総合支所 加音ホール、加治木福祉センター 竜門小学校、陶夢ランド、脇元地区公民館 重富地区公民館、姶良高齢者福祉センター 松原地区公民館、姶良公民館 山田地区公民館、上名地区農村振興センター 木津志出張所、姶良生活改善センター 北山小学校、えぼし館、結の郷「大山館」 蒲生高齢者福祉センター、新留地区公民館

		西浦小学校、中野地区多目的集会施設 辺川地区多目的集会施設、北山伝承館 姶良市総合運動公園、永原小校区公民館 漆の里「万来館」、蒲生体育館 加治木特別支援学校
投光機	ＬＥＤバルーン	中央消防署
	ハロゲン	本庁、北山小学校、姶良生活改善センター 木津志出張所、上名農村振興センター えぼし館、竜門小学校、西浦小学校 中野地区多目的集会施設 辺川地区多目的集会施設、結の郷「大山館」 漆の里「万来館」、新留地区公民館
懐中電灯		加治木・蒲生総合支所

【医薬・衛生用品】

備蓄品名	規格等	備蓄場所
ポータブル簡易トイレ	洋式	加治木・蒲生総合支所、中央消防署
レディースセット		加治木総合支所

【作業資材】

備蓄品名	規格等	備蓄場所
防水シート（ブルーシート）	5.4m×3.6m	中央消防署
	5.4m×5.4m	
	7.2m×7.2m	
	7.4m×7.4m	
	10m×10m	
ロープ	トラ(100m)	中央消防署
	トラ(200m)	中央消防署
油吸着マット	50 ㎝、50 ㎝×38 ㎝	中央消防署
オイルフェンス		中央消防署
土嚢袋		中央消防署

【緊急通信】

配備品	配備先
移動系デジタル無線（半固定型）	中野地区多目的集会施設、えぼし館 辺川地区多目的集会施設、木津志出張所 漆の里「万来館」、新留地区公民館 西浦地区いきいき交流センター 結の郷「大山館」、姶良生活改善センター 上名地区農村振興センター
移動系デジタル無線（携帯型）	竜門小学校、北山小学校

４－２－２　鹿児島県備蓄

備蓄場所	備蓄品
鹿児島県防災研修センター 姶良市平松６２５２ ＴＥＬ：０９９５－６４－５２５１	災害救助法による物資を備蓄

４－２－３　日本赤十字社災害救援物資姶良市備蓄

備蓄場所	備蓄品
加治木・蒲生総合支所	緊急セット、見舞品セット、タオルケット 毛布、ブルーシート

５　応急仮設住宅建設予定候補地に関する資料

５－１　応急仮設住宅建設予定候補地

地域	整理番号	敷地名称	所在地	敷地現況	敷地面積（㎡）		建築可能住宅数（棟）
					全体敷地面積	建設可能敷地面積	
姶良地区	1	姶良公民館グラウンド	西餅田 583	グラウンド	8,000	7,500	50
	2	帖佐グラウンド	西餅田 1437	グラウンド	16,500	11,000	84
	3	松原なぎさ小学校	松原町 1－23－1	校庭	8,600	6,900	48
	4	重富中学校校庭	平松 7092	校庭	30,262	11,000	96
	5	帖佐中学校校庭	西餅田 1586	校庭	14,479	4,000	36
	6	山田小学校校庭	下名 1018	校庭	14,533	3,100	30
	7	姶良小学校校庭	西餅田 2726	校庭	12,177	2,500	22
	8	旧三叉小学校跡地	増田 468－1 外	広場	10,700	2,600	20
	9	西姶良小学校校庭	西姶良 1－37－1	駐車場	1,500	1,500	12
	10	船津公園広場	船津 1519	グラウンド	33,000	12,000	128
加治木地区	11	柁城小学校校庭	加治木町仮屋町 248	校庭	18,348	3,100	30
	12	錦江小学校	加治木町錦江町 74	校庭	4,100	2,800	30
	13	加治木小学校校庭	加治木町反土 2955	校庭	20,707	5,900	40
	14	高岡公園駐車場	加治木町西別府 2944	駐車場	12,446	1,500	10
	15	陶夢ランド	加治木町小山田 1583－1	広場グラウンド	6,703	1,000	8
蒲生地区	16	大楠運動公園球技場	蒲生町白男 300	グラウンド	7,770	4,400	30
	17	西浦小学校校庭	蒲生町西浦 813	校庭	12,302	1,100	10
	18	漆小学校校庭	蒲生町漆 317－1 外	校庭	9,826	1,100	10
合　計				18 箇所	241,953 ㎡	83,000 ㎡	694 棟

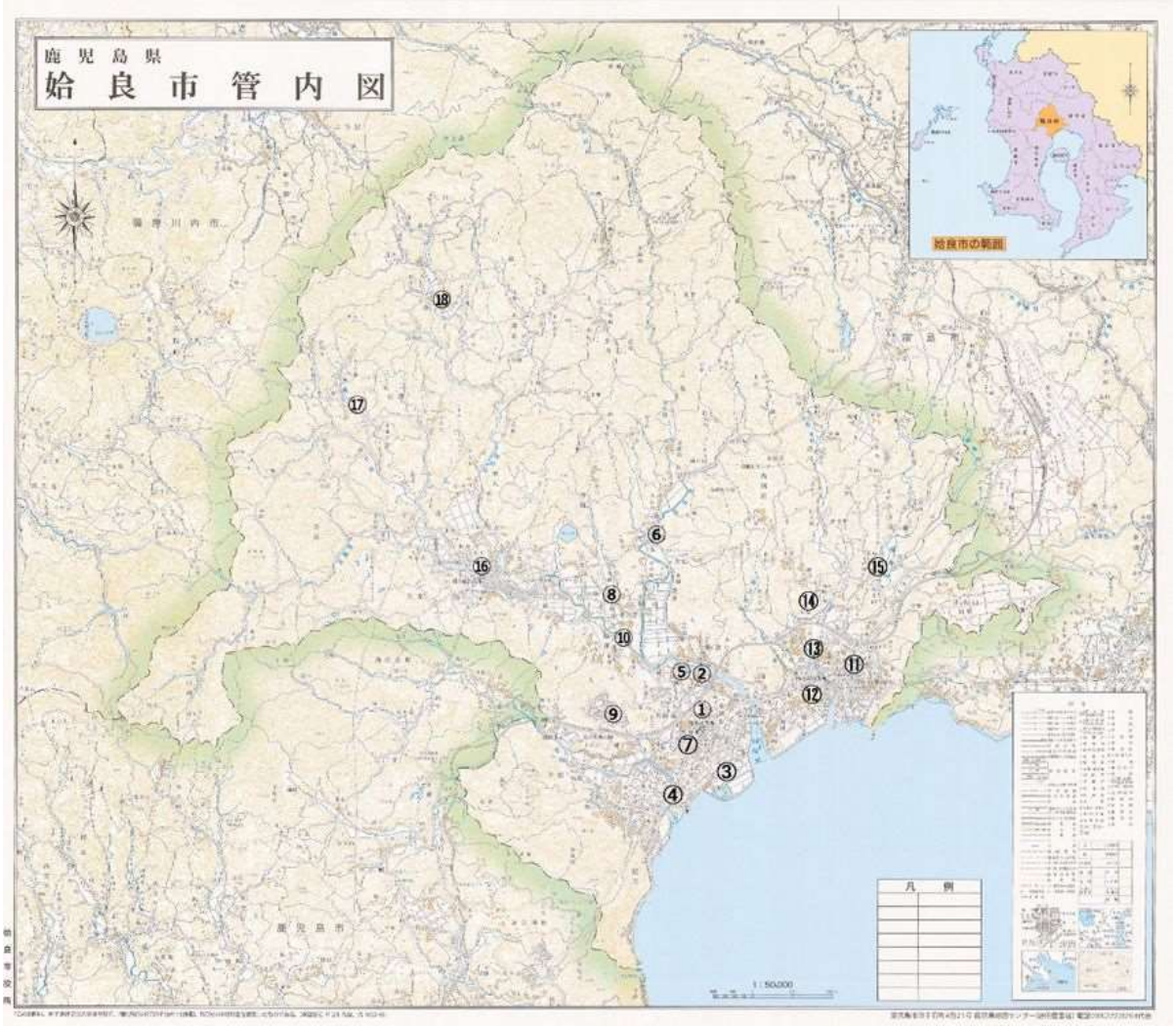

応急仮設住宅建設候補地

番号	敷地名称	所在地	番号	敷地名称	所在地
1	姶良公民館グラウンド	西餅田 583	10	船津公園広場	船津 1519
2	帖佐グラウンド	西餅田 1437	11	柁城小学校校庭	加治木町 仮屋町 248
3	松原なぎさ小学校校庭	松原町 1-23-1	12	錦江小学校校庭	加治木町 錦江町 74
4	重富中学校校庭	平松 7092	13	加治木小学校校庭	加治木町 反土 2955
5	帖佐中学校校庭	西餅田 1586	14	高岡公園駐車場	加治木町 西別府 2944
6	山田小学校校庭	下名 1018	15	陶夢ランド	加治木町 小山田 1583-1
7	姶良小学校校庭	西餅田 2726	16	大楠運動公園球技場	蒲生町 白男 300
8	旧三叉小学校跡地	増田 468-1 外	17	西浦小学校校庭	蒲生町 西浦 813
9	西姶良小学校駐車場	西姶良 1-37-1	18	漆小学校校庭	蒲生町 漆 317-1 外

５－２　応急仮設住宅建設概要図

（１）始良公民館グラウンド

地名地番	姶良市西餅田583番地			整理番号	1
縮尺	NOT	利用可能 敷地面積	7,500　㎡	建設可能 戸数	50　戸

配置計画図

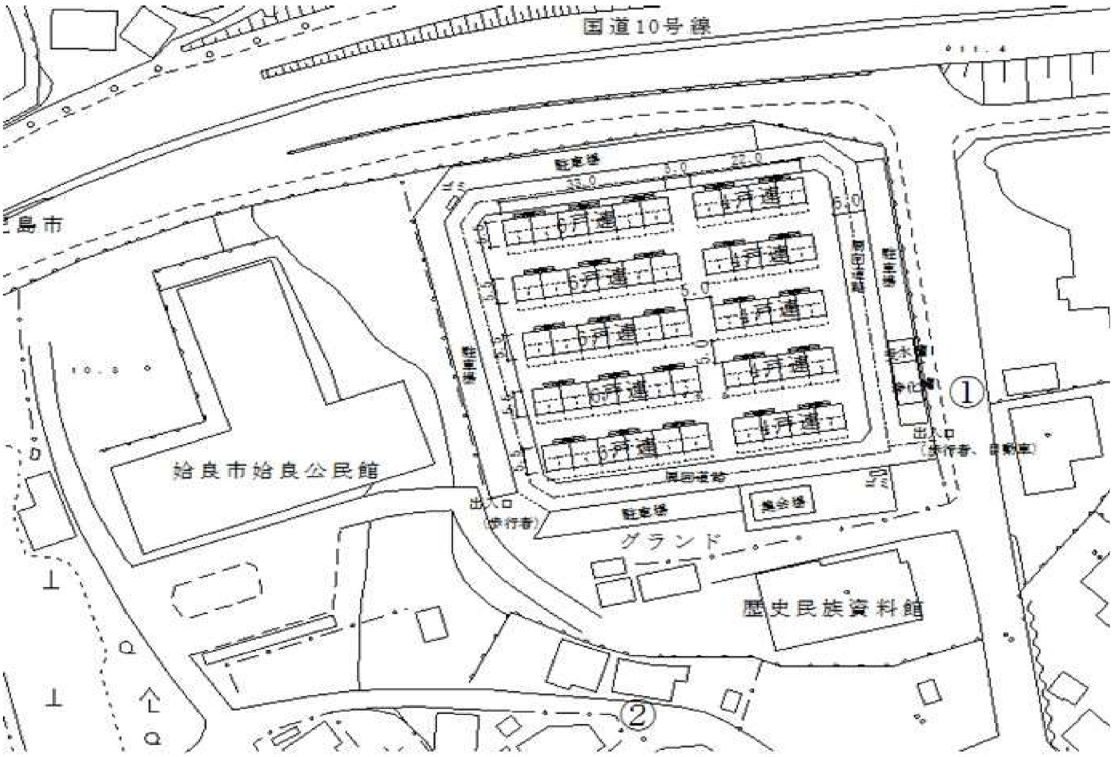

候補地概要　　ここに数字を記入してください↓

① 応急仮設住宅存置可能期間	（1）2年　（2）1年以上～2年未満　（3）1年未満	（ 2 ）
② 所有者	（1）市町村有地　（2）民地（空き地）　（3）民地（田・畑）　（4）県有地	（ 1 ）
	※ 民地の場合は，敷地の用途の記入及び敷地利用の了承の有無又は協定等締結を有無のどちらかに○印を付けてください。	
	敷地の用途（　　　）　了承・協定締結の有無　（ 有 ・ 無 ） 地代の有無　（ 有 ・ 無 ・ 不明 ）	
③ 道路の確保・幅員	（1）路線　（2）接道なし	（ 1 ） ① （ 9 ）m ② （　）m ③ （　）m ④ （　）m
④ 道路と敷地の高低差	（1）1m以下　（2）1m～2m　（3）2m以上	（ 1 ）
スロープ	（1）あり　（2）なし	（　）
⑤ 道路と敷地の接する長さ	（1）6m以上　（2）6m未満	（ 1 ）
⑥ 敷地の安全性 危険区域等	（1）危険区域対象外　（6）土砂災害（特別）警戒区域 （2）砂防指定地　（7）急傾斜地危険区域 （3）地すべり地域　（8）特定雨水対策住宅適用対象地域 （4）土石流危険区域　（9）がけ地近接 （5）山地災害危険区域　（10）その他（　　　）	（ 1 ）
⑦ 海抜分布	（1）0m～5m　（2）5m～10m　（3）10m～15m　（4）15m～20m　（5）20m以上	（ 2 ）
⑧ 敷地の整地	（1）整地不要　（2）整地必要　（3）盛土，擁壁等必要	（ 1 ）
⑨ 水道	（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）困難	（ 2 ） 管径 （ 40 ）mm
⑩ 汚水排水（下水道）	（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）浄化槽設置可能　（4）困難	（ 3 ）
⑪ 電気	（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）困難	（ 2 ）
⑫ ガス	（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）ﾌﾟﾛﾊﾟﾝｶﾞｽﾎﾞﾝﾍﾞ設置可能　（4）困難	（ 3 ）
⑬ 電話	（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）困難	（ 2 ）
⑭ 雨水排水	（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）困難	（ 1 ）
⑮ 備考欄		

（２）帖佐グラウンド

地名地番	姶良市西餅田1437番地			整理番号	2
縮尺	NOT	利用可能敷地面積	11,000 ㎡	建設可能戸数	84 戸

配置計画図

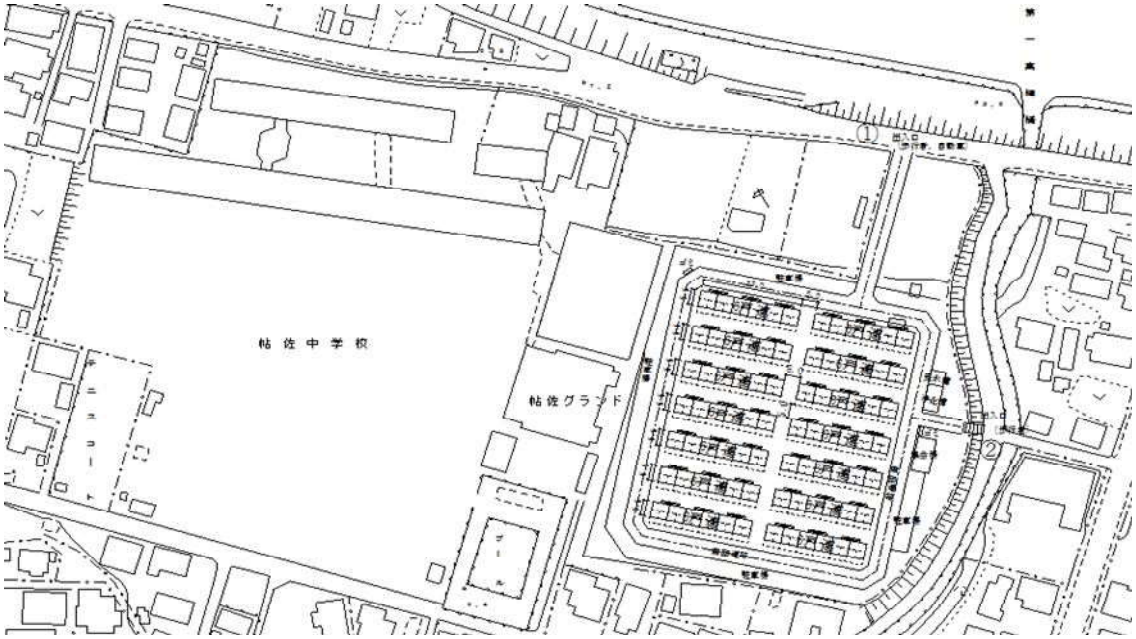

候補地概要　　ここに数字を記入してください↓

① 応急仮設住宅存置可能期間　（1）2年　（2）1年以上～2年未満　（3）1年未満　（ 3 ）

② 所有者　（1）市町村有地　（2）民地（空き地）　（3）民地（田・畑）　（4）県有地　（ 1 ）

※ 民地の場合は，敷地の用途の記入及び敷地利用の了承の有無又は協定等締結を有無のどちらかに○印を付けてください。

敷地の用途（　　）　了承・協定締結の有無　（ 有 ・ 無 ）

地代の有無　（ 有 ・ 無 ・ 不明 ）

③ 道路の確保・幅員　（1）路線　（2）接道なし　（ 1 ）

①（ 9 ）m

②（ 4 ）m

③（　）m

④（　）m

④ 道路と敷地の高低差　（1）1m以下　（2）1m～2m　（3）2m以上　（ 1 ）

スロープ　（1）あり　（2）なし　（　）

⑤ 道路と敷地の接する長さ　（1）6m以上　（2）6m未満　（ 1 ）

⑥ 敷地の安全性　危険区域等　（1）危険区域対象外　（6）土砂災害（特別）警戒区域　（ 1 ）

（2）砂防指定地　（7）急傾斜地危険区域

（3）地すべり地域　（8）特定雨水対策住宅適用対象地域

（4）土石流危険区域　（9）がけ地近接

（5）山地災害危険区域　（10）その他（　　）

⑦ 海抜分布　（1）0m～5m　（2）5m～10m　（3）10m～15m　（4）15m～20m　（5）20m以上　（ 2 ）

⑧ 敷地の整地　（1）整地不要　（2）整地必要　（3）盛土，擁壁等必要　（ 1 ）

⑨ 水道　（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）困難　（ 2 ）

管径（ 40 ）mm

⑩ 汚水排水（下水道）　（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）浄化槽設置可能　（4）困難　（ 3 ）

⑪ 電気　（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）困難　（ 2 ）

⑫ ガス　（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）ﾌﾟﾛﾊﾟﾝｶﾞｽﾎﾞﾝﾍﾞ設置可能　（4）困難　（ 3 ）

⑬ 電話　（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）困難　（ 2 ）

⑭ 雨水排水　（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）困難　（ 2 ）

⑮ 備考欄

（３）松原なぎさ小学校校庭

地名地番	始良市松原1丁目23番地1			整理番号	3
縮尺	NOT	利用可能敷地面積	6,900 ㎡	建設可能戸数	48 戸

配置計画図

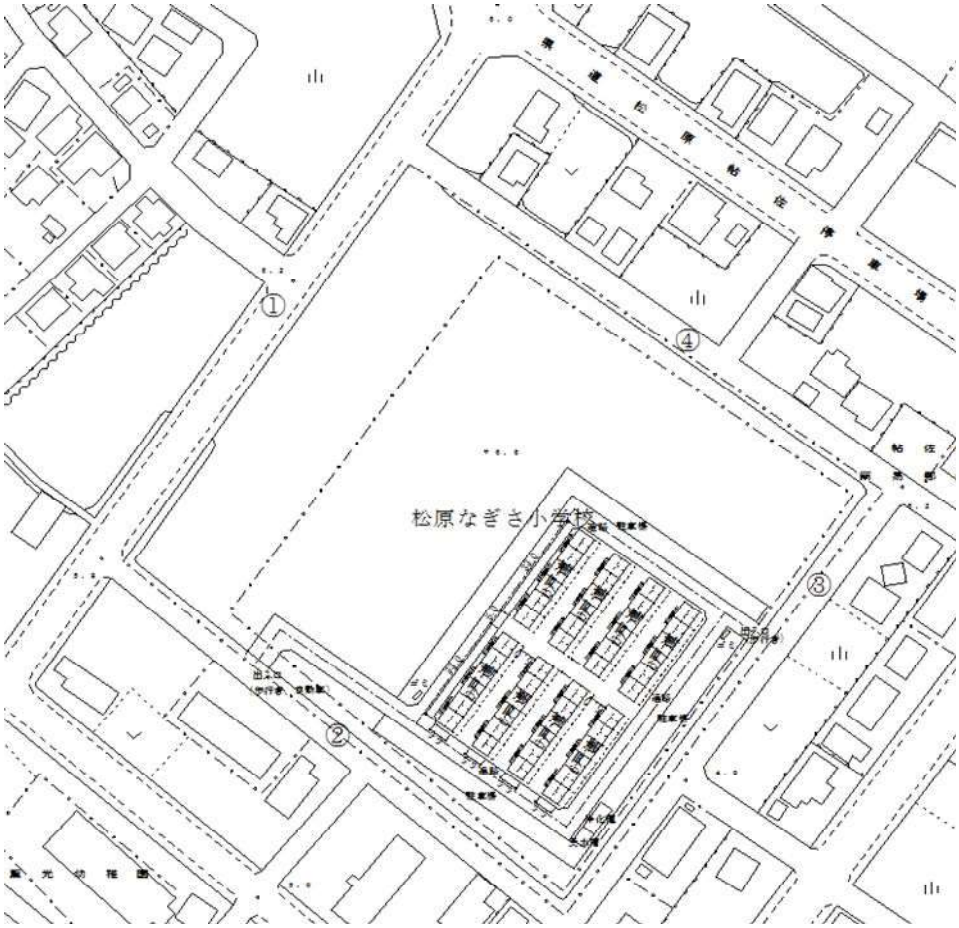

候補地概要　　ここに数字を記入してください↓

① 応急仮設住宅存置可能期間	(1)2年	(2)1年以上～2年未満	(3)1年未満		(1)
② 所有者	(1)市町村有地	(2)民地(空き地)	(3)民地(田・畑)	(4)県有地	(1)
	※ 民地の場合は，敷地の用途の記入及び敷地利用の了承の有無又は協定等締結を有無のどちらかに○印を付けてください。				
	敷地の用途( )		了承・協定締結の有無	(有 ・ 無)	
			地代の有無	(有 ・ 無 ・ 不明)	
③ 道路の確保・幅員	(1)路線	(2)接道なし			(1)
					① (12)m
					② (6)m
					③ (6)m
					④ (6)m
④ 道路と敷地の高低差	(1)1m以下	(2)1m～2m	(3)2m以上		(1)
スロープ	(1)あり	(2)なし			( )
⑤ 道路と敷地の接する長さ	(1)6m以上	(2)6m未満			(1)
⑥ 敷地の安全性 危険区域等	(1)危険区域対象外	(6)土砂災害(特別)警戒区域			(1)
	(2)砂防指定地	(7)急傾斜地危険区域			
	(3)地すべり地域	(8)特定雨水対策住宅適用対象地域			
	(4)土石流危険区域	(9)がけ地近接			
	(5)山地災害危険区域	(10)その他 ( )			
⑦ 海抜分布	(1)0m～5m	(2)5m～10m	(3)10m～15m	(4)15m～20m (5)20m以上	(2)
⑧ 敷地の整地	(1)整地不要	(2)整地必要	(3)盛土，擁壁等必要		(1)
⑨ 水道	(1)敷地内設置済	(2)近接地(道路)接続可	(3)困難		(2)
				管径 (100)mm	
⑩ 汚水排水(下水道)	(1)敷地内設置済	(2)近接地(道路)接続可	(3)浄化槽設置可能	(4)困難	(3)
⑪ 電気	(1)敷地内設置済	(2)近接地(道路)接続可	(3)困難		(2)
⑫ ガス	(1)敷地内設置済	(2)近接地(道路)接続可	(3)ﾌﾟﾛﾊﾟﾝｶﾞｽﾎﾞﾝﾍﾞ設置可能	(4)困難	(3)
⑬ 電話	(1)敷地内設置済	(2)近接地(道路)接続可	(3)困難		(2)
⑭ 雨水排水	(1)敷地内設置済	(2)近接地(道路)接続可	(3)困難		(2)
⑮ 備考欄					

（４）重富中学校校庭

地名地番	姶良市平松7092番地			整理番号	4
縮尺	NOT	利用可能敷地面積	11,000　㎡	建設可能戸数	96　戸

配置計画図

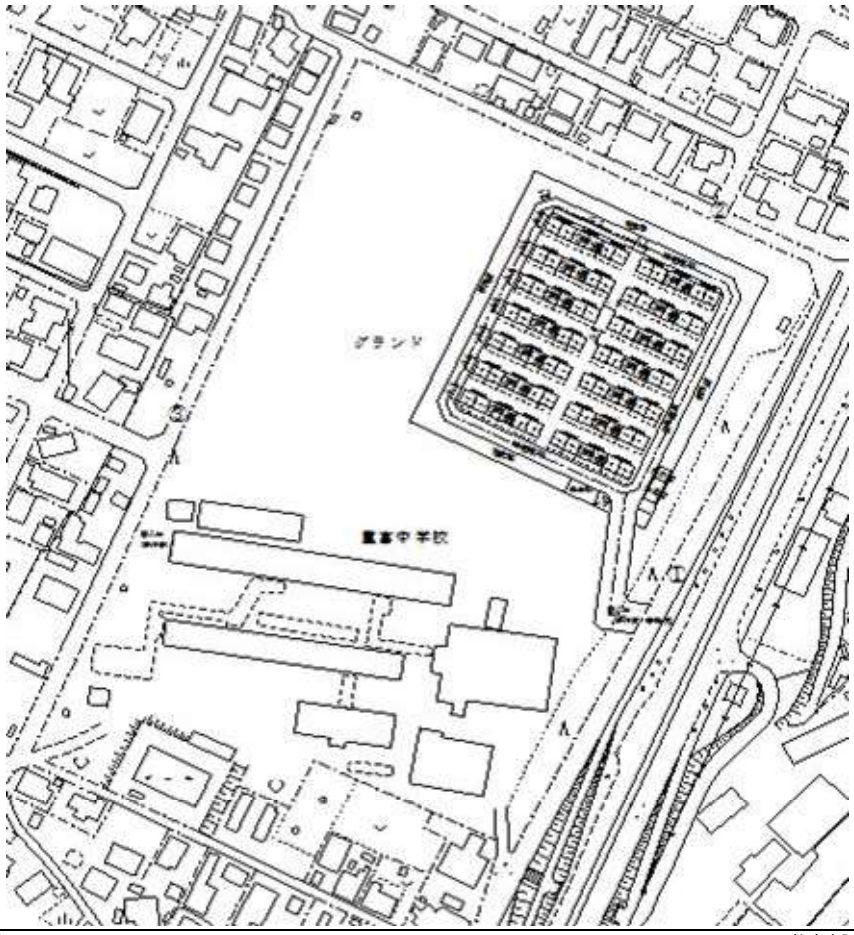

候補地概要　　ここに数字を記入してください↓

① 応急仮設住宅存置可能期間	(1)2年	(2)1年以上～2年未満	(3)1年未満	(3)
② 所有者	(1)市町村有地	(2)民地(空き地)	(3)民地(田・畑)　(4)県有地	(1)
	※ 民地の場合は，敷地の用途の記入及び敷地利用の了承の有無又は協定等締結を有無のどちらかに○印を付けてください。			
	敷地の用途(　　)		了承・協定締結の有無	(有 ・ 無)
			地代の有無	(有 ・ 無 ・ 不明)
③ 道路の確保・幅員	(1)路線	(2)接道なし		(1)
				① (6)m
				② (4)m
				③ (6)m
				④ ( )m
④ 道路と敷地の高低差	(1)1m以下	(2)1m～2m	(3)2m以上	(1)
スロープ	(1)あり	(2)なし		( )
⑤ 道路と敷地の接する長さ	(1)6m以上	(2)6m未満		(1)
⑥ 敷地の安全性 危険区域等	(1)危険区域対象外	(6)土砂災害(特別)警戒区域		(1)
	(2)砂防指定地	(7)急傾斜地危険区域		
	(3)地すべり地域	(8)特定雨水対策住宅適用対象地域		
	(4)土石流危険区域	(9)がけ地近接		
	(5)山地災害危険区域	(10)その他 ( )		
⑦ 海抜分布	(1)0m～5m	(2)5m～10m	(3)10m～15m　(4)15m～20m　(5)20m以上	(2)
⑧ 敷地の整地	(1)整地不要	(2)整地必要	(3)盛土，擁壁等必要	(1)
⑨ 水道	(1)敷地内設置済	(2)近接地(道路)接続可	(3)困難	(2)
				管径 (150)mm
⑩ 汚水排水(下水道)	(1)敷地内設置済	(2)近接地(道路)接続可	(3)浄化槽設置可能　(4)困難	(3)
⑪ 電気	(1)敷地内設置済	(2)近接地(道路)接続可	(3)困難	(2)
⑫ ガス	(1)敷地内設置済	(2)近接地(道路)接続可	(3)ﾌﾟﾛﾊﾟﾝｶﾞｽﾎﾞﾝﾍﾞ設置可能　(4)困難	(3)
⑬ 電話	(1)敷地内設置済	(2)近接地(道路)接続可	(3)困難	(2)
⑭ 雨水排水	(1)敷地内設置済	(2)近接地(道路)接続可	(3)困難	(2)
⑮ 備考欄				

（５）帖佐中学校校庭

地名地番	姶良市西餅田1586番地			整理番号	5
縮尺	NOT	利用可能敷地面積	4,000 ㎡	建設可能戸数	36 戸

配置計画図

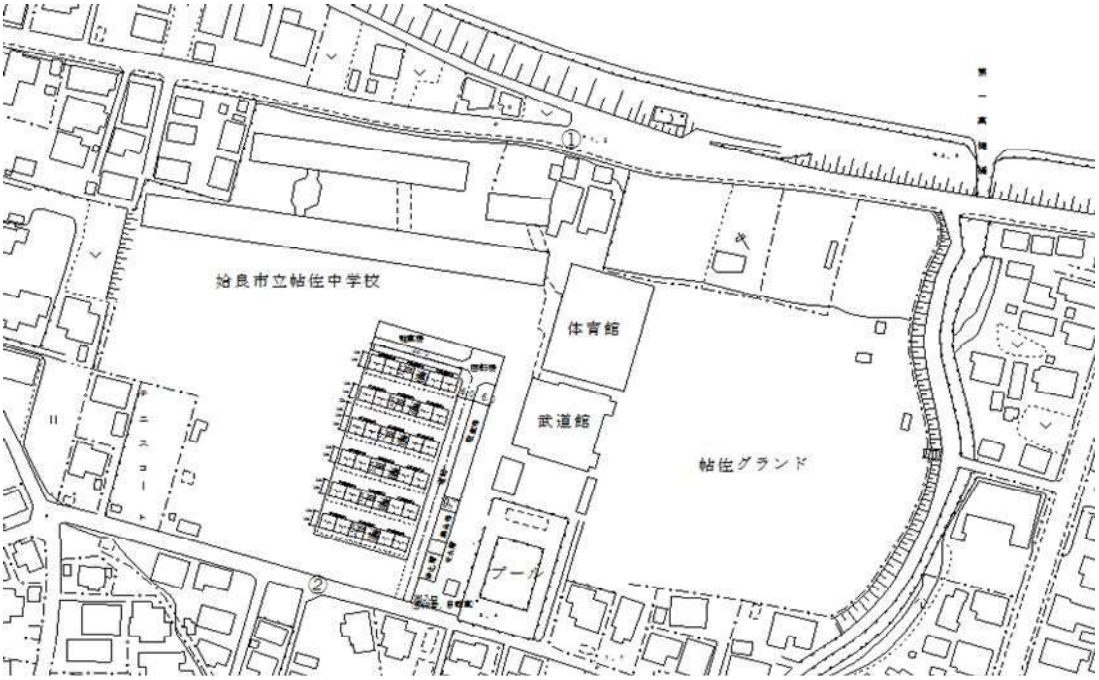

候補地概要　　ここに数字を記入してください↓

① 応急仮設住宅存置可能期間	（1）2年　（2）1年以上～2年未満　（3）1年未満	（ 3 ）
② 所有者	（1）市町村有地　（2）民地（空き地）　（3）民地（田・畑）　（4）県有地	（ 1 ）
	※ 民地の場合は，敷地の用途の記入及び敷地利用の了承の有無又は協定等締結を有無のどちらかに○印を付けてください。	
	敷地の用途（　　）　了承・協定締結の有無　（ 有 ・ 無 ）	
	地代の有無　（ 有 ・ 無 ・ 不明 ）	
③ 道路の確保・幅員	（1）路線　（2）接道なし	（ 1 ）
		①（ 5 ）m
		②（ 6 ）m
		③（　）m
		④（　）m
④ 道路と敷地の高低差	（1）1m以下　（2）1m～2m　（3）2m以上	（ 1 ）
スロープ	（1）あり　（2）なし	（　）
⑤ 道路と敷地の接する長さ	（1）6m以上　（2）6m未満	（ 1 ）
⑥ 敷地の安全性危険区域等	（1）危険区域対象外　（6）土砂災害（特別）警戒区域	（ 1 ）
	（2）砂防指定地　（7）急傾斜地危険区域	
	（3）地すべり地域　（8）特定雨水対策住宅適用対象地域	
	（4）土石流危険区域　（9）がけ地近接	
	（5）山地災害危険区域　（10）その他（　）	
⑦ 海抜分布	（1）0m～5m　（2）5m～10m　（3）10m～15m　（4）15m～20m　（5）20m以上	（ 2 ）
⑧ 敷地の整地	（1）整地不要　（2）整地必要　（3）盛土，擁壁等必要	（ 1 ）
⑨ 水道	（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）困難	（ 2 ）
		管径（ 75 ）mm
⑩ 汚水排水（下水道）	（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）浄化槽設置可能　（4）困難	（ 3 ）
⑪ 電気	（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）困難	（ 2 ）
⑫ ガス	（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）ﾌﾟﾛﾊﾟﾝｶﾞｽﾎﾞﾝﾍﾞ設置可能　（4）困難	（ 3 ）
⑬ 電話	（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）困難	（ 2 ）
⑭ 雨水排水	（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）困難	（ 2 ）
⑮ 備考欄		

（６）山田小学校校庭

地名地番	姶良市下名1018番地			整理番号	6
縮尺	NOT	利用可能敷地面積	3,100 ㎡	建設可能戸数	30 戸

配置計画図

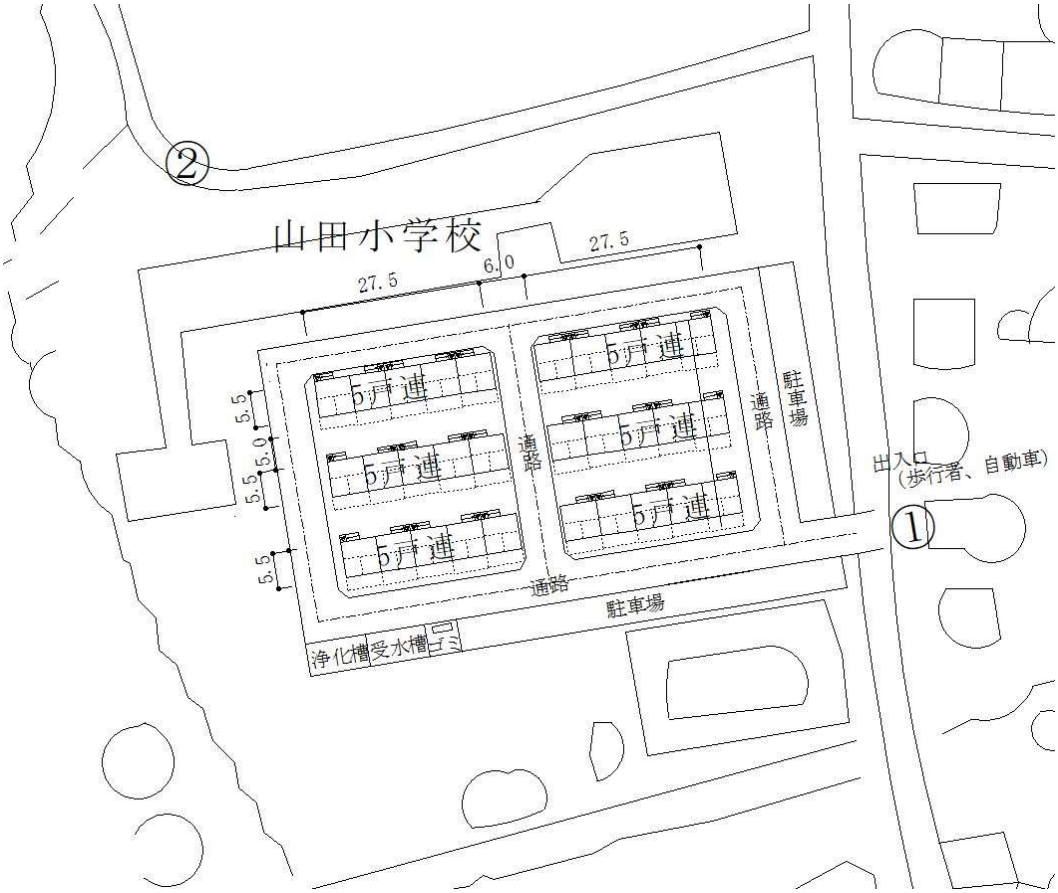

候補地概要　　ここに数字を記入してください↓

① 応急仮設住宅存置可能期間	(1)2年　(2)1年以上～2年未満　(3)1年未満	(2)
② 所有者	(1)市町村有地　(2)民地(空き地)　(3)民地(田・畑)　(4)県有地	(1)
	※ 民地の場合は，敷地の用途の記入及び敷地利用の了承の有無又は協定等締結を有無のどちらかに○印を付けてください。	
	敷地の用途(　　)　了承・協定締結の有無　(有 ・ 無)	
	地代の有無　(有 ・ 無 ・ 不明)	
③ 道路の確保・幅員	(1)路線　(2)接道なし	(1)
		① (8)m
		② (4)m
		③ ( )m
		④ ( )m
④ 道路と敷地の高低差	(1)1m以下　(2)1m～2m　(3)2m以上	(1)
スロープ	(1)あり　(2)なし	(2)
⑤ 道路と敷地の接する長さ	(1)6m以上　(2)6m未満	(1)
⑥ 敷地の安全性危険区域等	(1)危険区域対象外　(6)土砂災害(特別)警戒区域	(1)
	(2)砂防指定地　(7)急傾斜地危険区域	
	(3)地すべり地域　(8)特定雨水対策住宅適用対象地域	
	(4)土石流危険区域　(9)がけ地近接	
	(5)山地災害危険区域　(10)その他 ( )	
⑦ 海抜分布	(1)0m～5m　(2)5m～10m　(3)10m～15m　(4)15m～20m　(5)20m以上	(3)
⑧ 敷地の整地	(1)整地不要　(2)整地必要　(3)盛土，擁壁等必要	(1)
⑨ 水道	(1)敷地内設置済　(2)近接地(道路)接続可　(3)困難	(1)
		管径 (40)mm
⑩ 汚水排水(下水道)	(1)敷地内設置済　(2)近接地(道路)接続可　(3)浄化槽設置可能　(4)困難	(1)
⑪ 電気	(1)敷地内設置済　(2)近接地(道路)接続可　(3)困難	(1)
⑫ ガス	(1)敷地内設置済　(2)近接地(道路)接続可　(3)ﾌﾟﾛﾊﾟﾝｶﾞｽﾎﾞﾝﾍﾞ設置可能　(4)困難	(3)
⑬ 電話	(1)敷地内設置済　(2)近接地(道路)接続可　(3)困難	(1)
⑭ 雨水排水	(1)敷地内設置済　(2)近接地(道路)接続可　(3)困難	(1)
⑮ 備考欄		

（７）姶良小学校校庭

地名地番	姶良市西餅田2726番地			整理番号	7
縮尺	NOT	利用可能敷地面積	2,500　㎡	建設可能戸数	22　戸

配置計画図

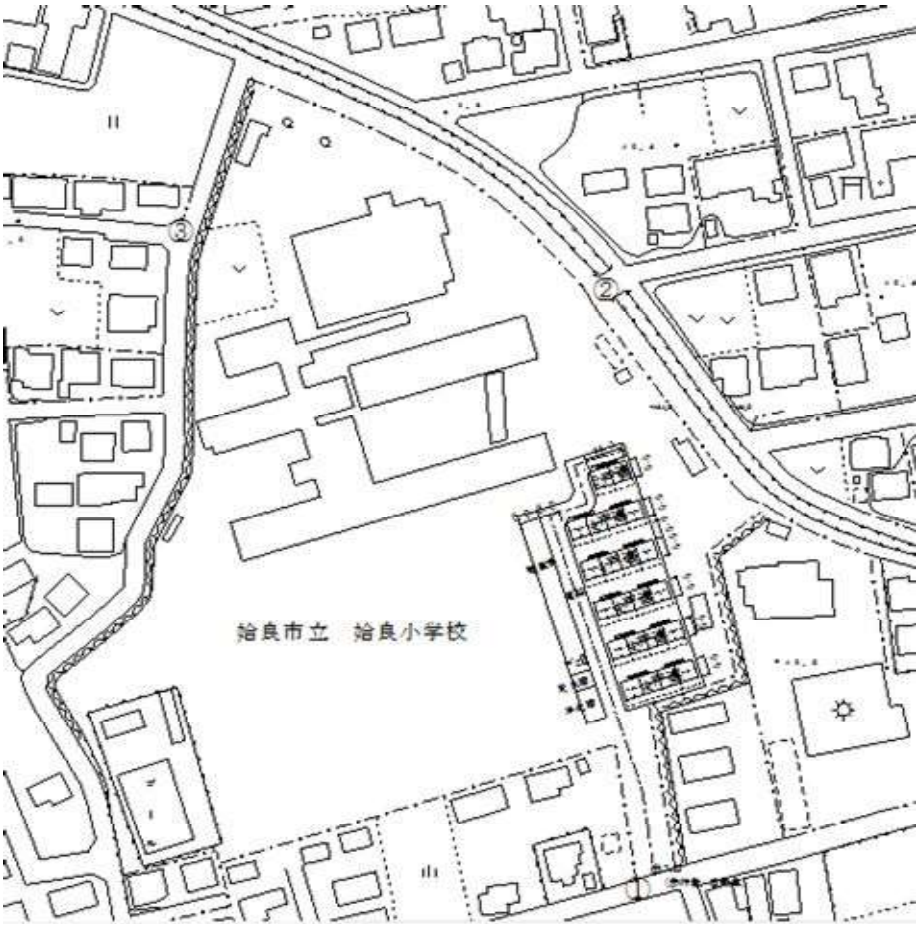

候補地概要　　ここに数字を記入してください↓

① 応急仮設住宅存置可能期間	（1）2年　（2）1年以上～2年未満　（3）1年未満	（ 3 ）
② 所有者	（1）市町村有地　（2）民地（空き地）　（3）民地（田・畑）　（4）県有地	（ 1 ）
	※ 民地の場合は，敷地の用途の記入及び敷地利用の了承の有無又は協定等締結を有無のどちらかに○印を付けてください。	
	敷地の用途（　　）　了承・協定締結の有無　（ 有 ・ 無 ）	
	地代の有無　（ 有 ・ 無 ・ 不明 ）	
③ 道路の確保・幅員	（1）路線　（2）接道なし	（ 1 ）
		①（ 8 ）m
		②（ 4 ）m
		③（ 4 ）m
		④（　）m
④ 道路と敷地の高低差	（1）1m以下　（2）1m～2m　（3）2m以上	（ 1 ）
スロープ	（1）あり　（2）なし	（　）
⑤ 道路と敷地の接する長さ	（1）6m以上　（2）6m未満	（ 1 ）
⑥ 敷地の安全性危険区域等	（1）危険区域対象外　（6）土砂災害（特別）警戒区域	（ 1 ）
	（2）砂防指定地　（7）急傾斜地危険区域	
	（3）地すべり地域　（8）特定雨水対策住宅適用対象地域	
	（4）土石流危険区域　（9）がけ地近接	
	（5）山地災害危険区域　（10）その他（　）	
⑦ 海抜分布	（1）0m～5m　（2）5m～10m　（3）10m～15m　（4）15m～20m　（5）20m以上	（ 3 ）
⑧ 敷地の整地	（1）整地不要　（2）整地必要　（3）盛土，擁壁等必要	（ 1 ）
⑨ 水道	（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）困難	（ 1 ）
		管径（ 75 ）mm
⑩ 汚水排水（下水道）	（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）浄化槽設置可能　（4）困難	（ 3 ）
⑪ 電気	（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）困難	（ 2 ）
⑫ ガス	（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）ﾌﾟﾛﾊﾟﾝｶﾞｽﾎﾞﾝﾍﾞ設置可能　（4）困難	（ 3 ）
⑬ 電話	（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）困難	（ 2 ）
⑭ 雨水排水	（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）困難	（ 2 ）
⑮ 備考欄		

（８）旧三叉小学校跡地

地名地番	姶良市増田468番地1外			整理番号	8
縮尺	NOT	利用可能敷地面積	2,600 ㎡	建設可能戸数	20 戸

配置計画図

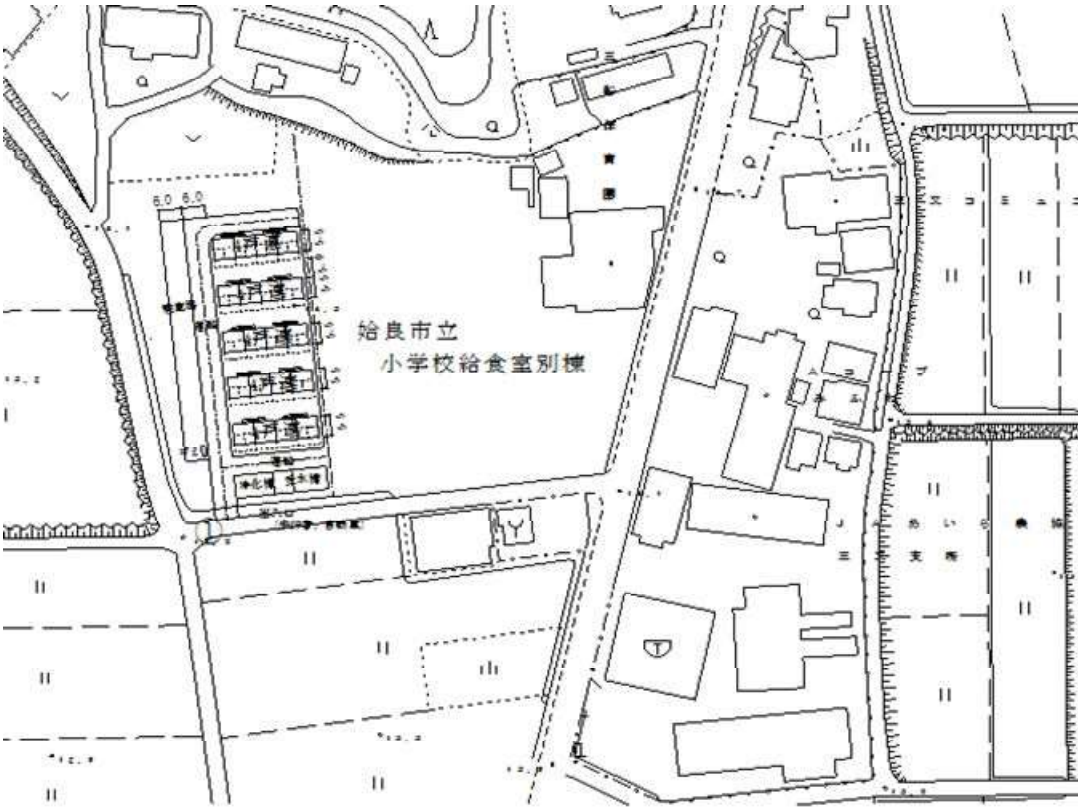

候補地概要　　ここに数字を記入してください↓

① 応急仮設住宅存置可能期間	(1)2年	(2)1年以上～2年未満	(3)1年未満		(1)
② 所有者	(1)市町村有地	(2)民地(空き地)	(3)民地(田・畑)	(4)県有地	(1)
	※ 民地の場合は，敷地の用途の記入及び敷地利用の了承の有無又は協定等締結を有無のどちらかに○印を付けてください。				
	敷地の用途( )		了承・協定締結の有無	(有 ・ 無)	
			地代の有無	(有 ・ 無 ・ 不明)	
③ 道路の確保・幅員	(1)路線	(2)接道なし			(1)
					① (6)m
					② ( )m
					③ ( )m
					④ ( )m
④ 道路と敷地の高低差	(1)1m以下	(2)1m～2m	(3)2m以上		(1)
スロープ	(1)あり	(2)なし			( )
⑤ 道路と敷地の接する長さ	(1)6m以上	(2)6m未満			(1)
⑥ 敷地の安全性	(1)危険区域対象外	(6)土砂災害(特別)警戒区域			(1)
危険区域等	(2)砂防指定地	(7)急傾斜地危険区域			
	(3)地すべり地域	(8)特定雨水対策住宅適用対象地域			
	(4)土石流危険区域	(9)がけ地近接			
	(5)山地災害危険区域	(10)その他 ( )			
⑦ 海抜分布	(1)0m～5m	(2)5m～10m	(3)10m～15m	(4)15m～20m (5)20m以上	(3)
⑧ 敷地の整地	(1)整地不要	(2)整地必要	(3)盛土，擁壁等必要		(1)
⑨ 水道	(1)敷地内設置済	(2)近接地(道路)接続可	(3)困難		(1)
					管径 (75)mm
⑩ 汚水排水(下水道)	(1)敷地内設置済	(2)近接地(道路)接続可	(3)浄化槽設置可能	(4)困難	(3)
⑪ 電気	(1)敷地内設置済	(2)近接地(道路)接続可	(3)困難		(2)
⑫ ガス	(1)敷地内設置済	(2)近接地(道路)接続可	(3)ﾌﾟﾛﾊﾟﾝｶﾞｽﾎﾞﾝﾍﾞ設置可能	(4)困難	(3)
⑬ 電話	(1)敷地内設置済	(2)近接地(道路)接続可	(3)困難		(2)
⑭ 雨水排水	(1)敷地内設置済	(2)近接地(道路)接続可	(3)困難		(2)
⑮ 備考欄					

（９）西姶良小学校駐車場

地名地番	姶良市西姶良1丁目37番地1号			整理番号	9
縮尺	NOT	利用可能敷地面積	1,500　㎡	建設可能戸数	12　戸

配置計画図

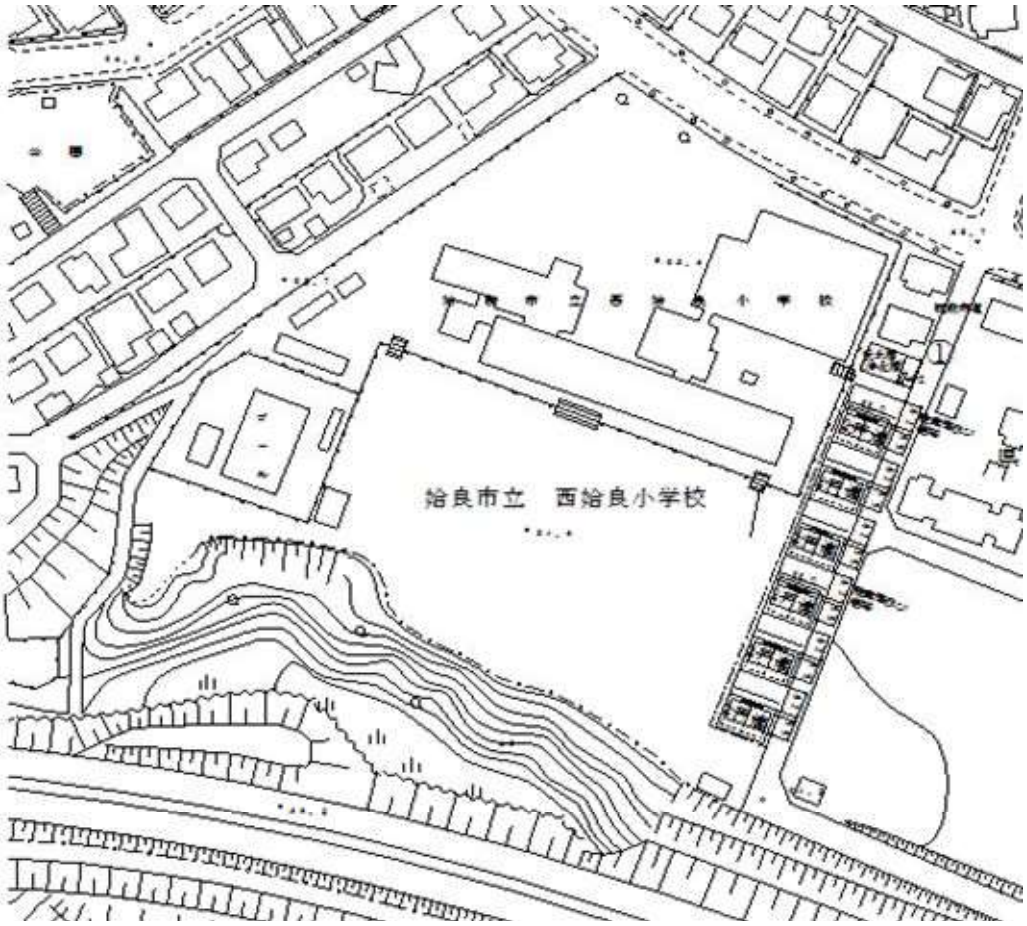

候補地概要　　ここに数字を記入してください↓

① 応急仮設住宅存置可能期間	(1)2年	(2)1年以上～2年未満	(3)1年未満		(1)
② 所有者	(1)市町村有地	(2)民地(空き地)	(3)民地(田・畑)	(4)県有地	(1)
	※ 民地の場合は，敷地の用途の記入及び敷地利用の了承の有無又は協定等締結を有無のどちらかに○印を付けてください。				
	敷地の用途(　　)	了承・協定締結の有無	(有 ・ 無)		
		地代の有無	(有 ・ 無 ・ 不明)		
③ 道路の確保・幅員	(1)路線	(2)接道なし			(1)
					① (6)m
					② ( )m
					③ ( )m
					④ ( )m
④ 道路と敷地の高低差	(1)1m以下	(2)1m～2m	(3)2m以上		(1)
スロープ	(1)あり	(2)なし			( )
⑤ 道路と敷地の接する長さ	(1)6m以上	(2)6m未満			(1)
⑥ 敷地の安全性 危険区域等	(1)危険区域対象外	(6)土砂災害(特別)警戒区域			(1)
	(2)砂防指定地	(7)急傾斜地危険区域			
	(3)地すべり地域	(8)特定雨水対策住宅適用対象地域			
	(4)土石流危険区域	(9)がけ地近接			
	(5)山地災害危険区域	(10)その他 (	)		
⑦ 海抜分布	(1)0m～5m	(2)5m～10m	(3)10m～15m	(4)15m～20m　(5)20m以上	(5)
⑧ 敷地の整地	(1)整地不要	(2)整地必要	(3)盛土，擁壁等必要		(1)
⑨ 水道	(1)敷地内設置済	(2)近接地(道路)接続可	(3)困難		(2)
					管径 (75)mm
⑩ 汚水排水(下水道)	(1)敷地内設置済	(2)近接地(道路)接続可	(3)浄化槽設置可能	(4)困難	(2)
⑪ 電気	(1)敷地内設置済	(2)近接地(道路)接続可	(3)困難		(2)
⑫ ガス	(1)敷地内設置済	(2)近接地(道路)接続可	(3)ﾌﾟﾛﾊﾟﾝｶﾞｽﾎﾞﾝﾍﾞ設置可能	(4)困難	(2)
⑬ 電話	(1)敷地内設置済	(2)近接地(道路)接続可	(3)困難		(2)
⑭ 雨水排水	(1)敷地内設置済	(2)近接地(道路)接続可	(3)困難		(2)
⑮ 備考欄					

（10）船津公園広場

地名地番	姶良市船津1519番地			整理番号	10
縮尺	NOT	利用可能敷地面積	12,000　㎡	建設可能戸数	128　戸

配置計画図

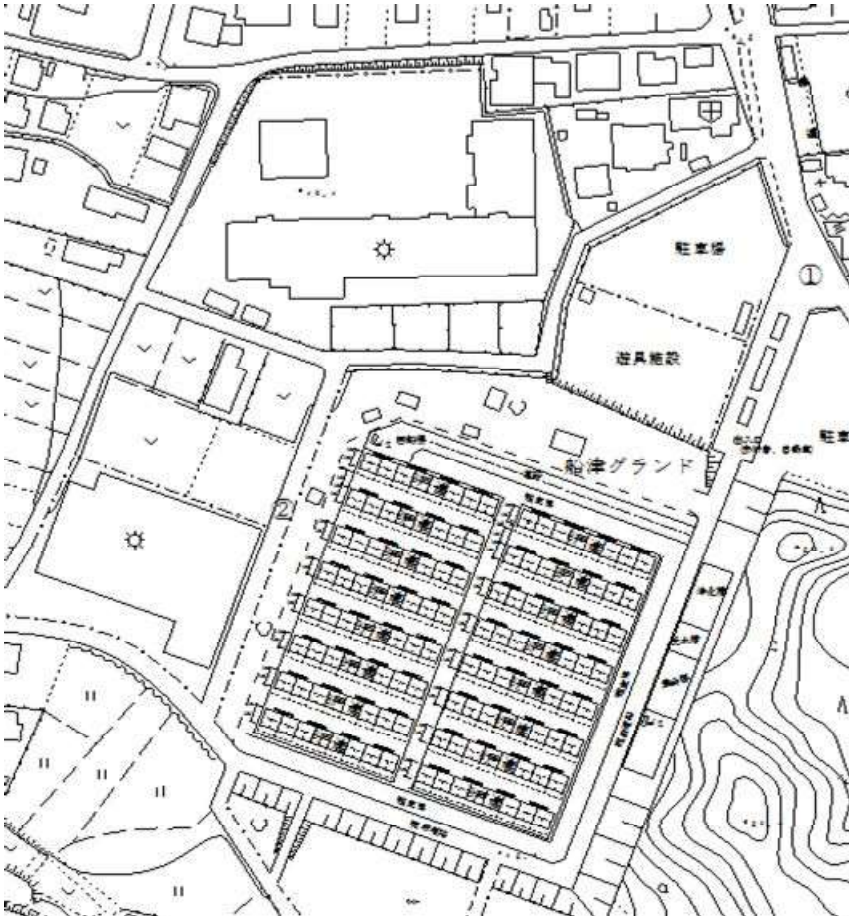

候補地概要　　ここに数字を記入してください↓

① 応急仮設住宅存置可能期間	(1)2年	(2)1年以上～2年未満	(3)1年未満		(2)
② 所有者	(1)市町村有地	(2)民地(空き地)	(3)民地(田・畑)	(4)県有地	(1)
	※ 民地の場合は，敷地の用途の記入及び敷地利用の了承の有無又は協定等締結を有無のどちらかに○印を付けてください。				
	敷地の用途( )		了承・協定締結の有無	(有 ・ 無)	
			地代の有無	(有 ・ 無 ・ 不明)	
③ 道路の確保・幅員	(1)路線	(2)接道なし			(1)
					① (12)m
					② (5)m
					③ ( )m
					④ ( )m
④ 道路と敷地の高低差	(1)1m以下	(2)1m～2m	(3)2m以上		(1)
スロープ	(1)あり	(2)なし			( )
⑤ 道路と敷地の接する長さ	(1)6m以上	(2)6m未満			(1)
⑥ 敷地の安全性 危険区域等	(1)危険区域対象外	(6)土砂災害(特別)警戒区域			(1)
	(2)砂防指定地	(7)急傾斜地危険区域			
	(3)地すべり地域	(8)特定雨水対策住宅適用対象地域			
	(4)土石流危険区域	(9)がけ地近接			
	(5)山地災害危険区域	(10)その他 ( )			
⑦ 海抜分布	(1)0m～5m	(2)5m～10m	(3)10m～15m	(4)15m～20m (5)20m以上	(3)
⑧ 敷地の整地	(1)整地不要	(2)整地必要	(3)盛土，擁壁等必要		(1)
⑨ 水道	(1)敷地内設置済	(2)近接地(道路)接続可	(3)困難		(1)
				管径 (50)mm	
⑩ 汚水排水(下水道)	(1)敷地内設置済	(2)近接地(道路)接続可	(3)浄化槽設置可能	(4)困難	(3)
⑪ 電気	(1)敷地内設置済	(2)近接地(道路)接続可	(3)困難		(2)
⑫ ガス	(1)敷地内設置済	(2)近接地(道路)接続可	(3)ﾌﾟﾛﾊﾟﾝｶﾞｽﾎﾞﾝﾍﾞ設置可能	(4)困難	(3)
⑬ 電話	(1)敷地内設置済	(2)近接地(道路)接続可	(3)困難		(2)
⑭ 雨水排水	(1)敷地内設置済	(2)近接地(道路)接続可	(3)困難		(2)
⑮ 備考欄					

（11）柁城小学校校庭

地名地番	姶良市加治木町仮屋町248			整理番号	11
縮尺	NOT	利用可能敷地面積	3,100 ㎡	建設可能戸数	30 戸

配置計画図

候補地概要　　ここに数字を記入してください↓

① 応急仮設住宅存置可能期間	（1）2年　（2）1年以上～2年未満　（3）1年未満	（ 1 ）
② 所有者	（1）市町村有地　（2）民地（空き地）　（3）民地（田・畑）　（4）県有地	（ 1 ）
	※ 民地の場合は，敷地の用途の記入及び敷地利用の了承の有無又は協定等締結を有無のどちらかに○印を付けてください。	
	敷地の用途（　　）　了承・協定締結の有無　（ 有 ・ 無 ）	
	地代の有無　（ 有 ・ 無 ・ 不明 ）	
③ 道路の確保・幅員	（1）路線　（2）接道なし	（ 1 ）
		①（ 6 ）m
		②（ 12 ）m
		③（ 4 ）m
		④（　）m
④ 道路と敷地の高低差	（1）1m以下　（2）1m～2m　（3）2m以上	（ 1 ）
スロープ	（1）あり　（2）なし	（ 2 ）
⑤ 道路と敷地の接する長さ	（1）6m以上　（2）6m未満	（ 1 ）
⑥ 敷地の安全性 危険区域等	（1）危険区域対象外　（6）土砂災害（特別）警戒区域	（ 1 ）
	（2）砂防指定地　（7）急傾斜地危険区域	
	（3）地すべり地域　（8）特定雨水対策住宅適用対象地域	
	（4）土石流危険区域　（9）がけ地近接	
	（5）山地災害危険区域　（10）その他（　）	
⑦ 海抜分布	（1）0m～5m　（2）5m～10m　（3）10m～15m　（4）15m～20m　（5）20m以上	（ 3 ）
⑧ 敷地の整地	（1）整地不要　（2）整地必要　（3）盛土，擁壁等必要	（ 1 ）
⑨ 水道	（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）困難	（ 1 ）
		管径（ 40 ）mm
⑩ 汚水排水（下水道）	（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）浄化槽設置可能　（4）困難	（ 3 ）
⑪ 電気	（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）困難	（ 1 ）
⑫ ガス	（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）ﾌﾟﾛﾊﾟﾝｶﾞｽﾎﾞﾝﾍﾞ設置可能　（4）困難	（ 1 ）
⑬ 電話	（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）困難	（ 1 ）
⑭ 雨水排水	（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）困難	（ 1 ）
⑮ 備考欄		

（12）錦江小学校校庭

地名地番	姶良市加治木町錦江町74			整理番号	12
縮尺	NOT	利用可能敷地面積	2,800 ㎡	建設可能戸数	30 戸

配置計画図

候補地概要　　ここに数字を記入してください↓

① 応急仮設住宅存置可能期間	（1）2年　（2）1年以上～2年未満　（3）1年未満	（　1）
② 所有者	（1）市町村有地　（2）民地（空き地）　（3）民地（田・畑）　（4）県有地	（　1）
	※　民地の場合は，敷地の用途の記入及び敷地利用の了承の有無又は協定等締結を有無のどちらかに○印を付けてください。	
	敷地の用途（　　）　了承・協定締結の有無　（ 有 ・ 無 ）	
	地代の有無　（ 有 ・ 無 ・ 不明 ）	
③ 道路の確保・幅員	（1）路線　（2）接道なし	（　1）
		①（ 20 ）m
		②（ 4 ）m
		③（　　）m
		④（　　）m
④ 道路と敷地の高低差	（1）1m以下　（2）1m～2m　（3）2m以上	（　1）
スロープ	（1）あり　（2）なし	（　2）
⑤ 道路と敷地の接する長さ	（1）6m以上　（2）6m未満	（　1）
⑥ 敷地の安全性 危険区域等	（1）危険区域対象外　（6）土砂災害（特別）警戒区域	（　1）
	（2）砂防指定地　（7）急傾斜地危険区域	
	（3）地すべり地域　（8）特定雨水対策住宅適用対象地域	
	（4）土石流危険区域　（9）がけ地近接	
	（5）山地災害危険区域　（10）その他（　　）	
⑦ 海抜分布	（1）0m～5m　（2）5m～10m　（3）10m～15m　（4）15m～20m　（5）20m以上	（　1）
⑧ 敷地の整地	（1）整地不要　（2）整地必要　（3）盛土，擁壁等必要	（　1）
⑨ 水道	（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）困難	（　1）
		管径（　40 ）mm
⑩ 汚水排水（下水道）	（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）浄化槽設置可能　（4）困難	（　3 ）
⑪ 電気	（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）困難	（　1）
⑫ ガス	（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）ﾌﾟﾛﾊﾟﾝｶﾞｽﾎﾞﾝﾍﾞ設置可能　（4）困難	（　2）
⑬ 電話	（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）困難	（　1）
⑭ 雨水排水	（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）困難	（　1）
⑮ 備考欄		

（13）加治木小学校校庭

地名地番	姶良市加治木町反土2955			整理番号	13
縮尺	NOT	利用可能敷地面積	5,900 ㎡	建設可能戸数	40 戸

配置計画図

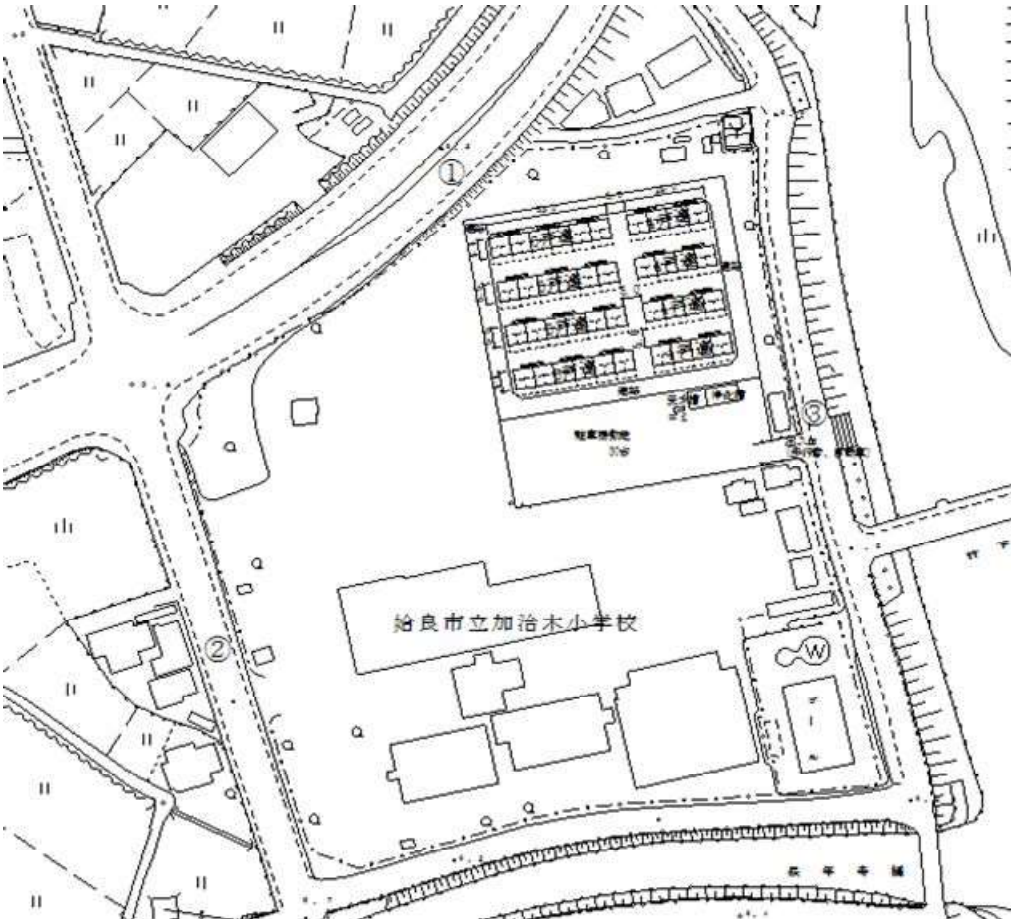

候補地概要　　ここに数字を記入してください↓

① 応急仮設住宅存置可能期間	（1）2年　（2）1年以上～2年未満　（3）1年未満	（　1）
② 所有者	（1）市町村有地　（2）民地（空き地）　（3）民地（田・畑）　（4）県有地	（　1）
	※ 民地の場合は，敷地の用途の記入及び敷地利用の了承の有無又は協定等締結を有無のどちらかに○印を付けてください。	
	敷地の用途（　　）　了承・協定締結の有無　（ 有 ・ 無 ）	
	地代の有無　（ 有 ・ 無 ・ 不明 ）	
③ 道路の確保・幅員	（1）路線　（2）接道なし	（　1）
		①（ 12 ）m
		②（ 10 ）m
		③（ 6 ）m
		④（　　）m
④ 道路と敷地の高低差	（1）1m以下　（2）1m～2m　（3）2m以上	（　1）
スロープ	（1）あり　（2）なし	（　1）
⑤ 道路と敷地の接する長さ	（1）6m以上　（2）6m未満	（　1）
⑥ 敷地の安全性 危険区域等	（1）危険区域対象外　（6）土砂災害（特別）警戒区域	（　1）
	（2）砂防指定地　（7）急傾斜地危険区域	
	（3）地すべり地域　（8）特定雨水対策住宅適用対象地域	
	（4）土石流危険区域　（9）がけ地近接	
	（5）山地災害危険区域　（10）その他（　　）	
⑦ 海抜分布	（1）0m～5m　（2）5m～10m　（3）10m～15m　（4）15m～20m　（5）20m以上	（　2）
⑧ 敷地の整地	（1）整地不要　（2）整地必要　（3）盛土，擁壁等必要	（　1）
⑨ 水道	（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）困難	（　1）
		管径（　100 ）mm
⑩ 汚水排水（下水道）	（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）浄化槽設置可能　（4）困難	（　3 ）
⑪ 電気	（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）困難	（　1 ）
⑫ ガス	（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）ﾌﾟﾛﾊﾟﾝｶﾞｽﾎﾞﾝﾍﾞ設置可能　（4）困難	（　3 ）
⑬ 電話	（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）困難	（　2 ）
⑭ 雨水排水	（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）困難	（　2 ）
⑮ 備考欄		

（14）高岡公園駐車場

地名地番	姶良市加治木町西別府2944			整理番号	14
縮尺	NOT	利用可能敷地面積	1,500　㎡	建設可能戸数	10　戸

配置計画図

候補地概要　　ここに数字を記入してください↓

① 応急仮設住宅存置可能期間	（1）2年　（2）1年以上～2年未満　（3）1年未満	（　1　）
② 所有者	（1）市町村有地　（2）民地（空き地）　（3）民地（田・畑）　（4）県有地	（　1　）
	※　民地の場合は，敷地の用途の記入及び敷地利用の了承の有無又は協定等締結を有無のどちらかに○印を付けてください。	
	敷地の用途（　　）　了承・協定締結の有無　（ 有 ・ 無 ）	
	地代の有無　（ 有 ・ 無 ・ 不明 ）	
③ 道路の確保・幅員	（1）路線　（2）接道なし	（　1　） ①（　6　）m ②（　　）m ③（　　）m ④（　　）m
④ 道路と敷地の高低差	（1）1m以下　（2）1m～2m　（3）2m以上	（　1　）
スロープ	（1）あり　（2）なし	（　2　）
⑤ 道路と敷地の接する長さ	（1）6m以上　（2）6m未満	（　1　）
⑥ 敷地の安全性危険区域等	（1）危険区域対象外　（6）土砂災害（特別）警戒区域 （2）砂防指定地　（7）急傾斜地危険区域 （3）地すべり地域　（8）特定雨水対策住宅適用対象地域 （4）土石流危険区域　（9）がけ地近接 （5）山地災害危険区域　（10）その他（　　）	（　1　）
⑦ 海抜分布	（1）0m～5m　（2）5m～10m　（3）10m～15m　（4）15m～20m　（5）20m以上	（　5　）
⑧ 敷地の整地	（1）整地不要　（2）整地必要　（3）盛土，擁壁等必要	（　1　）
⑨ 水道	（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）困難	（　2　） 管径（　75　）mm
⑩ 汚水排水（下水道）	（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）浄化槽設置可能　（4）困難	（　3　）
⑪ 電気	（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）困難	（　2　）
⑫ ガス	（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）ﾌﾟﾛﾊﾟﾝｶﾞｽﾎﾞﾝﾍﾞ設置可能　（4）困難	（　3　）
⑬ 電話	（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）困難	（　2　）
⑭ 雨水排水	（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）困難	（　2　）
⑮ 備考欄		

（15）陶夢ランド

地名地番	姶良市加治木町小山田1583-1			整理番号	15
縮尺	NOT	利用可能敷地面積	1,000 ㎡	建設可能戸数	8 戸

配置計画図

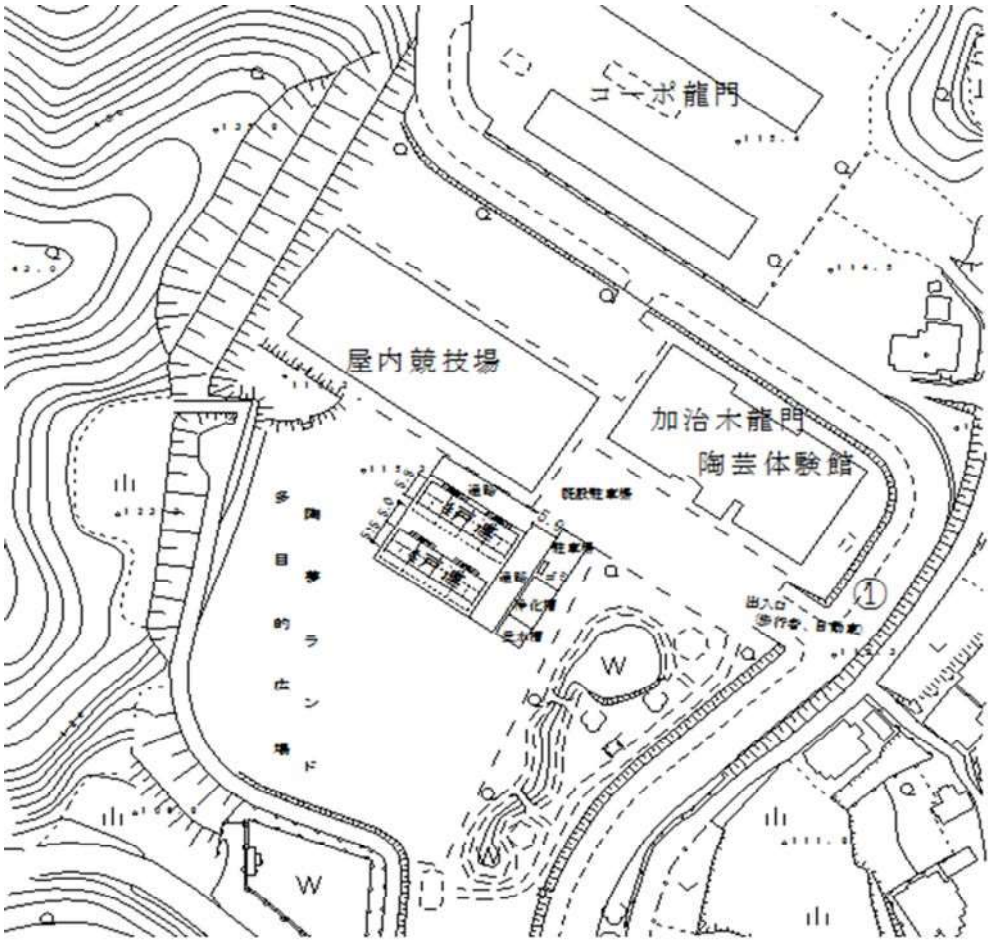

候補地概要　　ここに数字を記入してください↓

① 応急仮設住宅存置可能期間	（1）2年　（2）1年以上～2年未満　（3）1年未満	（ 1 ）
② 所有者	（1）市町村有地　（2）民地（空き地）　（3）民地（田・畑）　（4）県有地	（ 1 ）
	※ 民地の場合は，敷地の用途の記入及び敷地利用の了承の有無又は協定等締結を有無のどちらかに○印を付けてください。	
	敷地の用途（　　）　了承・協定締結の有無　（ 有 ・ 無 ）	
	地代の有無　（ 有 ・ 無 ・ 不明 ）	
③ 道路の確保・幅員	（1）路線　（2）接道なし	（ 1 ）
		①（ 6 ）m
		②（　）m
		③（　）m
		④（　）m
④ 道路と敷地の高低差	（1）1m以下　（2）1m～2m　（3）2m以上	（ 1 ）
スロープ	（1）あり　（2）なし	（ 2 ）
⑤ 道路と敷地の接する長さ	（1）6m以上　（2）6m未満	（ 1 ）
⑥ 敷地の安全性 危険区域等	（1）危険区域対象外　（6）土砂災害（特別）警戒区域	（ 1 ）
	（2）砂防指定地　（7）急傾斜地危険区域	
	（3）地すべり地域　（8）特定雨水対策住宅適用対象地域	
	（4）土石流危険区域　（9）がけ地近接	
	（5）山地災害危険区域　（10）その他（　）	
⑦ 海抜分布	（1）0m～5m　（2）5m～10m　（3）10m～15m　（4）15m～20m　（5）20m以上	（ 5 ）
⑧ 敷地の整地	（1）整地不要　（2）整地必要　（3）盛土，擁壁等必要	（ 1 ）
⑨ 水道	（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）困難	（ 1 ）
		管径（ 40 ）mm
⑩ 汚水排水（下水道）	（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）浄化槽設置可能　（4）困難	（ 3 ）
⑪ 電気	（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）困難	（ 2 ）
⑫ ガス	（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）ﾌﾟﾛﾊﾟﾝｶﾞｽﾎﾞﾝﾍﾞ設置可能　（4）困難	（ 3 ）
⑬ 電話	（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）困難	（ 2 ）
⑭ 雨水排水	（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）困難	（ 2 ）
⑮ 備考欄		

（16）大楠運動公園球技場

地名地番	姶良市蒲生町白男300番地			整理番号	16
縮尺	NOT	利用可能敷地面積	3,600 ㎡	建設可能戸数	30 戸

配置計画図

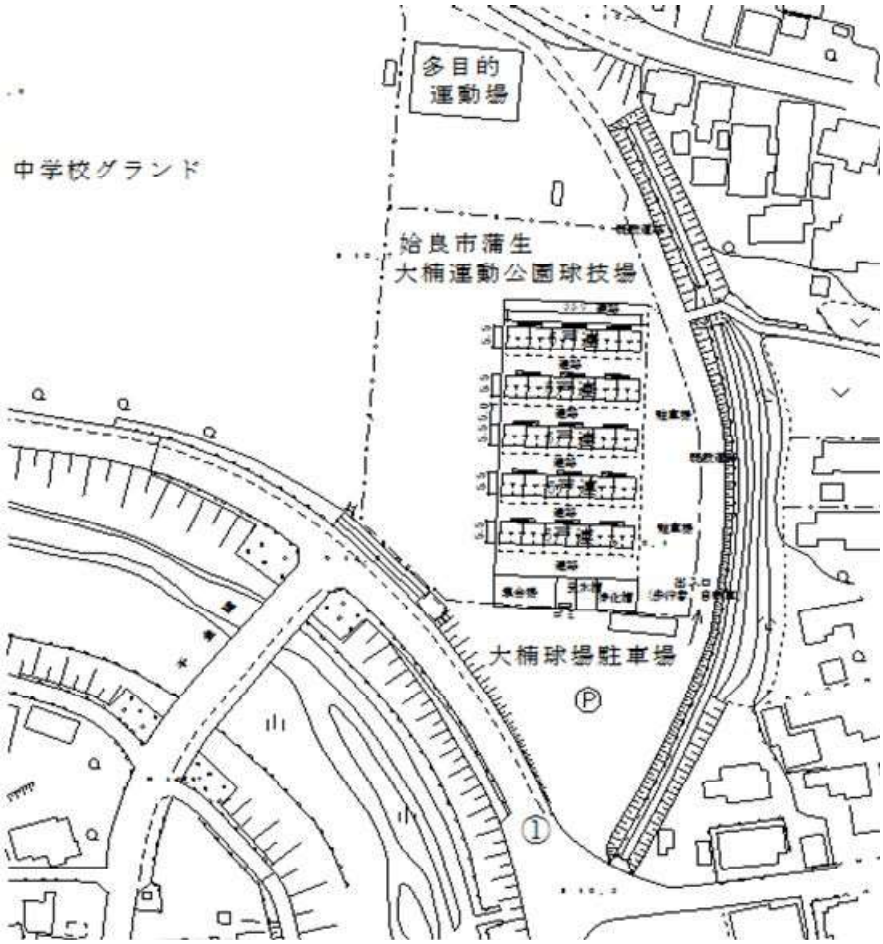

候補地概要　　ここに数字を記入してください↓

① 応急仮設住宅存置可能期間	（1）2年	（2）1年以上～2年未満	（3）1年未満			（ 2 ）
② 所有者	（1）市町村有地	（2）民地（空き地）	（3）民地（田・畑）	（4）県有地		（ 1 ）
	※ 民地の場合は，敷地の用途の記入及び敷地利用の了承の有無又は協定等締結を有無のどちらかに○印を付けてください。					
	敷地の用途（　　）		了承・協定締結の有無	（ 有 ・ 無 ）		
			地代の有無	（ 有 ・ 無 ・ 不明 ）		
③ 道路の確保・幅員	（1）路線	（2）接道なし				（ 1 ）
					①	（ 7 ）m
					②	（　 ）m
					③	（　 ）m
					④	（　 ）m
④ 道路と敷地の高低差	（1）1m以下	（2）1m～2m	（3）2m以上			（ 1 ）
スロープ	（1）あり	（2）なし				（ 1 ）
⑤ 道路と敷地の接する長さ	（1）6m以上	（2）6m未満				（ 1 ）
⑥ 敷地の安全性危険区域等	（1）危険区域対象外	（6）土砂災害（特別）警戒区域				（ 1 ）
	（2）砂防指定地	（7）急傾斜地危険区域				
	（3）地すべり地域	（8）特定雨水対策住宅適用対象地域				
	（4）土石流危険区域	（9）がけ地近接				
	（5）山地災害危険区域	（10）その他（　　）				
⑦ 海抜分布	（1）0m～5m	（2）5m～10m	（3）10m～15m	（4）15m～20m	（5）20m以上	（ 3 ）
⑧ 敷地の整地	（1）整地不要	（2）整地必要	（3）盛土，擁壁等必要			（ 1 ）
⑨ 水道	（1）敷地内設置済	（2）近接地（道路）接続可	（3）困難			（ 1 ）
					管径 （ 50 ）mm	
⑩ 汚水排水（下水道）	（1）敷地内設置済	（2）近接地（道路）接続可	（3）浄化槽設置可能	（4）困難		（ 3 ）
⑪ 電気	（1）敷地内設置済	（2）近接地（道路）接続可	（3）困難			（ 1 ）
⑫ ガス	（1）敷地内設置済	（2）近接地（道路）接続可	（3）ﾌﾟﾛﾊﾟﾝｶﾞｽﾎﾞﾝﾍﾞ設置可能	（4）困難		（ 3 ）
⑬ 電話	（1）敷地内設置済	（2）近接地（道路）接続可	（3）困難			（ 2 ）
⑭ 雨水排水	（1）敷地内設置済	（2）近接地（道路）接続可	（3）困難			（ 2 ）
⑮ 備考欄						

（17）西浦小学校校庭

地名地番	姶良市蒲生町西浦813番地			整理番号	17
縮尺	NOT	利用可能敷地面積	1,100 ㎡	建設可能戸数	10 戸

配置計画図

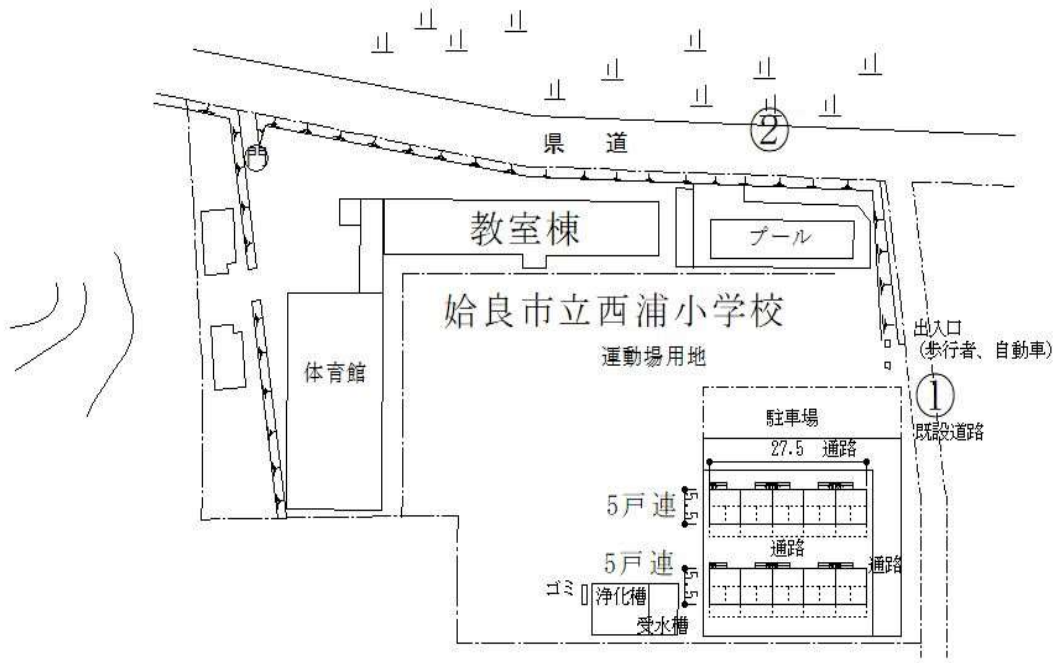

候補地概要　　ここに数字を記入してください↓

① 応急仮設住宅存置可能期間	（1）2年	（2）1年以上～2年未満	（3）1年未満		（ 2 ）
② 所有者	（1）市町村有地	（2）民地（空き地）	（3）民地（田・畑）	（4）県有地	（ 1 ）
	※ 民地の場合は，敷地の用途の記入及び敷地利用の了承の有無又は協定等締結を有無のどちらかに○印を付けてください。				
	敷地の用途（　　）		了承・協定締結の有無	（ 有 ・ 無 ）	
			地代の有無	（ 有 ・ 無 ・ 不明 ）	
③ 道路の確保・幅員	（1）路線	（2）接道なし			（ 1 ）
					①（ 5 ）m
					②（ 7 ）m
					③（　 ）m
					④（　 ）m
④ 道路と敷地の高低差	（1）1m以下	（2）1m～2m	（3）2m以上		（ 2 ）
スロープ	（1）あり	（2）なし			（ 1 ）
⑤ 道路と敷地の接する長さ	（1）6m以上	（2）6m未満			（ 1 ）
⑥ 敷地の安全性危険区域等	（1）危険区域対象外	（6）土砂災害（特別）警戒区域			（ 1 ）
	（2）砂防指定地	（7）急傾斜地危険区域			
	（3）地すべり地域	（8）特定雨水対策住宅適用対象地域			
	（4）土石流危険区域	（9）がけ地近接			
	（5）山地災害危険区域	（10）その他（　　）			
⑦ 海抜分布	（1）0m～5m	（2）5m～10m	（3）10m～15m	（4）15m～20m　（5）20m以上	（ 5 ）
⑧ 敷地の整地	（1）整地不要	（2）整地必要	（3）盛土，擁壁等必要		（ 1 ）
⑨ 水道	（1）敷地内設置済	（2）近接地（道路）接続可	（3）困難		（ 1 ）
				管径（ 50 ）mm	
⑩ 汚水排水（下水道）	（1）敷地内設置済	（2）近接地（道路）接続可	（3）浄化槽設置可能	（4）困難	（ 3 ）
⑪ 電気	（1）敷地内設置済	（2）近接地（道路）接続可	（3）困難		（ 1 ）
⑫ ガス	（1）敷地内設置済	（2）近接地（道路）接続可	（3）ﾌﾟﾛﾊﾟﾝｶﾞｽﾎﾞﾝﾍﾞ設置可能	（4）困難	（ 3 ）
⑬ 電話	（1）敷地内設置済	（2）近接地（道路）接続可	（3）困難		（ 2 ）
⑭ 雨水排水	（1）敷地内設置済	（2）近接地（道路）接続可	（3）困難		（ 2 ）
⑮ 備考欄					

（18）漆小学校校庭

地名地番	姶良市蒲生町漆317番地1			整理番号	18
縮尺	NOT	利用可能敷地面積	1,100 ㎡	建設可能戸数	10 戸

配置計画図

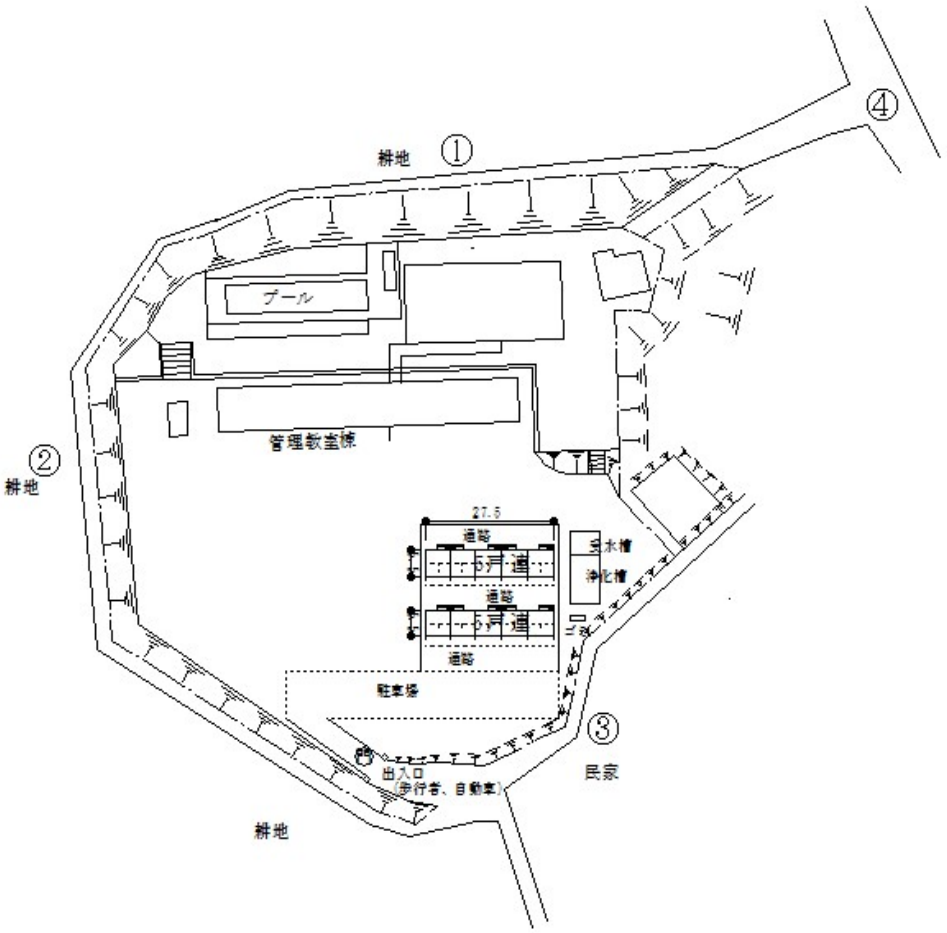

候補地概要　　ここに数字を記入してください↓

① 応急仮設住宅存置可能期間	（1）2年　（2）1年以上～2年未満　（3）1年未満	（ 2 ）
② 所有者	（1）市町村有地　（2）民地（空き地）　（3）民地（田・畑）　（4）県有地	（ 1 ）
	※ 民地の場合は，敷地の用途の記入及び敷地利用の了承の有無又は協定等締結を有無のどちらかに○印を付けてください。	
	敷地の用途（　　）　了承・協定締結の有無　（ 有 ・ 無 ）	
	地代の有無　（ 有 ・ 無 ・ 不明 ）	
③ 道路の確保・幅員	（1）路線　（2）接道なし	（ 1 ）
		①（ 6 ）m
		②（ 5 ）m
		③（ 5 ）m
		④（ 7 ）m
④ 道路と敷地の高低差	（1）1m以下　（2）1m～2m　（3）2m以上	（ 2 ）
スロープ	（1）あり　（2）なし	（ 1 ）
⑤ 道路と敷地の接する長さ	（1）6m以上　（2）6m未満	（ 1 ）
⑥ 敷地の安全性 危険区域等	（1）危険区域対象外　（6）土砂災害（特別）警戒区域	（ 1 ）
	（2）砂防指定地　（7）急傾斜地危険区域	
	（3）地すべり地域　（8）特定雨水対策住宅適用対象地域	
	（4）土石流危険区域　（9）がけ地近接	
	（5）山地災害危険区域　（10）その他（　　）	
⑦ 海抜分布	（1）0m～5m　（2）5m～10m　（3）10m～15m　（4）15m～20m　（5）20m以上	（ 5 ）
⑧ 敷地の整地	（1）整地不要　（2）整地必要　（3）盛土，擁壁等必要	（ 1 ）
⑨ 水道	（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）困難	（ 1 ）
		管径（ 30 ）mm
⑩ 汚水排水（下水道）	（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）浄化槽設置可能　（4）困難	（ 3 ）
⑪ 電気	（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）困難	（ 1 ）
⑫ ガス	（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）ﾌﾟﾛﾊﾟﾝｶﾞｽﾎﾞﾝﾍﾞ設置可能　（4）困難	（ 3 ）
⑬ 電話	（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）困難	（ 2 ）
⑭ 雨水排水	（1）敷地内設置済　（2）近接地（道路）接続可　（3）困難	（ 2 ）
⑮ 備考欄		

６　災害拠点病院等に関する資料

６－１　災害拠点病院

地域振興局・支庁	保健所	施　設　名	所　在　地	電話番号
鹿児島地域振興局	鹿児島市	◎鹿児島市立病院	鹿児島市上荒田町 37-1	099-230-7001
		○鹿児島赤十字病院	鹿児島市平川町 2545	099-261-2111
		○鹿児島市医師会病院	鹿児島市鴨池新町 7-1	099-254-1125
		○鹿児島大学病院	鹿児島市桜ヶ丘 8-35-1	099-275-5028
		○米盛病院	鹿児島市与次郎 1-7-1	099-230-0100
南薩地域振興局	加世田	○県立薩南病院	南さつま市加世田高橋 1968-4	0995-53-5300
北薩地域振興局	川　薩	○済生会川内病院	薩摩川内市原田町 2-46	0996-23-5221
	出　水	○出水総合医療センター	出水市明神町 520	0996-67-1611
姶良・伊佐地域振興局	大　口	○県立北薩病院	伊佐市大口宮人 502-4	0995-22-8511
	姶　良	○霧島市立医師会医療センター	霧島市隼人町松永 3320	0995-42-1171
大隅地域振興局	志布志	○曽於医師会立病院	曽於市大隅町月野 894	099-482-4888
	鹿　屋	○県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元 1-8-8	0994-42-5101
熊毛支庁	西之表	○種子島医療センター	西之表市西之表 7463	0997-22-0960
大島支庁	名　瀬	○県立大島病院	奄美市名瀬真名津町 18-1	0997-52-3611

（注）◎：基幹災害医療センター
　　○：地域災害医療センター

６－２　地域別救護班の所在地

地域振興局・支庁	保健所	施　設　名	所　在　地	電話番号	班数
鹿児島地域振興局	鹿児島市保健所	鹿児島市立病院	鹿児島市加治屋町 20-7	099-224-2101	2
		日本赤十字社鹿児島県支部	〃　鴨池新町 1-5	099-254-0600	8
		鹿児島市医師会	〃　加治屋町 3-10	099-226-3737	15
		鹿児島市歯科医師会	〃　照国町 13-15	099-222-0574	13
		国立病院機構鹿児島医療センター	〃　城山町 8-1	099-223-1151	2
		済生会鹿児島病院	〃　南林寺町 1-11	099-223-0101	1
南薩地域振興局	指宿保健所	国立病院機構指宿病院	指宿市十二町 4145	0993-22-2231	1
		指宿医師会	〃　4214	0993-24-2953	2
		指宿市歯科医師会	〃　湊 1-12-63（そのだ歯科医院内）	0993-22-3561	2
南薩地域振興局	加世田保健所	県立薩南病院	南さつま市加世田高橋 1968	0993-53-5300	1
		枕崎市立病院	枕崎市日之出町 230	0993-72-0303	1
		枕崎市医師会	〃　寿町 102	0993-72-5059	1
		南薩医師会	南さつま市加世田村原 1-3-13	0993-53-6062	1
		南薩歯科医師会	南九州市知覧町郡 4857-50（ひしじま歯科医院内）	0993-83-3600	1
		枕崎市歯科医師会	枕崎市緑町 220（サザン・リージョン病院歯科内）	0993-73-1782	1
鹿児島地域振興局	伊集院保健所	いちき串木野市医師会	いちき串木野市桜町 38	0996-32-7955	1
		日置市医師会	日置市伊集院町妙円寺 1-72-10	099-273-6669	3
		いちき串木野市日置歯科医師会	日置市日吉町日置 395-16（はぜもと歯科医院内）	099-292-4600	4
北薩地域振興局	川薩保健所	済生会川内病院	薩摩川内市原田 2-46	0996-23-5221	1
		川内市医師会	〃　大小路町 70-26	0996-23-4612	2
		薩摩郡医師会	薩摩郡さつま町轟町 510（薩摩郡医師会病院内）	0996-53-0326	1
		薩摩川内市歯科医師会	薩摩川内市平佐町 1822-1（やなぎた歯科医院内）	0996-20-6480	2
		薩摩郡歯科医師会	薩摩郡さつま町山崎 1000-1（ふくおか歯科クリニック内）	0996-56-8511	5
北薩地域振興局	出水保健所	出水市総合医療センター	出水市明神町 520	0996-67-1611	1
		出水郡医師会	〃　昭和町 18-18	0996-63-0646	3
		出水郡歯科医師会	〃　中央町 1180-3（こじま歯科医院内）	0996-63-4618	6

地域振興局・支庁	保健所	施　設　名	所　在　地	電話番号	班数
姶良・伊佐地域振興局	大口保健所	県立北薩病院	伊佐市大口宮人 502-4	0995-22-8511	1
		伊佐市医師会	〃　鳥巣 450	0995-22-0589	1
		伊佐市歯科医師会	〃　大口上町 20-10（坂口歯科医院内）	0995-22-6685	2
姶良・伊佐地域振興局	姶良保健所	姶良地区医師会	霧島市隼人町内山田 1-6-62	0995-42-1205	4
		姶良地区歯科医師会	霧島市溝辺町麓 872-2	0995-58-4388	4
		国立病院機構南九州病院	姶良市加治木町木田 1882	0995-62-2121	1
大隅地域振興局	志布志保健所	曽於医師会	曽於市大隅町月野 894（曽於医師会立病院内）	0994-82-4893	2
		曽於郡歯科医師会	曽於郡大崎町永吉 10142-1（新堂歯科医院内）	099-476-0128	2
大隅地域振興局	鹿屋保健所	県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元 1-8-8	0994-42-5101	1
		鹿屋市医師会	鹿屋市西原 3-7-39	0994-43-4757	2
		肝属郡医師会	肝属郡錦江町神川 135-3（肝属郡医師会立病院内）	0994-22-3111	1
		鹿屋東部医師会	肝属郡肝付町新富 470-1	0994-65-0099	1
		鹿屋市歯科医師会	鹿屋市古前城町 6-2	0994-41-5607	3
		肝属歯科医師会	垂水市田神 3510-1（川畑歯科医院内）	0994-32-7788	3
熊毛支所	西之表保健所	熊毛地区医師会	西之表市栄町 2（産業会館内）	0997-23-2548	1
		熊毛郡歯科医師会	熊毛郡屋久島町宮之浦 197（あらき歯科医院内）	0997-42-2248	1
熊毛支所	屋久島保健所	熊毛地区医師会	西之表市栄町 2（産業会館内）	0997-23-2548	1
		熊毛郡歯科医師会	熊毛郡屋久島町宮之浦 197（あらき歯科医院内）	0997-42-2248	1
大島支庁	名瀬保健所	県立大島病院	奄美市名瀬真名津町 18-1	0997-52-3611	1
		大島郡医師会	〃　名瀬塩浜町 3-10（医師会館内）	0997-52-0598	1
		大島郡歯科医師会	〃　名瀬塩浜町 3-10（医師会館内）	0997-52-6161	1
大島支庁	徳之島保健所	大島郡医師会	奄美市名瀬塩浜町 3-10（医師会館内）	0997-52-0598	2
		大島郡歯科医師会	〃　名瀬塩浜町 3-10（医師会館内）	0997-52-6161	2

７　災害協定等に関する資料

災害協定等一覧

相手方　：　民間（協定４０）

	協定等の名称	協定の相手方	協定締結日	協定の内容	所管課
1	災害時における救援物資提供に関する協定書	南九州コカ・コーラボトリング（株）	H22.1.8	被災者への飲料水の安定供給	危機管理課
2	災害時における救援物資提供に関する協定書	ワールドサンフーズ（株）	H22.1.8	被災者への飲料水の安定供給	危機管理課
3	災害時における応急復旧に関する協定書	姶良市管工事業協同組合 加治木町管工事業組合 蒲生町管工事組合	H22.7.21	災害時の給水機能回復（水道）に関する応援協定	水道事業部
4	災害時における応急生活物資の供給に関する協定書	鹿児島県ＬＰガス協会姶良霧島支部	H23.2.22	避難所等へのＬＰガス供給等	危機管理課
5	災害時の応急対策の協力に関する基本協定書	鹿児島県土地家屋調査士会 （社）鹿児島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	H23.10.3	公共施設等筆界復元、登記無料相談、建物診断等	危機管理課
6	災害時における非常食の提供に関する協定書	（株）イケダパン	H23.10.12	避難者への食料安定供給	危機管理課
7	災害時における物資の供給の応援に関する協定書	（株）ナフコ　ホームプラザナフコ姶良店	H23.10.13	生活物資や復旧材料等の支援安定供給	危機管理課
8	災害時における物資の供給の応援に関する協定書	（株）ニシムタ	H23.10.13	生活物資や復旧材料等の支援安定供給	危機管理課
9	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	姶良市民間社会福祉事業所連絡会	H23.11.11	災害時における福祉避難所開設及び運営	危機管理課
10	災害時非常無線通信の協力に関する協定書	（一社）日本アマチュア無線連盟鹿児島県支部	H23.11.11	災害時の非常通信に関する協力	危機管理課
11	川内原子力発電所に係る原子力防災に関する協定書	九州電力（株）	H24.12.27	住民の安全確保及び防災対策の充実	危機管理課
12	大規模災害時における応急対策に関する協定書	姶良市電設同志会	H25.7.16	災害発生時における公共施設及び避難所等の電力応急復旧	危機管理課

13	津波災害時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書	（株）タイヨー	H25.8.6	津波災害時における緊急避難場所としての使用	危機管理課
14	災害時における応急対策の協力に関する協定書	姶良市建設同志会	H26.8.28（再締結）	災害復旧における応援協定	危機管理課
15	災害時における浄化槽の点検・復旧に関する支援協定書	鹿児島県環境保全協会姶良支部	H27.2.19	災害時における浄化槽の点検・復旧等に関する支援要請	生活環境課
16	災害時の医療救護に関する協定書	姶良地区医師会	H27.6.5	災害時の医療救護	危機管理課
17	災害時等の緊急情報放送に関する協定書	南九州ケーブルテレビネット（株）	H27.8.18	災害時等における緊急情報放送	危機管理課
18	災害時における物資の緊急輸送、物資拠点の運営の協力に関する協定書	ヤマト運輸（株）鹿児島主管支店	H27.9.24	災害時における救援・支援物資の受入、仕分、保管、管理、出庫等	危機管理課
19	災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書	ヤマト運輸（株）鹿児島主管支店	H27.9.24	災害時における緊急避難場所としての使用	危機管理課
20	災害時におけるダンボール製品の供給に関する協定書	エス・パックス（株） Ｊパックス（株）	H28.1.19	災害時の物資の供給協力	危機管理課
21	災害時における防災活動協力に関する協定書	イオンタウン（株） イオン九州（株）	H28.2.12（再締結）	災害時における緊急避難場所、津波避難ビルとしての使用、物資の供給協力及び情報提供	危機管理課
22	大規模災害時における隊友会の協力に関する協定書	（公社）隊友会鹿児島県姶良支部	H28.5.27	大規模な災害から市民の生命、身体及び財産を守るために行う協力	危機管理課
23	特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	西日本電信電話（株）鹿児島支店	H28.5.30	災害等が発生した際の特設公衆電話の設置及び利用・管理等に関する協定	危機管理課
24	姶良市コミュニティＦＭ放送局の開設及び運営に関する基本協定書	（株）あいらＦＭ	H29.3.1	コミュニティＦＭ放送局を適性かつ円滑に運営するための基本協定	危機管理課
25	災害時等における緊急放送等の実施に関する協定書	（株）あいらＦＭ	H29.3.1	災害時緊急放送により、災害等による被害の軽減を図り、市民の安全安心の確保に寄与する	危機管理課

26	市が発信する情報に係る情報提供の協力に関する協定書	（株）ブルグラス	H29.5.23 （R1.6.1 変更協定）	姶良市防災・地域情報メールで配信される内容を広く市民に伝えるための協定	危機管理課
27	災害発生時における姶良市と姶良市内郵便局との協力に関する協定書	姶良市内を管轄する郵便局	H29.7.31 （再協定）	緊急車両の相互利用や道路等の破損状況の情報提供等	危機管理課
28	大規模災害時における相談業務等の応援に関する協定書	鹿児島県行政書士会	H29.8.4	災害時に相談業務等の応援の必要がある場合、被災者支援相談窓口の開設、被災者支援制度、生活再建に必要な申請書類等の作成及び提出補助等に関する協定	危機管理課
29	災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定書	（有）天国 （有）あいら交通 （有）加治木観光バス 南州交通（株）	H30.12.21 （有）天国 R2.10.2 締結	災害時等における住民避難、錦江湾奥会議の枠組みで桜島の大規模噴火等が発生するおそれがある地域住民の避難に関する協定	危機管理課
30	災害時等における物資供給に関する協定書	ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター	H30.12.21	災害時等において、物資を調達する必要がある時に、被災地へ円滑に物資を供給するための協定	危機管理課
31	災害時等における地図製品等の供給等に関する協定	（株）ゼンリン	R1.10.31	災害時等における地図製品等の供給及び利用に関する協定	危機管理課
32	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー（株）	R1.10.31	災害時等における市民への迅速な情報提供等に関する協定	危機管理課
33	災害時における食料品等物資の供給協力に関する協定	生活協同組合コープかごしま	R1.12.9	災害時等における食糧等物資の安定提供等に関する協定	危機管理課
34	災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	（一社）日本福祉用具供給協会	R1.12.9	災害時に避難所等で必要とされる介護用品等物資の確保に関する協定	危機管理課 長寿障害福祉課 社会福祉課
35	災害時における宿泊施設の提供等に関する協定	フォンタナの丘かもう（株） 日本情報管理（株） （有）グッドイン （株）アメイズ	R2.10.28	地震・風水害その他の災害又は武力攻撃事態等の発生時における宿泊施設、入浴及び食事の提供等に関する協定	危機管理課

36	防災パートナーシップに関する協定	（株）南日本放送	R2.11.26	自然災害の被害を軽減するための防災情報の発信並びに防災活動等に関する協定	危機管理課
37	災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書	（一社）鹿児島県産業資源循環協会	R3.2.4	災害等が発生した場合に、災害廃棄物の撤去、収集、運搬及び処分等に関する協定	生活環境課
38	災害時におけるレンタル機材の供給協力に関する協定書	株式会社アクティオ	R4.3.28	災害時等においてレンタル資機材を優先的に借用する協定	危機管理課
39	災害廃棄物等の処理支援に関する基本協定	大栄環境株式会社	R6.1.17	大規模災害時における災害廃棄物等の処理に関する協定	生活環境課
40	災害時における防災拠点施設等への燃料等物資の供給体制の確保に関する協力協定	姶良市石油組合	R6.1.31	防災拠点施設等へ燃料等物資を優先的に確保する協定	危機管理課

相手方　：　民間（覚書２）

1	災害復旧に関する覚書	日本ガス（株）	R1.6.14	災害時の情報提供及び都市ガス復旧に向けた連携	危機管理課
2	姶良市地区災害復旧に関する覚書	九州電力送配電（株）霧島配電事業所	R2.5.26（再締結）	災害時の情報提供及び電力復旧に向けた連携	危機管理課

相手方：民間（包括連携協定４）

1	姶良市とあいおいニッセイ同和損保株式会社との地方創生に関する連携協定	あいおいニッセイ同和損害保険（株）	H30.11.7		企画政策課
2	姶良市と九州電力株式会社鹿児島支社との地域課題の解決に関する包括連携協定	九州電力（株）	R1.11.8		企画政策課
3	「姶良市」と「あいら農業協同組合」との包括連携協定	あいら農業協同組合	R2.10.29		企画政策課
4	姶良市と損保ジャパン株式会社との包括連携協定	損害保険ジャパン（株）	R4.12.14		企画政策課

災害協定等一覧

相手方　：　官公署（協定８）

	協定等の名称	協定の相手方	協定締結日	協定の内容	所管課
1	鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定	鹿児島県	H10.6.26	消防・防災ヘリコプター応援要請	危機管理課
2	鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定書	鹿児島県 鹿児島県市長会 鹿児島県町村会	H19.6.27	県及び県内市町村間の災害時における相互応援	危機管理課
3	水道施設災害発生時の相互応援協定	霧島市 湧水町	H20.10.29	飲料水、物資、資機材の提供及び技術職員の派遣	水道事業部
4	救急業務応援協定書	鹿児島市	H22.3.23	救急災害に関する応援（消防･防災ヘリ搬送等）	危機管理課
5	姶良市における大規模な災害時の応援に関する協定書	国土交通省九州地方整備局長	H23.9.30	災害時における国土交通省所管の施設等の復旧等に関する相互応援	危機管理課
6	鹿児島県防災行政通信設備の管理及び運用に関する委託協定書	鹿児島県	H26.4.1 （再締結）	県防災無線管理運用	危機管理課
7	災害時における相互応援に関する協定書	熊本県上益城郡益城町	H31.3.21	双方いずれかにおいて、災害が発生したときの相互応援、協力について定めた協定	危機管理課
8	一般廃棄物処理に係る相互支援協定書	伊佐市 霧島市 さつま町 湧水町 伊佐北姶良環境管理組合	R2.11.16	一般廃棄物処理に支障を来す事態の発生等に備え、一般廃棄物処理における総合的な相互支援に関する協定	生活環境課
9	災害時相互支援に関する協定書	志布志市	R5.10.31	「広域避難」「災害応急対策」「災害復旧・復興」「業務継続体制の確保」など、両自治体が支援協力に取り組むために、事前に必要な事項を定めることを目的とする協定	危機管理課

相手方　：　官公署（承諾１）

1	場外離着陸場使用承諾書	陸上自衛隊第12普通科連隊長	H22.10.6	災害時におけるスポレク広場陣ケ丘のヘリコプター離着陸場所としての使用に関する承諾	危機管理課

相手方　：　官公署（覚書１）

1	災害時における一時避難場所及び津波避難ビルの指定に関する覚書	鹿児島県姶良・伊佐地域振興局	H29.2.1	災害時における一時避難場所及び津波避難ビルとしての使用	危機管理課

消防本部における災害協定等一覧

協定９

	協定等の名称	協定の相手方	協定締結日	協定の内容	所管課
1	鹿児島県消防相互応援協定	鹿児島県 県内全市町村	H18.10.25	消防相互応援	消防本部
2	鹿児島市と姶良市との消防・救急業務相互応援協定	鹿児島市	H22.3.23	消防・救急に関する応援	消防本部
3	霧島市と姶良市との消防相互応援協定	霧島市	H22.3.23	消防相互応援	消防本部
4	薩摩川内市と姶良市との消防及び救急業務相互応援協定	薩摩川内市	H22.3.23	消防・救急に関する応援	消防本部
5	鹿児島空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	霧島市 国土交通省大阪航空局鹿児島空港事務所	H23.3.23	消火救助活動に関する応援	消防本部
6	隼人道路における消防相互応援協定	霧島市	H23.3.23	消防相互応援	消防本部
7	九州縦貫自動車道における消防相互応援協定	宮崎市・都城市・霧島市・鹿児島市・西諸広域行政事務組合・伊佐湧水消防組合	H23.3.23	消防相互応援	消防本部
8	鹿児島県ドクターヘリ運航事業における救急車搬送に関する相互応援協定	県内全市町村	H23.12.22	ドクターヘリの効果的運用及び傷病者搬送体制	消防本部
9	災害時における消防用水等の供給支援に関する協定書	姶良伊佐地区生コンクリート協同組合	R3.8.19	災害時における消防活動への支援及び市民生活維持への支援	消防本部

覚書１

1	鹿児島市本城町宮前地区及び姶良市平松福ケ野地区の消防相互応援に係る覚書	鹿児島市	H25.6.1 （再締結）	消防相互応援	消防本部

８　ヘリコプター運用に関する資料

８－１　鹿児島県消防防災ヘリコプター場外離発着場（３箇所）

番号	名　　称	所在地	管理者 連絡先	緯度経度	所管部署 連絡先
1	姶良市 加治木運動場	加治木町木田 5348-185	姶良市 （保健体育課） 62-2111	31`43`5206N 130`39`1927E	姶良市 教育部 62-2111
2	姶良市総合運動公園 野球場	平松 2392	あいら スポーツクラブ 66-4815	31`43`3020N 130`35`5907E	姶良市 教育部 62-2111
3	スポレク広場 陣ヶ丘	蒲生町北 2232	姶良市 （蒲生建設係） 52-1211	31`46`0126N 130`33`5422E	姶良市 建設部 66-3111

８－２　鹿児島県ドクターヘリランデブーポイント（４８箇所）

番号	名　　称	所在地	管理者 連絡先	緯度経度	所管部署 連絡先
1	市立 帖佐小学校	鍋倉 663	学校長 65-2036	31`44`3420N 130`37`4156E	市教育委員会 62-2111
2	市立 柁城小学校	加治木町 仮屋町 248	学校長 63-2554	31`44`3012N 130`39`5091E	市教育委員会 62-2111
3	市立 加治木小学校	加治木町 反土 2955	学校長 62-3156	31`44`3520N 130`39`2179E	市教育委員会 62-2111
4	市立 錦江小学校	加治木町 錦江町 74	学校長 62-2359	31`44`1168N 130`39`3419E	市教育委員会 62-2111
5	市立 加治木中学校	加治木町 反土 2162	学校長 63-1111	31`44`4702N 130`39`5000E	市教育委員会 62-2111
6	市立 永原小学校	加治木町 西別府 594	学校長 62-2816	31`45`4978N 130`39`0289E	市教育委員会 62-2111
7	市立 帖佐中学校	西餅田 1586	学校長 65-2021	31`44`2298N 130@37`2428E	市教育委員会 62-2111
8	西元グラウンド	東餅田 3842 付近	松原上自治会長 65-5406	31`43`1317N 130`38`2199E	市教育委員会 62-2111

9	県立 加治木工業高校	加治木町 新富町 131	学校長 62-3111	31`44`3411N 130`40`1269E	県教育委員会 099-286-2111
10	県立 加治木高校	加治木町 仮屋町 211	学校長 63-2052	31`44`2983N 130`40`0159E	県教育委員会 099-286-2111
11	鹿児島学園 龍桜高校	加治木町 木田 5348	理事長 63-3001	31`43`5375N 130`39`3725E	鹿児島学園 63-3001
12	高岡公園	加治木町 西別府 2944	加治木総合支所 62-2111	31`45`2444N 130`39`1876E	姶良市 66-3111
13	龍門陶芸健康の里 陶夢ランド	加治木町 小山田 1583-1	企業組合理事長 62-2549	31`45`4376N 13040`1067E	姶良市 66-3111
14	姶良市役所 加治木総合支所	加治木町 本町 253	加治木総合支所 62-2111	31`44`2125N 130`39`4329E	姶良市 66-3111
15	帖佐グラウンド	西餅田 1433-1	市都市計画課 66-3111	31`44`2252N 130`37`3049E	姶良市 66-3111
16	姶良市 加治木運動場	加治木町木田 5348-185	教育部保健体育課 62-2111	31`43`5206N 130`39`1927E	姶良市 66-3111
17	加治木港	加治木町 港町	地域振興局河川港湾課 63-8106	31`43`4460N 130`39`4924E	県地域振興局 63-8106
18	鹿児島県トラック協会 加治木ソフトボール場	加治木町木田 1396-2	外園　輝蔵 62-4340	31`43`2854N 130`38`5843E	県トラック協会 099-261-1167
19	鹿児島国際 ゴルフ倶楽部	加治木町 小山田 5732	鹿児島国際ゴルフ倶楽部 63-1101	31`46`3168N 130`40`1853E	国際ゴルフ倶楽部 63-1101
20	姶良ニュータウン 中央公園	西姶良 3-11	市都市計画課 66-3111	31`43`5410N 130`35`5825E	姶良市 66-3111
21	思川公園	西餅田 3311-1	市都市計画課 66-3111	31`42`5739N 130`37`1447E	姶良市 66-3111
22	白銀森林公園 多目的広場	平松 5693-1	市都市計画課 66-3111	31`42`1609N 130`36`2685E	姶良市 66-3111
23	西宮島公園	西宮島 7-2	市都市計画課 66-3111	31`43`3263N 130`37`1641E	姶良市 66-3111
24	船津公園	船津 1502	船津公園管理事務所 66-5996	31`44`4799N 130`36`1609E	姶良市 66-3111
25	姶良市総合 運動公園（野球場）	平松 2392	あいらスポーツクラブ 66-4815	31`43`3020N 130`35`5907E	姶良市 66-3111

26	市立 姶良小学校	西餅田 2726	学校長 55	31`43`2101N 130`37`0853E	市教育委員会 62-2111
27	市立 重富小学校	平松 5636	学校長 65-2115	31`42`5102N 130`36`5935E	市教育委員会 62-2111
28	市立 西姶良小学校	西姶良 1-37-1	学校長 66-1870	31`43`4299N 130`36`1359E	市教育委員会 62-2111
29	県立姶良高等 技術専門校	西餅田 1120	専門校長 65-2247	31`43`5939N 130`37`1710E	県雇用労政課 099-206-0110
30	市立 重富中学校	平松 7092	学校長 65-2109	31`42`5115N 130`36`5933E	市教育委員会 62-2111
31	鹿児島県 警察学校	平松 4211-1	警察学校長 65-8884	31`42`5878N 130`36`0750E	県警察本部 09-206-0110
32	加治木産業株式会社 大山工場	蒲生町 白男 5522-1	工場長 52-8123	31`44`5316N 130`30`1209E	工場長 52-8123
33	姶良公民館	西餅田 589	市教育委員会 62-2111	31`43`5408N 130`37`5203E	市教育委員会 62-2111
34	市立 漆小学校	蒲生町 漆 317	学校長 52-8600	31`49@2684N 130`33`2912E	市教育委員会 62-2111
35	市立 蒲生中学校	蒲生町 北 10	学校長 52-0100	31`45`5106N 130`34`0007E	市教育委員会 62-2111
36	市立 山田中学校	下名 977	学校長 66-2504	31`46`1580N 130`36`1069E	市教育委員会 62-2111
37	市立 西浦小学校	蒲生町西浦 815	学校長 52-0314	31`48`0172N 130`31`5711E	市教育委員会 62-2111
38	旧新留小学校跡地	蒲生町白男 3215	市教育委員会 62-2111	31`47`0520N 130`31`3831E	市教育委員会 62-2111
39	市立 北山小学校	北山 3783	学校長 68-0287	31`49`1815N 130`36`0403E	市教育委員会 62-2111
40	スポレク広場 陣ヶ丘	蒲生町北 2232	蒲生建設係 52-1211	31`46`0126N 130`33`5422E	姶良市 66-3111
41	姶良市役所 木津志出張所	木津志 1844-2	姶良市 66-3111	31`49`1572N 130`34`5482E	姶良市 66-3111
42	旧堂山小学校	北山 2712	姶良市 66-3111	31`51`3195N 130`36`0805E	姶良市 66-3111

43	県立 蒲生高校	蒲生町 下久徳 848	学校長 52-1155	31`45`2752N 130`35`2159E	県教育委員会 099-286-2111
44	新留コミュニティ 広場	蒲生町 白男 2832-1	教育部保健体育課 62-2111	31`47`0073N 130`31`4413E	新留地区公民館長
45	高牧カントリー クラブ練習場	蒲生町 久末 2489-1	支配人 52-1603	31`45`4550N 130`32`2062E	（株）ミスミ 52-1603
46	市立 三船小学校	増田 399	学校長 65-2371	31`45`1596N 130`36`0400E	市教育委員会 62-2111
47	白男地区 運動公園	蒲生町 白男 1992-1	白男地区公民館長	31`46`1609N 130`32`4820E	白男地区公民館長
48	市立 松原なぎさ小学校	松原町 １丁目 23-1	学校長 73-7931	31`43`0015N 130`37`0087E	市教育委員会 62-2111

９　津波に関する資料

９－１　火山活動と地震・津波

(7/10)
解説資料 06－６
鹿児島地方気象台

火山活動と地震･津波

火山活動によって引き起こされる直接的、間接的な災害はいろいろあります。今回は、6月４日に新たな噴火口からの噴火活動を始めた、鹿児島市街地の直ぐ東側に雄大な山体を見せる桜島の、有史時代に発生した大噴火に起因した地震・津波災害について解説します。

１．桜島の火山活動

桜島は、姶良カルデラの活動後にカルデラの南縁に形成され、北岳、南岳の２つの成層火山と多くの側火山からなり（図１）、火山活動は活発で有史以来、天平(764 年)、文明(1471 年)、安永(1779 年)、大正(1914 年)の大噴火があります。

桜島の活動は、約２万２千年前から始まり古期北岳を形成、およそ１万年の休止期を経て、約１万１千年前に新期の北岳の活動が始まり、約４千年前から南岳の活動が始まりました。有史後の噴火は南岳に限られています。

桜島の噴火は、数百年に一度の山腹噴火とその間に繰り返される山頂噴火が特徴で、大噴火の前には必ず地震の頻発があります。

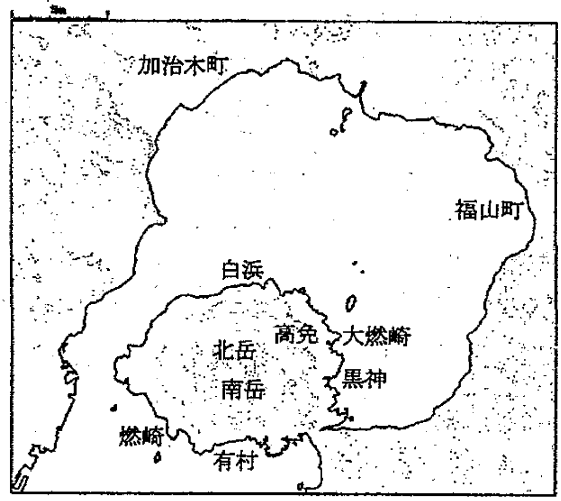

図１．桜島とその周辺地図

1914 年の大正の大噴火では、噴火の前年に霧島で地震の発生と噴火、いちき串木野市で地震(マグニチュード 5.7、5.9)の発生、桜島や鹿児島市付近での地震の頻発がありました。この時の噴火で流出した溶岩流の総量は約 1.5km^3、火山灰等の火砕物の噴出量は約 0.6 km^{3}と膨大で、噴火後に行われた水準測量と 1898 年に行われた水準測量の比較結果から、錦江湾を中心にほぼ同心円上に、広範囲にわたり地盤沈下が起こったことが分かっています。

1939 年には南岳東側の海抜 750mの山腹に新しい火口を作って噴火しました。その後、噴火活動と静止期間を繰り返しながら噴石、火山灰を噴出し、1946 年(昭和 21 年)３月には多量の溶岩を流出、地形に沿い黒神方面と有村方面に分流してそれぞれ黒神海岸と有村海岸に到達しました。1948 年の山腹噴火後、1955 年 10 月から 2006 年まで山頂噴火を繰り返していましたが、2006 年６月から再び 1939～1948 年に形成された火口から新たな噴火活動を始めました。

２．火山活動に伴って起きる津波

日本はプレートの収束地帯となっているために海溝型地震の発生が多く、津波被災国となっています。近年に入っても「昭和 58 年（1983 年）日本海中部地震」や、「平成５年（1993 年）北海道南西沖地震」の津波で、多数の死者を出す津波災害が発生し

ています。

地震の発生により海底が隆起や沈降を起こすことによって、津波が引き起こされます。また、地震に伴う沿岸の山(崖)崩れや海底の地滑り、火山の噴火によっても津波が起こることがあります。火山噴火によるものでは、1883 年のインドネシア「クラカトア火山」の噴火に伴う津波が最も有名です。火山噴火による津波は、海底噴火、火山噴出物の海への流下、火山活動に誘発された地滑り(1792 年の雲仙普賢岳の噴火に伴う眉山斜面大崩落)、カルデラ形成時などの地盤沈下、火山活動に関連した地震などのように様々ありますが、火山噴出物の流下によって、実際に津波が発生した事例は知られていません。これは、溶岩の流れが波を発生させる速度より遅いために、なかなか津波を引き起こす力とはなり得ないからです。

日本で津波が繰り返し発生している火山は、桜島、小笠原列島海域の海底火山があり、海底噴火をしています。

３．火山活動で発生した津波の伝搬速度

地震により海底の地殻変動で発生した津波の波の周期は長く、10 分から 30 分位であることが多く、遠方まで伝搬して行きます。

これに対して、火山活動によって発生した津波は、周期１分から２分と短いことが多くなっています。これは、火山体の極狭い範囲で津波が発生するためです。火山活動によって発生した津波は、最初のうちは周期の長い低い波がきて、次第に周期の短い振幅の大きい波が伝わってくる傾向があります。また、波源域から遠ざかると急激に減衰するので、遠方まで大きな被害をもたらす津波となることは希です。

４．桜島火山の火山活動に伴う地震・津波

（１）天平の大噴火(764～766 年)

３つの島が噴火で形成されましたが、この噴火が津波を伴っていたかは分かっていません。

（２）文明の大噴火(1471～1476 年)

1471 年から始まった文明の大噴火では、東側黒神付近から溶岩を流出して、大燃崎が形成、次に南西側野尻付近から溶岩が流出して燃崎が形成されましたが、津波については記されていません。

（３）安永の大噴火(1779～1780 年)

数日前から地震が頻発、噴火前に大きな地震があり、桜島中の井戸や海岸の井戸が沸騰して河川水のように流れ出し、海水は紫色に変色しました。正午頃から噴火は始まり、南側、北東側山腹より噴火とともに溶岩を流出、桜島北東側の高免の沖合に噴火活動は移動して、海底噴火により新たに８個の島が誕生、浅い海域での新島が誕生する活動では、津波は発生しませんでしたが、水深の深いところで起こった海底噴火では、桜島の北側沿岸で約６ｍの津波が発生して、加治木町や福山町でも津波被害が出ています。また、この噴火活動で錦江湾の中部北部沿岸で 1.5ｍから３ｍほど地盤沈下が発生しました。

（４）天明の大噴火(1781～1782 年)

再び高免沖の海底噴火で津波が発生、白浜村から浦ノ前へ薪取りにきていた６

人が溺死、また、福山沖(若尊)でも海底噴火が起きて、高免沖の噴火見物の帆掛舟２，３隻が津波のために桜島に打ち上げられています。この時、死者８名、行方不明者７名、負傷者１名、船破損６隻、多数の浸水家屋、潰家 23 軒の被害が発生しました。

（５） 大正の大噴火(1914 年)

噴火の２日前より地震が頻発、前日には震度１以上の地震も発生していました。１月 12 日午前８時半頃南東岸の脇と有村の海岸から熱湯が噴出、10 時頃西側中腹から本格的な噴火が始まり、10 分後には南東側中腹からも噴火が始まった。13 日 20 時頃から溶岩の流失が始まって、南東側から流れ出た溶岩は、脇、有村、瀬戸、瀬戸海峡を埋没して、大隅半島と陸続きとなりました。

この噴火に伴って、12 日 18 時 29 分に地震が発生、鹿児島市内で死者 13 人、負傷者 96 人、全壊家屋 39 軒、半壊 130 軒、また、鹿児島市周辺で死者 22 人、負傷者 16 人、全壊家屋 81 軒の地震被害が発生しています。この地震の規模はマグニチュード 7.1 と見積もられています。この地震は海底で発生したため、小規模な津波が発生、鹿児島市内で道路が浸水、船舶全壊 13 隻、破損 22 隻の津波被害が発生しています。

大正噴火に伴って発生した津波は、海底噴火によって引き起こされた津波ではなく、噴火に伴って起きた地震で震源域が海底であったために、火山活動で引き起こされた津波です。

桜島では、安永、天明、大正の大噴火で津波を生じています。津波の発生は、海底噴火、火山活動に伴う地震によって引き起こされた津波がありました。桜島で引き起こされた津波は、いずれも噴火活動が始まってから発生しています。

海岸近くの火山や、火山島の噴火が始まったときには、津波に対する警戒も忘れずに防災対応をしてください。

参考文献：日本被害津波総覧　渡辺偉夫 著　東京大学出版会
火山とマグマ　兼岡一郎/井田喜明［編］　東京大学出版会
日本被害地震総覧［416］－2001　宇佐美龍夫　東京大学出版会

１０　原子力災害広域避難計画に関する資料

１０－１　薩摩川内市広域避難計画（平成２８年１月１日現在）

広域避難計画（薩摩川内市亀山地区→姶良市）

地域	地区	自治会	区分	人口	世帯数	避難経路 （県：県道、国：国道）	避難施設	収容人員
川内	亀山	新田通り	B	135	56	①県 44→国 3→県 42→国 10→県 55 ②県 44→国 3→南九州道→国 3→国 10→県 55	柁城小学校（体育館）	372
		八幡馬場	B	389	166	①県 44→国 3→県 42→国 10→県 55 ②県 44→国 3→南九州道→国 3→国 10→県 55	加治木工業高校（体育館）	468
						①県 44→国 3→県 42→国 10→県 55 ②県 44→国 3→南九州道→国 3→国 10→県 55	加治木福祉センター	379
		橋口	B	983	419	①県 44→国 3→県 42→県 25→県 57 前→県 466 ②県 44→国 3→南九州道→国 3→国 10→県 57→県 466	姶良体育センター	550
						①県 44→国 3→県 42→県 25→県 57→国 10 ②県 44→国 3→南九州道→国 3→国 10	重富中学校（体育館）	450
		別府	B	968	407	①県 44→国 3→県 42→県 391 ②県 44→国 3→南九州道→国 3→国 10	姶良公民館	500
						①県 44→国 3→県 42→県 391 ②県 44→国 3→南九州道→国 3→国 10→県 391	建昌小学校（体育館）	490
		宮下	B	581	229	①県 44→国 3→県 42→県 391→国 10 ②県 44→国 3→南九州道→国 3→国 10	姶良小学校（体育館）	423
						①県 44→国 3→県 42→県 25→県 57→国 10 ②県 44→国 3→南九州道→国 3→国 10	働く女性の家	225
		宮内麓	B	236	112	①県 44→国 3→県 42→県 25→県 57→国 10 ②県 44→国 3→南九州道→国 3→国 10	姶良高齢者福祉センター	164
						①県 44→国 3→県 42→県 391 ②県 44→国 3→南九州道→国 3→国 10	松原地区公民館	139
		みささぎ	B	415	131	①県 44→国 3→県 42→国 10 ②県 44→国 3→南九州道→国 3→国 10	加治木中学校（体育館）	588
		東花ノ木	C	200	109	①県 44→国 3→県 42→国 10→県 55 ②県 44→国 3→南九州道→国 3→国 10→県 55	柁城小学校（体育館）	372
		西花ノ木	C	161	75	①県 44→国 3→県 42→国 10→県 55 ②県 44→国 3→南九州道→国 3→国 10→県 55	加治木工業高校（体育館）	468
		五代町	B	190	91	①県 44→国 3→県 42→国 10 ②県 44→国 3→南九州道→国 3→国 10	加治木中学校（体育館）	588

地域	地区	自治会	区分	人口	世帯数	避難経路 （県：県道、国：国道）	避難施設	収容人員
川内	亀山	若宮	B	413	181	①県 44→国 3→県 42→国 10 ②県 44→国 3→南九州道→国 3→国 10	文化会館 加音ホール	1,062
						①県 44→国 3→県 42→国 10 ②県 44→国 3→南九州道→国 3→国 10	加治木特別支援学校 （体育館）	350
		前向	B	620	270	①県 44→国 3→県 42→国 10 ②県 44→国 3→南九州道→国 3→国 10	加治木小学校 （体育館）	368
						①県 44→国 3→県 42→国 10 ②県 44→国 3→南九州道→国 3→国 10	錦江小学校 （体育館）	253
		永田	B	490	228	①県 44→国 3→県 42→国 10 ②県 44→国 3→南九州道→国 3→国 10	加治木体育館	372
						①県 44→国 3→県 42→国 10 ②県 44→国 3→南九州道→国 3→国 10	加治木保健 センター	117
		羽田	B	115	55	①県 44→国 3→県 42→国 10→県 55 ②県 44→国 3→南九州道→国 3→国 10 →県 55	龍門陶芸・健康の里 陶夢ランド	160
		平	B	77	36	①県 44→国 3→県 42→県 25→県 57 ②県 44→国 3→南九州道→国 3→国 10	脇元地区公民館	116
		下五代	B	460	201	①県 44→国 3→県 42→国 10→県 55 ②県 44→国 3→南九州道→国 3→国 10 →県 55	龍門小学校 （体育館）	241
						①県 44→国 3→県 42→国 10 ②県 44→国 3→南九州道→国 3→国 10	永原小学校 （体育館）	229
						①県 44→国 3→県 42→国 10→県 55 ②県 44→国 3→南九州道→国 3→国 10 →県 55	中野地区集会施設	17
		久留巣	B	147	66	①県 44→国 3→県 42→国 10 ②県 44→国 3→南九州道→国 3→国 10	文化会館 加音ホール	1,062
		五代県 職員住宅	B	30	10	①県 44→国 3→県 42→県 25→県 57 ②県 44→国 3→南九州道→国 3→国 10	重富地区公民館	70
		五代団地	B	776	284	①県 44→国 3→県 42→国 10 ②県 44→国 3→南九州道→国 3→国 10	文化会館 加音ホール	1,062
		小倉	B	240	125	①県 44→国 3→県 42→国 10→県 55 ②県 44→国 3→南九州道→国 3→国 10 →県 55	加治木工業高校 （体育館）	468
小計　２０自治会				３，３０１世帯、７，６２６人				

※区分Ａ：川内原子力発電所を中心として概ね５㎞以内
区分Ｂ：川内原子力発電所を中心として概ね５～１０㎞以内
区分Ｃ：川内原子力発電所を中心として概ね１０～２０㎞以内
区分Ｄ：川内原子力発電所を中心として概ね２０～３０㎞以内

広域避難計画（薩摩川内市湯田地区→姶良市）

地域	地区	自治会	区分	人口	世帯数	避難経路 （県：県道、国：国道）	避難施設	収容人員
川内	湯田	湯之元	C	62	39	①県 339→県 340→グリーンロード→県 339→国 267→国 328→県 42→県 446→県 40 ②国 3(出水へ)→国 328→国 267→国 328→県 42→県 446→県 40	山田中学校（体育館）	365
		伊勢美山	B	57	36	①県 339→県 340→グリーンロード→県 339→国 267→国 328→県 42→県 446→県 40 ②国 3(出水へ)→国 328→国 267→国 328→県 42→県 446→県 40	山田中学校（体育館）	365
		峠路	B	70	33	①県 339→県 340→グリーンロード→県 339→国 267→国 328→県 42→県 446→県 40 ②国 3(出水へ)→国 328→国 267→国 328→県 42→県 446→県 40	山田地区公民館	88
		内門	B	62	39	①県 339→県 340→グリーンロード→県 339→国 267→国 328→県 42→県 446→県 40 ②国 3(出水へ)→国 328→国 267→国 328→県 42→県 446→県 40	山田中学校（体育館）	365
		三田	B	72	41	①県 339→県 340→グリーンロード→県 339→国 267→国 328→県 42→県 446→県 40 ②国 3(出水へ)→国 328→国 267→国 328→県 42→県 446→県 40	山田中学校（体育館）	365
		永迫	B	67	43	①県 339→県 340→グリーンロード→県 339→国 267→国 328→県 42→県 446→県 40 ②国 3(出水へ)→国 328→国 267→国 328→県 42→県 446→県 40	山田中学校（体育館）	365
		砂岳	B	173	98	①県 339→県 340→グリーンロード→県 339→国 267→国 328→県 42→県 446→県 40 ②国 3(出水へ)→国 328→国 267→国 328→県 42→県 446→県 40	山田中学校（体育館）	365
小計　７自治会				３２９世帯、５６３人				

※区分Ａ：川内原子力発電所を中心として概ね５㎞以内
区分Ｂ：川内原子力発電所を中心として概ね５～１０㎞以内
区分Ｃ：川内原子力発電所を中心として概ね１０～２０㎞以内
区分Ｄ：川内原子力発電所を中心として概ね２０～３０㎞以内

広域避難計画（薩摩川内市西方地区→姶良市）

地域	地区	自治会	区分	人口	世帯数	避難経路 （県：県道、国：国道）	避難施設	収容人員
川内	西方	白滝	B	71	39	①県 339→国 267→国 328→県 42 ②国 3(出水へ)→国 328→県 42	蒲生小学校（体育館）	246
		松薗	B	127	79	①県 339→国 267→国 328→県 42→県 40→県 446 ②国 3(出水へ)→国 328→県 42→県 40→県 446	北山小学校（体育館）	186
		浦小路	C	78	46	①県 339→国 267→国 328→県 42 ②国 3(出水へ)→国 328→県 42	蒲生小学校（体育館）	246
		上町	B	63	27	①県 339→国 267→国 328→県 42→県 463→市道→県 391 ②国 3(出水へ)→国 328→県 42→県 463→市道→県 391	木津志出張所	67
		下町	B	60	31	①県 339→国 267→国 328→県 42 ②国 3(出水へ)→国 328→県 42	蒲生小学校（体育館）	246
小計　５自治会				２２２世帯、３９９人				

※区分Ａ：川内原子力発電所を中心として概ね５㎞以内
区分Ｂ：川内原子力発電所を中心として概ね５～１０㎞以内
区分Ｃ：川内原子力発電所を中心として概ね１０～２０㎞以内
区分Ｄ：川内原子力発電所を中心として概ね２０～３０㎞以内

薩摩川内市からの広域避難世帯数、避難人口
３，８５２世帯、８，５８８人

１０－２　阿久根市広域避難計画（平成２５年１０月１日現在）

広域避難計画（阿久根市赤瀬川地域→姶良市）

区域	地域	番号	区名	人口	世帯数	避難経路 （県：県道、国：国道）	避難施設	収容 人員
20㎞ ～ 30㎞ 圏内	赤瀬川	1	中村	485	212	国3→国447→国267→国268→県55	加治木高校	790
		2	浦	396	184		加治木高校	残305
							木田自興館	62
							辺川地区多目的集会施設	77
		3	牧内	605	218	国3→国447→国267→国268→県55 →国道10→県道42	中央Ａ地区いきいき交流センター	46
							米丸地区いきいき交流センター	43
							蒲生生活改善センター	55
							小川内地区いきいき交流センター	33
							西浦地区いきいき交流センター	51
							新留地区公民館	41
							姶良市温泉センター「くすの湯」	200
							大山小学校	118
							久末地区公民館	41
		4	東牧内	78	33		森の研修館かごしま宿泊棟	32
							森の研修館かごしま研修棟	50
		5	段	971	452		蒲生高校	524
							蒲生中学校	481
		6	大尾	643	292		蒲生中学校	残34
							久末地区公民館	残23
							辺川地区多目的集会施設	残48
							三叉コミュニティセンター	93
							西姶良小学校	491
小計　６集落				１，３９１世帯、３，１７８人				

広域避難計画（阿久根市折多地域→姶良市）

区域	地域	番号	区名	人口	世帯数	避難経路 （県：県道、国：国道）	避難施設	収容 人員
20 ㎞ ～ 30 ㎞ 圏内	折 多	1	牟田	192	88	国 3→国 447→国 267→国 268→県 55 →国道 10→県道 42	蒲生高齢者福祉センター	72
							下久徳地区いきいき交流センター	50
							川東地区いきいき交流センター	44
							迫地区いきいき交流センター	44
		2	折口東	553	223	国 3→国 447→国 267→国 268→県 55 →国道 10	県民の森管理事務所	85
							姶良高等技術専門校	250
							姶良生活改善センター	63
							旧堂山小学校	107
							上名地区農村振興センター	54
小計　２集落				３１１世帯、７４５人				

広域避難計画（阿久根市脇本地域→姶良市）

区域	地域	番号	区名	人口	世帯数	避難経路 （県：県道、国：国道）	避難施設	収容 人員
20 ㎞ ～ 30 ㎞ 圏内	脇 本	1	脇本馬場	231	126	国 3→国 447→国 267→国 268→県 55 →国道 10	三船小学校	442
		2	脇本浜	150	70			
		3	下村	317	137		三船小学校	残 61
							帖佐小学校	491
		4	上原	550	208		帖佐小学校	残 256
		5	深田	134	63		帖佐中学校	491
小計　５集落				６０４世帯、１，３８２人				

阿久根市からの広域避難世帯数、避難人口
２，２０６世帯、５，３０５人

１１　防災上重要な道路

１１－１　防災上重要な道路

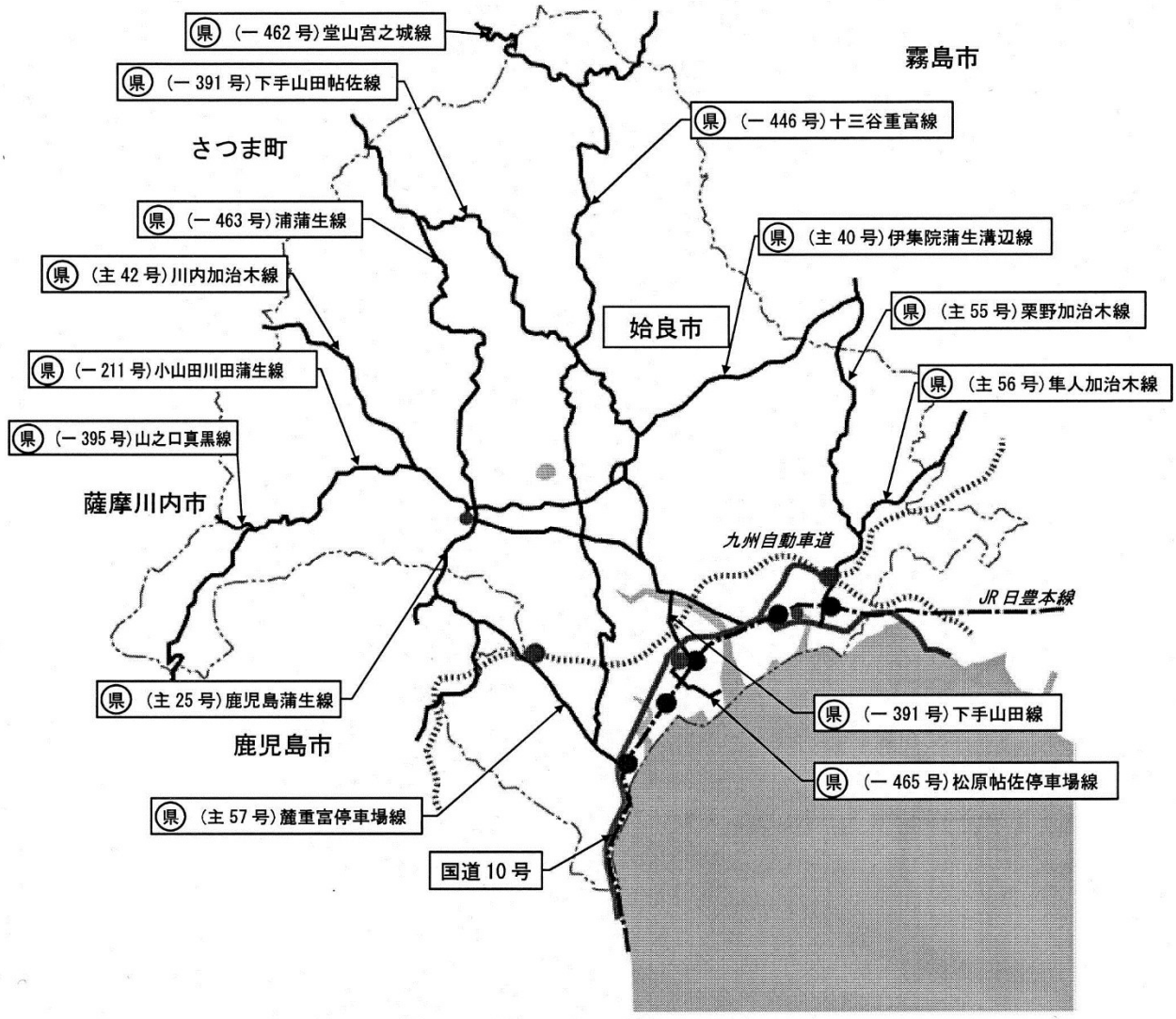

※姶良市耐震化促進計画より

防災上重要な道路

１１－２　避難路

下記の道路を避難路とする。

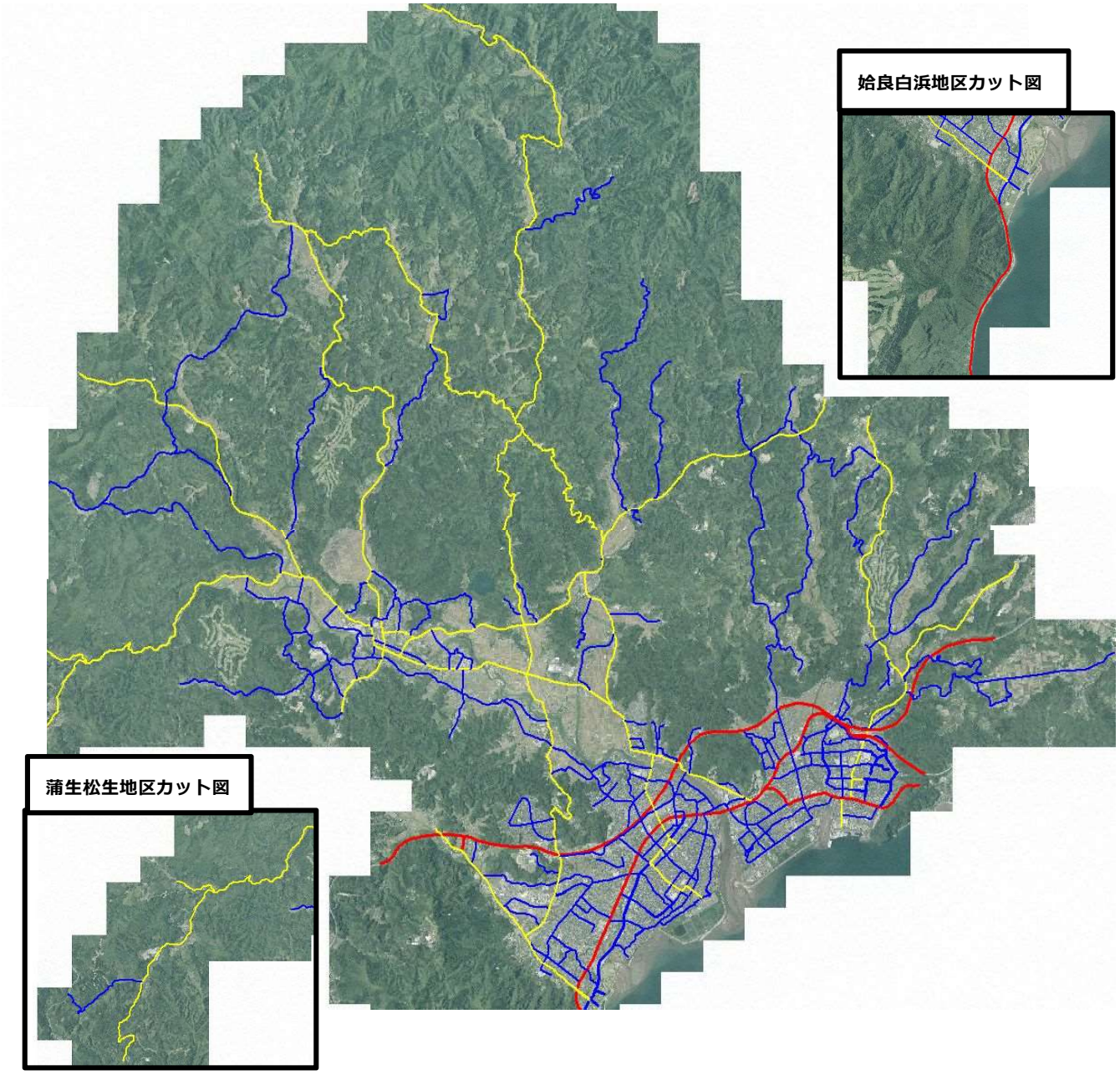

赤線・・・国道・九州自動車道　　**黄色線・・・県道**

青線・・・市道

１２　各種様式

１２－１　災害報告取扱要領

災害報告取扱要領

（昭和 45 年 4 月 10 日
消防防第 246 号消防庁長官）

（改正　昭和 58 年 12 月消防総第 833 号・消防災第 279 号・消防救第 58 号、昭和 59 年 10 月消防災第 267 号、平成 6 年 12 月消防災第 278 号、平成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 13 年 6 月消防災第 101 号・消防情第 91 号、平成 31 年 4 月消防応第 28 号、令和 3 年 5 月消防応第 29 号）

第 1　総則

1　趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式及び方法を定めるものとする。

なお、災害即報については、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）の定めるところによるものとする。

2　災害の定義

「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成６年４月 21 日付消防災第 100 号）に定める火災をいう。）を除いたものとする。

3　被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連絡を保つものとする。

4　報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

(1)　災害救助法の適用基準に合致するもの

(2)　都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの

(3)　災害が当初は軽微であっても、２都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(4)　災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
(5)　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

5　報告の種類、期日等

(1)　報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提　出　期　限	様　式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	第1号様式	1部
災害中間年報	12月20日	第2号様式	1部
災害年報	4月30日	第3号様式	1部

(2)　災害中間年報は、毎年１月１日から 12 月 10 日までの災害による被害の状況について、12 月 10 日現在で明らかになったものを報告するものとする。
(3)　災害年報は、毎年１月１日から 12 月 31 日までの災害による被害の状況について、翌年４月１日現在で明らかになったものを報告するものとする。

第 2　記入要領

第１号様式、第２号様式及び第３号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

1　人的被害

(1)　「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
(2)　「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
(3)　「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月以上の治療を要する見込みのものとする。
(4)　「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月未満で治療できる見込みのものとする。

2　住家被害

(1)　「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
(2)　「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修

しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。

(3)　「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。

(4)　「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

(5)　「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

(6)　「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3　非住家被害

(1)　「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

(2)　「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。

(3)　「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

(4)　非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4　その他

(1)　「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。

(2)　「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

(3)　「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

(4)　「学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第１条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。

(5)　「道路」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第２条第１項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

(6)　「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

(7)　「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用され

る河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

(8)　「港湾」とは、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第２条第５項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。

(9)　「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第１条に規定する砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

(10)　「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。

(11)　「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

(12)　「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。

(13)　「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。

(14)　「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。

(15)　「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。

(16)　「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。

(17)　「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

(18)　「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

　例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

(19)　「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5　火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6　被害金額

(1)　「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

(2)　「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。

(3)　「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

(4)　「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

(5)　災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。

(6)　「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。

(7)　「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。

(8)　「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

(9)　「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

(10)　「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。

(11)　「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7　備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

１２－２　第１号様式　災害確定報告

第１号様式　　災害確定報告

<table>
<tr><td colspan="3">都道府県</td><td colspan="3"></td><td colspan="3">区　　分</td><td>被　　害</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">災害名
・
確定年月日</td><td colspan="3" rowspan="2">月　　日　　時確定</td><td rowspan="8">そ</td><td rowspan="2">田</td><td>流失・埋没</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td>冠　　水</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">報告者名</td><td colspan="3" rowspan="2"></td><td rowspan="2">畑</td><td>流失・埋没</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td>冠　　水</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">区　　分</td><td colspan="2" rowspan="2">被　　害</td><td colspan="2">学　　校</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">病　　院</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">人的被害</td><td colspan="2">死　　者</td><td>人</td><td></td><td colspan="2">道　　路</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">うち
災害関連死者</td><td rowspan="2">人</td><td rowspan="2"></td><td colspan="2">橋　りょう</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">行方不明者</td><td>人</td><td></td><td colspan="2">河　　川</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">負傷者</td><td>重　傷</td><td>人</td><td></td><td colspan="2">港　　湾</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>軽　傷</td><td>人</td><td></td><td colspan="2">砂　　防</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="15">住家被害</td><td rowspan="3">全　　壊</td><td>棟</td><td></td><td rowspan="15">の他</td><td colspan="2">清掃施設</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="2">崖くずれ</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td colspan="2">鉄道不通</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">半　　壊</td><td>棟</td><td></td><td colspan="2">被害船舶</td><td>隻</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="2">水　　道</td><td>戸</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td colspan="2">電　　話</td><td>回線</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">一部破損</td><td>棟</td><td></td><td colspan="2">電　　気</td><td>戸</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="2">ガ　　ス</td><td>戸</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td colspan="2">ブロック塀等</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">床上浸水</td><td>棟</td><td></td><td colspan="2" rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">床下浸水</td><td>棟</td><td></td><td colspan="2">り災世帯数</td><td>世帯</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="2">り災者数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td rowspan="3">火災発生</td><td>建　　物</td><td>件</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">非住家</td><td>公共建物</td><td>棟</td><td></td><td>危　険　物</td><td>件</td><td></td></tr>
<tr><td>そ　の　他</td><td>棟</td><td></td><td>そ　の　他</td><td>件</td><td></td></tr>
</table>

区分			被害	都道府県災害対策本部	名称	
公立文教施設		千円				
農林水産業施設		千円			設置	月　日　時
公共土木施設		千円			解散	月　日　時
その他の公共施設		千円		災害対策本部設置市町村名		
小計		千円				
公共施設被害市町村数		団体				
その他	農産被害	千円			計　団体	
	林産被害	千円				
	畜産被害	千円		災害救助法適用市町村名		
	水産被害	千円				
	商工被害	千円				
					計　団体	
	その他	千円		消防職員出動延人数	人	
被害総額		千円		消防団員出動延人数	人	
備考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難指示等の状況）					

１２－３　第２号様式　災害中間年報

第2号様式　災害中間年報

都道府県名

発生年月日／災害名 区分								計
人的被害	死者		人					
		うち災害関連死者	人					
	行方不明者		人					
	負傷者	重傷	人					
		軽傷	人					
住家被害	全壊		棟					
			世帯					
			人					
	半壊		棟					
			世帯					
			人					
	一部破損		棟					
			世帯					
			人					
	床上浸水		棟					
			世帯					
			人					
	床下浸水		棟					
			世帯					
			人					
非住家	公共建物		棟					
	その他		棟					
り災世帯数			世帯					
り災者数			人					
公立文教施設			千円					
農林水産業施設			千円					
公共土木施設			千円					
その他の公共施設			千円					
その他被害			千円					
被害総額			千円					
都道府県災害対策本部	設置			月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	
	解散			月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	
災害対策本部設置市町村				団体	団体	団体	団体	団体	団体
災害救助法適用市町村				団体	団体	団体	団体	団体	団体
消防職員出動延人数			人						
消防団員出動延人数			人						

１２－４　第３号様式　災害年報

第3号様式　災害年報

都道府県名

災害名 / 発生年月日 / 区分									計
人的被害	死者		人						
		うち災害関連死者	人						
	行方不明者		人						
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊		棟						
			世帯						
			人						
	半壊		棟						
			世帯						
			人						
	一部破損		棟						
			世帯						
			人						
	床上浸水		棟						
			世帯						
			人						
	床下浸水		棟						
			世帯						
			人						
非住家	公共建物		棟						
	その他		棟						
その他	田	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	畑	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	学校		箇所						
	病院		箇所						
	道路		箇所						
	橋りょう		箇所						
	河川		箇所						
	港湾		箇所						
	砂防		箇所						
	清掃施設		箇所						
	崖くずれ		箇所						
	鉄道不通		箇所						
	被害船舶		隻						
	水道		戸						

区分＼災害名＼発生年月日								計
電話		回線						
電気		戸						
ガス		戸						
その他	ブロック塀等	箇所						
火災発生	建物	件						
	危険物	件						
	その他	件						
り災世帯数		世帯						
り災者数		人						
公立文教施設		千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
農林水産業施設		千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
公共土木施設		千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
その他の公共施設		千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
小計		千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	公共施設被害市町村数	団体						
その他	農産被害	千円						
	林産被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
	その他	千円						
被害総額		千円						
都道府県災害対策本部	設置		月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	
	解散		月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	
災害対策本部設置市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体
災害救助法適用市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体
消防職員出動延人数			人	人	人	人	人	人
消防団員出動延人数			人	人	人	人	人	人

１２－５　火災・災害等即報要領

火災・災害等即報要領

（昭和 59 年 10 月 15 日
消防災第 267 号消防庁長官）

（改正　平成 6 年 12 月消防災第 279 号、平成 7 年 4 月消防災第 83 号、平成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 9 年 3 月消防情第 51 号、平成 12 年 11 月消防災第 98 号・消防情第 125 号、平成 15 年 3 月消防災第 78 号・消防情第 56 号、平成 16 年 9 月消防震第 66 号、平成 20 年 5 月消防応第 69 号、平成 20 年 9 月消防応第 166 号、平成 24 年 5 月消防応第 111 号、平成 29 年 2 月消防応第 11 号、平成 31 年 4 月消防応第 28 号、令和元年 6 月消防応第 12 号、令和 3 年 5 月消防応 29 号）

第１　総則

１　趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第４０条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）
消防組織法第４０条
消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

２　火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付け消防救第 158 号）」の定めるところによる。

３　報告手続

(1) 「第２　即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第１から第３までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、２以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等につい

て主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2)「第２　即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。

(3)「第２　即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。

(4)「第３　直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第１報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第１報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後３０分以内）、分かる範囲でその第１報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

４　報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第１報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア　火災等即報・・・・・第１号様式及び第２号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第１号様式、特定の事故については第２号様式により報告をすること。

イ　救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・・・第３号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第３号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ　災害即報・・・・・第４号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア　火災等即報、イ　救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア　「第３　直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ　被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ　報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ　上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

５　報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第２　即報基準」又は「第３　直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあっては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第２　即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

１　火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

ア　死者が３人以上生じたもの

イ　死者及び負傷者の合計が１０人以上生じたもの

ウ　自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア　火災

（ア）建物火災

a　特定防火対象物で死者の発生した火災

b　高層建築物の１１階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

c　大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災

d　特定違反対象物の火災

e　建物焼損延べ面積３，０００平方メートル以上と推定される火災

f　他の建築物への延焼が１０棟以上又は気象状況等から勘案して概ね１０棟以上になる見込みの火災

g　損害額１億円以上と推定される火災

（イ）林野火災

a　焼損面積１０ヘクタール以上と推定されるもの

ｂ　空中消火を要請又は実施したもの

ｃ　住宅等へ延焼するおそれがあるもの

（ウ）交通機関の火災

ａ　航空機火災

ｂ　タンカー火災

ｃ　船舶火災であって社会的影響度が高いもの

ｄ　トンネル内車両火災

ｅ　列車火災

（エ）その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

（例示）

・　消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ　石油コンビナート等特別防災区域内の事故

（ア）危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

（例示）

・　危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

（イ）危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

（ウ）特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ　危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

（ア）死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

（イ）負傷者が５名以上発生したもの

（ウ）周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

（エ）５００キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

（オ）海上、河川への危険物等流出事故

（カ）高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ　原子力災害等

（ア）原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

（イ）放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

（ウ）原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第１０条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

（エ）放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ　その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ　消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

２　救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 死者５人以上の救急事故

(2) 死者及び負傷者の合計が１５人以上の救急事故

(3) 要救助者が５人以上の救助事故

(4) 覚知から救助完了までの所要時間が５時間以上の救助事故

(5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故

(6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故

(7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

- 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- バスの転落による救急・救助事故
- ハイジャックによる救急・救助事故
- 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

３　武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第２条第４項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

(2) 国民保護法第１７２条第１項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

４　災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

ア　災害救助法の適用基準に合致するもの

イ　都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの

ウ　災害が２都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

エ　気象業務法第１３条の２に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの

オ　自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア　地震

（ア）当該都道府県又は市町村の区域内で震度５弱以上を記録したもの

（イ）人的被害又は住家被害を生じたもの

イ　津波

（ア）津波警報又は津波注意報が発表されたもの

（イ）人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ　風水害

（ア）崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（イ）洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（ウ）強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ　雪害

（ア）積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（イ）積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ　火山災害

（ア）噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

（イ）火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第３　直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

１　火災等即報

(1) 交通機関の火災

第２の１の(2) のアの(ウ) に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第２の１の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア　第２の１の (2) のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ　危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、５００平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ　危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

（ア）海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

（イ）５００キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ　市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ　市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第２の１の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

２　救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が１５人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

(3) ハイジャックによる救急・救助事故

(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

(5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

３　武力攻撃災害等即報

第２の３の(1)、(2)に同じ。

４　災害即報

(1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度５強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

(2) 第２の４の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第４　記入要領

第１号、第２号、第３号及び第４号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

１２－６　第１号様式（火災）

＜火災等即報＞

１　第１号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア　死者３人以上生じた火災

（ア）死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ａ　建物等の用途、構造及び周囲の状況

ｂ　建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

（イ）火災の状況

ａ　発見及び通報の状況

ｂ　避難の状況

イ　建物火災で個別基準のｅ、ｆ又はｇのいずれかに該当する火災

（ア）発見及び通報の状況

（イ）延焼拡大の理由

ａ　消防事情

ｂ　都市構成

ｃ　気象条件

ｄ　その他

（ウ）焼損地域名及び主な焼損建物の名称

（エ）り災者の避難保護の状況

（オ）都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ　林野火災

（ア）火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※　必要に応じて図面を添付する。

（イ）林野の植生

（ウ）自衛隊の派遣要請、出動状況

（エ）空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ　交通機関の火災

（ア）車両、船舶、航空機等の概要

（イ）焼損状況、焼損程度

第１号様式　（火災）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村 （消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※　特定の事故を除く。

火災種別	１　建物　２　林野　３　車両　４　船舶　５　航空機　６　その他		
出火場所			
出火日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	（鎮圧日時） 鎮火日時	（　月　日　時　分） 月　日　時　分
火元の業態・用途		事業所名 （代表者氏名）	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者（性別・年齢）　人 負傷者　重症　人 中等症　人 軽症　人	死者の生じた理由	
建物の概要	構造 階層	建築面積　㎡ 延べ面積　㎡	
焼損程度	焼損棟数　全焼　棟 半焼　棟 部分焼　棟 ぼや　棟 計　棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　ha
り災世帯数	世帯	気象状況	
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消防団　台　人 その他（消防防災ヘリコプター等）　台・機　人		
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

１２－７　第２号様式　（特定の事故）

２　第２号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下この項において「法」という。）第２条第２号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第２条第４号に規定する第一種事業所にあっては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第５号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて＊＊製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

（例）

・　自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア　原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ　原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ　その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第２号様式　（特定の事故）　　第　　報

事故名
1　石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2　危険物等に係る事故
3　原子力施設等に係る事故
4　その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

事故種別	1　火災　2　爆発　3　漏えい　4　その他（　）		
発生場所			
事業所名		特別防災区域	（レイアウト第一種、第一種、第二種、その他）
発生日時（覚知日時）	月　日　時　分（　月　日　時　分）	発見日時	月　日　時　分
		鎮火日時（処理完了）	月　日　時　分（　月　日　時　分）
消防覚知方法		気象状況	
物質の区分	1 危険物　2 指定可燃物　3 高圧ガス　4 可燃性ガス 5 毒劇物　6 RI等　7 その他（　）	物質名	
施設の区分	1　危険物施設　2　高危混在施設　3　高圧ガス施設　4　その他（　）		
施設の概要		危険物施設の区分	
事故の概要			
死傷者	死者（性別・年齢）　人	負傷者等　人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）	

消防防災活動状況及び救急・救助活動状況		出場機関		出場人員	出場資機材
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部（署）		台 人	
		消防団		台 人	
		消防防災ヘリコプター		機 人	
		海上保安庁		人	
	警戒区域の設定　月　日　時　分	自衛隊		人	
	使用停止命令　月　日　時　分	その他		人	

災害対策本部等の設置状況	
その他参考事項	

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

１２－８　第３号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害時）

＜救急・救助事故・武力攻撃災害等即報＞

３　第３号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア　「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ　「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- 避難指示の発令状況
- 避難所の設置状況
- 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ＮＢＣ検知結果（剤の種類、濃度等）
- 被害の要因（人為的なもの）

  不審物（爆発物）の有無

  立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第３号様式　（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村 （消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	１　救急事故　２　救助事故　３　武力攻撃災害　４　緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者	死者（性別・年齢） 計　人 不明　人	負傷者等　人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）	
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防･救急･救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）　負傷者欄の（　）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

１２－９　第４号様式（その１）（災害概況即報）

＜災害即報＞

４　第４号様式

(1) 第４号様式（その１）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第１報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア　災害の概況

（ア）発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

（イ）災害種別概況

ａ　風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

ｂ　地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

ｃ　雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

ｄ　火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

ｅ　その他これらに類する災害の概況

イ　被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

１１９番通報の件数を記入する欄については、第３　直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、１１９番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ　応急対策の状況

（ア）当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

（イ）消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活

動状況等をわかる範囲で記入すること。

（ウ）自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

（エ）その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第４号様式（その１）別紙を用いて報告すること。

第４号様式（その１）

（災害概況即報）

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名　　（第　報）

災害の概況	発生場所				発生日時	月　日　時　分								
被害の状況	人的被害	死　者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち災害関連死者		人					半壊		棟	床下浸水		棟
		不　明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	（都道府県）			（市町村）									
	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。）												
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

（注）　住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

１２－１０　第４号様式（その１）別紙（避難指示等の発令状況）

第４号様式（その１）　別紙

都道府県名　（　　　　　　　　　　）

（避難指示等の発令状況）

市町村名	緊急安全確保		発令日時	避難指示		発令日時	高齢者等避難		発令日時
	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時

※　対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

１２－１１　第４号様式（その２）（被害状況即報）

(2) 第４号様式（その２）（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア　各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ　災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ　災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ　災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

（ア）災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

（イ）災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

（ウ）災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ　応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県			区分			被害	区分		被害	災等の設置状況	都道府県	
災害名・報告番号	災害名 第　報 （　月　日　時現在）		その他	田	流失・埋没 ha		公立文教施設	千円			市町村	
報告者名					冠水 ha		農林水産業施設	千円				
区分		被害		畑	流失・埋没 ha		公共土木施設	千円				
人的被害	死者	人			冠水 ha		その他の公共施設	千円				
	うち災害関連死者	人		学校	箇所		小計	千円				
	行方不明者	人		病院	箇所		公共施設被害市町村数	団体				
	負傷者 重傷	人		道路	箇所		その他 農産被害	千円				
	負傷者 軽傷	人		橋りょう	箇所		林産被害	千円				
住家被害	全壊	棟		河川	箇所		畜産被害	千円				
		世帯		港湾	箇所		水産被害	千円		災害救助法 適用市町村名	計	団体
		人		砂防	箇所		商工被害	千円				
	半壊	棟		清掃施設	箇所							
		世帯		崖くずれ	箇所							
		人		鉄道不通	箇所							
	一部破損	棟		被害船舶	隻		その他	千円				
		世帯		水道	戸		被害総額	千円		119番通報件数		件
		人		電話	回線		災害の概況					
	床上浸水	棟		電気	戸							
		世帯		ガス	戸							
		人		ブロック塀等	箇所							
	床下浸水	棟					応急対策の状況	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。）			
		世帯		り災世帯数	世帯							
		人		り災者数	人							
非住家	公共建物	棟		火災発生 建物	件			自衛隊の災害派遣		その他		
	その他	棟		危険物	件							
				その他	件							

※1　被害額は省略することができるものとする。

※2　119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

１２－１２　緊急通行車両等事前届出書

別記
第１号様式（第３の３関係）

地震防災
災害応急対策用
原子力災害
国民保護措置用

年　月　日

緊急通行車両等事前届出書

鹿児島県公安委員会　殿

届出者住所
（電話）
氏名

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては，輸送人員又は品名）		
使用者	住所	（電話）
	氏名	
出発地		

（注）
この事前届出書は１部作成して，当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上，車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。

地震防災
災害応急対策用
原子力災害
国民保護措置用

第Ａ－　号

緊急通行車両等事前届出済証

上記のとおり事前届出を受けたことを証する。

年　月　日

鹿児島県公安委員会　印

（注）
１　大規模地震対策特別措置法，災害対策基本法，原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには，この届出済証を最寄りの警察本部，警察署，交通検問所等に提示して所要の手続を受けてください。

２　届出内容に変更が生じ，又は本届出済証を亡失し，汚損し，若しくは破損した場合には，公安委員会（警察署経由）に届け出て再交付を受けてください。

３　次に該当するときは，本届出済証を返還してください。
(1)　緊急通行車両等に該当しなくなったとき。
(2)　緊急通行車両等が廃車となったとき。
(3)　その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。

備考　用紙の大きさは，日本産業規格Ａ列４番とする。

１２－１３　市内の公共的団体等への協力依頼文書

年　　月　　日

殿

姶良市長　　印

災害応急対策活動・復旧活動への協力のお願いについて

今般の災害に係る災害応急対策活動・復旧活動について、下記のとおりご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

１　協力を必要とする理由

２　従事場所

３　作業内容

４　人　　員

５　従事時間

６　集合場所

７　その他参考となる事項

１２－１４　他市町村、県等への応援要請文書

１　「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」に基づくもの

年　　月　　日

殿

姶良市長　　印

鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定に基づく応援要請について

標記について、下記のとおり応援を要請します。

記

１　被害及び被害が予想される状況

２　応援項目の種類及び内容

３　応援を希望する期間

４　その他必要な事項

２　「鹿児島県消防相互応援協定」に基づくもの

年　　月　　日

殿

姶良市長　　印

鹿児島県消防相互応援協定に基づく応援要請について

標記について、下記のとおり応援を要請します。

記

１　災害等の状況

２　応援を要する人員及び機械器具等の種別数量

３　その他必要な事項

３　災害対策基本法第68条に基づく県への応援の要求

年　　月　　日

鹿児島県知事　殿

姶良市長　　印

災害対策基本法第68条に基づく応援の要求について

標記について、下記のとおり応援を要求します。

記

１　災害の状況

２　応援（応援措置の実施）を要請する理由

３　応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量

４　応援（応援措置の実施）を必要とする場所

５　応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）

６　その他必要な事項

１２－１５　自衛隊災害派遣要請書

始危第　　号
年　　月　　日

鹿児島県知事　殿

始良市長　　印

自衛隊の災害派遣要請について

災害対策基本法第68条の２第１項の規定により、下記のとおり自衛隊に対し、自衛隊法第83条第１項の要請をするよう依頼します。

記

１　災害の状況及び自衛隊の災害派遣が必要な事由
（１）災害の状況

（２）自衛隊の災害派遣が必要な事由

２　派遣を希望する期間
年　月　日（　時　分）から災害応急対策の実施が終了するまでの期間

３　自衛隊の災害派遣を希望する区域及び活動内容
（１）活動希望区域

（２）活動内容

１２－１６　自衛隊災害派遣部隊撤収要請書

始危第　　号
年　　月　　日

鹿児島県知事　殿

始良市長　　印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年　　月　　日付　始危第　　号により自衛隊の災害派遣の要請を依頼しましたが、下記のとおり撤収要請をお願いいたします。

記

１　撤収開始日時

年　　月　　日（　）　　時　　分

２　撤収の理由等

３　その他参考になるべき事項

担当者　：　始良市総務部危機管理課
連絡先　：

１２－１７　災害協定に基づく協力要請書

様式第１号（第４条関係）

始危第　　号
年　月　日

株式会社イケダパン
様

始良市長　　印

救援物資の提供協力要請について

「災害時における非常食の提供に関する協定」第４条に基づき、下記のとおり協力を要請いたします。

記

1　協力要請業務等

物資提供希望日時	年　月　日　時
物資提供要請業務	
物資提供要請品目	
物資輸送場所	
災害対策本部設置日時	年　月　日　時　分
電話要請日時	年　月　日　時　分（災害協定第４条）
電話要請者・応答者	要請：　　応答：
備考	

2　その他

問合せ先
始良市災害対策本部事務局
電　話：
ＦＡＸ：
E-mail：

様式第１号（第３条関係）

始危第　　号
年　月　日

ワールドサンフーズ株式会社
様

始良市長　　印

救援物資の提供協力要請について

「災害時における救援物資提供に関する協定」第３条に基づき、下記のとおり協力を要請いたします。

記

１　協力要請業務等

物資提供希望日時	年　月　日　時
物資提供要請業務	
物資提供要請品目	
物資輸送場所	
災害対策本部設置日時	年　月　日　時　分
電話要請日時	年　月　日　時　分（災害協定第３条）
電話要請者・応答者	要請：　　応答：
備考	

２　その他

問合せ先
始良市災害対策本部事務局
電　話：
ＦＡＸ：
E-mail：

様式第１号（第５条関係）

始危第　　号
年　月　日

ヤマト運輸株式会社鹿児島主管支店
支店長　　様

始良市長　　印

物資輸送に関する協力要請について

「災害時における物資の緊急輸送、物資拠点の運営の協力に関する協定」第５条に基づき、下記のとおり協力を要請いたします。

記

１　協力要請業務等

事　　項	内　　容
要 請 業 務	
要 請 日 時	年　月　日　時
物資輸送場所	
備　　考	

２　その他

品　目	仕　様	数　量	備　考

問合せ先
始良市災害対策本部事務局
電　話：
ＦＡＸ：
E-mail：

１３　鹿児島県地震等災害被害予測調査（災害想定概要）に関する資料

１３－１　想定地震等

１　想定地震の位置

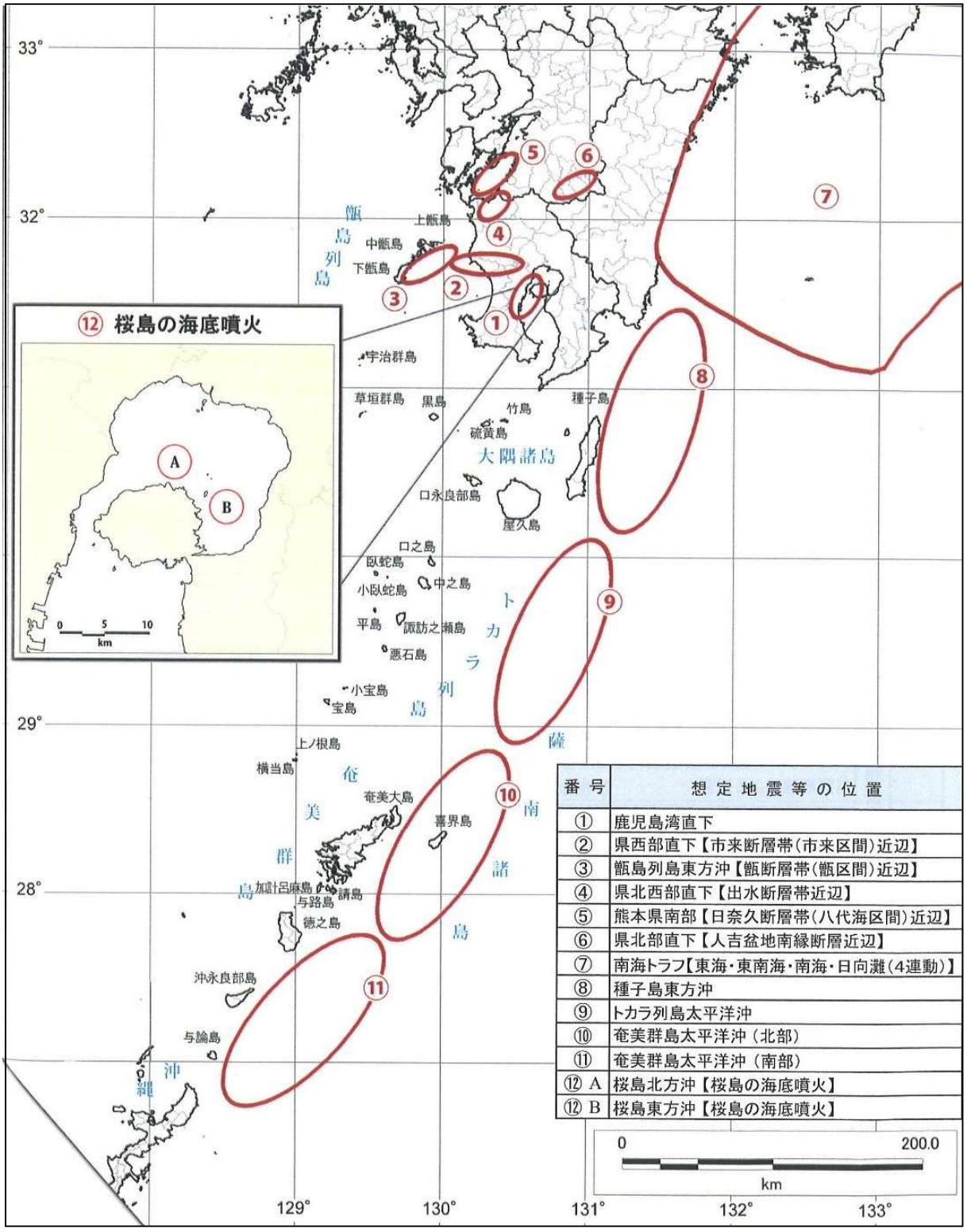

番号	想定地震等の位置
①	鹿児島湾直下
②	県西部直下【市来断層帯（市来区間）近辺】
③	甑島列島東方沖【甑断層帯（甑区間）近辺】
④	県北西部直下【出水断層帯近辺】
⑤	熊本県南部【日奈久断層帯（八代海区間）近辺】
⑥	県北部直下【人吉盆地南縁断層近辺】
⑦	南海トラフ【東海・東南海・南海・日向灘（4連動）】
⑧	種子島東方沖
⑨	トカラ列島太平洋沖
⑩	奄美群島太平洋沖（北部）
⑪	奄美群島太平洋沖（南部）
⑫ A	桜島北方沖【桜島の海底噴火】
⑫ B	桜島東方沖【桜島の海底噴火】

２　想定地震等の概要

今回想定する地震等は、必ずしも一定期間内の高い発生率のものではなく、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスのものを中心に、以下のとおり想定することとした。

（１）地域における過去最大の地震と同規模以上の地震（基本はマグニチュード７又は８クラス）

（２）可能な範囲で最新の科学的知見（国のデータ等）を踏まえた想定（南西諸島海溝沿いのマグニチュード９クラスの巨大地震については想定しない）

（３）本県への影響及び地震等発生可能性を考慮した想定（本県及び周辺地域に分布する活断層等を震源とする地震、海溝型地震及び桜島の海底噴火に伴う津波の想定）

（４）国や有識者会議から新たな知見が示された場合に再検討可能な想定

（５）県内全市町村の直下にマグニチュード６クラスの地震を想定

番号	想定地震等の位置	気象庁マグニチュード（M_J）	モーメントマグニチュード（M_w）	震源断層上端の深度（km）	津　波
①	鹿児島湾直下	7.1	6.6	3	○
②	県西部直下 【市来断層帯（市来区間）近辺】	7.2	6.7	1	○
③	甑島列島東方沖 【甑断層帯（甑区間）近辺】	7.5	6.9	1	○
④	県北西部直下 【出水断層帯近辺】	7.0	6.5	3	－
⑤	熊本県南部 【日奈久断層帯（八代海区間）近辺】	7.3	6.8	3	○
⑥	県北部直下 【人吉盆地南縁断層近辺】	7.1	6.6	2	－
⑦	南海トラフ 【東海・東南海・南海・日向灘（4連動）】	－	地震：9.0 津波：9.1	10	○
⑧	種子島東方沖	－	8.2	10	○
⑨	トカラ列島太平洋沖	－	8.2	10	○
⑩	奄美群島太平洋沖（北部）	－	8.2	10	○
⑪	奄美群島太平洋沖（南部）	－	8.2	10	○
⑫ A	桜島北方沖 【桜島の海底噴火】	－	－	－	○
⑫ B	桜島東方沖 【桜島の海底噴火】	－	－	－	○

（注）気象庁マグニチュード（MJ）とモーメントマグニチュード（MW）について
断層による内陸の地震（番号①～⑥）は、断層の長さ（推定）から気象庁マグニチュード（M_J）を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源（波源）断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード（M_W）を求めている。
プレート境界の海溝型の地震（番号⑦～⑪）は、震源（波源）断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード（M_W）を求めている。

３　想定ケース

被害想定は想定される被害が異なる３種類の特徴的シーン(季節・時刻)を設定して行う。

風速は、各市町村の最寄りの観測所における最大風速を設定する。

以下に、想定するシーン及び被害想定項目別の想定シーンを示す。

（１）想定するシーン

季節・時刻	想定される被害の特徴
冬・深夜	・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや繁華街の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。
夏・昼12時	・オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する場合が多い。 ・木造建物内滞留人口は、１日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数は「冬・深夜」と比較して少ない。 ※海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。
冬・夕18時	・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況でもあり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

（２）被害想定項目別の想定シーン

項目		想定シーン	評価の考え方
建物被害	液状化による被害	－	時刻によって変化しない
	揺れによる被害	－	時刻によって変化しない
	斜面崩壊による被害	－	時刻によって変化しない
	津波による被害	－	時刻によって変化しない
	地震火災による被害	季節・時刻別	時刻による出火の違いを考慮
落下物等	ブロック塀・自動販売機等の転倒	－	時刻によって変化しない
	屋外落下物の発生	－	時刻によって変化しない
人的被害	建物倒壊による被害	時刻別	時刻による滞留人口の違いを考慮
	斜面崩壊による被害	時刻別	時刻による滞留人口の違いを考慮
	津波による死傷者数	時刻別	時刻による滞留人口の違いを考慮 ※海水浴客についても検討
	火災による被害	季節・時刻別	時刻による滞留人口の違いを考慮
	ブロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物による被害	時刻別	時刻による滞留人口の違いを考慮
	屋内収容物移動・転倒（屋内転倒物）、屋内落下物による被害	時刻別	時刻による滞留人口の違いを考慮
	揺れによる建物被害に伴う要救助者（自力脱出困難者）	時刻別	時刻による滞留人口の違いを考慮
	津波被害に伴う要救助者・要捜索者	時刻別	時刻による滞留人口の違いを考慮

４　姶良市の想定地震による被害想定結果概要

（１）鹿児島湾直下

現況データ				地震動					液状化			津波
人口			建物	計測震度面積率（%）					液状化危険度面積率（%）			浸水面積割合（%）
冬 深夜	夏 12 時	冬 18 時	建物棟数（棟）	5 弱以下	5 強	6 弱	6 強	7	低い	高い	極めて高い	浸水深 0.3m 以上
74,807	64,702	70,238	42,926	78	22	—	0	0	2	3	1	—

建物被害			人的被害						ライフライン被害					生活支障
液状化・揺れ・斜面崩壊・津波		火災	死者数（人）			津波による死者数（人）（死者数の内訳）			ライフライン機能支障率（%）					避難所避難者（人）
全壊（棟）	半壊（棟）	焼失（棟）	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	上水道	下水道	電力	固定電話	ガス	
410	1,700	0	—	—	—	0	0	0	1	1	—	—	21	650

（２）県西部直下【市来断層帯（市来区間）近辺】

現況データ				地震動					液状化			津波
人口			建物	計測震度面積率（%）					液状化危険度面積率（%）			浸水面積割合（%）
冬 深夜	夏 12 時	冬 18 時	建物棟数（棟）	5 弱以下	5 強	6 弱	6 強	7	低い	高い	極めて高い	浸水深 0.3m 以上
74,807	64,702	70,238	42,926	83	16	—	0	0	3	1	—	—

建物被害			人的被害						ライフライン被害					生活支障
液状化・揺れ・斜面崩壊・津波		火災	死者数（人）			津波による死者数（人）（死者数の内訳）			ライフライン機能支障率（%）					避難所避難者（人）
全壊（棟）	半壊（棟）	焼失（棟）	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	上水道	下水道	電力	固定電話	ガス	
80	370	0	—	—	—	0	0	0	3	1	—	—	14	150

（３）甑島列島東方沖【甑断層帯（甑区間）近辺】

現況データ				地震動					液状化			津波
人口			建物	計測震度面積率（%）					液状化危険度面積率（%）			浸水面積割合（%）
冬 深夜	夏 12 時	冬 18 時	建物棟数（棟）	5 弱以下	5 強	6 弱	6 強	7	低い	高い	極めて高い	浸水深 0.3m 以上
74,807	64,702	70,238	42,926	100	0	0	0	0	0	0	0	—

建物被害			人的被害						ライフライン被害					生活支障
液状化・揺れ・斜面崩壊・津波		火災	死者数（人）			津波による死者数（人）（死者数の内訳）			ライフライン機能支障率（%）					避難所避難者（人）
全壊（棟）	半壊（棟）	焼失（棟）	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	上水道	下水道	電力	固定電話	ガス	
—	10	0	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	0	40

（４）県北西部直下【出水断層帯近辺】

現況データ				地震動					液状化			津波
人口			建物	計測震度面積率（%）					液状化危険度面積率（%）			浸水面積割合（%）
冬 深夜	夏 12 時	冬 18 時	建物棟数（棟）	5 弱以下	5 強	6 弱	6 強	7	低い	高い	極めて高い	浸水深 0.3m 以上
74,807	64,702	70,238	42,926	100	0	0	0	0	0	0	0	0

建物被害			人的被害						ライフライン被害					生活支障
液状化・揺れ・斜面崩壊・津波		火災	死者数（人）			津波による死者数（人）（死者数の内訳）			ライフライン機能支障率（%）					避難所避難者（人）
全壊（棟）	半壊（棟）	焼失（棟）	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	上水道	下水道	電力	固定電話	ガス	
0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	0	—	—	0	0

（５）熊本県南部【日奈久断層帯（八代海区間）近辺】

現況データ				地震動					液状化			津波
人口			建物	計測震度面積率（%）					液状化危険度面積率（%）			浸水面積割合（%）
冬 深夜	夏 12 時	冬 18 時	建物棟数（棟）	5 弱以下	5 強	6 弱	6 強	7	低い	高い	極めて高い	浸水深 0.3m 以上
74,807	64,702	70,238	42,926	100	0	0	0	0	0	0	0	—

建物被害			人的被害						ライフライン被害					生活支障
液状化・揺れ・斜面崩壊・津波		火災	死者数（人）			津波による死者数（人）（死者数の内訳）			ライフライン機能支障率（%）					避難所避難者（人）
全壊（棟）	半壊（棟）	焼失（棟）	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	上水道	下水道	電力	固定電話	ガス	
—	10	0	—	—	—	0	0	0	—	0	—	—	0	40

（６）県北部直下【人吉盆地南縁断層帯近辺】

現況データ				地震動					液状化			津波
人口			建物	計測震度面積率（%）					液状化危険度面積率（%）			浸水面積割合（%）
冬 深夜	夏 12 時	冬 18 時	建物棟数（棟）	5 弱以下	5 強	6 弱	6 強	7	低い	高い	極めて高い	浸水深 0.3m 以上
74,807	64,702	70,238	42,926	100	0	0	0	0	0	0	0	0

建物被害			人的被害						ライフライン被害					生活支障
液状化・揺れ・斜面崩壊・津波		火災	死者数（人）			津波による死者数（人）（死者数の内訳）			ライフライン機能支障率（%）					避難所避難者（人）
全壊（棟）	半壊（棟）	焼失（棟）	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	上水道	下水道	電力	固定電話	ガス	
0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	0	—	—	0	0

（７）南海トラフ【地震動：基本ケース、津波：CASE5】の巨大地震

現況データ				地震動					液状化			津波
人口			建物	計測震度面積率（%）					液状化危険度面積率（%）			浸水面積割合（%）
冬 深夜	夏 12 時	冬 18 時	建物棟数（棟）	5 弱以下	5 強	6 弱	6 強	7	低い	高い	極めて高い	浸水深 0.3m 以上
74,807	64,702	70,238	42,926	68	32	0	0	0	1	2	5	—

建物被害			人的被害						ライフライン被害					生活支障
液状化・揺れ・斜面崩壊・津波		火災	死者数（人）			津波による死者数（人）（死者数の内訳）			ライフライン機能支障率（%）					避難所避難者（人）
全壊（棟）	半壊（棟）	焼失（棟）	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	上水道	下水道	電力	固定電話	ガス	
1,100	4,600	0	—	—	—	—	—	—	41	2	—	—	0	1,800

（７）南海トラフ【地震動：東側ケース、津波：CASE5】の巨大地震

現況データ				地震動					液状化			津波
人口			建物	計測震度面積率（%）					液状化危険度面積率（%）			浸水面積割合（%）
冬 深夜	夏 12 時	冬 18 時	建物棟数（棟）	5 弱以下	5 強	6 弱	6 強	7	低い	高い	極めて高い	浸水深 0.3m 以上
74,807	64,702	70,238	42,926	99	1	0	0	0	2	1	4	—

建物被害			人的被害						ライフライン被害					生活支障
液状化・揺れ・斜面崩壊・津波		火災	死者数（人）			津波による死者数（人）（死者数の内訳）			ライフライン機能支障率（%）					避難所避難者（人）
全壊（棟）	半壊（棟）	焼失（棟）	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	上水道	下水道	電力	固定電話	ガス	
720	3,100	0	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	0	1,200

（７）南海トラフ【地震動：西側ケース、津波：CASE5】の巨大地震

現況データ				地震動					液状化			津波
人口			建物	計測震度面積率（%）					液状化危険度面積率（%）			浸水面積割合（%）
冬 深夜	夏 12 時	冬 18 時	建物棟数（棟）	5 弱以下	5 強	6 弱	6 強	7	低い	高い	極めて高い	浸水深 0.3m 以上
74,807	64,702	70,238	42,926	69	31	0	0	0	2	1	5	—

建物被害			人的被害						ライフライン被害					生活支障
液状化・揺れ・斜面崩壊・津波		火災	死者数（人）			津波による死者数（人）（死者数の内訳）			ライフライン機能支障率（%）					避難所避難者（人）
全壊（棟）	半壊（棟）	焼失（棟）	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	上水道	下水道	電力	固定電話	ガス	
1,000	4,200	0	—	—	—	—	—	—	16	2	—	—	0	1,600

（７）南海トラフ【地震動：陸側ケース、津波：CASE5】の巨大地震

現況データ				地震動					液状化			津波
人口			建物	計測震度面積率（%）					液状化危険度面積率（%）			浸水面積割合（%）
冬 深夜	夏 12 時	冬 18 時	建物棟数（棟）	5 弱以下	5 強	6 弱	6 強	7	低い	高い	極めて高い	浸水深 0.3m 以上
74,807	64,702	70,238	42,926	63	36	1	0	0	2	2	5	—

建物被害			人的被害						ライフライン被害					生活支障
液状化・揺れ・斜面崩壊・津波		火災	死者数（人）			津波による死者数（人）（死者数の内訳）			ライフライン機能支障率（%）					避難所避難者（人）
全壊（棟）	半壊（棟）	焼失（棟）	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	上水道	下水道	電力	固定電話	ガス	
990	4,100	0	—	—	—	—	—	—	15	1	—	—	0	1,800

（７）南海トラフ【地震動：基本ケース、津波：CASE11】の巨大地震

現況データ				地震動					液状化			津波
人口			建物	計測震度面積率（%）					液状化危険度面積率（%）			浸水面積割合（%）
冬 深夜	夏 12 時	冬 18 時	建物棟数（棟）	5 弱以下	5 強	6 弱	6 強	7	低い	高い	極めて高い	浸水深 0.3m 以上
74,807	64,702	70,238	42,926	63	32	0	0	0	1	2	5	—

建物被害			人的被害						ライフライン被害					生活支障
液状化・揺れ・斜面崩壊・津波		火災	死者数（人）			津波による死者数（人）（死者数の内訳）			ライフライン機能支障率（%）					避難所避難者（人）
全壊（棟）	半壊（棟）	焼失（棟）	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	上水道	下水道	電力	固定電話	ガス	
1,100	4,600	0	—	—	—	—	—	—	41	2	—	—	0	1,800

（７）南海トラフ【地震動：東側ケース、津波：CASE11】の巨大地震

現況データ				地震動					液状化			津波
人口			建物	計測震度面積率（%）					液状化危険度面積率（%）			浸水面積割合（%）
冬 深夜	夏 12 時	冬 18 時	建物棟数（棟）	5 弱以下	5 強	6 弱	6 強	7	低い	高い	極めて高い	浸水深 0.3m 以上
74,807	64,702	70,238	42,926	99	1	0	0	0	2	1	4	—

建物被害			人的被害						ライフライン被害					生活支障
液状化・揺れ・斜面崩壊・津波		火災	死者数（人）			津波による死者数（人）（死者数の内訳）			ライフライン機能支障率（%）					避難所避難者（人）
全壊（棟）	半壊（棟）	焼失（棟）	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	上水道	下水道	電力	固定電話	ガス	
720	3,100	0	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	0	1,200

（７）南海トラフ【地震動：西側ケース、津波：CASE11】の巨大地震

現況データ				地震動					液状化			津波
人口			建物	計測震度面積率（%）					液状化危険度面積率（%）			浸水面積割合（%）
冬 深夜	夏 12 時	冬 18 時	建物棟数（棟）	5 弱以下	5 強	6 弱	6 強	7	低い	高い	極めて高い	浸水深 0.3m 以上
74,807	64,702	70,238	42,926	69	31	0	0	0	2	1	5	—

建物被害			人的被害						ライフライン被害					生活支障
液状化・揺れ・斜面崩壊・津波		火災	死者数（人）			津波による死者数（人）（死者数の内訳）			ライフライン機能支障率（%）					避難所避難者（人）
全壊（棟）	半壊（棟）	焼失（棟）	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	上水道	下水道	電力	固定電話	ガス	
1,000	4,200	0	—	—	—	—	—	—	16	2	—	—	0	1,600

（７）南海トラフ【地震動：陸側ケース、津波：CASE11】の巨大地震

現況データ				地震動					液状化			津波
人口			建物	計測震度面積率（%）					液状化危険度面積率（%）			浸水面積割合（%）
冬 深夜	夏 12 時	冬 18 時	建物棟数（棟）	5 弱以下	5 強	6 弱	6 強	7	低い	高い	極めて高い	浸水深 0.3m 以上
74,807	64,702	70,238	42,926	63	36	1	0	0	2	2	5	—

建物被害			人的被害						ライフライン被害					生活支障
液状化・揺れ・斜面崩壊・津波		火災	死者数（人）			津波による死者数（人）（死者数の内訳）			ライフライン機能支障率（%）					避難所避難者（人）
全壊（棟）	半壊（棟）	焼失（棟）	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	上水道	下水道	電力	固定電話	ガス	
990	4,100	0	—	—	—	—	—	—	15	1	—	—	0	1,600

（８）種子島東方沖地震

現況データ				地震動					液状化			津波
人口			建物	計測震度面積率（%）					液状化危険度面積率（%）			浸水面積割合（%）
冬 深夜	夏 12 時	冬 18 時	建物棟数（棟）	5 弱以下	5 強	6 弱	6 強	7	低い	高い	極めて高い	浸水深 0.3m 以上
74,807	64,702	70,238	42,926	61	39	0	0	0	3	1	4	—

建物被害			人的被害						ライフライン被害					生活支障
液状化・揺れ・斜面崩壊・津波		火災	死者数（人）			津波による死者数（人）（死者数の内訳）			ライフライン機能支障率（%）					避難所避難者（人）
全壊（棟）	半壊（棟）	焼失（棟）	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	上水道	下水道	電力	固定電話	ガス	
920	3,900	0	—	—	—	—	—	—	16	2	—	—	34	1,500

（９）トカラ列島太平洋沖地震

現況データ				地震動					液状化			津波
人口			建物	計測震度面積率（%）					液状化危険度面積率（%）			浸水面積割合（%）
冬 深夜	夏 12 時	冬 18 時	建物棟数（棟）	5 弱以下	5 強	6 弱	6 強	7	低い	高い	極めて高い	浸水深 0.3m 以上
74,807	64,702	70,238	42,926	100	0	0	0	0	0	0	0	—

建物被害			人的被害						ライフライン被害					生活支障
液状化・揺れ・斜面崩壊・津波		火災	死者数（人）			津波による死者数（人）（死者数の内訳）			ライフライン機能支障率（%）					避難所避難者（人）
全壊（棟）	半壊（棟）	焼失（棟）	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	上水道	下水道	電力	固定電話	ガス	
—	10	0	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	0	40

（10）奄美群島太平洋沖（北部）地震

現況データ				地震動					液状化			津波
人口			建物	計測震度面積率（%）					液状化危険度面積率（%）			浸水面積割合（%）
冬 深夜	夏 12 時	冬 18 時	建物棟数（棟）	5 弱以下	5 強	6 弱	6 強	7	低い	高い	極めて高い	浸水深 0.3m 以上
74,807	64,702	70,238	42,926	100	0	0	0	0	0	0	0	—

建物被害			人的被害						ライフライン被害					生活支障
液状化・揺れ・斜面崩壊・津波		火災	死者数（人）			津波による死者数（人）（死者数の内訳）			ライフライン機能支障率（%）					避難所避難者（人）
全壊（棟）	半壊（棟）	焼失（棟）	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	上水道	下水道	電力	固定電話	ガス	
—	10	0	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	0	30

（11）奄美群島太平洋沖（南部）地震

現況データ				地震動					液状化			津波
人口			建物	計測震度面積率（%）					液状化危険度面積率（%）			浸水面積割合（%）
冬 深夜	夏 12 時	冬 18 時	建物棟数（棟）	5 弱以下	5 強	6 弱	6 強	7	低い	高い	極めて高い	浸水深 0.3m 以上
74,807	64,702	70,238	42,926	100	0	0	0	0	0	0	0	—

建物被害			人的被害						ライフライン被害					生活支障
液状化・揺れ・斜面崩壊・津波		火災	死者数（人）			津波による死者数（人）（死者数の内訳）			ライフライン機能支障率（%）					避難所避難者（人）
全壊（棟）	半壊（棟）	焼失（棟）	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	上水道	下水道	電力	固定電話	ガス	
—	10	0	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	0	30

（12）Ａ桜島北方沖【桜島の海底噴火】

現況データ				地震動					液状化			津波
人口			建物	計測震度面積率（%）					液状化危険度面積率（%）			浸水面積割合（%）
冬 深夜	夏 12 時	冬 18 時	建物棟数（棟）	5 弱以下	5 強	6 弱	6 強	7	低い	高い	極めて高い	浸水深 0.3m 以上
74,807	64,702	70,238	42,926									—

建物被害			人的被害						ライフライン被害					生活支障
液状化・揺れ・斜面崩壊・津波		火災	死者数（人）			津波による死者数（人）（死者数の内訳）			ライフライン機能支障率（%）					避難所避難者（人）
全壊（棟）	半壊（棟）	焼失（棟）	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	上水道	下水道	電力	固定電話	ガス	
—	100		40	230	40	40	230	40						

（12）Ｂ桜島東方沖【桜島の海底噴火】

現況データ				地震動					液状化			津波
人口			建物	計測震度面積率（%）					液状化危険度面積率（%）			浸水面積割合（%）
冬 深夜	夏 12 時	冬 18 時	建物棟数（棟）	5 弱以下	5 強	6 弱	6 強	7	低い	高い	極めて高い	浸水深 0.3m 以上
74,807	64,702	70,238	42,926									—

建物被害			人的被害						ライフライン被害					生活支障
液状化・揺れ・斜面崩壊・津波		火災	死者数（人）			津波による死者数（人）（死者数の内訳）			ライフライン機能支障率（%）					避難所避難者（人）
全壊（棟）	半壊（棟）	焼失（棟）	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	上水道	下水道	電力	固定電話	ガス	
—	40		20	20	20	20	20	20						

１３－２　災害想定

１　断層及びプレート境界の地震

（１）断層による内陸地震【震源（波源）モデル】

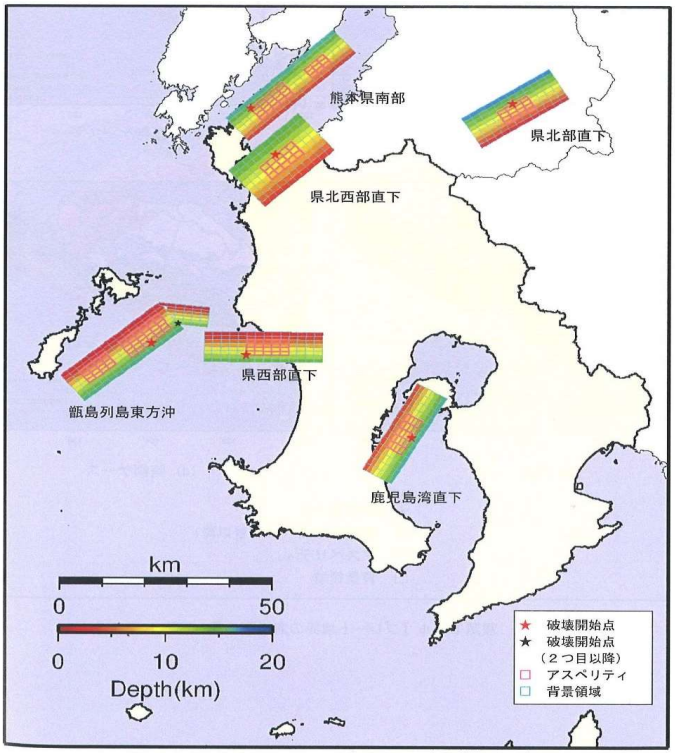

（２）プレート境界の海溝型地震（南西諸島海溝沿い）【震源（波源）モデル】

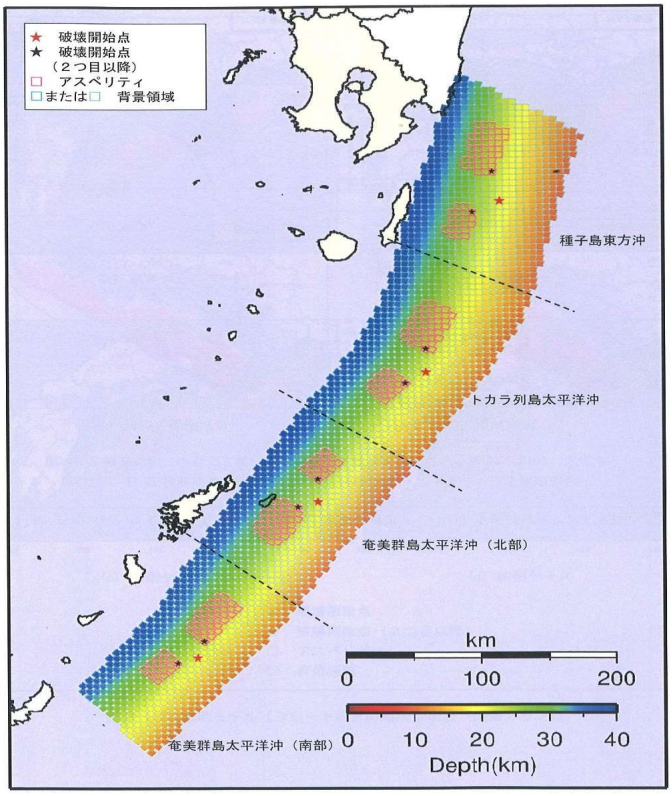

２　姶良市における想定地震ごとの震度分布と最大震度

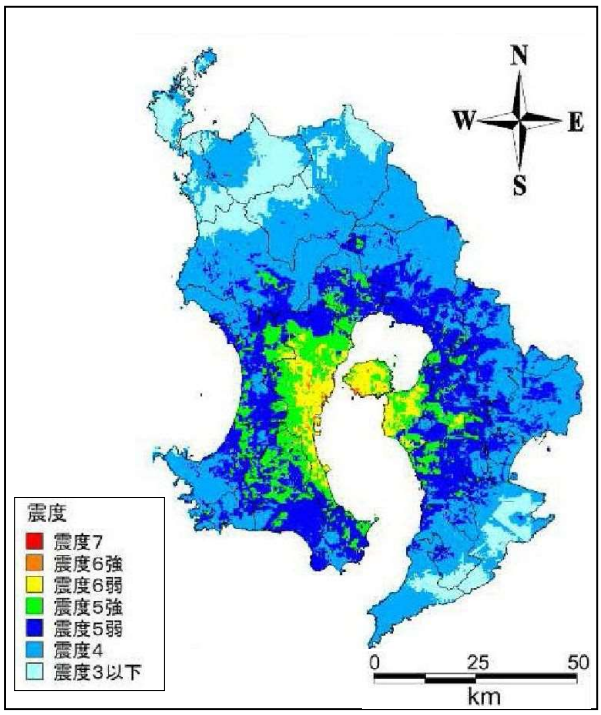

（１）鹿児島湾直下
最大震度：６弱

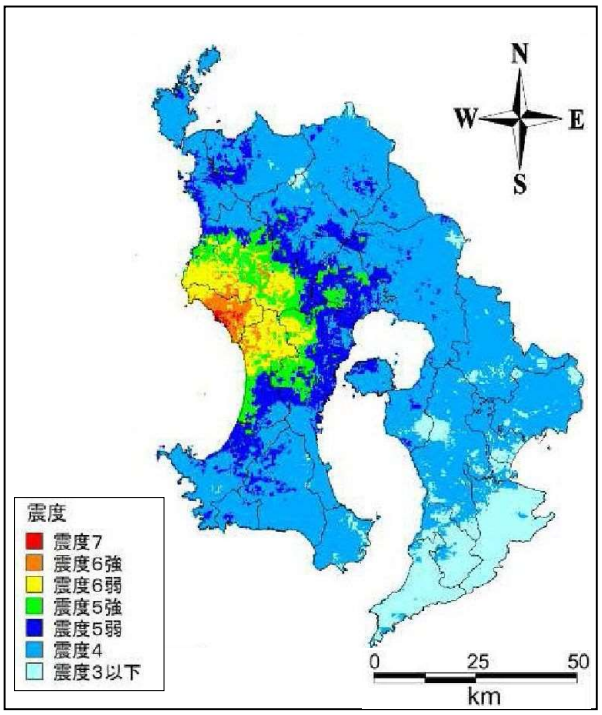

（２）県西部直下
最大震度：６弱

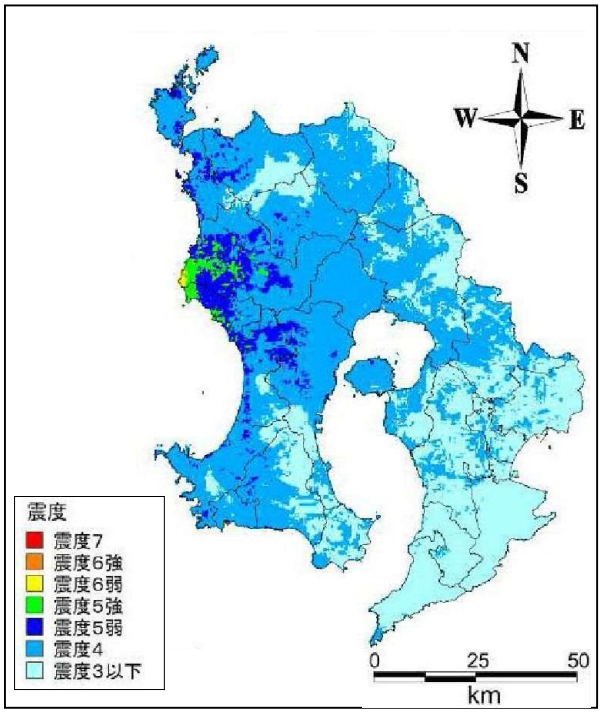

（３）甑島列島東方沖
最大震度：５弱

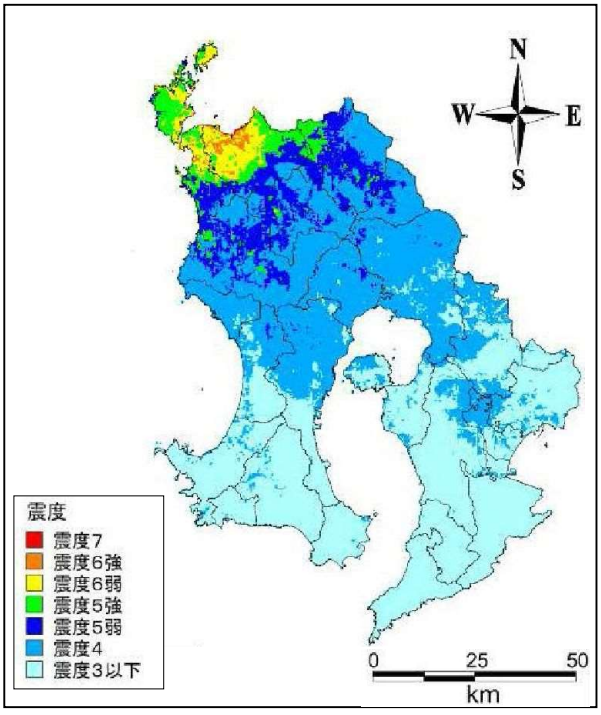

（４）県北西部直下
最大震度：５弱

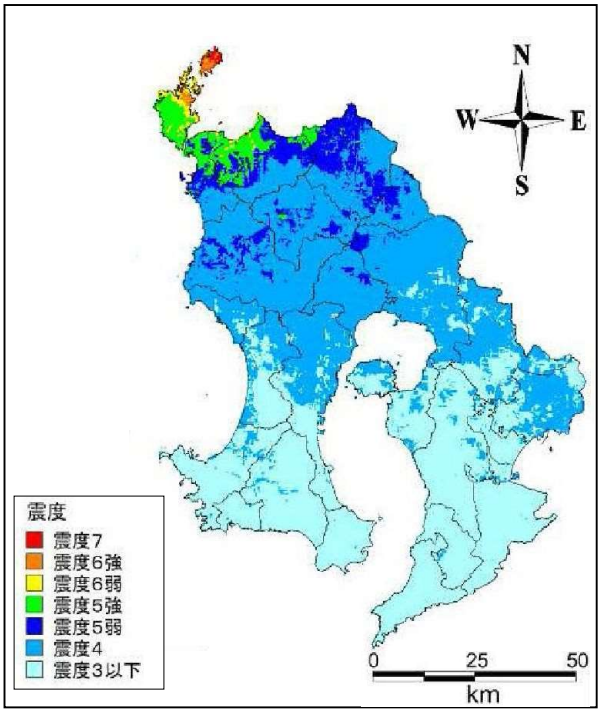

（５）熊本県南部
最大震度：５弱

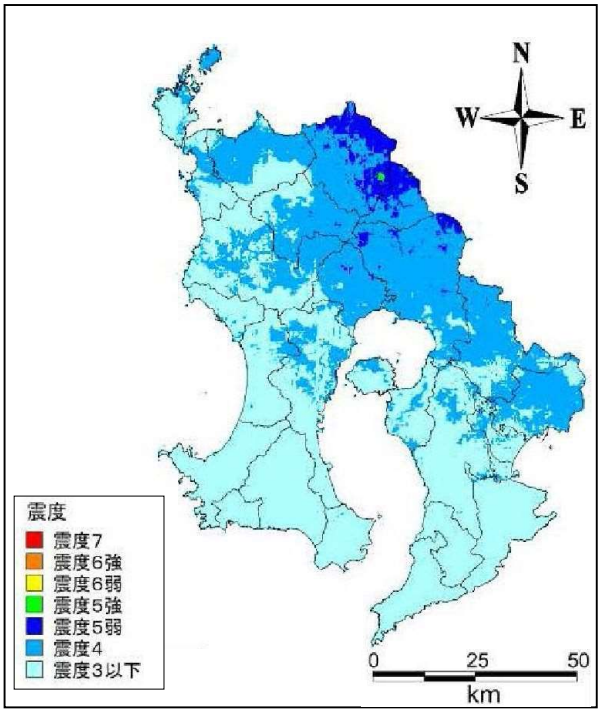

（６）県北部直下
最大震度：５弱

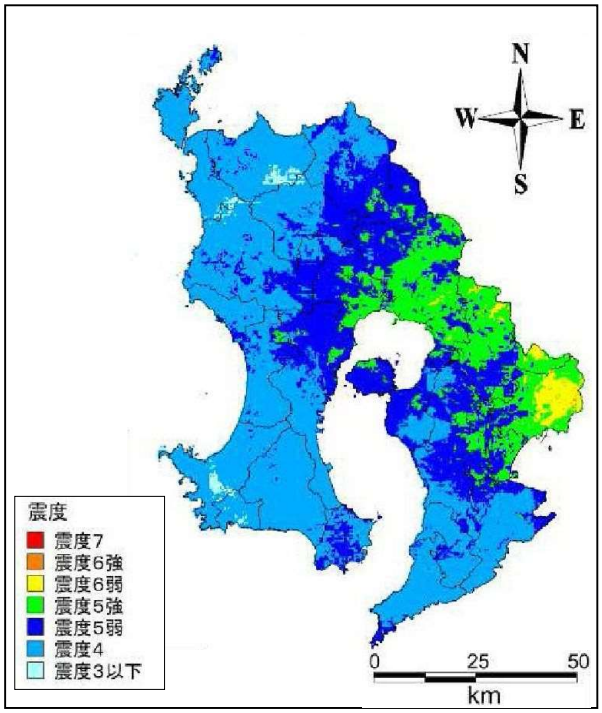

（７）南海トラフ【基本ケース】
最大震度：５強

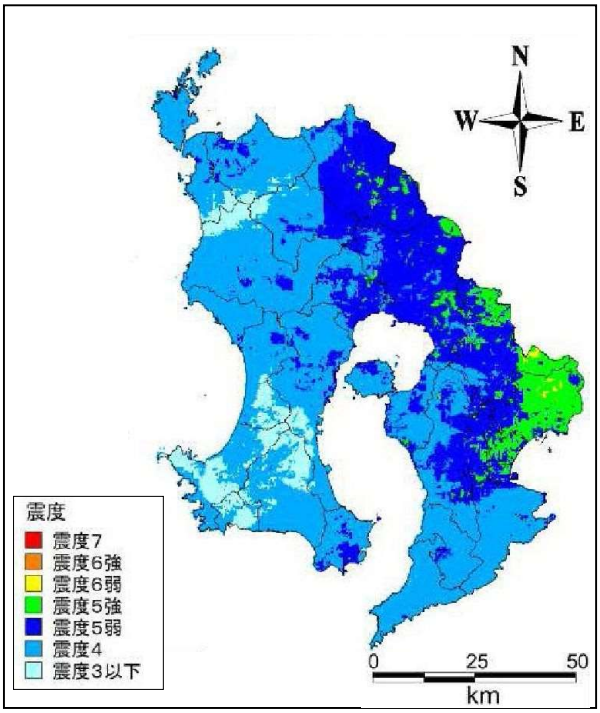

（７）南海トラフ【東側ケース】
最大震度：５強

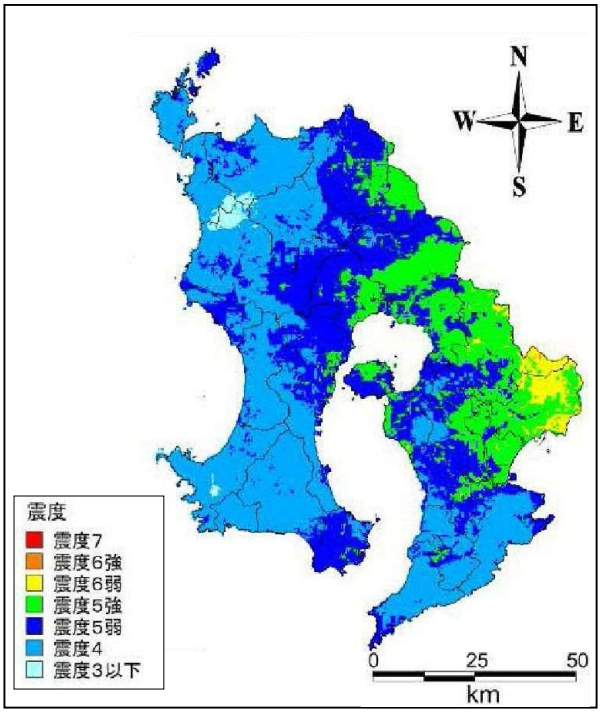

（７）南海トラフ【西側ケース】
最大震度：５強

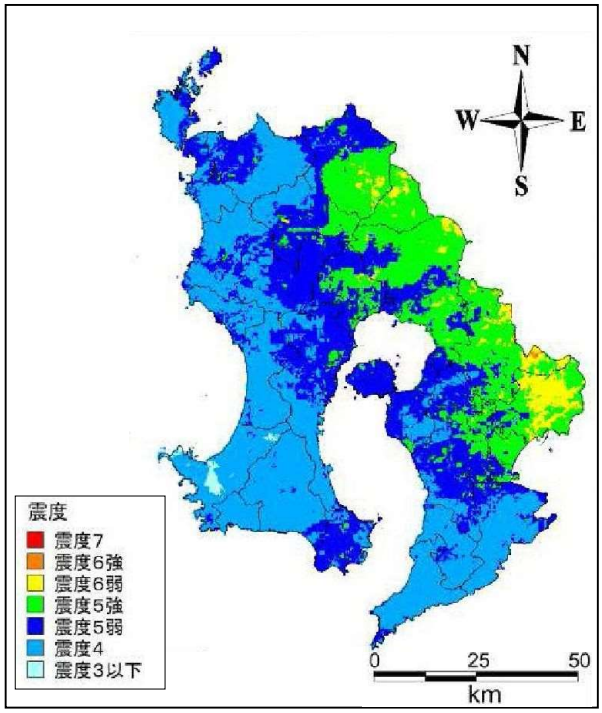

（７）南海トラフ【陸側ケース】
最大震度：６弱

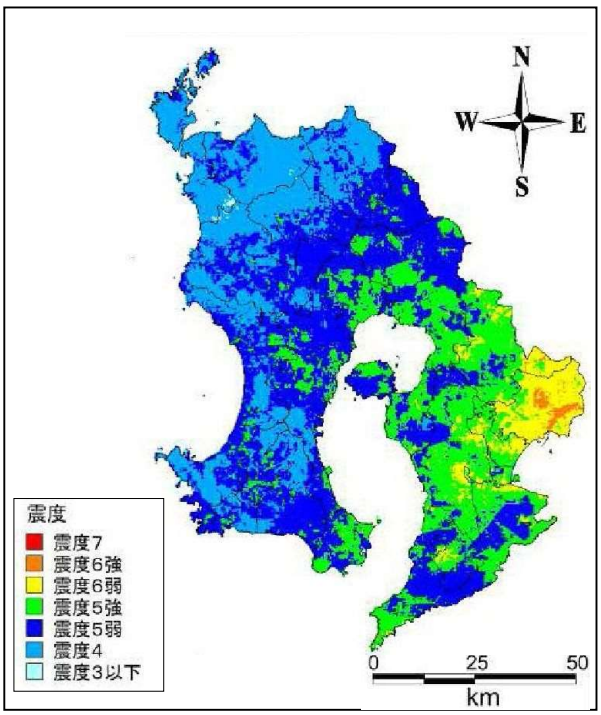

（８）種子島東方沖
最大震度：５強

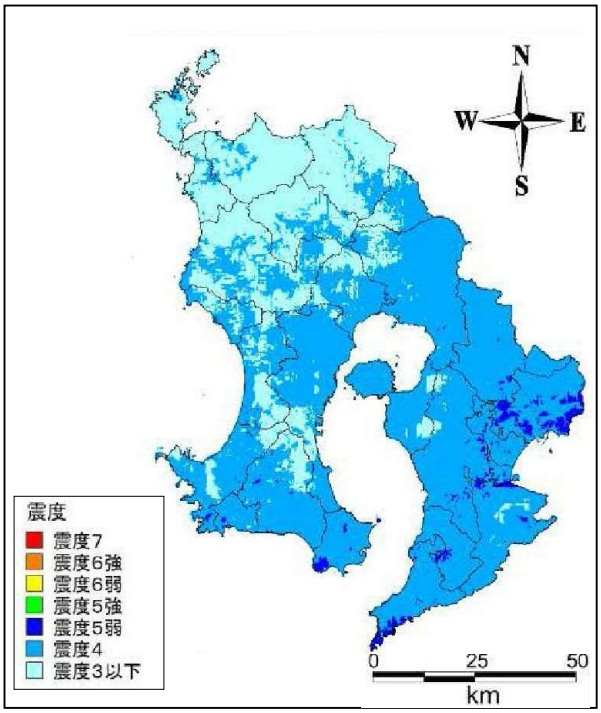

（９）トカラ列島太平洋沖
最大震度：４

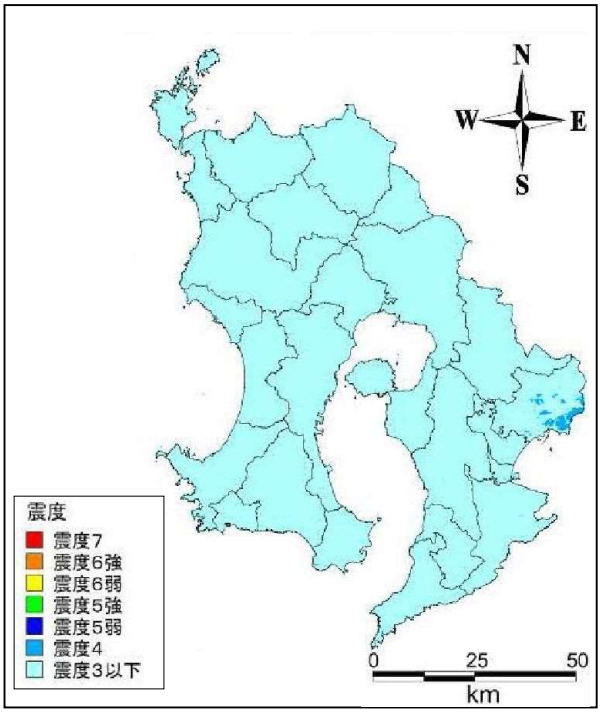

（10）奄美群島太平洋沖（北部）
最大震度：３

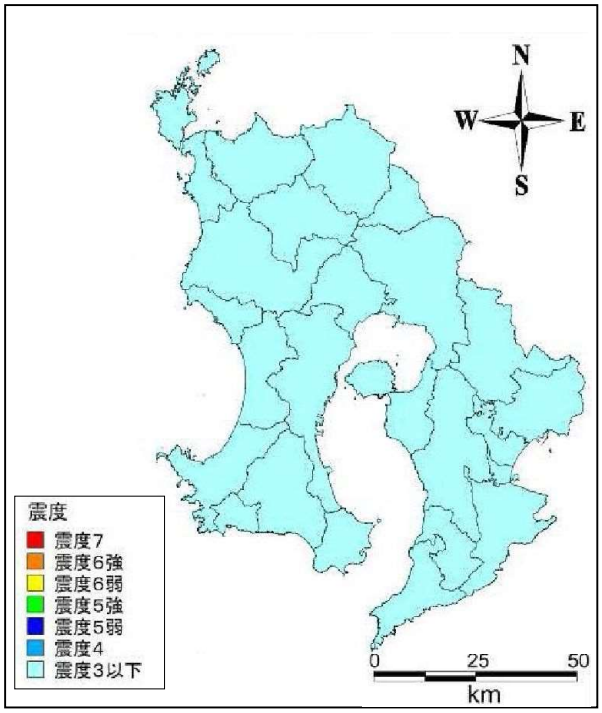

（11）奄美群島太平洋沖（南部）
最大震度：２

３　鹿児島県本土市町村直下の地震

全国どこでも発生し得る、地殻内の浅い場所で発生する地震として、各市町村の直下にM６．６の地震が発生した場合を想定し、震源断層を設定した

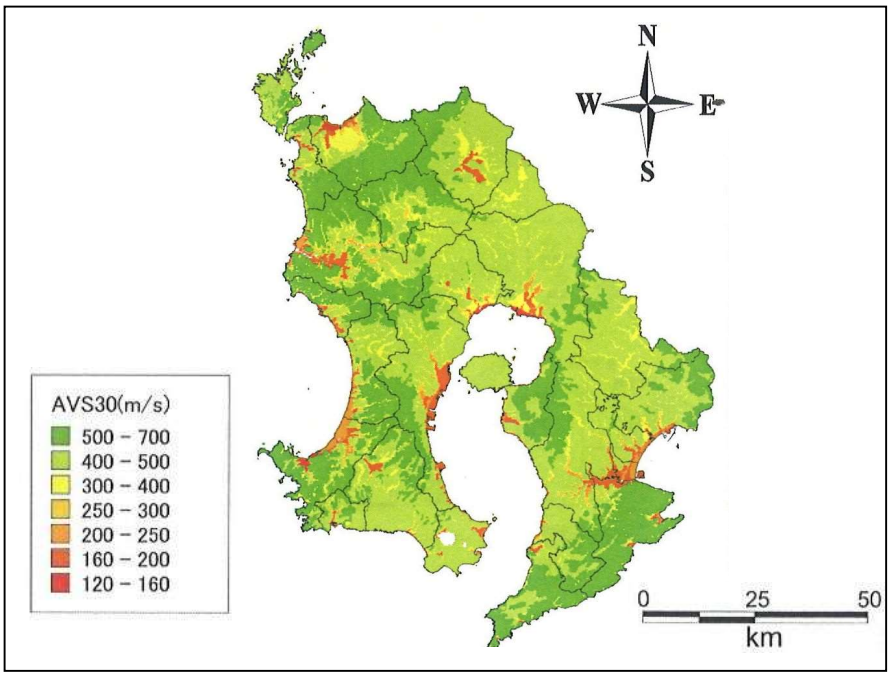

AVS30 分布

４　姶良市直下の地震

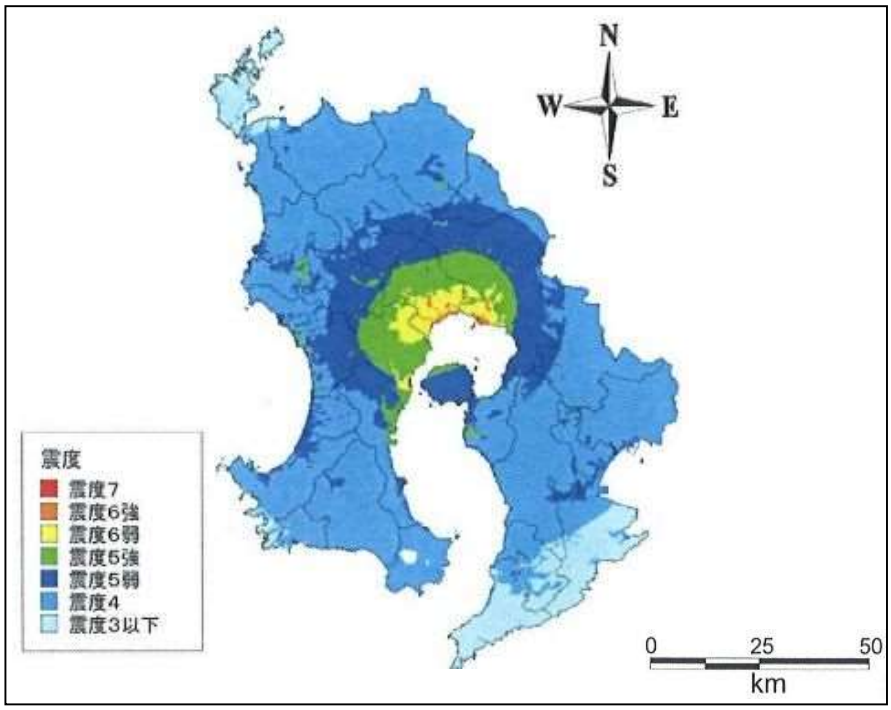

姶良市直下地震（M6.6）による地表震度分布

１３－３　姶良市への津波の想定結果

（１）鹿児島湾直下（初期潮位：朔望平均満潮位）

堤防条件：堤防なし	堤防条件：堤防あり、越流破堤
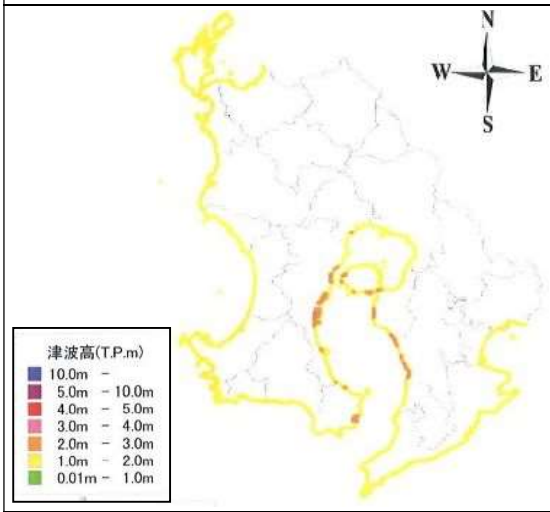	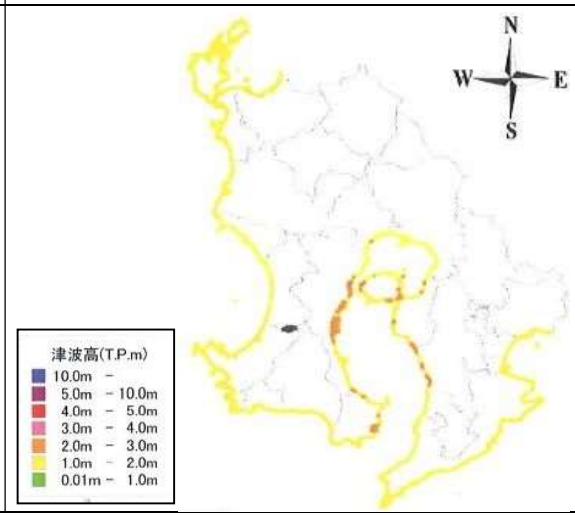
最大津波高	
２．３６ｍ	２．２６ｍ
津波遡上高	
２．２７ｍ	２．０１ｍ

（２）県西部直下（初期潮位：朔望平均満潮位）

堤防条件：堤防なし	堤防条件：堤防あり、越流破堤
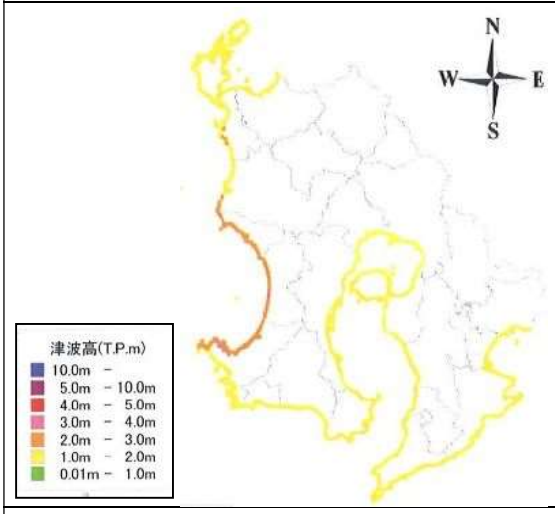	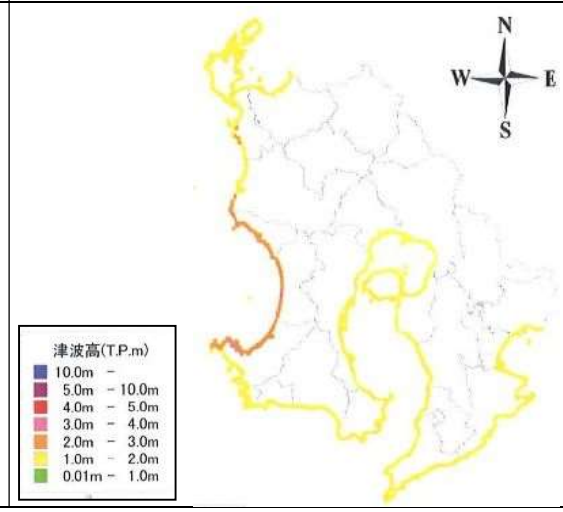
最大津波高	
―	―
津波遡上高	
２．０９ｍ	１．４６ｍ

※　最大津波高は、津波以外の要因による海面変化や波浪が、津波と判別が困難であることから、表記していない。

（３）甑島列島東方沖（初期潮位：朔望平均満潮位）

堤防条件：堤防なし	堤防条件：堤防あり、越流破堤
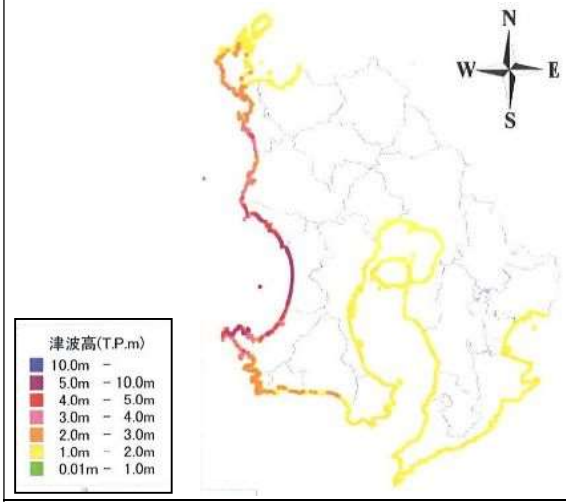	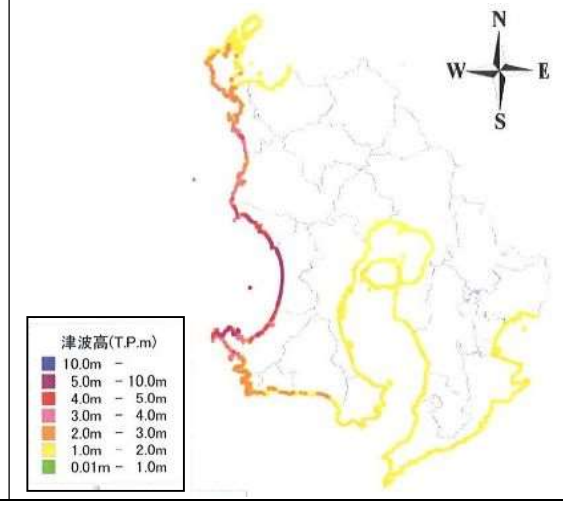
最大津波高	
―	１．５２ｍ
津波遡上高	
２．０５ｍ	１．５３ｍ

※　最大津波高は、津波以外の要因による海面変化や波浪が、津波と判別が困難であることから、表記していない。

（５）熊本県南部（初期潮位：朔望平均満潮位）

堤防条件：堤防なし	堤防条件：堤防あり、越流破堤
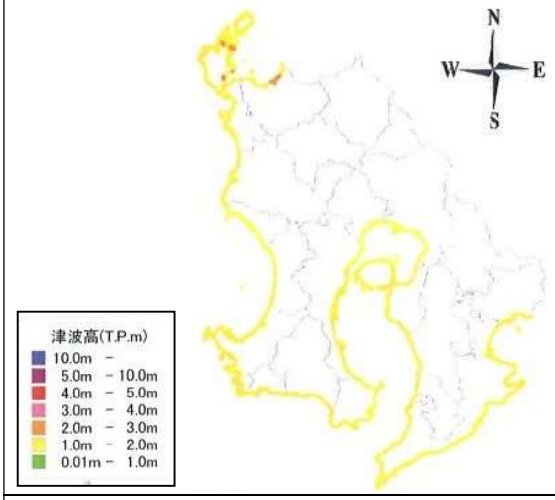	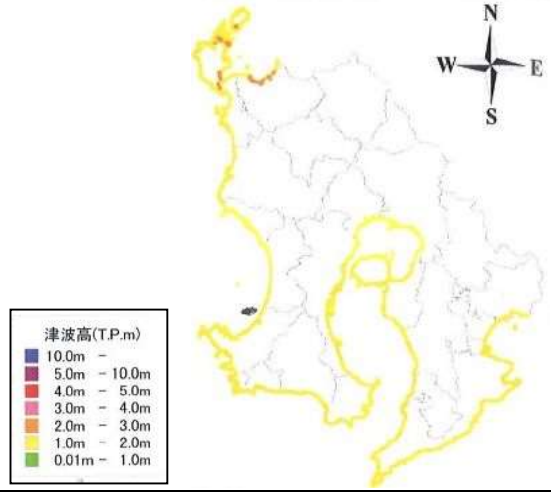
最大津波高	
―	―
津波遡上高	
２．０１ｍ	１．４５ｍ

※　最大津波高は、津波以外の要因による海面変化や波浪が、津波と判別が困難であることから、表記していない。

（７）南海トラフ：CASE5（初期潮位：朔望平均満潮位）

堤防条件：堤防なし	堤防条件：堤防あり、越流破堤
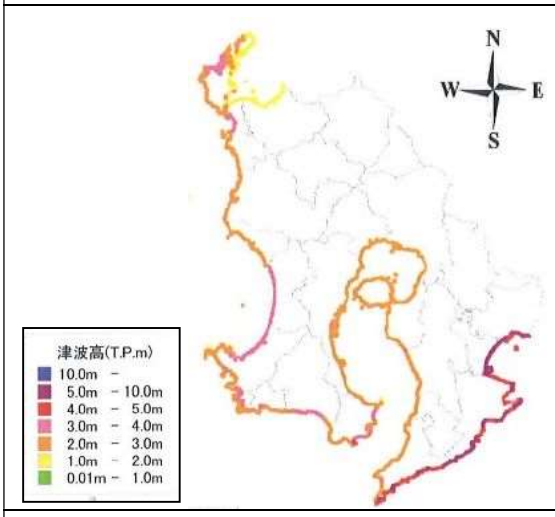	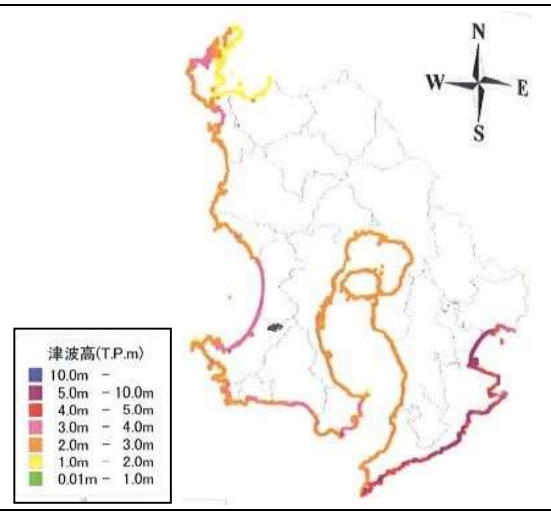
最大津波高	
２．５０ｍ	２．５４ｍ
津波遡上高	
２．６４ｍ	２．６８ｍ

（７）南海トラフ：CASE11（初期潮位：朔望平均満潮位）

堤防条件：堤防なし	堤防条件：堤防あり、越流破堤
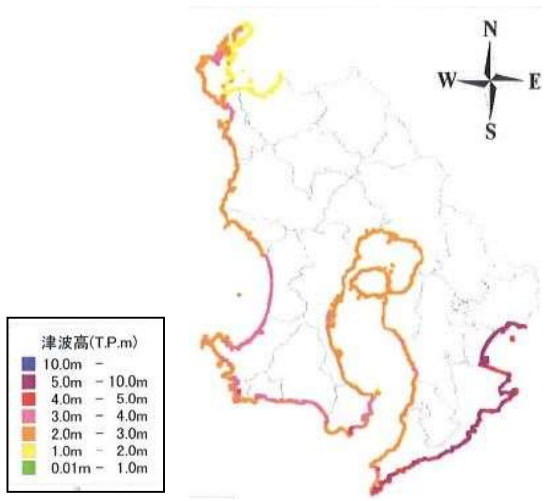	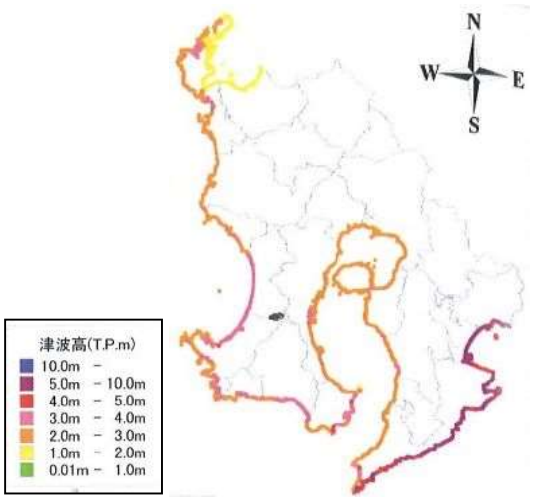
最大津波高	
２．５８ｍ	２．６３ｍ
津波遡上高	
２．６７ｍ	２．７４ｍ

（８）種子島東方沖（初期潮位：朔望平均満潮位）

堤防条件：堤防なし	堤防条件：堤防あり、越流破堤
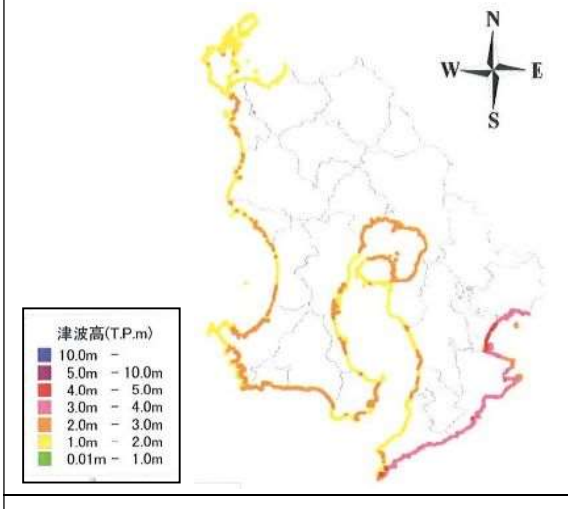	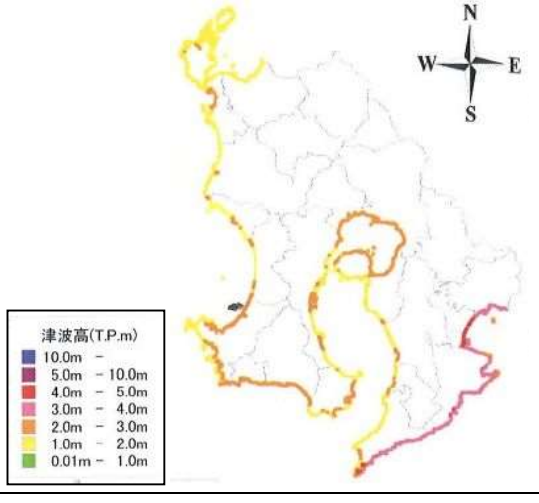
最大津波高	
２．２２ｍ	２．２４ｍ
津波遡上高	
２．４４ｍ	２．４４ｍ

（９）トカラ列島太平洋沖（初期潮位：朔望平均満潮位）

堤防条件：堤防なし	堤防条件：堤防あり、越流破堤
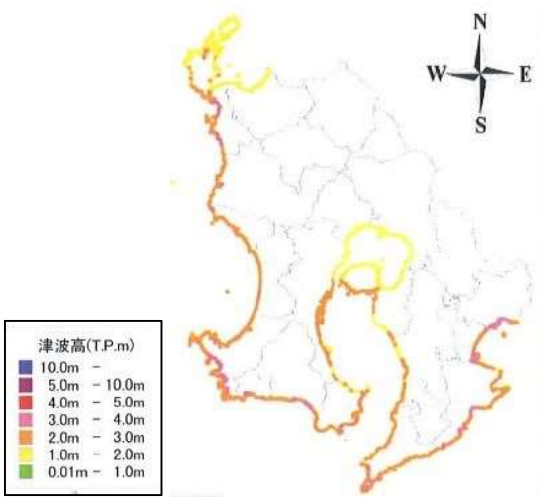	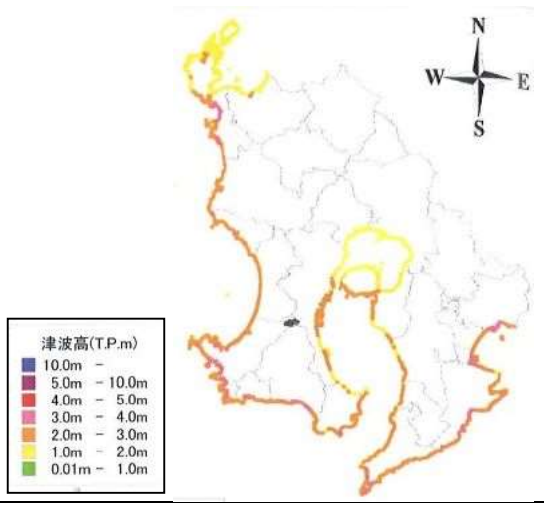
最大津波高	
１．８４ｍ	１．８７ｍ
津波遡上高	
２．００ｍ	２．０１ｍ

（10）奄美群島太平洋沖：北部（初期潮位：朔望平均満潮位）

堤防条件：堤防なし	堤防条件：堤防あり、越流破堤
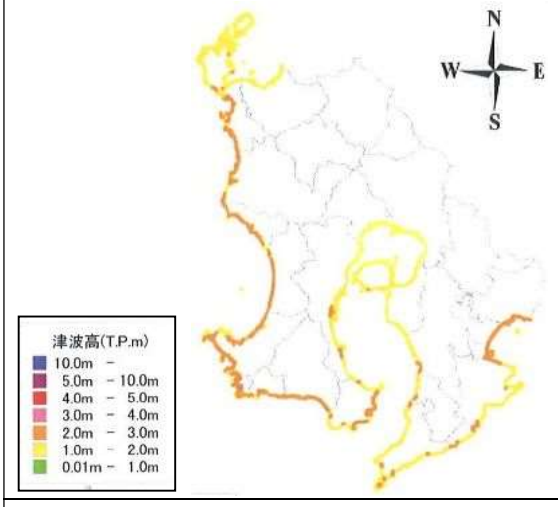	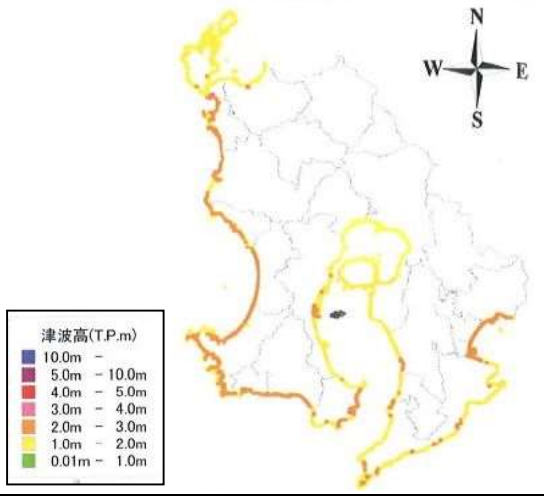
最大津波高	
―	１．６３ｍ
津波遡上高	
２．００ｍ	１．６６ｍ

※　最大津波高は、津波以外の要因による海面変化や波浪が、津波と判別が困難であることから、表記していない。

（11）奄美群島太平洋沖：南部（初期潮位：朔望平均満潮位）

堤防条件：堤防なし	堤防条件：堤防あり、越流破堤
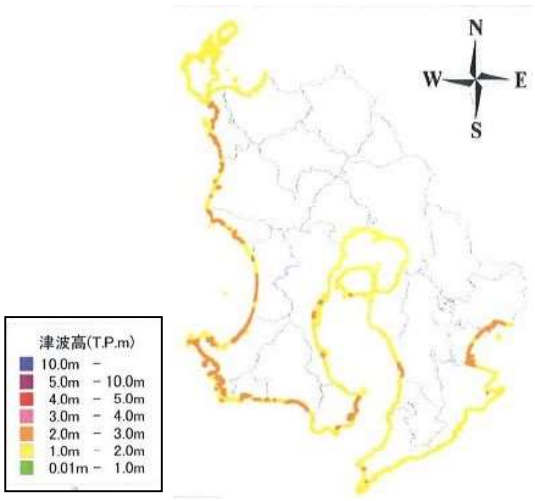	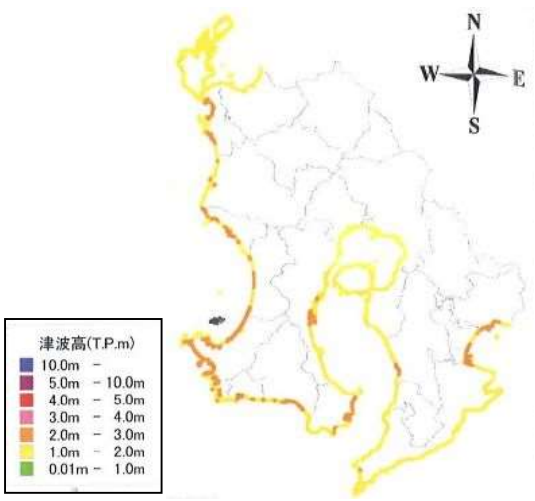
最大津波高	
―	１．６２ｍ
津波遡上高	
２．０１ｍ	１．６９ｍ

※　最大津波高は、津波以外の要因による海面変化や波浪が、津波と判別が困難であることから、表記していない。

桜島想定海底噴火の位置

（12）桜島海底噴火Ａ（初期潮位：朔望平均満潮位）

堤防条件：堤防なし		堤防条件：堤防あり、越流破堤	
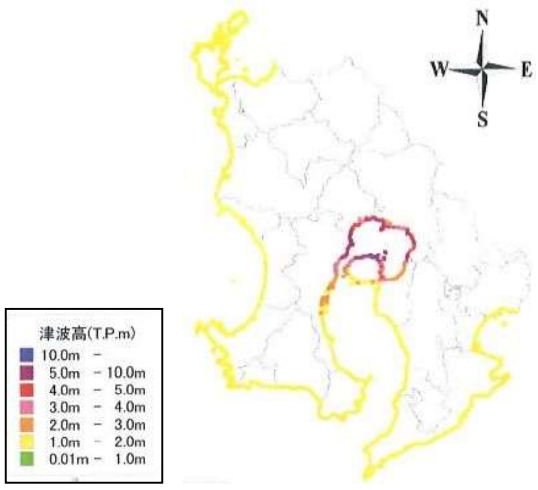		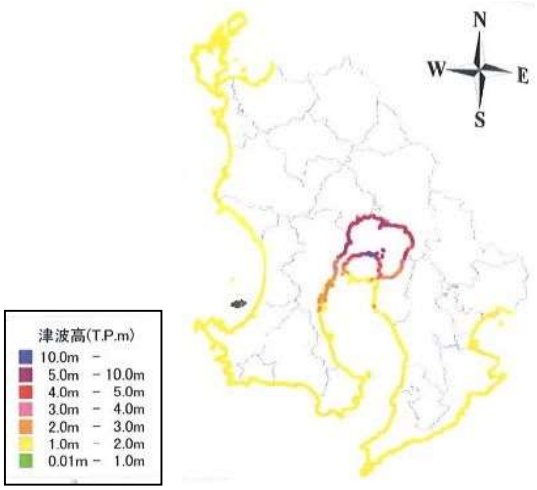	
最大津波高 【＊最大津波到達時間　脇元・重富４分、松原下５分、別府川河口７分、加治木４分】			
脇　　元	７．７７ｍ	脇　　元	７．７６ｍ
重　　富	４．９１ｍ	重　　富	５．５７ｍ
松　原　下	４．１３ｍ	松　原　下	６．２９ｍ
別府川河口	４．０３ｍ	別府川河口	７．１３ｍ
加　治　木	５．５７ｍ	加　治　木	６．４９ｍ
津波遡上高			
脇　　元	７．４３ｍ	脇　　元	７．４３ｍ
重　　富	４．２８ｍ	重　　富	４．２８ｍ
松　原　下	３．５５ｍ	松　原　下	３．３９ｍ
別府川河口	４．８３ｍ	別府川河口	３．７０ｍ
加　治　木	３．９４ｍ	加　治　木	３．９３ｍ

（12）桜島海底噴火Ｂ（初期潮位：朔望平均満潮位）

堤防条件：堤防なし		堤防条件：堤防あり、越流破堤	
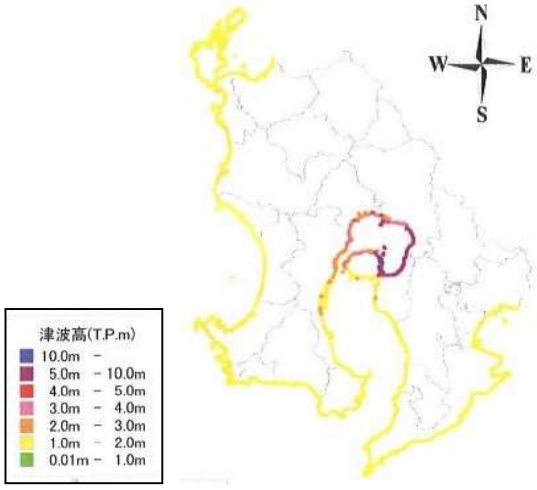		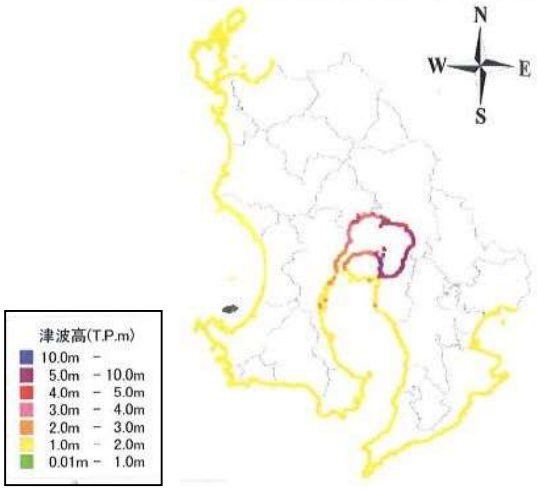	
最大津波高 【＊最大津波到達時間　脇元 12 分、重富 22 分、松原下 14 分 別府川河口１３分、加治木８分】			
脇　　元	２．９７ｍ	脇　　元	３．０１ｍ
重　　富	３．４３ｍ	重　　富	３．８９ｍ
松　原　下	４．５６ｍ	松　原　下	５．３８ｍ
別府川河口	３．１４ｍ	別府川河口	４．９５ｍ
加　治　木	２．９８ｍ	加　治　木	３．０２ｍ
津波遡上高			
脇　　元	２．５７ｍ	脇　　元	２．５７ｍ
重　　富	３．８０ｍ	重　　富	３．１６ｍ
松　原　下	３．８２ｍ	松　原　下	３．３９ｍ
別府川河口	３．０９ｍ	別府川河口	３．２５ｍ
加　治　木	３．０４ｍ	加　治　木	２．７０ｍ

１３－４　液状化危険度の想定結果

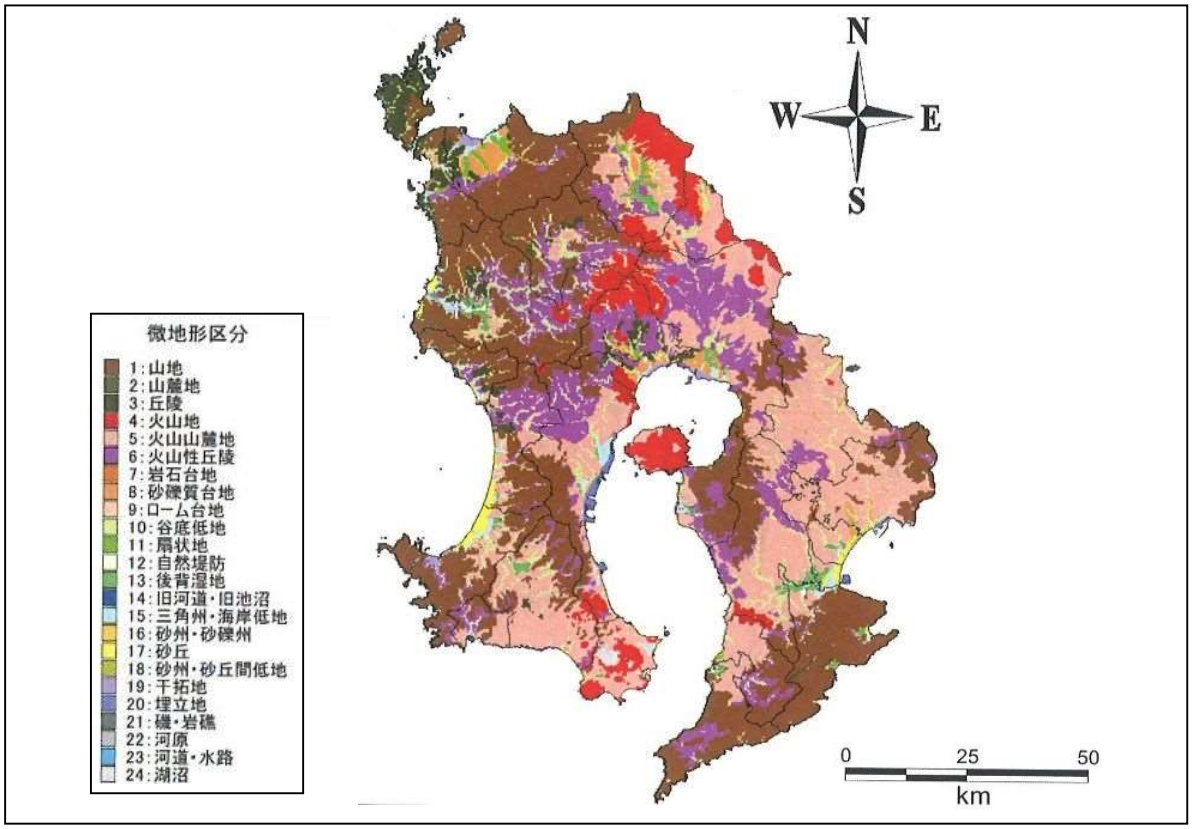

微地形区分

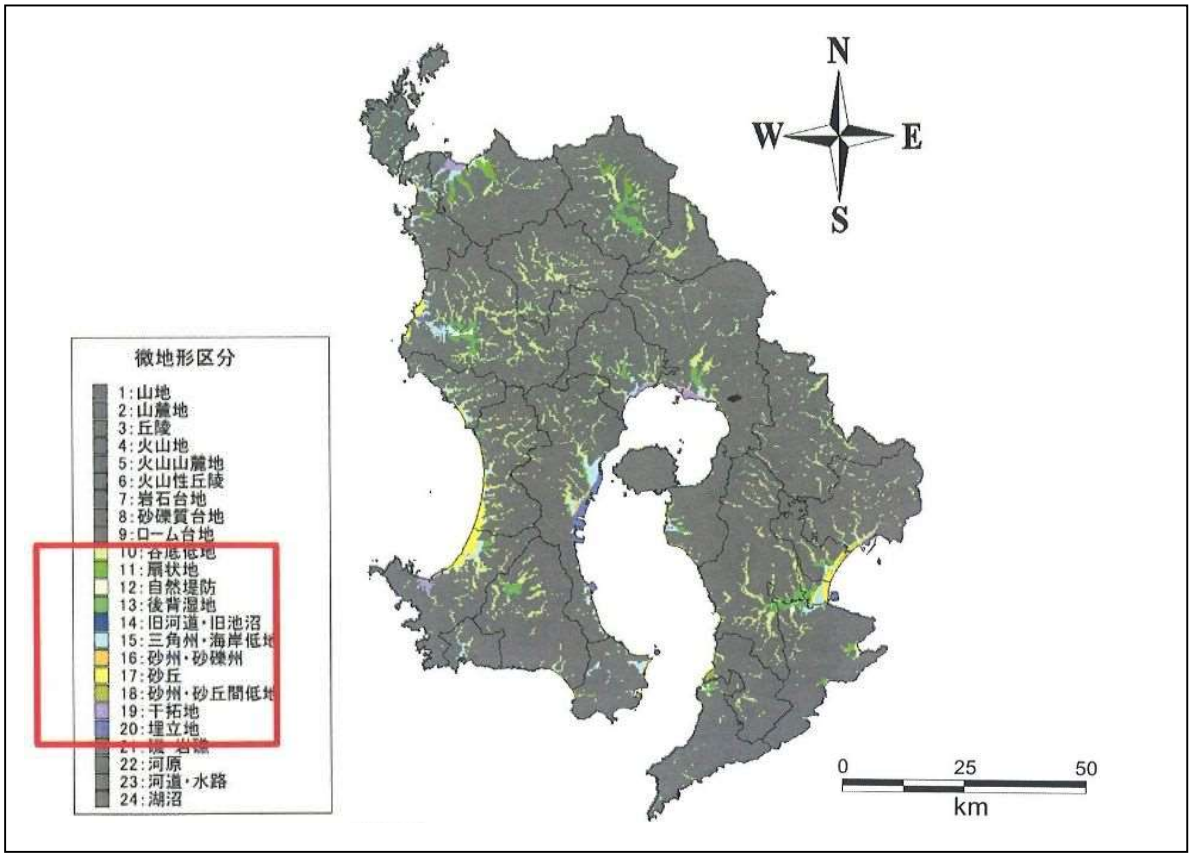

液状化対象とした微地形区分

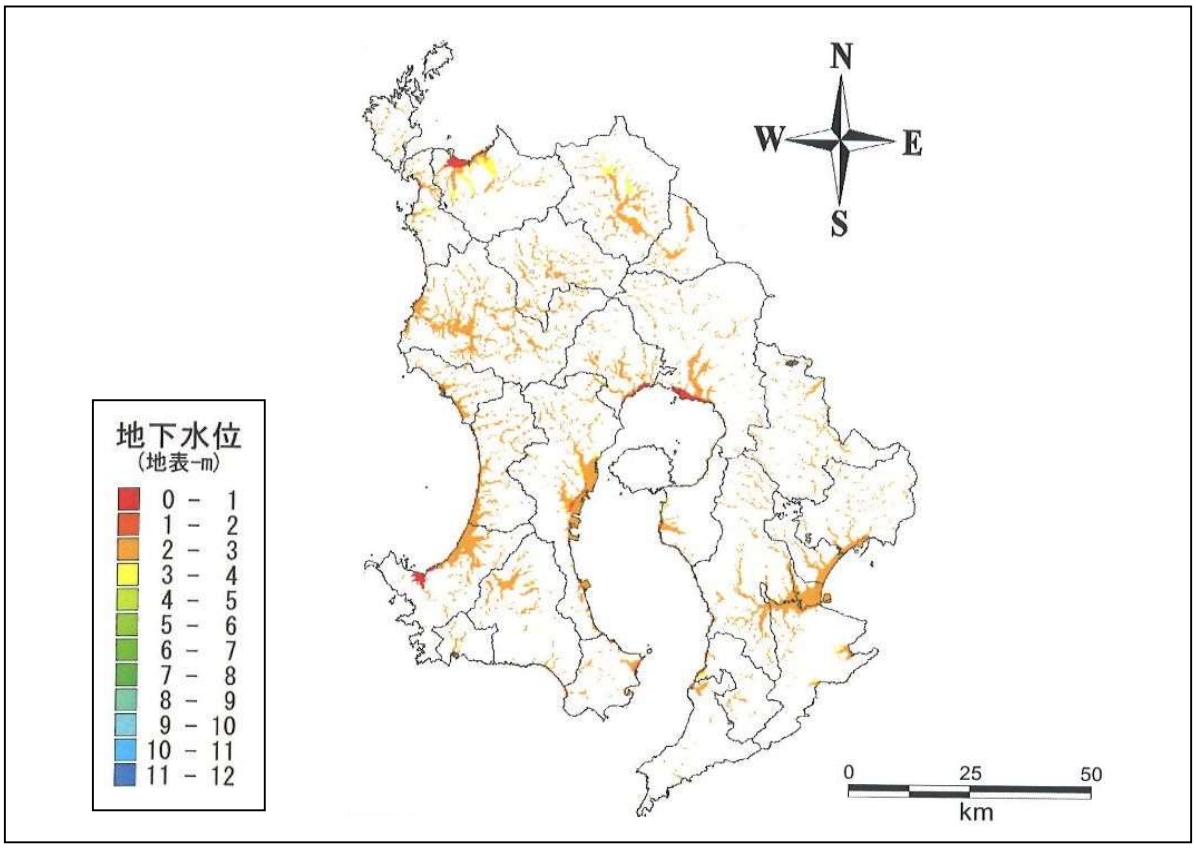

地下水位

始良市に影響がある想定地震ごとの液状化危険度分布図

①鹿児島湾直下	②県西部直下
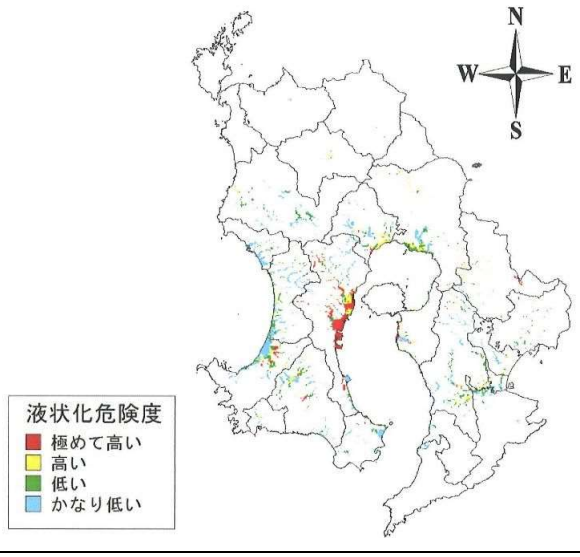	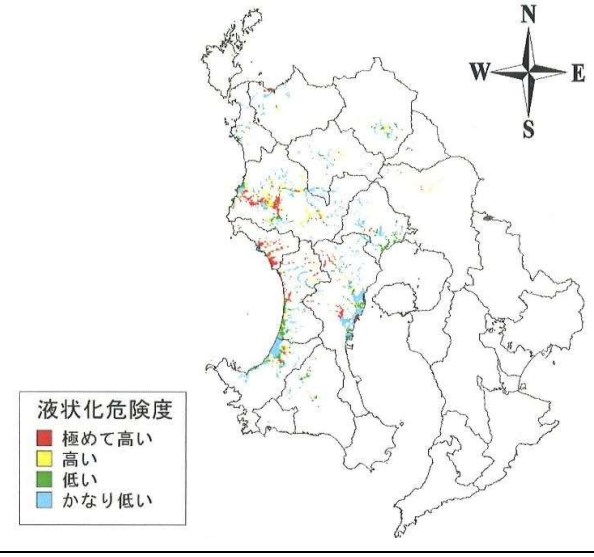

⑦南海トラフ：基本ケース

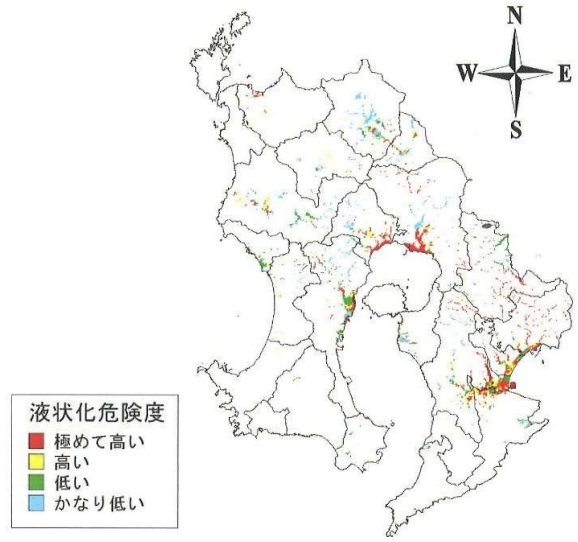

⑦南海トラフ：東側ケース

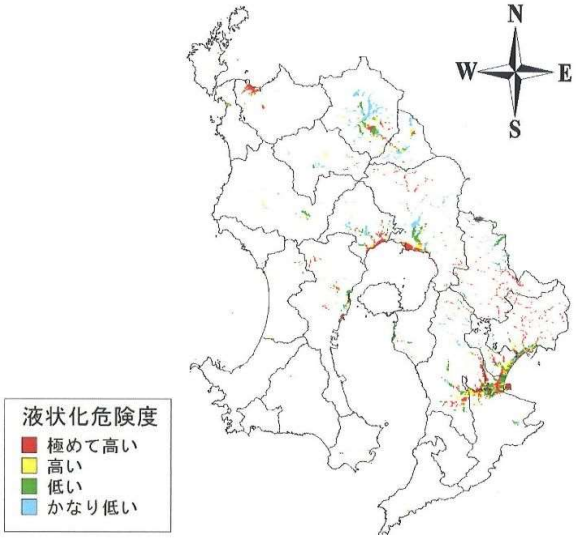

⑦南海トラフ：西側ケース

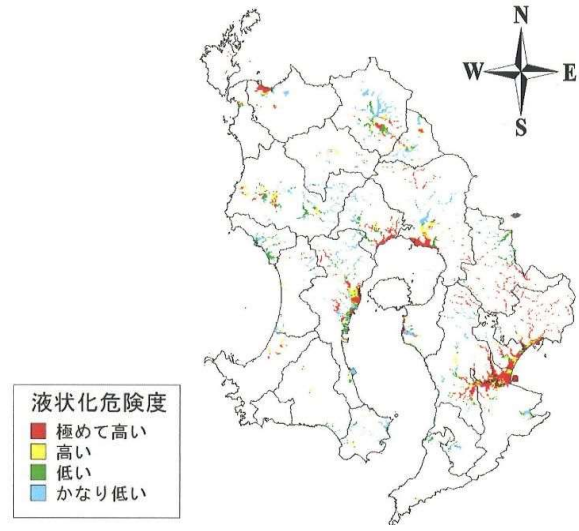

⑦南海トラフ：陸側ケース

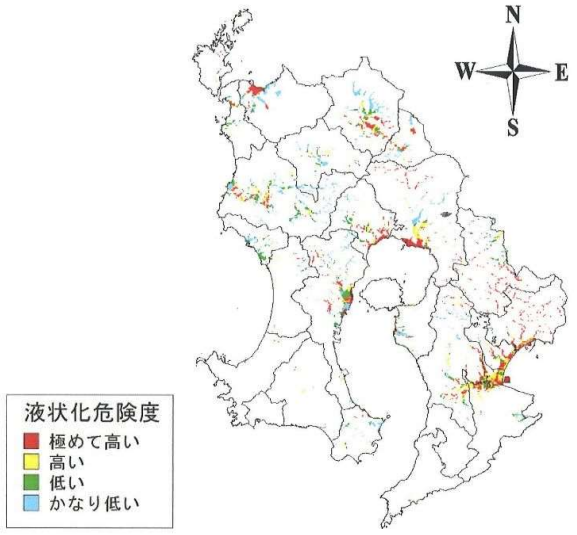

⑧種子島東方沖

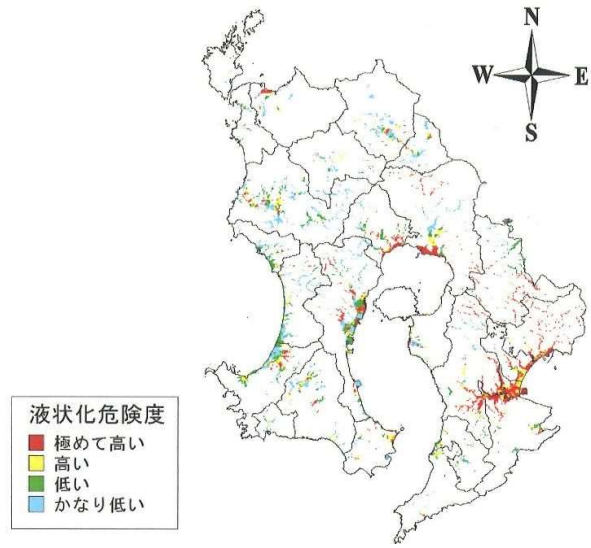

１３－５　斜面崩壊危険度の想定結果

急傾斜地崩壊危険箇所・山腹崩壊危険地区の地震時危険度ランク別数量表

想定地震	急傾斜地崩壊危険箇所			山腹崩壊危険地区			合計		
	A	B	C	A	B	C	A	B	C
①鹿児島湾直下	1,262	1,647	6,743	376	701	5,679	1,638	2,348	12,422
②県西部直下【市来断層帯（市来区間）近辺】	866	1,222	7,564	533	805	5,418	1,399	2,027	12,982
③甑島列島東方沖【甑断層帯（甑区間）近辺】	76	272	9,304	37	134	6,585	113	406	15,889
④県北西部直下【出水断層帯近辺】	317	415	8,920	51	284	6,421	368	699	15,341
⑤熊本県南部【日奈久断層帯（八代海区間）近辺】	143	227	9,282	40	136	6,580	183	363	15,862
⑥県北部直下【人吉盆地南縁断層近辺】	0	24	9,628	1	60	6,695	1	84	16,323
⑦南海トラフ【基本ケース】	304	1,249	8,099	258	896	5,602	562	2,145	13,701
⑦南海トラフ【東側ケース】	56	685	8,911	57	524	6,175	113	1,209	15,086
⑦南海トラフ【西側ケース】	366	1,628	7,658	342	989	5,425	708	2,617	13,083
⑦南海トラフ【陸側ケース】	418	1,700	7,534	414	1,188	5,154	832	2,888	12,688
⑧種子島東方沖	981	2,586	6,085	494	1,501	4,761	1,475	4,087	10,846
⑨トカラ列島太平洋沖	41	160	9,451	11	49	6,696	52	209	16,147
⑩奄美群島太平洋沖(北部)	454	266	8,932	81	63	6,612	535	329	15,544
⑪奄美群島太平洋沖(南部)	195	329	9,128	13	43	6,700	208	372	15,828

※危険度ランク　Ａ：危険性が高い
Ｂ：危険性がある
Ｃ：危険性が低い

斜面崩壊危険度ランク別数量

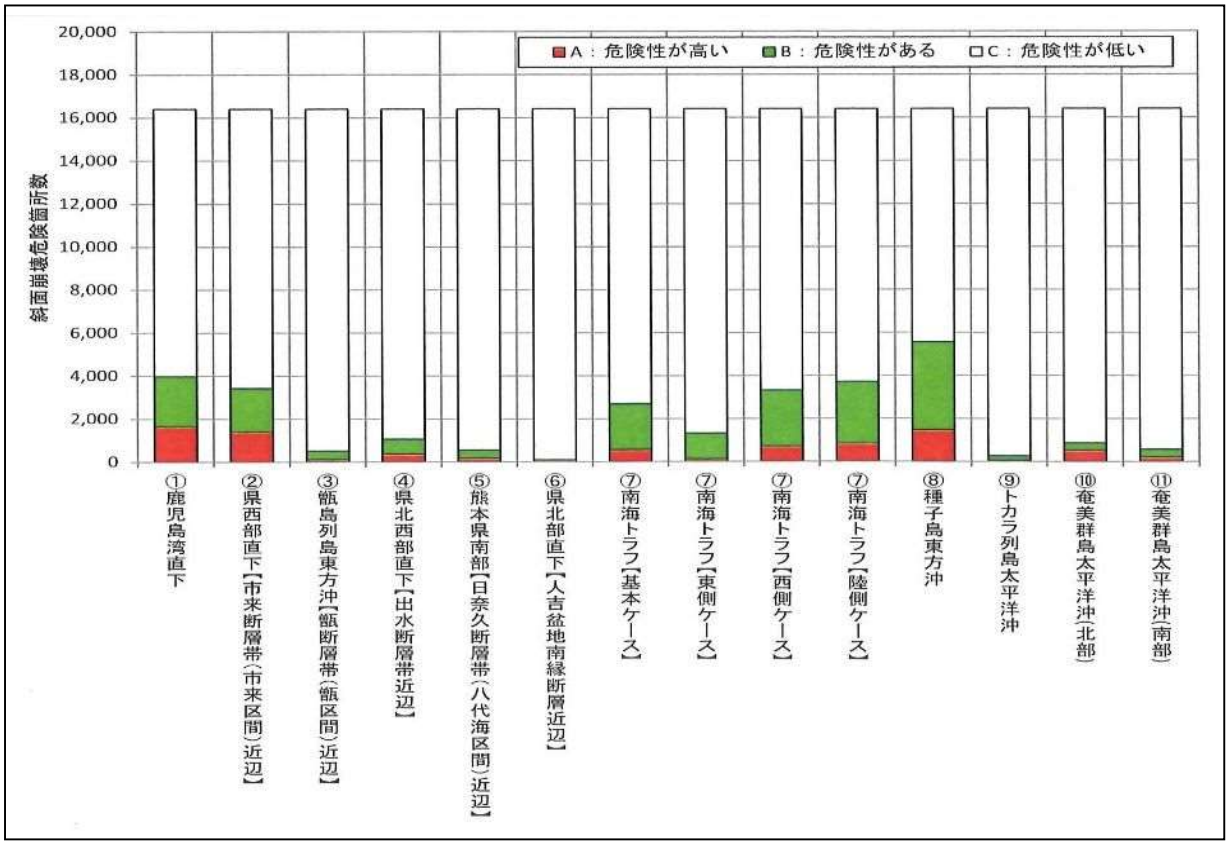

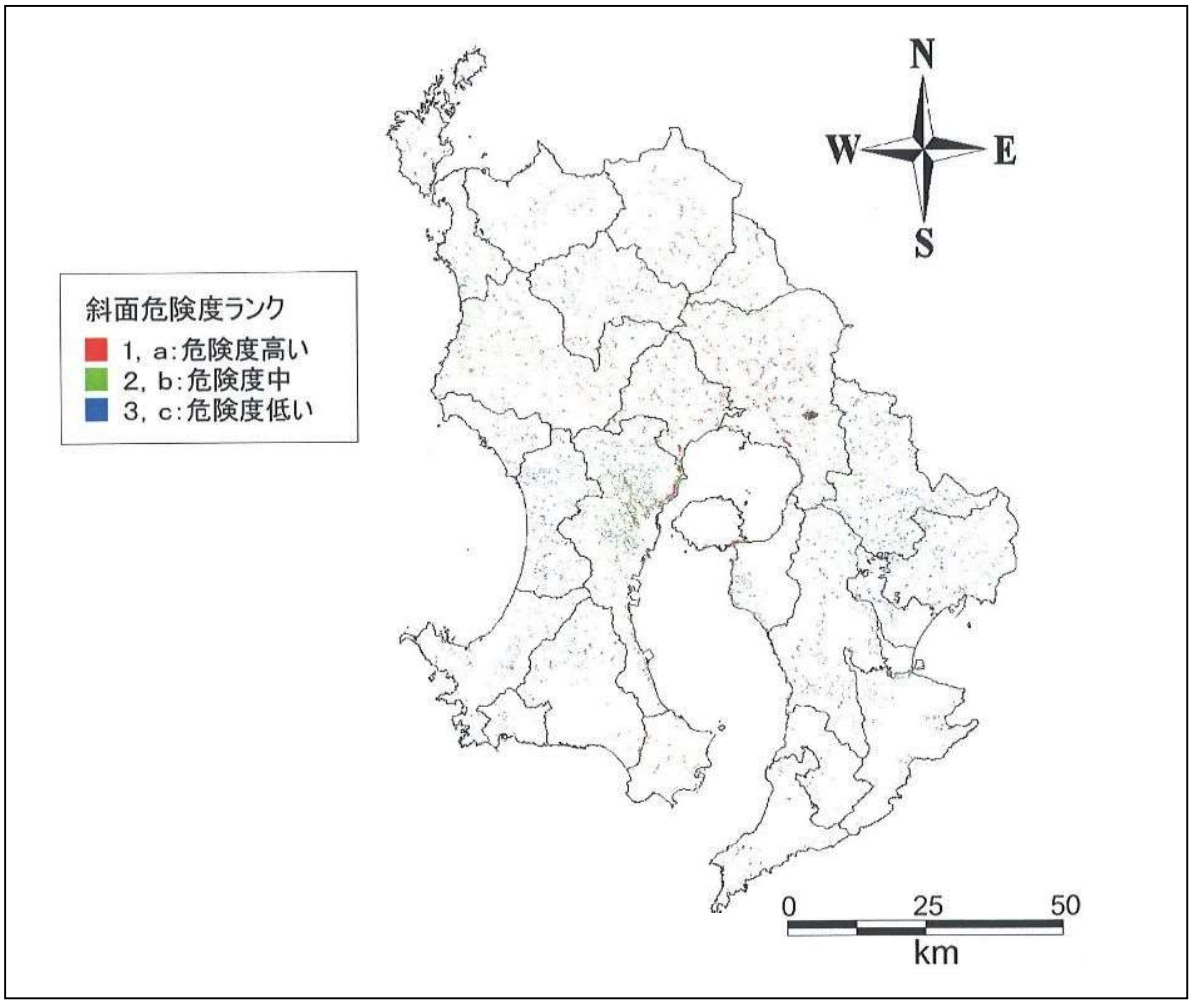

急傾斜地崩壊危険箇所・山腹崩壊危険地区位置図

各地震の想定結果から、鹿児島湾直下の地震の場合で危険度ランクＡが最も多く、約１，６００箇所、次いで種子島東方沖の地震で約１，５００箇所と想定される。

内閣府（2012）における南海トラフの想定地震では、陸側ケースの場合で、危険度ランクＡが最も多く約８００箇所と想定される。

１３－６　被害想定

１－１　建物被害

建物被害は複数の要因で重複して被害を起こす可能性がある。被害要因の重複を避けるため「液状化→揺れ→斜面崩壊→津波→火災焼失」の順番で被害の要因を割り当てた。

建物被害は、罹災証明に基づいた自治体判定基準である全壊棟数・半壊棟数を定量的に想定した。内閣府（2001）による罹災証明のための災害の被害認定統一基準による全壊、半壊の被災度判定を次に示す。

被災度	被災度判定基準
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば、元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

罹災証明のための災害の被害認定統一基準による被災判定（内閣府 2001）

（１）建物データ

建物データは各市町村から収集した資産データを建物被害想定に必要な構造、用途、建築年別に建物棟数を整理し、自然災害の想定で用いた 250ｍメッシュ（津波は 10ｍメッシュ）内の建物面積に応じて建物棟数を振り分けて使用した。

建物構造、耐震基準ごとの建物棟数一覧

木造建物			非木造建物			全建物(木造+非木造)		
1980年以前	1981年以降		1980年以前	1981年以降		1980年以前	1981年以降	
旧耐震基準建物棟数（棟）	新耐震基準建物棟数（棟）	合計（棟）	旧耐震基準建物棟数（棟）	新耐震基準建物棟数（棟）	合計（棟）	旧耐震基準建物棟数（棟）	新耐震基準建物棟数（棟）	合計（棟）
506,768	357,672	864,440	70,460	126,148	196,608	577,228	483,820	1,061,048

※建物データは、延べ床面積 20 ㎡以上の建物

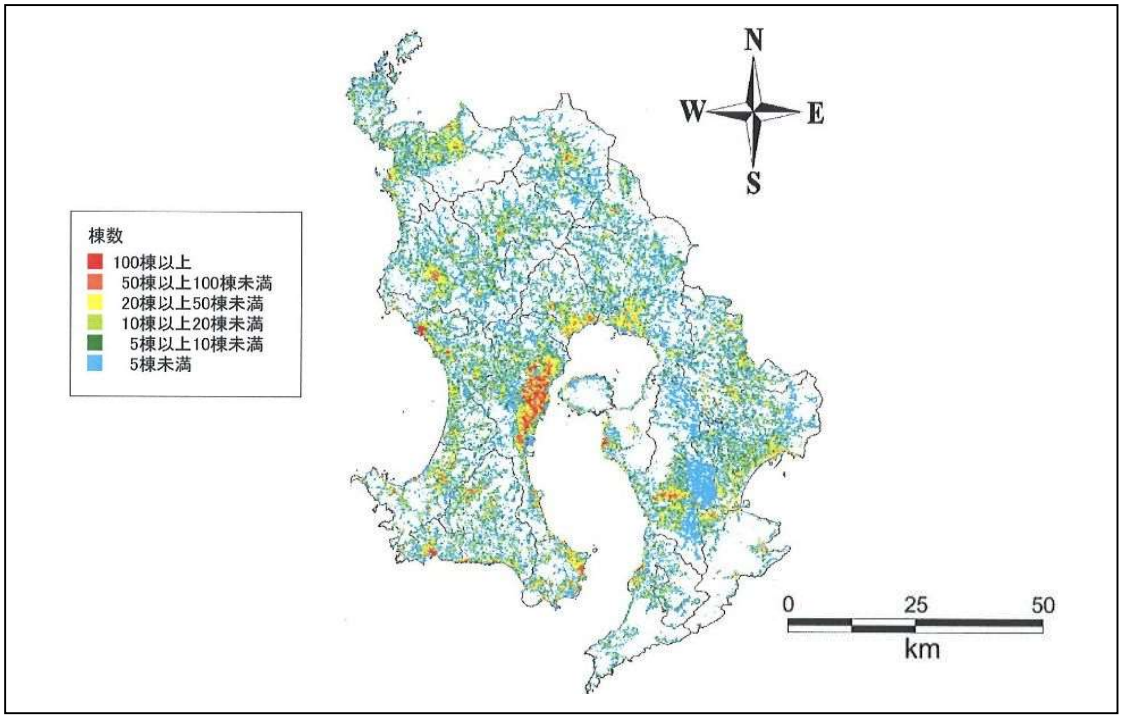

250ｍメッシュ別旧耐震基準建物棟数分布（1980 年以前建物棟数分布）

（２）液状化による被害

液状化による被害は中央防災会議（2012）に準拠し、250ｍメッシュ毎の地盤沈下量及び構造別・建物年次別建物数と液状化による地盤沈下量に対する建物被害率を用いて250ｍメッシュ毎に被害量の計算を行い、被害を集計した。

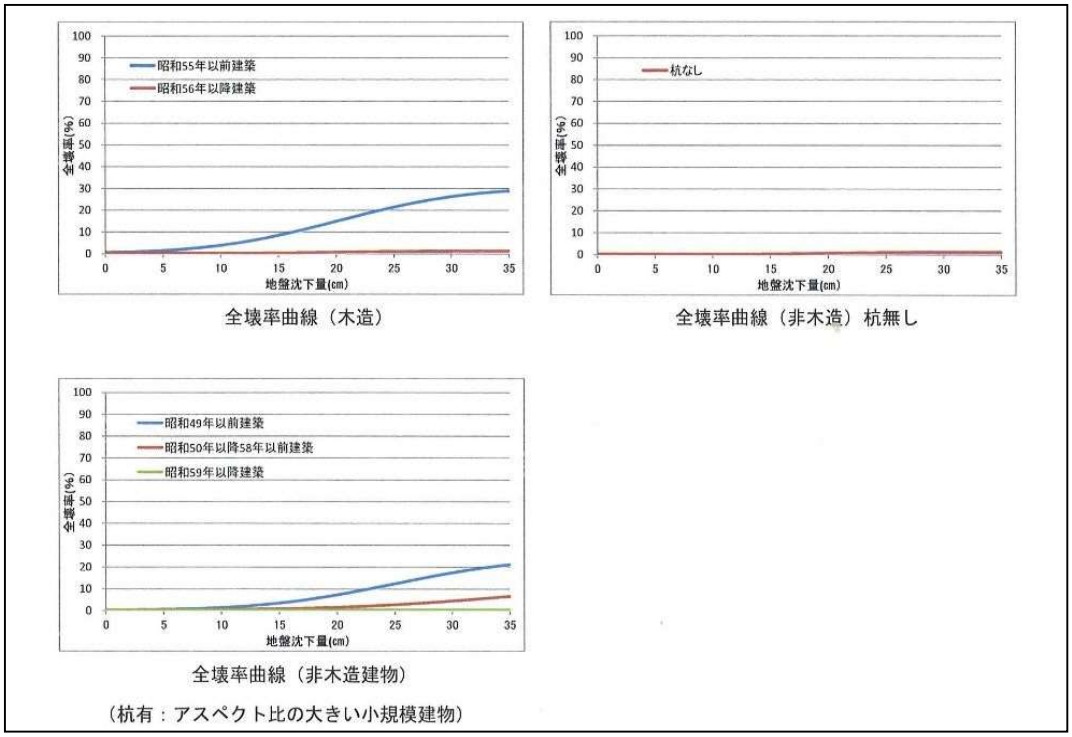

地盤沈下量に対する建物被害率（中央防災会議 2012）

（３）揺れによる被害

揺れによる被害は中央防災会議（2012）に準拠し、250ｍメッシュ毎の計測震度と構造別・建物年次別建物数、揺れによる建物の被害率曲線を用いて 250ｍメッシュ毎に被害量の計算を行い、被害を集計した。

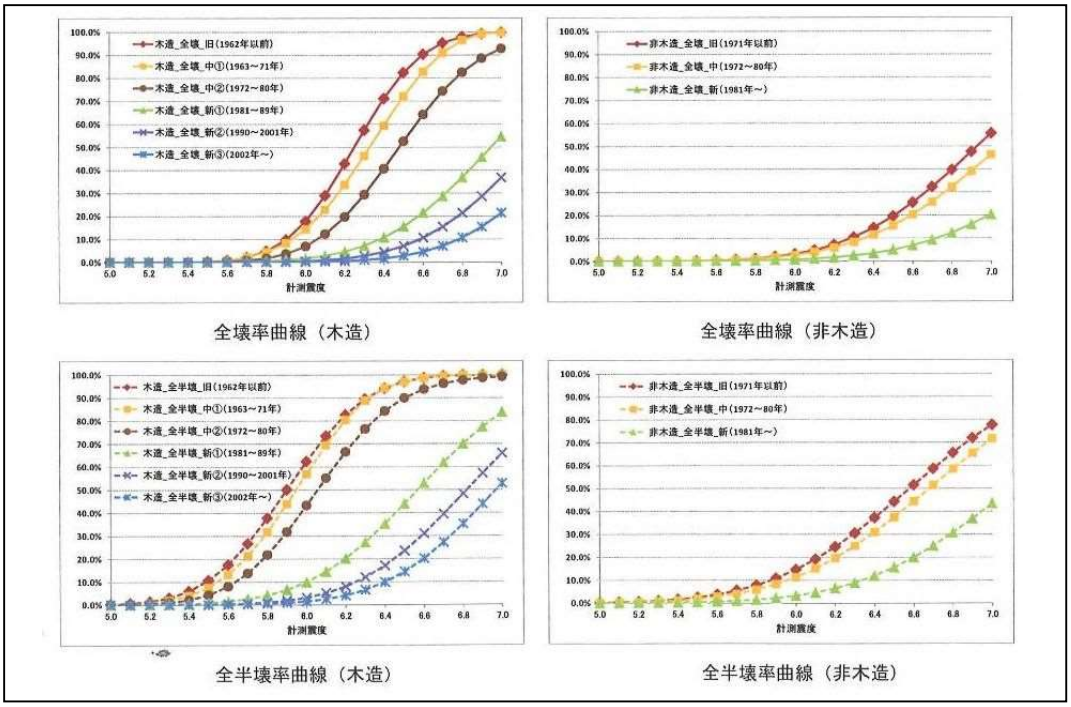

揺れによる建物の被害率曲線（中央防災会議 2012）

（４）斜面崩壊による被害

斜面崩壊による被害は中央防災会議（2012）に準拠し、斜面崩壊危険度の想定で求めた危険度ランク、人家戸数、崩壊確立、斜面崩壊危険個所における震度別被害率、斜面崩壊危険個所の整備率を用いて被害を想定した。

ランク	崩壊確率
A	10%

危険度ランク別崩壊確率（中央防災会議 2012）

震度階級	～震度4	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7
全壊率	0%	6%	12%	18%	24%	30%
半壊率	0%	14%	28%	42%	56%	70%

斜面崩壊による全壊棟数　＝
　急傾斜地危険箇所内人家戸数　×　崩壊確率　×崩壊地における震度別全壊率
　　×（1　－　鹿児島県の急傾斜地崩壊危険箇所整備率）
＋山腹崩壊危険地区内人家戸数　×　崩壊確率　×崩壊地における震度別全壊率
　　×（1　－　鹿児島県の山腹崩壊地区治山事業着手率）
斜面崩壊による半壊棟数　＝
　急傾斜地危険箇所内人家戸数　×　崩壊確率　×　崩壊地における震度別半壊率
　　×　（1　－　鹿児島県の急傾斜地崩壊危険箇所整備率）
＋山腹崩壊危険地区内人家戸数　×　崩壊確率　×崩壊地における震度別半壊率
　　×　（1　－　鹿児島県の山腹崩壊地区治山事業着手率）

震度別被害率

（５）津波による被害

津波による被害は、10ｍメッシュ毎の津波浸水深と構造別建物数、津波浸水深毎の建物被害率（中央防災会議 2012）を用いて、10ｍメッシュ毎に被害量の計算を行い、被害を集計した。

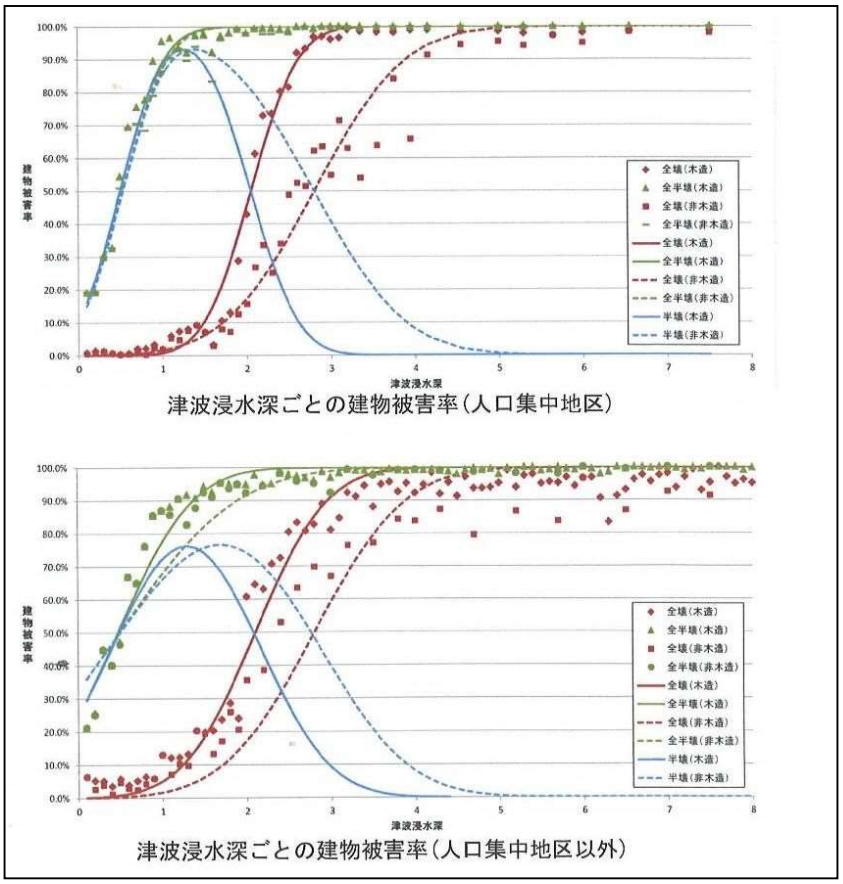

津波による建物被害率曲線（中央防災会議 2012）

（６）地震火災による被害

地震火災の想定は次の方針で実施した。

① 火災の被害は発生時刻や気象によって状況が大きく異なることから、気象条件と発生時刻基づき、１地震あたり３つのケース（冬深夜、夏 12 時、冬 18 時）を想定する。

② 気象条件については、鹿児島地方気象台の公表データ（アメダスデータ）から、過去の風向・風速データ（1993～2012 年）を収集し設定する。

③ 出火要因として、①建物倒壊しない場合の火気器具・電熱器具からの出火、②建物倒壊する場合の火気器具・電熱器具からの出火、③電気機器・配線からの出火を対象とし、これらの出火要因別の出火率を用いる。

④ 市町村から収集した固定資産台帳データ等から建物用途別の分布状況を把握し、出火要因別の出火率を掛け合わせた全出火件数を算出する。

⑤ 震度別の初期消火成功率を考慮して、各想定ケースの市町村別炎上出火件数を算

出する。

⑥　消防運用については、市町村から収集した消防力データを用いて市町村別の消火可能件数を評価する。

⑦　市町村別炎上件数と消火可能件数から延焼出火件数を算出し、延焼出火点メッシュを設定する。

⑧　延焼出火点メッシュの建物から火災が延焼に至るとみなし、延焼シミュレーションを行う。

ａ）出火

①建物倒壊しない場合の火気器具・電熱器具からの出火

建物倒壊しない場合の火気器具・電熱器具からの出火は中央防災会議（2012）に準拠して設定した。

冬深夜

	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7
飲食店	0.0003%	0.0009%	0.0047%	0.0188%	0.0660%
物販店	0.0001%	0.0004%	0.0013%	0.0059%	0.0510%
病院	0.0002%	0.0004%	0.0014%	0.0075%	0.1180%
診療所	0.0000%	0.0002%	0.0005%	0.0018%	0.0070%
事務所等その他事務所	0.0000%	0.0001%	0.0004%	0.0020%	0.0110%
住宅･共同住宅	0.0002%	0.0006%	0.0021%	0.0072%	0.0260%

夏12時

	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7
飲食店	0.0029%	0.0076%	0.0346%	0.1152%	0.3310%
物販店	0.0005%	0.0015%	0.0071%	0.0253%	0.1230%
病院	0.0009%	0.0016%	0.0070%	0.0296%	0.3130%
診療所	0.0004%	0.0004%	0.0016%	0.0050%	0.0230%
事務所等その他事務所	0.0005%	0.0017%	0.0083%	0.0313%	0.1830%
住宅･共同住宅	0.0003%	0.0003%	0.0013%	0.0043%	0.0210%

冬18時

	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7
飲食店	0.0047%	0.0157%	0.0541%	0.1657%	0.5090%
物販店	0.0007%	0.0020%	0.0085%	0.0302%	0.1580%
病院	0.0008%	0.0017%	0.0072%	0.0372%	0.5290%
診療所	0.0004%	0.0010%	0.0036%	0.0130%	0.0410%
事務所等その他事務所	0.0003%	0.0012%	0.0052%	0.0216%	0.1770%
住宅･共同住宅	0.0010%	0.0034%	0.0109%	0.0351%	0.1150%

火気器具・電熱器具からの震度別・用途別・季節時間帯別の出火率（中央防災会議 2012）

②建物倒壊した場合の火気器具・電熱器具からの出火

建物倒壊時の火気器具・電熱器具については、阪神・淡路大震災時の事例から、冬における倒壊建物１棟あたりの出火率を 0.0449%、暖房器具類を使用しない夏の倒壊建物１棟あたりの出火率を 0.0286%とし、時刻別に補正する。

時刻補正係数は、1.0（深夜）、2.2（12 時）、3.4（18 時）とした。

建物倒壊した場合の全出火件数＝
建物倒壊棟数×季節時間帯別の倒壊建物１棟あたり出火率
季節時間帯別の倒壊建物１棟あたり出火率：0.0449%（冬深夜）、0.0629%（夏 12 時）、0.153%（冬 18 時）
※倒壊棟数＝0.3×全壊棟数

③電気機器・配線からの出火

電気機器・配線からの出火は、建物全壊の影響を強く受けると考えられることから、全壊率との関係で設定した。

電気機器からの出火件数＝0.044%×全壊棟数
配線からの出火件数　　＝0.030%×全壊棟数

④炎上出火件数

上記①から③の出火要因による出火件数を足し合わせ、全出火件数を算出する。

ここで初期消火によって消火されるものを考慮し、炎上出火件数を算出する。

炎上出火件数＝（１－初期消火成功率）×全出火件数

震　　度	６弱以下	６強	7
初期消火成功率	６７％	３０％	１５％

初期消火成功率（中央防災会議 2012）

ｂ）消防運用

①消火可能件数

市町村ごとの消火可能件数を次式で求める。

消火可能件数（発災直後）＝
0.3×（消防ポンプ自動車数／2＋小型動力ポンプ数／4）
×{1－（1－3.14×140×140／市街地面積（㎡））^{水利数}}

消防ポンプ自動車数及び小型動力ポンプ数は、収集したデータを用いる。

②延焼出火件数

市町村ごとに求めた消火可能件数と、想定される炎上出火件数を比較し、次式により消火されなかった火災が延焼拡大すると考え、延焼出火件数を求める。

延焼出火件数＝炎上出火件数－消火可能件数（発災直後）

延焼シミュレーションの解析では、個々の建物に出火点を１件ずつ設定するために、延焼出火件数は切り上げて整数値として解析を行った。

ｃ）延焼シミュレーションによる延焼拡大の想定

消防力運用で消し止められなかった火災は、延焼出火点より次第に燃え広がっていく。

この状況を、消防研究所が開発したシステムを用いて時系列の延焼範囲を建物１棟単位の延焼シミュレーションで想定し、焼失棟数を算定した。

延焼シミュレーションを行うにあたって、以下のような仮定を設定した。

① 延焼の単位は建物１棟単位とし、出火点は250ｍメッシュ内で12時間後の焼失数が最大となる木造建物に設定する。

② 風向・風速は延焼シミュレーション時間内で一定の条件とする。

③ 建物間の燃え移りは、建物の中心を結ぶ直線に沿って、出火建物の重心から外壁、隣接建物の外壁、隣接建物の重心へと燃え進み、さらに同様に次の隣接建物に燃え進んでいく。

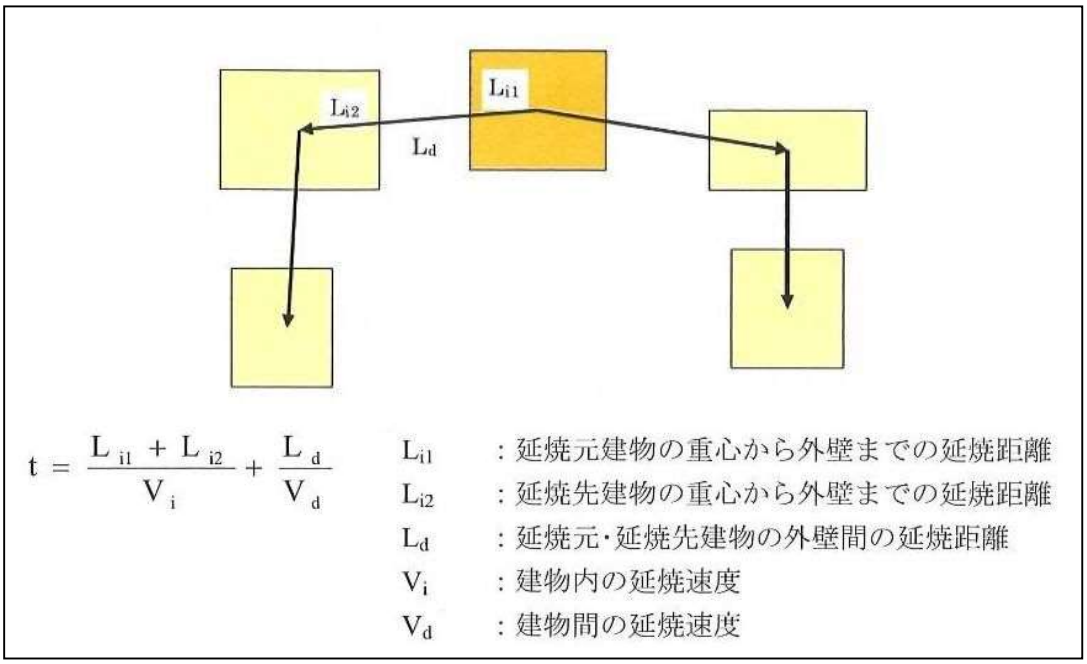

$$t = \frac{L_{i1} + L_{i2}}{V_i} + \frac{L_d}{V_d}$$

L_{i1} ：延焼元建物の重心から外壁までの延焼距離
L_{i2} ：延焼先建物の重心から外壁までの延焼距離
L_d ：延焼元･延焼先建物の外壁間の延焼距離
V_i ：建物内の延焼速度
V_d ：建物間の延焼速度

延焼経路のイメージ

④ 焼失棟数を算定する延焼時間は12時間とする。兵庫県南部地震において、5,000㎡以上の大規模延焼が22件あり、発生から鎮圧までの平均的な時間は約20時間である。しかしながら、実際に鎮圧するまでには、他県からの応援を含めて、かなりの消防力が投入されていると推測される。本調査が、消防力の２次運用や他県からの応援を想定していなことから、本調査において 20 時間で想定すると、焼失棟数はかなり過大評価となることから、20時間の半分程度である12時間で焼失棟数を想定することとする。

１－２　建物被害想定結果

被害想定条件「最大風速」のケースにおける被害想定結果を以下に示す。

建物の被害は、液状化及び津波によるものが多くなっている。鹿児島県において最も多く建物被害が想定されたのは、想定番号⑦南海トラフ（地震動：西側ケース、津波：CASE11、冬 18 時）の巨大地震であり、全壊・焼失棟数の合計が、14,900 棟と想定された。

姶良市における最大被災ケースの全壊・焼失棟数【最大風速】

	最大被災ケース		液状化	揺れ	斜面崩壊	津波	火災	合計	（参考）堤防の機能不全による増分
	想定地震等	季節・時刻							
姶良市	⑦南海トラフ	冬 18 時	1,100	0	―	―	0	1,100	0

（注１）―：わずか
（注２）被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもってみる必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。
（注３）堤防条件：堤防あり（ただし、津波が堤防を越流すると当該堤防は破壊する）とする。
また、地震動により堤防が機能しなくなる場合の増分「堤防の機能不全による増分」を参考として示す。

姶良市における最大被災ケースの半壊棟数【最大風速】

	最大被災ケース		液状化	揺れ	斜面崩壊	津波	合計	（参考）堤防の機能不全による増分
	想定地震等	季節・時刻						
姶良市	⑦南海トラフ	冬 18 時	4,500	100	10	20	4,600	0

（注１）被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもってみる必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。
（注２）堤防条件：堤防あり（ただし、津波が堤防を越流すると当該堤防は破壊する）とする。
また、地震動により堤防が機能しなくなる場合の増分「堤防の機能不全による増分」を参考として示す。

２－１　屋外転倒、落下物の発生

（１）ブロック塀等の転倒想定

ブロック塀等の転倒数は、中央防災会議（2012）に準拠し、建物あたりのブロック塀等の存在割合からブロック塀、石塀等の分布数を求め、宮城県沖地震における地震動の強さと被害率との関係式を用いて被害数を想定した。

①塀件数

ブロック塀・石塀・コンクリート塀については、中央防災会議（2012）による木造棟数と各塀数の関係を用いてそれぞれの数量を求めた。

ブロック塀	石塀	コンクリート塀
0.16×（木造住宅棟数）	0.035×（木造住宅棟数）	0.036×（木造住宅棟数）

倒壊対象となる塀の割合（中央防災会議 2012）

②倒壊対象となる塀の割合

東京都の各塀の危険度調査結果から、外見調査の結果、特に改善の必要のない塀の比率が設定されている。東京都（1997）に基づき、半分は改定耐震基準を充分に満たしており、倒壊の危険性はないものとした。

塀の種類	外見調査の結果、特に改善が必要ない塀の比率（Ａ）	倒壊対象となる割合（１－0.5Ａ）
ブロック塀	0.500	0.750
石塀	0.362	0.819
コンクリート塀	0.576	0.712

倒壊対象となる塀の割合（東京都 1997）

③被害率

宮城県沖地震時の地震動の強さ（加速度）とブロック塀等の被害率の関係実態から次式により設定した。

・ブロック塀被害率（%）　＝－12.6＋0.07×（地表最大加速度）(gal)
・石塀被害率（%）　＝－26.6＋0.168×（地表最大加速度）(gal)
・コンクリート塀被害率（%）＝－12.6＋0.07×（地表最大加速度）(gal)

④倒壊件数の算出

①、②で求めた倒壊の可能性のある塀の数と、予測ケースにおける地震時の最大地表加速度を用いて、③式を介して塀の倒壊件数を算出した。

（２）ブロック塀等の倒壊件数の想定結果

鹿児島県において、最も多くブロック塀等の倒壊件数が想定されたのは、想定番号①鹿児島湾直下地震であり、12,300 件と想定された。

姶良市における最大被災ケースのブロック塀等倒壊件数

	最大被災ケース	塀件数				倒壊件数			
	想定地震	ブロック塀	石塀	ｺﾝｸﾘｰﾄ塀	合計	ブロック塀	石塀	ｺﾝｸﾘｰﾄ塀	合計
姶良市	①鹿児島湾直下	4,400	950	980	6,300	180	130	40	340

（注１）被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもってみる必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

（３）自動販売機の転倒数想定

自動販売機の転倒数は、中央防災会議（2012）に準拠し、阪神・淡路大震災時の実態から、震度６弱以上のエリアで発生するとし想定した。

①自動販売機台数

自動販売機台数は、全国の台数 5,092,730 台（日本自動販売機工業会 2012）を各市区町村に次の式で配分して求めた。

（市区町村別の自動販売機台数）＝
（全国自動販売機台数）×｛（市区町村夜間人口）＋（市区町村昼間人口）｝
÷｛（全国夜間人口）＋（全国昼間人口）｝

②転倒対象となる自動販売機の割合

転倒対象となる自動販売機の割合は、中央防災会議（2012）に準拠し、屋外設置比率（約６割）と転倒防止措置未対応率（約１割）と設定した。

③被害率

自動販売機の被害率は、阪神・淡路大震災時の（概ね震度６弱以上の地域における）転倒率より設定した。

阪神・淡路大震災時の（概ね震度６弱以上の地域における）被害率

25,880 台／124,100 台＝約 20.9％

（４）自動販売機の転倒数

鹿児島県において、最も多く自動販売機が転倒すると想定されたのは、想定番号①鹿児島湾直下の地震であり、210 台と想定された。

姶良市における最大被災ケースの自動販売機転倒台数

	最大被災ケース 想定地震	自動販売機台数	自動販売機転倒台数
姶良市	⑦南海トラフ	2,800	―

（注１）―：わずか
（注２）被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもってみる必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

２－２　屋外落下物の発生する建物棟数

（１）想定

屋外落下物の発生する建物棟数は、中央防災会議（2012）に準拠し、全壊する建物及び震度６弱以上の地域における３階建て以上の非木造建物のうち、落下危険物を有する建物から落下物の発生が想定される建物棟数を算出した。また、揺れによって全壊する建物については、すべての建物で落下物の発生が想定されるものとした。

①落下危険性のある屋外落下物を保有する建築棟数比率

屋外落下物を保有する建物棟数比率は、東京都の調査結果（1997）をもとに、対象となる建物の築年別に設定した。

建築年代	飛散物（窓ガラス、壁面等）	非飛散物（吊り看板等）
～昭和 45 年	30%	17%
昭和 46 年～55 年	6%	8%
昭和 56 年～	0%	3%

屋外落下物を保有する建物棟数比率

②建物改修率

建物改修率には、東京都（1997）で用いている平均改修率 87%を用いた。

③落下率

落下物の発生が想定される建物のうち、落下が生じる建物の割合（落下率）には、東京都（1997）で設定したブロック塀の被害率と同じ式を用いた。

落下率（%）＝－12.6＋0.07×（地表最大加速度）(gal)

（２）屋外落下が発生する建物棟数の想定結果

鹿児島県において、最も多く屋外落下物が生じる建物棟数が想定されたのは、②県西部直下の地震であり、4,700 棟と想定された。

姶良市における最大被災ケースの屋外落下物が生じる建物棟数

	最大被災ケース 想定地震	屋外落下物が想定される建物棟数	屋外落下物が生じる建物棟数
姶良市	⑦南海トラフ	―	―

（注１）―：わずか

３　人的被害想定

３－１　人的被害想定手法

（１）建物倒壊による死傷者数

建物倒壊による死傷者数は、中央防災会議（2012）に準拠し、揺れによる建物被害と人口データから想定した。

ａ）建物倒壊による死者数の想定フロー

（死者数）＝（木造　死者数）+（非木造　死者数）
（木造　死者数）
　＝t_w×（市町村別の揺れによる木造全壊棟数）×（木造建物内滞留率）
（非木造　死者数）
　＝t_n×（市町村別の揺れによる非木造全壊棟数）×（非木造建物内滞留率）

（木造建物内滞留率）
　＝（発生時刻の木造建物内滞留人口）÷（朝5時の木造建物内滞留人口）
（非木造建物内滞留率）
　＝（発生時刻の非木造建物内滞留人口）÷（朝5時の非木造建物内滞留人口）

t_w＝0.0676　　t_n＝0.00840×（P_{n0}／B_n）÷（P_{w0}／B_w）
P_{w0}：夜間人口（木造）　　P_{n0}：夜間人口（非木造）
B_w：建物棟数（木造）　　B_n：建物棟数（非木造）

ｂ）建物倒壊による負傷者数の想定フロー

（木造建物における負傷者数）
　＝0.177×（揺れによる木造全半壊棟数）×α_w×β_w
（非木造建物における負傷者数）
　＝0.177×（揺れによる非木造全半壊棟数）×α_n×β_n

（木造建物内滞留率）α_w
　＝（発生時刻の木造建物内滞留人口）÷（朝5時の木造建物内滞留人口）
（非木造建物内滞留率）α_n
　＝（発生時刻の非木造建物内滞留人口）÷（朝5時の非木造建物内滞留人口）

（建物1棟当たり滞留人口の全建物に対する木造建物の比率（時間帯別））β_w
　＝（木造建物１棟あたりの滞留人口）／（全建物１棟当たりの滞留人口）
（建物1棟当たり滞留人口の全建物に対する非木造建物の比率（時間帯別））β_n
　＝（非木造建物１棟あたりの滞留人口）／（全建物１棟当たりの滞留人口）

ｃ）建物倒壊による重傷者数（負傷者数の内数）の想定フロー

（木造建物における重傷者数）
　＝0.100×（揺れによる木造全半壊棟数）×α_w×β_w
（非木造建物における重傷者数）
　＝0.100×（揺れによる非木造全半壊棟数）×α_n×β_n

（木造建物内滞留率）α_w
　＝（発生時刻の木造建物内滞留人口）÷（朝5時の木造建物内滞留人口）
（非木造建物内滞留率）α_n
　＝（発生時刻の非木造建物内滞留人口）÷（朝5時の非木造建物内滞留人口）

（建物1棟当たり滞留人口の全建物に対する木造建物の比率（時間帯別））β_w
　＝（木造建物１棟あたりの滞留人口）／（全建物１棟当たりの滞留人口）
（建物1棟当たり滞留人口の全建物に対する非木造建物の比率（時間帯別））β_n
　＝（非木造建物１棟あたりの滞留人口）／（全建物１棟当たりの滞留人口）

（２）斜面崩壊による死傷者数

斜面崩壊による死傷者数は、中央防災会議（2012）に準拠し、揺れにより引き起こされた斜面崩壊による建物被害と人口データから想定した。

（死者数）
＝0.098×（斜面崩壊による全壊棟数）×0.7×（木造建物内滞留者人口比率）

（負傷者数）＝1.25×（死者数）

（重傷者数）＝（負傷者数）÷ 2

ここで、（木造建物内滞留者人口比率）
＝（発生時刻の木造建物内滞留人口）÷（木造建物内滞留人口の24時間平均）

（３）津波による死傷者数

津波による死傷者数は、中央防災会議（2012）に準拠し想定した。

津波浸水域において、津波が到達する時間（浸水深 30 ㎝以上）までに避難が完了出来なかった者を津波に巻き込まれたものとし、巻き込まれ地点での浸水深をもとに死亡か負傷かを判断する。

人的被害については、①避難行動（避難の有無、避難開始時期）、②津波到達時間までの避難完了可否、③津波に巻き込まれた場合の死者発生度合の３つに分けて設定する。

なお､揺れによる建物倒壊に伴う自力脱出困難者は津波から避難できないものとする。

①避難行動の違い（避難の有無、避難開始時期）

避難の有無、避難行動の開始時期は、中央防災会議（2012）に準拠し、東日本大震災の被災地域での調査結果及び過去の津波被害の避難状況を踏まえ、次表（ア）から（エ）の避難パターンに設定した。

		避難行動別の比率		
		避難する		切迫避難あるいは避難しない
		すぐに避難する（直接避難）	避難するがすぐには避難しない（用事後避難）	
（ア）	早期避難者比率が低い場合	20%	50%	30%
（イ）	早期避難者比率が高い場合	70%	20%	10%
（ウ）	早期避難者比率が高い場合（避難呼びかけ）	70%	30%	0%
（エ）	全員が発災後すぐに避難を開始した場合	100%	0%	0%

避難の有無、避難開始時期の設定（中央防災会議 2012）

②避難未完了率

避難未完了率は、発災時の所在地から安全な場所まで避難完了できない人の割合のことである。

③浸水深別死者率

浸水深別死者率は、避難未完了者（避難失敗者）に関して、死亡率曲線（浸水深30㎝以上で死者発生、浸水深１ｍで全員死亡という正規分布の累積分布関数：次図（中央防災会議（2012））を用いて死者数を算出した。避難未完了者のうち死亡者以外（生存と想定される人）は負傷者としたが、浸水深 30 ㎝未満の避難完了者は巻き込まれても負傷しないものとした。

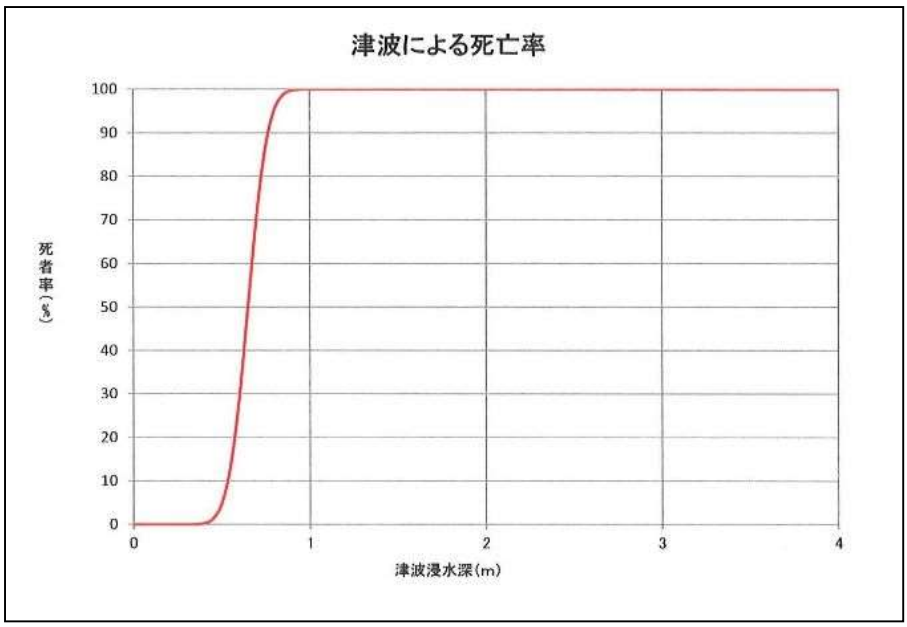

浸水深別死者率

【負傷者の内訳】

負傷者の重傷：軽傷の割合については、北海道南西沖地震の人的被害を参考に重傷：軽傷＝３４：６６として配分し用いた。（東日本大震災の人的被害は、津波以外の要因も含まれる可能性がある。）

④その他考慮事項

【夜間における避難開始の遅れ、避難速度低下の考慮】

夜間発災の場合には、より避難が遅れることが想定される。過去の地震災害における犠牲者は 60 歳以上の高齢者の占める割合が高く、60 歳以上に限定し避難速度を分析したところ、東日本大震災 2.59 ㎞/h に対し、北海道南西沖地震 2.09 ㎞/h であった（津波到達前に避難を開始した人で、一人で徒歩避難した人）。

就寝中の深夜の場合には、避難開始は昼間に比べてさらに５分準備に時間がかかると仮定するとともに、見通しの悪い夜間、夕方の場合には、避難速度も昼間の 80%（2.09/2.59）に低下すると仮定した。ただし、切迫避難者については、夜間、夕方も昼間と同様、津波浸水深１㎝到達時間を避難開始時間とした。

【高層階滞留者の考慮】

襲来する津波の最大浸水深に応じて、それよりも高い高層階の滞留者は避難せずにとどまることができる場合を考慮した。最大浸水深別の避難対象者を次のように設定した。

最大浸水深	避難対象者
30 ㎝以上６ｍ未満	１，２階滞留者が避難
６ｍ以上 15m未満	１～５階滞留者が避難
15m以上 30m未満	１～10 階滞留者が避難
30m以上の場合	全員避難

最大浸水深と高層建物内の避難対象者

【津波避難ビルの考慮】

・津波避難ビルによる、人的被害軽減効果を考慮したケースを検討した。

・避難を要する浸水予想区域の人のうち、避難が間に合わないような人から優先的に津波避難ビルへの収容を考えることとした。

・津波避難ビルは、平成 25 年６月末現在のものを対象とした。

・津波避難ビル１棟当たりの収容人数が不明のものについては、平成 25 年３月 31 日現在における、全国の避難ビルの平均収容人数 558 人／棟を使用した。

・浸水域内の津波避難ビルにおける収容可能人数を設定した。

○避難可能人数＝津波避難ビルの避難場所の収容可能人数・・・・（A）

・津波到達時間が短い場合には、津波避難ビルに逃げ込めない可能性があり、その場合の避難可能人数を次のように求めた。

○避難可能人数＝{π×（避難距離ｍ）^{2}}×周辺人口密度（人/㎡）×0.5・・（B）

○避難距離（m）＝{歩行速度（m/分）×避難時間（分）}÷1.5

○周辺人口密度（人/㎡）＝津波浸水区域人口（人）÷津波浸水面積（㎡）

歩行速度は、東日本大震災の実態に基づき、昼間 2.65 ㎞/h（44.2m/分）、夜間はその 80%とした。

求めた（A）と（B）を比較して少ない方を、最終的な津波避難ビルへの避難可能人数とした。津波避難ビル考慮前の津波による人的被害数に対して、津波避難ビルへの避難可能人数分だけ人的被害が軽減されるものとした。

【揺れによる建物倒壊に伴う死者及び自力脱出困難者の考慮】

・浸水域内における揺れによる建物倒壊及び斜面崩壊に伴う死者については、建物倒壊による死者としてカウントし、津波による人的被害から除いた。

・浸水域内における揺れによる建物倒壊に伴う自力脱出困難者については、津波による死者としてカウントするものとした。

【年齢構成を考慮した死傷者数の算定】

・震災における生存者においては、高齢者ほど直後の避難率が高い傾向があるが、65 歳以上及び 75 歳以上の方は、結果として死者率が他年齢に比べて高い。年齢構成が、高齢化していれば津波に巻き込まれる可能性がより高いものとした。

・年齢構成を考慮した人的被害を推定するため、平成 22 年国勢調査に基づく年齢区分比率をもとにして、次式により人的被害補正計数を算出し、算出した死者数に掛け合わせた。

市町村別の人的被害補正計数
＝Σ（年齢区分別比率×年齢区分別重み計数）
＝15 歳未満人口比率×0.34＋15～64 歳人口比率×0.62＋65 歳～74 歳人口比率×1.79
＋75 歳以上人口比率×2.81

【夏期の海水浴の考慮】

・浸水域内に海水浴場等が存在するところでは、夏期のピーク時には住民数（夜間人口・昼間人口）と比較しても無視できない人数の海水浴客が存在することから、津波による人的被害の算定において、海水浴客を想定する必要がある。

・海水浴場ごとの海水浴入り込み数をもとに、７・８月中に海水浴客が集中し、昼間には一日単位利用者数の 100%がいると仮定し、海水浴客の分だけ津波浸水域内人口を増加させた。

【堤防の機能不全による被害の増分について】

◆被害想定における基本的な考え方

・堤防は地震動に対しては正常に機能し、津波に対しては津波が堤防を乗り越えた場合には、その区間が破堤するという条件を基本として被害想定を実施した。

◆「堤防が被災した場合の被害の増分」の考え方

・震度６弱以上の地域では、堤防に亀裂が発生するなどし、十分な機能を発揮しない場合が考えられる。

・震度６弱以上のエリアは 1/2、震度６弱のエリアは 1/3 の割合で、堤防等の損壊や水門等の機能障害が発生すると仮定して、「堤防の機能不全」の場合の被害を実施した。

・地震動による被災箇所の想定が難しいことから、個別箇所が被災した場合の浸水計算は実施していない。

・全体が被災した場合との按分で算出し、参考値とした。

（４）地震火災による死傷者数

地震火災による死傷者数は、中央防災会議（2012）に準拠し、出火件数と屋内滞留人口比率から想定した。なお、地震火災による死傷者数は次表に示す３つの死者発生シナリオに基づき想定した。

死者発生シナリオ	備　　考
炎上出火家屋からの逃げ遅れ	出火直後：突然の出火により逃げ遅れた人 （揺れによる建物倒壊を伴わない人）
倒壊後に焼失した家屋内の救出困難者（生き埋め等）	出火直後：揺れによる建物被害で建物内に閉じ込められた後に出火し、逃げられない人
	延 焼 中：揺れによる建物被害で建物内に閉じ込められた後に延焼がおよび、逃げられない人
延焼拡大時の逃げまどい	延 焼 中：建物内に閉じ込められていないが人が、避難に戸惑っている間に延焼拡大し、巻き込まれて焼死する人

死者発生シナリオ（中央防災会議 2012）

ａ）死者数

①炎上出火家屋からの逃げ遅れ

（炎上出火家屋内から逃げ遅れた死者数）＝0.046×出火件数×（屋内滞留人口比率）

※係数 0.046 は、平成 17 年～22 年の 5 年間の全国における 1 建物出火（放火を除く）当たりの死者数

（屋内滞留人口比率）＝（発生時刻の屋内滞留人口）÷（屋内滞留人口の 24 時間平均）

②倒壊後に焼失した家屋内の救出困難者

（閉じ込めによる死者数）
＝（倒壊かつ焼失家屋内の救出困難な人）×（１－生存救出率（0.387）

（倒壊かつ焼失家屋内の救出困難な人）
＝（１－早期救出可能な割合（0.72））×（倒壊かつ焼失家屋内の要救助者数）
（倒壊かつ焼失家屋内の要救助者数）
＝（建物倒壊による自力脱出困難者数）×（倒壊かつ焼失の棟数／倒壊建物数）

③延焼拡大時の逃げまどい

（火災死者数）＝（全壊死者数）×（$10^{1.5\times\text{世帯焼失率}}-1$）

ｂ）負傷者数

①炎上出火家屋からの逃げ遅れ

（出火直後の火災による重傷者数）＝0.075×出火件数×（屋内滞留人口比率）
（出火直後の火災による軽傷者数）＝0.187×出火件数×（屋内滞留人口比率）

（屋内滞留人口比率）＝（発生時刻の屋内滞留人口）÷（屋内滞留人口の 24 時間平均）

②延焼拡大時の逃げまどい

（延焼火災による重傷者数）＝0.0053×焼失人口
（延焼火災による軽傷者数）＝0.0136×焼失人口

焼失人口＝（市区町村別焼失率）×（発生時刻の市区町村別滞留人口）

（５）ブロック塀等の倒壊による死傷者数

ブロック塀等の倒壊による死傷者数は、中央防災会議（2012）に準拠し、宮城県沖地震（1978）時のブロック塀等の被害件数と死傷者数との関係から設定した死傷者率をブロック塀等被害数に乗じ、また屋外人口密度・発生時刻の状況を考慮して想定した。

（死傷者数）＝（死傷者率）×（市区町村別のブロック塀等被害件数）
×（市区町村別時刻別移動者数）×（市区町村別 18 時移動者数）
×（（市区町村別屋外人口密度）／1689.16※（人/k ㎡）

※宮城県沖地震時の仙台市の屋外人口密度

死者率	負傷者率	重傷者率
0.00116	0.04	0.0156

死傷者率（＝倒壊１件当たり死傷者数）（中央防災会議 2012）

（６）屋外落下物による死傷者数

屋外落下物による人的被害は、宮城県沖地震（1978）時の落下物による被害事例に基づく、屋外落下物及び窓ガラスの屋外落下による死傷者率から死傷者数を想定する中央防災会議（2012）の手法を用いる。

（死傷者数）
＝（死傷者率）×｛（市区町村別の落下危険性のある落下物を保有する建物棟数）
／（市区町村別建物棟数）×（市区町村別時刻別移動者数）｝
×（（市区町村別屋外人口密度）／1689.16※（人//k ㎡）

※宮城県沖地震時の仙台市の屋外人口密度

	死者率	負傷者数	重傷者率
震度７	0.00504%	1.69%	0.0816%
震度６強	0.00388%	1.21%	0.0624%
震度６弱	0.00239%	0.700%	0.0383%
震度５強	0.000604%	0.0893%	0.00945%
震度５弱	0%	0%	0%
震度４以下	0%	0%	0%

屋外落下物による死傷者率（＝死傷者数÷屋外人口）　中央防災会議（2012）

（７）屋内収容物の移転・転倒（屋内転倒物）、屋内落下物による死傷者数

屋内収容物移動・転倒（屋内転倒物）、屋内落下物による、死傷者数は中央防災会議（2012）に準拠し、震度分布や人口データ、転倒防止措置の実施状況に応じた被害率等から想定した。

屋内転倒物による死傷者数は､揺れによる建物被害の内数として取り扱うものとする。

また、屋内落下物による負傷者数についても、揺れによる建物被害の内数として取り扱うものとする。

ａ）屋内収容物の移動・転倒（屋内転倒物）による死傷者数

①死者数

	大破の場合		中破以下の場合	
	木造建物	非木造建物	木造建物	非木造建物
震度７	0.314%	1.69%	0.00955%	0.000579%
震度６強	0.255%	1.21%	0.00689%	0.000471%
震度６弱	0.113%	0.700%	0.00343%	0.000208%
震度５強	0.0235%	0.0893%	0.000715%	0.0000433%
震度５弱	0.00264%	0%	0.0000803%	0.00000487%

（木造大破率＝木造全壊率×0.7、非木造大破率＝非木造全壊率）

屋内転倒物による死者率（中央防災会議 2012）

②負傷者数

	大破の場合		中破以下の場合	
	負傷者率	重傷者率	負傷者率	重傷者率
震度７	3.69%	0.995%	0.112%	0.0303%
震度６強	3.00%	0.809%	0.0809%	0.0218%
震度６弱	1.32%	0.357%	0.0402%	0.0109%
震度５強	0.276%	0%	0.00839%	0.00226%
震度５弱	0.0310%	0%	0.000943%	0.000255%

屋内転倒物による負傷者率（中央防災会議 2012）

ｂ）屋内落下物による死傷者数

①死者数

	大破の場合		中破以下の場合	
	木造建物	非木造建物	木造建物	非木造建物
震度７	0.0776%	0.0476%	0.00270%	0.000164%
震度６強	0.0542%	0.0351%	0.00188%	0.000121%
震度６弱	0.0249%	0.0198%	0.000865%	0.0000682%
震度５強	0.0117%	0%	0.000407%	0.0000404%
震度５弱	0.00586%	0%	0.000204%	0.0000227%

（木造大破率＝木造全壊率×0.7、非木造大破率＝非木造全壊率）

屋内落下物による死者率（中央防災会議 2012）

②負傷者数

	大破の場合		中破以下の場合	
	負傷者率	重傷者率	負傷者率	重傷者率
震度７	1.76%	0.194%	0.0613%	0.00675%
震度６強	1.23%	0.135%	0.0428%	0.00471%
震度６弱	0.566%	0.0623%	0.0197%	0.00218%
震度５強	0.266%	0%	0.00926%	0.00102%
震度５弱	0.133%	0%	0.00463%	0.000509%

屋内落下物による負傷者率（中央防災会議 2012）

ｃ）屋内ガラス被害

屋内転倒物と同様、屋内ガラス被害の揺れによる建物被害に伴う死傷者の内数として取り扱うものとした。

	死者率	負傷者数	重傷者率
震度７	0.000299%	0.0564%	0.00797%
震度６強	0.000259%	0.0490%	0.00691%
震度６弱	0.000180%	0.0340%	0.00480%
震度５強	0.000101%	0.0190%	0.00269%
震度５弱	0.0000216%	0.00408%	0.000576%

屋内落下物（ガラス被害）による負傷者率（中央防災会議 2012）

３－２　人的被害想定結果

被害想定条件「最大風速」、「早期避難率低」の場合の人的被害想定結果を以下に示す。

鹿児島県において、最も多く死者数が想定されたのは、想定番号⑦南海トラフ（地震動：基本、東側、西側、陸側ケース、津波：CASE11、夏 12 時）の巨大地震であり、2,000 人と想定された。

姶良市における最大被災ケースの死者数【最大風速、早期避難率低】

	最大被災ケース		建物倒壊	うち屋内収容物移動・転倒（屋内転倒物）、屋内落下物	斜面崩壊	津波	火災	ブロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物	合計	（参考）堤防の機能不全による増分
	想定地震等	季節・時刻								
姶良市	⑫A 桜島海底噴火（桜島北方沖）	夏 12 時				230			230	

（注１）被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもってみる必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

姶良市における最大被災ケースの負傷者数【最大風速、早期避難率低】

	最大被災ケース		建物倒壊	うち屋内収容物移動・転倒（屋内転倒物）、屋内落下物	斜面崩壊	津波	火災	ブロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物	合計	（参考）堤防の機能不全による増分
	想定地震等	季節・時刻								
姶良市	⑫A 桜島海底噴火（桜島北方沖）	冬深夜				140			140	

（注１）被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもってみる必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

姶良市における最大被災ケースの重傷者数【最大風速、早期避難率低】

	最大被災ケース		建物倒壊	うち屋内収容物移動・転倒（屋内転倒物）、屋内落下物	斜面崩壊	津波	火災	ブロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物	合計	（参考）堤防の機能不全による増分
	想定地震等	季節・時刻								
姶良市	⑫A 桜島海底噴火（桜島北方沖）	冬深夜				50			50	

（注１）被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもってみる必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

３－３　揺れによる建物被害に伴う要救助者（自力脱出困難者）

（１）想定

揺れによる建物被害に伴う要救助者（自力脱出困難者）は、中央防災会議（2012）と同様に、阪神・淡路大震災における建物全壊率と救助が必要となる自力脱出困難者の数との関係を用いた東京都（H9）、静岡県（H12）の手法を参考にして、自力脱出困難者を想定した。

自力脱出困難者数（木造、非木造別）
＝0.117×（揺れによる建物全壊率）×屋内人口

（２）想定結果

鹿児島県において最も多く揺れによる建物倒壊に伴う要救助者（自力脱出困難者）が想定されたのは、想定番号②県西部直下（冬深夜）の地震であり、990 人と想定された。

姶良市における最大被災ケースの揺れによる建物被害に要救助者（自力脱出困難者）数

	最大被災ケース		揺れによる建物被害に伴う要救助者数
	想定地震	季節・時刻	
姶良市	⑦南海トラフ	冬深夜	―

（注１）―：わずか

３－４　津波被害に伴う要救助者・要捜索者

（１）想定

津波被害に伴う要救助者・要捜索者は、中央防災会議（2012）に準拠し、津波の最大浸水深より高い階に滞留するものを要救助者として想定した。また、津波による死傷者を初期の要捜索需要とした。

①要救助者数

津波による人的被害の想定においては、津波の最大浸水深よりも高い階に滞留する者は避難せずにその場にとどまる場合を考慮し、その結果、中高層階に滞留する人が要救助対象となると考え、要救助者を算出する。ただし、最大浸水深が１ｍ未満の場合には、中高層階に滞留した人でも自力脱出が可能であると考え、中高層階滞留に伴う要救助者は最大浸水深１ｍ以上の地域で発生するものとする。また、津波到達時間が１時間以上ある地域では、中高層階滞留者の３割が避難せずとどまるとして救助対象とする。

最大浸水深	中高層階滞留に伴う要救助者の設定の考え方
１ｍ未満	自力脱出可能とみなす
１ｍ以上６ｍ未満	３階以上の滞留者が要救助対象
６ｍ以上１５ｍ未満	６階以上の滞留者が要救助対象
１５ｍ以上	11 階以上の滞留者が要救助対象

要救助者の設定の考え方（中央防災会議 2012）

②要捜索者数

「津波に巻き込まれた人（津波未完了者＝津波による死傷者）」を津波被害に伴う初期の要捜索者と考える（捜索が進むにつれ、行方不明者が死亡者や生存者として判明していくため、時系列で見た場合、津波に巻き込まれた人が捜索者の最大値として想定される）。

津波被害に伴う要捜索者数（最大）＝津波による漂流者数（＝死傷者数）

（２）想定結果

鹿児島県において最も多く津波被害に伴う要救助者・要捜索者が想定されたのは、想定番号⑦南海トラフ（地震動：基本、東側、西側、陸側ケース、津波：CASE11、夏 12 時）の巨大地震であり、要救助者数 1,100 人、要捜索者数 3,000 人と想定された。

姶良市における最大被災ケースの津波被害に伴う要救助者数・要捜索者数

	最大被災ケース		要救助者数	要捜索者数
	想定地震	季節・時刻		
姶良市	⑫Ａ桜島海底噴火（桜島北方沖）	夏 12 時	―	350

（注１）―：わずか
（注２）被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもってみる必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

４　ライフライン施設の被害想定

（１）上水道の被害想定

ａ）上水道の被害想定手法

上水道の被害は、中央防災会議（2013）に準拠し、「津波浸水の影響」、「停電の影響」、「揺れの影響」を考慮し、断水率、断水人口を想定した。

ｂ）上水道の被害想定結果

鹿児島県において最も多く上水道被害（断水人口）が想定されたのは、想定番号①鹿児島湾直下（冬 18 時）地震であり、被災直後の断水人口は 265,200 人と想定された。

姶良市における最大被災ケースの上水道被害（断水人口）【最大風速】

	最大被災ケース		給水人口（人）	被災直後		被災１日後		被災１週間後		被災１ヶ月後	
	想定地震	季節・時刻		断水人口（人）	断水率（%）	断水人口（人）	断水率（%）	断水人口（人）	断水率（%）	断水人口（人）	断水率（%）
姶良市	⑦南海トラフ	冬 18 時	72,100	29,200	41	25,700	36	11,700	16	240	―

（注１）断水率は各市町村の断水人口に占める断水人口の割合とした。
（注２）―：わずか
（注３）被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもってみる必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

（２）下水道の被害想定

ａ）下水道の被害想定手法

上水道の被害は、中央防災会議（2013）に準拠し、「津波浸水の影響」、「停電の影響」、「揺れ・液状化の影響」を考慮し、機能支障人口を想定した。

ｂ）上水道の被害想定結果

鹿児島県において最も多く下水道被害（支障人口）が想定されたのは、想定番号①鹿児島湾直下地震であり、被災直後の支障人口は 21,700 人と想定された。

姶良市における最大被災ケースの下水道被害（支障人口）【最大風速】

	最大被災ケース		処理人口（人）	被災直後		被災１日後		被災１週間後		被災１ヶ月後	
	想定地震	季節・時刻		支障人口（人）	機能支障率（%）	支障人口（人）	機能支障率（%）	支障人口（人）	機能支障率（%）	支障人口（人）	機能支障率（%）
姶良市	⑦南海トラフ	冬 18 時	5,900	110	2	70	1	10	—	10	—

（注１）機能支障率は各市町村の処理人口に占める支障人口の割合とした。
（注２）—：わずか
（注３）被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもってみる必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

（３）電力施設の被害想定

ａ）電力施設の被害想定手法

電力施設の被害想定は、中央防災会議（2013）に準拠して想定する。ただし、鹿児島県における地下エリアの供給電灯軒数はわずかであり、場所も特定できなかったことから、今回の検討では、地上エリアのみ対象とし被害想定を行う。

①津波による電線被害

津波による配電線（架空線）被害は、津波による建物全壊率と同様の割合で停電が発生するものとして評価する。津波による配電線被害は、地上機器が被害を受けるため、浸水エリアでは停電するものとして評価した。

津波による被害を受けた範囲は、一定期間は需要がなくなることが想定されるため、復旧想定では対象外とした。

②火災による電線被害

火災による配電線（架空線）被害は、火災による建物焼失率と同様の割合で停電が発生するものとして評価した。火災による配電線被害は、電柱が被害を受けるため延焼エリアは停電するものとして評価した。

延焼範囲は、一定期間需要がなくなることが想定されるため、復旧想定では対象外とした。

③揺れによる電線被害

津波による浸水域及び火災による延焼範囲以外について、中央防災会議の地震被害想定で使用された手法を基に、架空線被害と地中線被害に起因した停電軒数を算出した。このうち、架空線被害は揺れによる被害として、「建物倒壊による巻き込まれ」及び「揺れによる電柱被害」によって評価した。

この際に用いる被害率は、阪神・淡路大震災の実態に基づいた中央防災会議で用いられている被害率を使用した。

④停電軒数

被害予測は、津波による①浸水エリア、②火災による延焼範囲、③それ以外のエリアに分けて実施する。

○停電率

津波が浸水したエリアでは津波による全壊建物率と同様の停電が発生すると考えられる。

津波による建物全壊率＝津波による停電率
津波による建物全壊率＝津波による建物全壊数／全建物数

○延焼エリアの停電率（津波浸水域外）

火災によって延焼したエリアは建物焼失率と同様の停電率が発生すると考えられる。

火災による建物全焼率＝火災による停電率
火災による建物全焼率＝焼失建物数／全建物数

○揺れによる停電率（津波浸水域外、火災延焼範囲外）

津波による全壊及び火災による延焼を免れた範囲において、揺れによる被害が生じる。揺れによる被害は、電柱そのものの揺れにより折損し停電するケースと、倒壊した建物に巻き込まれて電柱が折損し停電するケースから評価する。

・揺れによる電柱被害本数

電柱被害本数＝電柱本数×揺れによる電柱折損率

区分	揺れによる電柱折損率
震度７	0.8%
震度６	0.056%
震度５	0.00005%

揺れによる電柱折損率（中央防災会議 2012）

・建物被害の巻き込まれによる電柱被害本数

電柱被害本数＝電柱本数×建物全壊による電柱折損率

建物全壊による電柱折損率＝0.17155×木造建物全壊率

木造建物全壊率＝木造建物全壊棟数／木造建物数

ｂ）復旧予測

復旧予測は、停電軒数と東日本大震災等での復旧状況を考慮する。復旧予測にあたっては、津波浸水により全壊した需要家数に相当する停電軒数を別途算出し、復旧対象から除く。

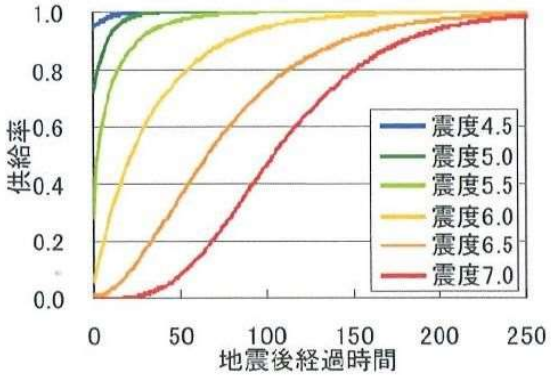

電力の供給率復旧曲線

ｃ）電力施設の被害想定結果

鹿児島県において最も多く電力被害（停電軒数）が想定されたのは、想定番号②県西部直下（冬 18 時）の地震であり、被災直後の停電軒数は 6,000 軒と想定された。

姶良市における最大被災ケースの電力被害（停電軒数）【最大風速】

	最大被災ケース		停電軒数（軒）	被災直後		被災１日後		被災４日後		被災１週間後	
	想定地震	季節・時刻		停電軒数（軒）	停電率（%）	停電軒数（軒）	停電率（%）	停電軒数（軒）	停電率（%）	停電軒数（軒）	停電率（%）
姶良市	⑦南海トラフ	冬 18 時	20,800	―	―	―	―	―	―	―	―

（注１）停電率は各市町村の電灯軒数に占める停電軒数の割合とした。
（注２）―：わずか

（４）通信（電話）の被害想定

ａ）通信（電話）の被害想定手法

通信（電話）の被害想定は中央防災会議（2013）に準拠して想定する。固定電話は、津波浸水による建物全壊に伴う不通回線数及び停電に伴う不通回線数を算出する。

津波浸水による建物全壊および停電に伴う被害の影響を受けないエリアは、「火災延焼による建物焼失棟数率」、「建物全壊及び揺れによる電柱折損率」による不通回線数を算出する。

携帯電話は、「固定電話の不通回線率」、「停電による停波基地局率」から携帯電話不通ランク、停波基地局率を算出する。

①津波浸水の影響（屋外設置被害）【固定電話】

津波による建物全壊率から「建物全壊による不通回線率」を求め、津波による不通回線数を算出する。交換機と需要家端末はほぼ同一地域にあり、交換機設置環境を考慮した場合、屋外設備（架空ケーブル）被害の影響の方が大きいと考えられる。

②揺れの影響（屋外設備被害）【固定電話】

○火災延焼エリア不通回線数

火災延焼エリアでの不通回線数は、火災による建物被害で設定された火災延焼による建物焼失棟数率を需要家回線数に掛け合わせることで算出する。

○非延焼エリア不通回線数

非延焼エリアでの不通回線数は、「揺れ」、「建物全壊」による電柱被害によるものとし、建物被害及び揺れによる電柱折損数により算出する。交換機と需要家端末はほぼ同一地域にあり、交換機設置環境を考慮した場合、屋外設備（架空ケーブル）被害の影響の方が大きいと考えられる。

③停電の影響【固定電話】

電力における停電の被害想定結果を用いて、停電による不通回線数を算出する。

固定電話は給電を要するため、非常用発電機を有する交換機と比較した場合、停電の影響は需要家端末の方が大きいと考えられる。

④携帯電話

携帯電話は、固定電話の不通回線率と停電の影響を考慮する。

停波基地局率＝１－（１－固定回線の不通回線率）×（１－エリアの停電率）

ランクＡ：非常につながりにくい	停電率・不通回線率の少なくとも一方が 50%超
ランクＢ：つながりにくい	停電率・不通回線率の少なくとも一方が 40%超
ランクＣ：ややつながりにくい	停電率・不通回線率の少なくとも一方が 30%超

携帯電話不通ランク

ｂ）通信（電話）の被害想定結果

鹿児島県において最も多く通信被害（固定電話不通回線数）が想定されたのは、想定番号②県西部直下(冬 18 時)の地震であり、被災直後の固定電話不通回線数は 4,600 回線と想定された。

鹿児島県においても最も停波基地局率が高いと想定されたのは、想定番号②県西部直下（冬 18 時）の地震であり、被災直後の停波基地率は２％と想定された。

姶良市における最大被災ケースの通信被害（固定電話不通回線数）【最大風速】

	最大被災ケース		回線数（回線）	被災直後		被災１日後		被災１週間後		被災１ヶ月後	
	想定地震	季節・時刻		不通回線数（回線）	不通回線率（%）	不通回線数（回線）	不通回線率（%）	不通回線数（回線）	不通回線率（%）	不通回線数（回線）	不通回線率（%）
姶良市	⑦南海トラフ	冬 18 時	17,200	―	―	―	―	―	―	―	―

（注１）不通回線率は各市町村の回線数に占める不通回線数の割合とした。
（注２）回線が物理的に繋がっているかを評価しているため、輻輳の影響は考慮していない。
（注３）―：わずか

姶良市における最大被災ケースの通信被害（携帯電話不通ランク）【最大風速】

	最大被災ケース		回線数（回線）	被災直後		被災１日後		被災４日後		被災１週間後	
	想定地震	季節・時刻		停波基地局率（%）	不通ランク	停波基地局率（%）	不通ランク	停波基地局率（%）	不通ランク	停波基地局率（%）	不通ランク
姶良市	⑦南海トラフ	冬 18 時	―	―	―	―	―	―	―	―	―

（注１）回線が物理的に繋がっているかを評価しているため、輻輳の影響は考慮していない。
（注２）―：わずか

（５）ガス（プロパンガス除く）の被害想定

ａ）ガス（プロパンガス除く）の被害想定手法

ガスの被害想定は中央防災会議（2013）に準拠して想定する。津波浸水及び停電に伴う製造設備の停止判定を行い、臨時供給設備による代替供給を考慮して供給停止戸数を算出する。津波浸水及び停電に伴う被害の影響を受けないエリアは、ＳＩ（Spectrum Intensity）値（60Kine）から供給停止戸数を算出する。

なお、プロパンガスの被害については想定しない。

①津波浸水の影響（施設被害）

津波浸水の影響として、製造設備の浸水深を把握し、製造設備の停止判定を行う。

②停電の影響

製造設備位置の停電判定結果から、製造設備の停止判定を行う。短時間の停電の場合、非常用発電設備で供給継続する。

③安全措置としての供給停止

各供給ブロック内のＳＩ値の超過率から供給停止戸数を算出する。

④供給停止戸数

供給停止戸数は、津波浸水による影響と停電による影響を考慮した供給停止戸数と安全措置としての供給停止戸数を足し合わせて算出する。

⑤復旧予測

復旧予測は、中央防災会議（2013）の復旧速度を参考に予測した。復旧予測にあたっては、地震動や津波浸水等により建物全壊・半壊した需要家数に相当する供給停止戸数を別途算出し、復旧対象から除いた。

ｂ）ガスの被害想定結果

鹿児島県において最も多くガス被害（供給停止戸数）が想定されたのは、想定番号①鹿児島湾直下（夏 12 時）の地震であり、被災直後の供給停止戸数は 25,600 戸と想定された。

姶良市における最大被災ケースのガス被害（供給停止戸数）【最大風速】

	最大被災ケース		復旧対象需要家数（戸）	被災直後		被災１日後		被災４日後		被災１週間後	
	想定地震	季節・時刻		供給停止戸数（戸）	供給停止率（%）	供給停止戸数（戸）	供給停止率（%）	供給停止戸数（戸）	供給停止率（%）	供給停止戸数（戸）	供給停止率（%）
姶良市	①鹿児島湾直下	冬 18 時	5,600	1,200	21	1,000	18	490	9	0	0

（注１）供給停止率は全半壊焼失した需要家を除いた各市町村の需要家数（復旧対象需要家数）に占める供給停止戸数の割合とした。
（注２）―：わずか
（注３）被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもってみる必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

５　交通施設被害

（５－１）道路（高速道路、一般道路）の被害想定

ａ）道路の被害想定手法

道路の被害は中央防災会議（2013）に準拠して想定する。津波浸水域外は、揺れによる道路施設被害率、津波浸水域は津波浸水による道路施設被害率を用いて被害箇所数を算出する。

①揺れによる道路被害（津波浸水域外）

被害箇所数＝震度別道路延長（km）×震度別道路施設被害率（箇所／km）

直轄国道の震度別道路施設被害率（津波浸水域外）中央防災会議 2012

震　度	被災箇所	道路延長（km）	原単位（箇所／km）
震度４以下	５	―	―
震度５弱	９	256	0.035
震度５強	87	767	0.11
震度６弱	135	832	0.16
震度６強	25	149	0.17
震度７	１	２	0.48

補助国道・県道・市町道に用いる道路施設被害率（津波浸水域外）

震　度	原単位（箇所／km）
震度４以下	―
震度５弱	0.016
震度５強	0.049
震度６弱	0.071
震度６強	0.076
震度７	0.21

②津波による道路被害（津波浸水域）

被害箇所数＝浸水深別道路延長（km）×浸水深別道路施設被害率（箇所／km）

直轄国道の道路施設被害率（浸水域）中央防災会議 2012

浸水深	被災箇所	道路延長（km）	原単位（箇所／km）
１ｍ未満	９	68	0.13
１ｍ～３ｍ	19	51	0.37
３ｍ～５ｍ	９	14	0.65
５ｍ～10m	35	23	1.52
10m以上	39	15	2.64

補助国道・県道・市町道に用いる道路施設被害率（浸水域）

浸水深	原単位（箇所／km）
１ｍ未満	0.058
１ｍ～３ｍ	0.16
３ｍ～５ｍ	0.29
５ｍ～10m	0.68
10m以上	1.17

ｂ）道路の被害想定結果

鹿児島県において最も多く道路施設被害が想定されたのは、想定番号⑧種子島東方沖地震であり、道路施設被害箇所数は 640 箇所と想定された。

姶良市における最大被災ケースの道路施設被害箇所数

	最大被災ケース 想定地震	津波浸水域	津波浸水域外	合　計
姶良市	⑧種子島東方沖	―	30	30

（注１）高速道路・一般道路における被害箇所数の合計
（注２）―：わずか
（注３）被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもってみる必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

（５－２）鉄道の被害想定

ａ）鉄道の被害想定手法

鉄道の被害は中央防災会議（2013）に準拠して想定する。津波浸水域外は、揺れによる鉄道施設被害率（新幹線、在来線等別）、津波浸水域は、津波浸水による鉄道施設被害率を用いて被害箇所数を算出する。

①揺れによる鉄道被害

被害箇所数＝震度別鉄道延長（km）×鉄道施設被害率（箇所／km）

鉄道被害率（浸水域外）中央防災会議 2012

震　度	新幹線被害率（箇所／km）	在来線被害率（箇所／km）
震度５弱	―	0.26
震度５強	0.26	1.01
震度６弱	0.4	2.03
震度６強以上		2.8

②津波による鉄道被害

被害箇所数＝浸水域の鉄道延長（km）×鉄道施設被害率（箇所／km）

鉄道被害率（浸水域）

	被災箇所	鉄道延長	原単位（箇所／km）
津波被害を受けた線区	640	325	1.97

ｂ）鉄道の被害想定結果

鹿児島県において最も多く鉄道施設被害が想定されたのは、想定番号①鹿児島湾直下地震であり、鉄道施設被害箇所数は 180 箇所と想定された。

姶良市における最大被災ケースの鉄道施設被害箇所数

	最大被災ケース	新幹線（津波浸水域外）	在来線等		合　計
	想定地震		津波浸水域	津波浸水域外	
姶良市	⑧種子島東方沖		―	10	10

（注１）―：わずか
（注２）被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもってみる必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

（５－３）港湾・漁港の被害想定

ａ）港湾・漁港の被害想定手法

港湾・漁港の被害は中央防災会議（2013）に準拠して想定する。揺れによる係留施設被害は、加速度による港湾岸壁被害率を用いて被害箇所数を算出する。また、津波による防波堤の被害は、防波堤前面の津波高もしくは防波堤の設計津波高から求められる防波堤被災率を用いて防波堤被災延長を算出する。

①揺れによる港湾・漁港被害

係留施設の被害箇所数＝係留施設数（非耐震）×港湾岸壁被害率Ｆ(a)

②津波による港湾・漁港被害

国土交通省 (2013) では、東日本大震災の被災事例の特徴を以下のように纏める。

・滑動安全率が 1.2 を下回ると被災事例が多くなる。

・越流水深が約２ｍを越えると洗掘による被災が発生している。

本調査では個々の堤防の活動安全率は不明であるが、安全側を考えて、以下の式を設定し、被災ありとして、被災防波堤延長を算出した。

・越流水深（m）（防波堤前面の津波高ｍ－防波堤の天端高ｍ）＞2.0m

⇒　被災あり（防波堤被災率 100%）

・越流水深（m）（防波堤前面の津波高ｍ－防波堤の天端高ｍ）≦2.0m

⇒　被災あり（防波堤被災率０%）

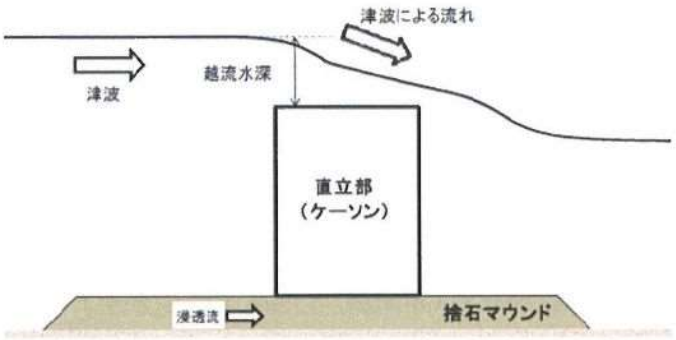

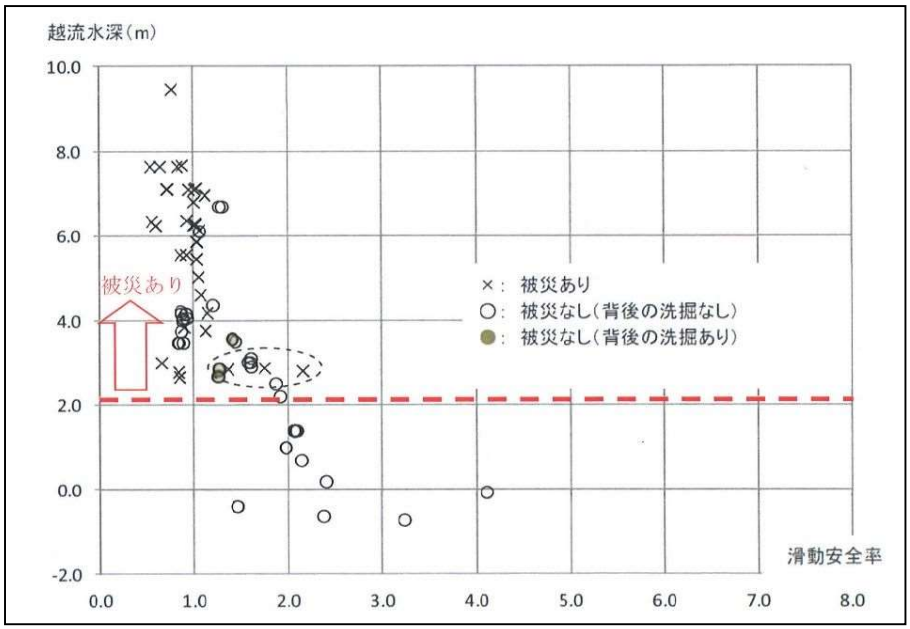

越流水深と滑動安全率の関係における防波堤の被災有無に加筆
（2011 年東北地方太平洋沖地震の被災事例）

ｂ）港湾・漁港の被害想定結果

鹿児島県において最も多く岸壁被害が想定されたのは、想定番号①鹿児島湾直下地震であり、被害箇所数は 60 箇所と想定された。その他係留施設については、想定番号⑤熊本県南部地震であり、被害箇所数は 120 箇所と想定された。また、津波による防波堤被害について、鹿児島県において最も被災防波堤延長が長いと想定されたのは、想定番号⑦南海トラフ（地震動：基本、東側、西側、陸側ケース、津波：CASE11）の巨大地震であり、被災防波堤延長 11,000ｍと想定された。

姶良市における最大被災ケースの港湾・漁港係留施設被害箇所数

	最大被災ケース	岸壁		その他係留施設	
	想定地震	岸壁数	被害箇所数	その他係留施設	被害箇所数
姶良市	⑦南海トラフ	―	―	10	―

（注１）―：わずか
（注２）被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもってみる必要がある。

姶良市における最大被災ケースの被災防波堤延長

	最大被災ケース	防波堤延長（ｍ）	被災防波堤延長（ｍ）
	想定地震		
姶良市	⑫Ａ桜島海底噴火（桜島北方沖）	3,400	100

（注１）―：わずか
（注２）被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもってみる必要がある。

（５－４）空港の被害想定

ａ）空港の被害想定手法

空港の被害は中央防災会議（2013）に準拠して想定する。津波浸水の有無、建物の耐震化、滑走路の液状化対策状況に基づき、空港の機能支障を想定する。

①空港敷地内浸水：　津波浸水深分布と空港位置を重ね合わせ、津波による浸水の有無を評価する。津波による空港建物や滑走路等が浸水する空港では、漂流物や土砂の漂着、漂流物による施設の破損などにより、閉鎖する可能性が高いと想定する。

②施設機能支障：　震度分布と各空港建物の耐震化状況に基づき、空港施設（旅客ターミナルビル、管制塔等）の機能支障について検討する。震度６強以上、かつ建物の耐震化が行われていない空港では、施設機能支障により閉鎖する可能性が高いと想定する。

③滑走路機能支障：　液状化の可能性と滑走路の液状化対策状況に基づき、滑走路の機能支障について検討する。液状化の可能性の高い空港では、滑走路機能支障により、閉鎖する可能性が高いと想定する。

ｂ）空港の被害想定結果

鹿児島県において最も多く空港被害が想定されたのは、想定番号⑩奄美群島太平洋沖（北部）地震であり、奄美、喜界及び徳之島の３空港が閉鎖となる可能性がある。

鹿児島空港の被災ケースごとの空港被害想定結果

被害想定	①鹿児島湾直下	②県西部直下	③甑島列島東方沖	④県北西部直下	⑤熊本県南部	⑥県北部直下
浸水範囲	浸水なし	浸水なし	浸水なし	浸水なし	浸水なし	浸水なし
震度（最大）	５弱	５弱	４	４	４	４
液状化可能性	対象層なし	対象層なし	対象層なし	対象層なし	対象層なし	対象層なし
空港機能支障	支障なし	支障なし	支障なし	支障なし	支障なし	支障なし
被害想定	⑦南海トラフ基本ケースCASE5	⑦南海トラフ東側ケースCASE5	⑦南海トラフ西側ケースCASE5	⑦南海トラフ陸側ケースCASE5	⑦南海トラフ基本ケースCASE11	⑦南海トラフ東側ケースCASE11
浸水範囲	浸水なし	浸水なし	浸水なし	浸水なし	浸水なし	浸水なし
震度（最大）	５強	５強	５強	５強	５強	５強
液状化可能性	対象層なし	対象層なし	対象層なし	対象層なし	対象層なし	対象層なし
空港機能支障	支障なし	支障なし	支障なし	支障なし	支障なし	支障なし
被害想定	⑦南海トラフ西側ケースCASE11	⑦南海トラフ陸側ケースCASE11	⑧種子島東方沖	⑨トカラ列島太平洋沖	⑩奄美群島太平洋沖（北部）	⑩奄美群島太平洋沖（南部）
浸水範囲	浸水なし	浸水なし	浸水なし	浸水なし	浸水なし	浸水なし
震度（最大）	５強	５強	５強	４	３以下	３以下
液状化可能性	対象層なし	対象層なし	対象層なし	対象層なし	対象層なし	対象層なし
空港機能支障	支障なし	支障なし	支障なし	支障なし	支障なし	支障なし

６　生活支障の被害想定

（６－１）避難者の想定

ａ）避難生活者の想定手法

避難者数は中央防災会議（2013）に準拠して想定する。

津波の影響を受けない範囲（内陸部）と、津波浸水地域（沿岸部）の避難者数を区分して算出する。津波被災地の場合は、建物が全壊に至っていない場合でも、①浸水被害により屋内では生活が困難、②津波警報時に伴う避難指示の発令等、建物被害やライフライン途絶以外に避難を決定づける要因があると考えられる。さらに、自宅に戻れない人の中でも、③自ら自宅を確保、親戚宅へ疎開といった形で避難所を離れるケースが多発することが予想される。

津波浸水地域（沿岸部）については、被害を受けた建物棟数から地震発生後（３日間）の避難者数と４日目以降の避難者数に分けて想定する。

○内陸部（津波浸水域外）における避難生活者数の算出

全避難者数

＝（全壊建物棟数＋0.13×半壊棟数）×市町村別の１棟当たり平均人員数

＋断水人口×断水時生活困窮度

○津波浸水域における避難生活者数の算出

◆地震発生直後（３日間）における避難者数の想定手法

①全壊建物、半壊建物

②一部損壊以下の被害建物（床下浸水を含む）

③避難所避難者と避難所外避難者・疎開者等

◆地震発生後４日目以降の避難者数の想定手法

全避難者数

＝（全壊建物棟数＋0.13×半壊棟数）×市町村別の１棟当たり平均人員数

＋断水人口×断水時生活困窮度

ｂ）避難生活者の想定結果

鹿児島県において最も多く被災１日後の避難者が想定されたのは、想定番号⑦南海トラフ（地震動：西側ケース、津波：CASE11、夏 12 時）の巨大地震であり、被災１日後の避難者数は 48,900 人と想定された。

姶良市における最大被災ケースの避難者数【最大風速】

	最大被災ケース		被災１日後			被災１週間後			被災１ヶ月後		
	想定地震	季節・時刻	避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外
姶良市	⑦南海トラフ	冬深夜	3,100	1,900	1,200	5,900	3,000	2,900	3,300	990	2,300

（注１）被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもってみる必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

（６－２）帰宅困難者の想定

ａ）帰宅困難者の想定手法

帰宅困難者は、外出者（就業者・通学者）数と帰宅困難者数に分けて算出する。

①外出者（就業者・通学者）数

外出者（就業者・通学者）は、地震後の混乱の中で安全確保等のためにしばらく職場や学校等に待機する必要がある人として算出する。

②帰宅困難者数

帰宅困難者数の想定の前提条件として、鹿児島県全域の交通機関が麻痺したものとする。同市町村に就業・通学しているものは 100%帰宅可能とし、他市町村へ鉄道、バス、自動車、二輪車等で就業・通学しているものは外出距離に応じて帰宅可能とする。また、交通手段が徒歩、自転車の場合は 100%帰宅可能とする。

外出距離は、陸域における直線距離とし、海を渡り就業・通学した人は 100%帰宅困難者とする。

外出距離別の帰宅困難率は、東日本大震災の帰宅実態調査結果に基づく外出距離別帰宅困難者率（中央防災会議 2013）を採用し、国税調査に基づく代表交通手段が鉄道・電車・乗合バス、勤め先・学校のバス、ハイヤー・タクシー・オートバイの外出距離別就業者・通学者数に対して適用し、帰宅困難者数を算出する。

帰宅困難者率（%）＝（0.0218×外出距離 km）×100

帰宅困難者数　　＝（外出距離別就業者数・通学者数）×帰宅困難者率

ｂ）帰宅困難者の想定結果

鹿児島県においては、被災時に徒歩等の手段によっても当日中に帰宅が困難となる帰宅困難者は 57,300 人と想定された。

姶良市における帰宅困難者数

	外出者（就業者・通学者）数（人）	帰宅困難者数（人）
姶良市	25,500	2,300

（注１）被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもってみる必要がある。

（６－３）物資の想定

ａ）物資需要量の想定手法

中央防災会議（2013）に準拠して物資需要量を算出する。

◆食料需要量に関する具体的設定

食料需要は、阪神・淡路大震災の事例に基づき、避難所避難者の 1.2 倍を対象者として、１日１人３食を原単位と考える。

◆飲料水需要量に関する具体的設定

断水人口を給水需要者として、１日１人３リットルを原単位とする。

避難所避難者の飲料水需要量（500ml ペットボトルの必要本数）は、飲料需要量の想定手法を参考に、避難所避難者の 1.2 倍を対象者として、１日１人６本（(500ml ペットボトル×２本）×３食）とすることにより算出する。

◆生活必需品需要量に関する具体的設定

生活必需品は、毛布を対象とし、住居を失った避難所避難者の需要（１人２枚）を需要とし算出する。

ｂ）物資需要量の想定結果

鹿児島県において最も多く物資需要量が想定されたのは、想定番号⑦南海トラフ（地震動：西側ケース、津波：CASE11、夏 12 時）の巨大地震であり、被災１日後では、飲料 110,800 食、飲料水 256,100 リットル、毛布 61,600 枚の需要があると想定された。

姶良市における最大被災ケースの物資需要量【最大風速】

	最大被災ケース		被災１日後			被災１週間後			被災１ヶ月後		
	想定地震	季節・時刻	食料（食）	飲料水（ℓ）	毛布（枚）	食料（食）	飲料水（ℓ）	毛布（枚）	食料（食）	飲料水（ℓ）	毛布（枚）
姶良市	⑦南海トラフ	冬深夜	6,700	77,200	3,700	10,700	35,100	6,000	3,600	730	2,000

（注１）―：わずか
（注２）被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもってみる必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

７　災害廃棄物等の想定

災害廃棄物等は中央防災会議（2013）に準拠して想定する。

「震災廃棄物処理指針」に基づき、がれき発生量の推定式を用いて災害廃棄物発生量を算出する。併せて、東日本大震災における測定結果より、津波堆積物の重量を算出する。算定にあたっては、環境省（2011）に基づく９分類及び畳等の災害廃棄物量を種類別に推計する。

（１）災害廃棄物

環境省「震災廃棄物処理指針」におけるがれき発生量の推定式を用いる。

Ｑ１＝ｓ×ｑ１×Ｎ１

Ｑ１：がれきの発生量（ｔ）

ｓ　：１棟あたりの平均延床面積（平均延床面積）（㎡／棟）

ｑ１：単位延床面積あたりのがれき発生量（原単価）（ｔ／㎡）

Ｎ１：解体建築物の棟数（解体棟数＝全壊棟数）（棟）

（２）津波堆積物

東日本大震災における測定結果より津波堆積物の堆積高 2.5 ㎝～４㎝に設定し、それに浸水面積を乗じて津波堆積物の堆積量を推定する。なお、堆積高の分布状況が把握できておらず平均堆積高の推定が困難であること等から、津波堆積高は幅を持たせて設定することとする。

推定された堆積量に対し、汚泥の体積重量換算係数を用いて津波堆積物の重量を推定する。

○津波堆積物の重量

Ｑ２＝ｈ×Ａ×Ｎ２

Ｑ２：津波堆積物の重量（ｔ）

ｈ　：津波堆積高（2.5 ㎝～4.0 ㎝）；幅を持たせ想定する。

Ａ　：津波浸水面積

Ｎ２：堆積重量換算係数（1.46ｔ／㎥、1.10ｔ／㎥）

1.46ｔ／㎥：国立環境研究所の測定結果

1.10ｔ／㎥：環境省（2006）

（３）災害廃棄物等の想定結果

鹿児島県において最も多く災害廃棄物発生量が想定されたのは、想定番号⑦南海トラフ（地震動：西側ケース、津波：CASE11、冬深夜、夏 12 時、冬 13 時）の巨大地震であり、災害廃棄物発生量は 350～600 万トンと想定された。

姶良市における最大被災ケースの災害廃棄物発生量【最大風速】

	最大被災ケース		災害廃棄物（万トン）			災害廃棄物（万㎥）		
	想定地震	季節・時刻	災害廃棄物	津波堆積物	計	災害廃棄物	津波堆積物	計
姶良市	⑦南海トラフ	冬 18 時	10	―～10	10～10	10	―～―	10～10

（注１）―：わずか
（注２）被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもってみる必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

８　その他の被害想定

（８－１）エレベータ内の閉じ込め想定

ａ）エレベータ内の閉じ込めの想定手法

エレベータ内の閉じ込めは中央防災会議（2013）に準拠して想定する。

「安全装置作動に伴う停止」、「揺れによる故障に伴う停止」、「停電による停止」を考慮し、エレベータ閉じ込め者数、エレベータ停止が発生する建物棟数、台数を算出する。

ｂ）地震時管制運転中の安全措置作動に伴う停止

・　エレベータ内滞留人口、エレベータ設置建物数（棟)、エレベータ台数（台）

・　80gal で管制運転装置が作動するとして、地震時管制運転装置作動に伴う停止（人、棟、台）を算出し、さらに「ドア開放検知に伴う安全装置作動率」を掛けることで階と階の間での停止数（人、棟、台）を算出する。

地震時管制運転装置設置率
63.77% （428,621 台／全国 672,097 台）

地震時管制運転装置設置率（エレベータ協会 2012）

ドア開放検知に伴う安全装置作動率
0.114% 2005 年千葉県北西部地震では、地震時管制運転装置が作動して緊急停止した台数 64,000 台のうち 73 台で閉じ込めが発生

ドア開放検知に伴う安全装置作動率

ｃ）揺れによる故障に伴う停止

揺れによる故障率から設備の故障や破損等によるエレベータ停止数（人・棟・台）を算出する。

震度	故障率
7	24%
６強	22%
６弱	15%
５強	８%
５弱	１%

揺れによる故障率（東京消防庁 1999）

ｄ）停電に伴う停止

停電時自動着床装置非設置率から停電エリアにあるエレベータの停止数（人・棟・台）を算出する。

停電時自動着床装置非設置率
68.4% 中部・近畿圏の内陸地震の被害想定（H20.12）で用いられた値 2005 年千葉県北西部地震では、地震時管制運転装置が作動して緊急停止した台数 64,000 台のうち 73 台で閉じ込めが発生

停電時自動着床装置非設置率
（日本エレベータ協会の東京 23 区における調査資料）

ｅ）エレベータ内の閉じ込め想定結果

鹿児島県内において最も多くエレベータ閉じ込め者数が想定された地震は、想定番号①鹿児島湾直下(夏 12 時)であり、エレベータ閉じ込め者数は 150 人と想定された。

姶良市における最大被災ケースのエレベータ閉じ込め者数

	最大被災ケース		閉じ込めにつながるエレベータ停止建物棟数（棟）			閉じ込めにつながるエレベータ停止台数（台）			エレベータ閉じ込め者数（人）		
	想定地震	季節・時刻	事務所	住宅	合計	事務所	住宅	合計	事務所	住宅	合計
姶良市	⑦南海トラフ	冬 18 時	―	―	―	―	―	―	―	―	―

（注１）―：わずか

（８－２）孤立集落の想定

ａ）孤立集落の想定手法

孤立集落は中央防災会議（2013）に準拠して想定する。

農業集落、漁業集落で内閣府（2010）及び鹿児島県集計結果（2013）において、孤立可能性があるとされた集落を対象に、孤立に至る条件、震度分布、津波分布より、孤立可能性のある集落を算出する。

① 農林業センサス、漁業センサスの調査対象集落をもとに、内閣府（2010）において孤立の可能性があるとされた集落を被害想定の対象とする。

② 孤立に至る条件

・ 集落へのすべてのアクセス道路が土砂災害危険箇所等に隣接しているため、地震に伴う土砂災害等の要因により道路交通が途絶し、外部からのアクセスが困難となるおそれのある集落

・ 船舶の停泊施設がある場合は、地震または津波により当該施設が使用不能となり、海上交通についても途絶するおそれのある集落

③ 震度６強以上の分布、津波浸水エリアの分布に孤立に至る条件を加味し、孤立する可能性のある集落を抽出する。

ｂ）孤立集落の想定結果

鹿児島県において最も多く孤立する可能性のある集落が想定されたのは、想定番号⑪奄美群島太平洋沖（南部）地震であり、農業集落は 35 集落、漁業集落は９集落が孤立する可能性があると想定された。

姶良市における最大被災ケースの孤立する可能性のある集落数

	最大被災ケース	農業集落		漁業集落	
	想定地震	孤立に至る条件に該当する集落数	孤立する可能性のある集落数	孤立に至る条件に該当する集落数	孤立する可能性のある集落数
姶良市		0		0	

（注１）孤立する可能性のある集落が「0」の場合は、最大被災ケースを空欄とした。

９　被害額の被害想定

（１）資産等の被害の想定方法

資産等の被害は中央防災会議（2013）に準拠し想定する。

被害を受けた施設及び資産について、現在価値ではなく、復旧・再建に要する費用の総額を、それらの施設及び資産の被害額と捉える。

被害額推計＝①被害量（物的被害の推計結果）×②原単位（単位あたり復旧額等）

（２）資産等の被害の想定結果

鹿児島県において最も多く資産等の被害額が想定されたのは、想定番号⑦南海トラフ（地震動：西側ケース、津波：CASE11、冬 18 時）の巨大地震であり、１兆 4,600 億と推定された。

姶良市における最大被災ケースの資産等の被害額【最大風速】

（億円）

	最大被災ケース		建物	資産	ライフライン					交通				土地	災害廃棄物	合計
	想定地震	季節・時刻			上水道	下水道	電力	通信（電話）	ガス	道路	鉄道	港湾漁港	その他の公共土木施設	農地		
姶良市	⑦南海トラフ	冬 18 時	800	140	―	―	―	―	0	10	―	20	10	10	20	1,000

（注１）―：わずか
（注２）被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもってみる必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

※鹿児島県地震等災害被害予測調査(報告書概要版)
平成２６年２月発行

姶良市水防計画

第１節　総　則

１　目　的

この計画は、鹿児島県水防計画に基づき、姶良市地域防災計画の一つとして、水防法（昭和 24 年法律第 193 号、以下「法」という。）第 33 条第１項の規定に基づき、姶良市内における水防業務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、市内の各河川、湖沼、海岸、港湾の洪水、高潮津波による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

２　定　義

（１）　水防管理団体

姶良市

（２）　指定水防管理団体

姶良市（水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係がある団体で、知事が指定した団体）

（３）　水防管理者

姶良市長（水防管理団体の長）

（４）　消防機関

姶良市消防本部

（５）　消防機関の長

姶良市消防長

（６）　水防団待機水位

水防体制に入る水位（法第 12 条第１項に規定される通報水位）をいう。

（７）　氾濫注意水位

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位（法第 12 条第２項に規定される警戒水位）。水防の出動の目安となる水位。

（８）　氾濫危険水位

市長の避難指示等の発令判断の目安となる水位。法第 13 条第１項及び第２項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

（９）　重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想され、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

３　水防の責任

（１）　水防管理団体の責任（法第３条）

市は本計画に基づき、市の区域内における管理並びに水防を十分に果たすべき責任を有するものとする。

（２）　通信報道機関の義務（法第 27 条）

水防上緊急を要する通信報道が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

（３） 一般市民の義務（法第 24 条）

常に気象状況、水防状況に注意し、水防管理者又は消防機関の長から協力を求められたときは、直ちにこれに従事しなければならない。

４　津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて遠地津波と近地津波に分類される。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後津波が襲来し、近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。

したがって、水防活動及び活動員自身の避難に利用可能な時間は異なるため、あくまでも活動員自身の避難時間を確保した上で、避難誘導や水防活動を実施する。

５　安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、活動員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、以下の事項を遵守して活動員自身の安全は確保しなければならない。

（１） 水防活動時はライフジャケットを着用する。

（２） 水防活動時の安否確認を可能にするため、緊急時でも利用可能な通信機器を携行する。

（３） 水防活動時は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

（４） 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため、活動員を随時交代させる。

（５） 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。

（６） 指揮者や監視員は、現場状況の把握に努め、活動員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。

（７） 指揮者は、活動員の安全確保のため、予め活動可能な時間を周知し、共有しなければならない。

（８） 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、避難場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。

第２節　水防組織

１　市の水防組織

法第 10 条の規定による洪水、又は高潮津波のおそれのある気象予報の通知を受け、水防の必要を認めたときから危険を解消するまでの間、次の組織をもって水防業務を処理する。

水防本部は、市庁内におき、水防業務の総括に当たる。ただし、姶良市災害対策本部が設置された場合は、同本部の建設対策部として水防業務の遂行に努めるものとする。

２　姶良市水防本部組織図

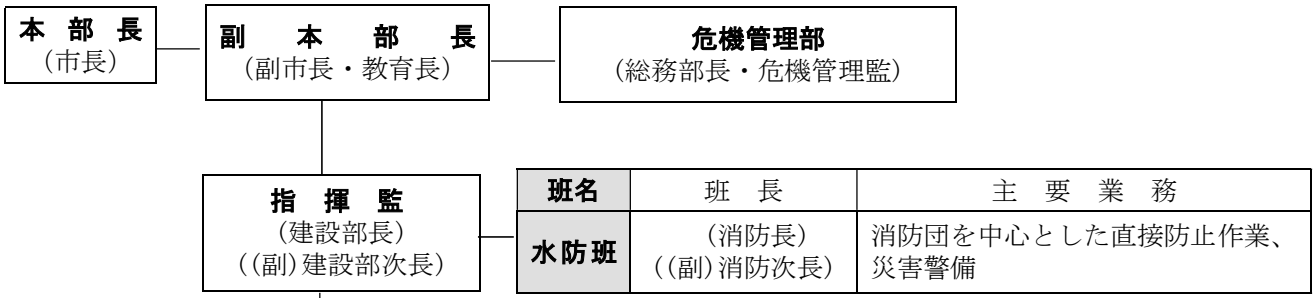

班名	班　長	主　要　業　務
水防班	（消防長） （(副)消防次長）	消防団を中心とした直接防止作業、 災害警備

班　名	班　長	主　要　業　務
指揮班	土木課長	水防業務全般にわたる指揮及び対策
管理班	土木課管理係長	水防資器材及び気象情報の整備 部内及び県水防本部との連絡調整
調査班	土木課維持係長 土木課土木係長 加治木・蒲生建設係長	公共土木関係施設の災害対策及び被害調査・記録 水防工法の指導
資材班	用地課長	水防資器材の収集及び輸送 その他指揮監が特に命じたこと
応援班	都市計画課長 建築住宅課長 工事監査課長	他の班の応援

第３節　重要水防箇所等

１　重要水防箇所

市内の河川・海岸等で堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想され、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所であり、別表１のとおりである。

２　水防箇所

市内の河川・海岸等の重要水防箇所外で、沿川区域や沿岸区域のうち人口密度や土地利用の状況等の観点から、保護すべき必要性の高いものと認められる箇所であり、別表２のとおりである。

３　交通途絶予想箇所

市内の道路で河川の氾濫、浸水、高潮、出水等の水災により交通途絶が予想される箇所は次のとおりである。

市　道	鍋倉・触田線 、鍋倉・鳥越線 、板ノ口・飛野線 、樫木山・石ヶ迫線 瀬戸段・飛野線 、北山・木津志線 、稲荷・木田線 、中甑・井田線 千鳥市ノ頭線 、春日団地線 、日木山堤防西線 、西雛場市野々線 御狩山・小田倉線 、戸ノ口線 、久末薄原線 、新留線 、金原線 新留後線 、社野・新留線 、井ヶ屋線 、山谷線
県　道	下手山田帖佐線（山元・池平・菅野・漆上地区） 十三谷重富線（中甑・黒葛野地区・船津・岡） 伊集院蒲生溝辺線（辺川地区） 栗野加治木線（布越・石野地区） 浦蒲生線（米丸・漆地区） 小山田川田蒲生線（白男地区） 川内加治木線（西浦地区）
国　道	国道１０号（白浜地区）

４　土石流危険渓流予想箇所

市内の渓流で土石流の発生が予想される箇所は、姶良市地域防災計画第６編資料３－７のとおりである。

第４節　気象情報等の収集・伝達及び諸観測通報

１　気象情報等の収集・伝達

気象情報等の収集・伝達については、姶良市地域防災計画第２編第２章第８節「気象情報等の収集・伝達」及び第３編第２章第８節「地震情報・津波予報等の収集・伝達」による。

２　水防業務連絡系統図

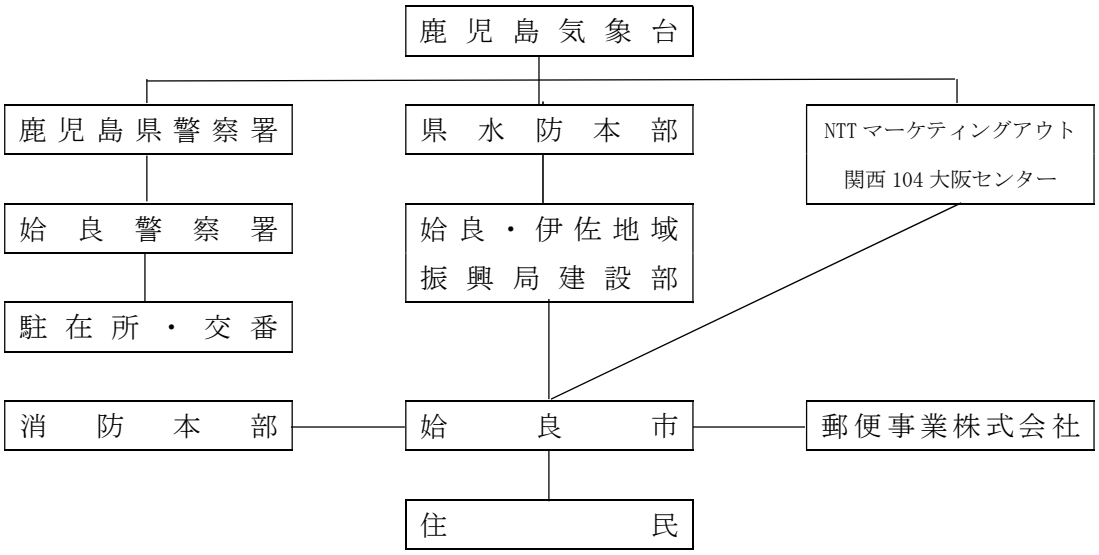

３　水防関係者の措置

（１）　水防管理者は、県水防本部又は姶良・伊佐地域振興局建設部及び気象台等から注意報又は警報並びに特別警報の通報を受けたとき、又は自ら必要と認めたときは、直ちに消防機関及び水門の管理者等に必要な連絡をとり、水防活動態勢に入らせるとともに、その状況を県水防本部又は姶良・伊佐地域振興局建設部長等に報告するものとする。

（２）　水門管理者は、水防管理者から注意報又は警報並びに特別警報の通知を受けたときは、直ちに工作物を点検し、水位の変動を監視し必要な措置をとるとともに、その状況を水防管理者に報告しなければならない。

４　雨量観測通報

（１）　市水防本部は、気象庁及び鹿児島県河川砂防情報システムにより、常に的確な気象状況の把握に努めるとともに、市内雨量観測所より正確な資料を迅速に把握し、必要に応じ姶良・伊佐地域振興局建設部に報告しなければならない。

（２）　市内雨量観測所は次のとおりである。

姶良市役所本庁	加治木総合支所（休止）	蒲生総合支所
堂　　山	山田出張所	帖佐地区公民館
姶良ニュータウン	脇元地区公民館	西　　浦
真　　黒	姶良市消防本部	姶良・伊佐地域振興局
国土交通省加治木維持出張所	北　　山	毛　　上（休止）

５　水位観測通報

（１）　水防管理者は、県量水標管理者と密接な連絡のもとに、出水のおそれのある時又は通知のあった場合には、水位の変動を監視し、指定水位に達した時は直ちに姶良・伊佐地域振興局建設部長に通報しなければならない。

（２）　市内水位観測所は、別表３のとおりである。

第５節　水防活動

１　出動

（１）　出動準備

水防管理者は、次の場合消防本部及び消防団に対し出動準備をさせる。

①　出動準備を要する警報事項の伝達を受けたとき。

②　河川等の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の予測がされるとき。

③　気象状況等から高潮及び浸水の危険が予知されるとき。

（２）　出動

水防管理者は、次の場合直ちに消防本部及び消防団をあらかじめ定められた計画に従い出動させ、警戒配置につかせるとともにその旨姶良・伊佐地域振興局建設部長に報告する。

①　水防出動を要する警報事項の伝達を受けたとき。

②　河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、非常事態が予測されるとき。

③　堤防に異常を発見したとき。

④　気象状況・風速等により高潮及び浸水の危険が予知されるとき。

２　監視及び警戒

（１）　常時監視

水防管理者は、職員及び消防団による随時区域内の河川、海岸、堤防等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所がある時は、姶良・伊佐地域振興局建設部長に連絡して、必要な措置を求めるものとする。

（２）　非常警戒

水防管理者は、出動命令を発した時から区域内の警戒を厳重にし、特に既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として堤防を巡回し、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は直ちに水防作業を開始するとともに姶良・伊佐地域振興局建設部長に報告しなければならない。

ア　表法又は裏法の漏水によるひび

イ　堤防の冠水状況

ウ　樋門の両袖又は底部より漏水

エ　天端のひび又は沈下

（３）　警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場合は、警戒区域を設定し、必要に応じて適切な措置をとること。

３　非常事態の発生

堤防が決壊し又はこれに準ずる事態が発生した場合は、水防管理者は消防機関の長に急報し、水防作業を行わせるとともに直ちにその旨を姶良・伊佐地域振興局建設部長並びに姶良警察署長に連絡し、緊急の必要があるときは、付近住民又は関係機関に応援を求めて緊急措置をなすこと。

ただし、水防作業を行う際は、自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、自身の安全が確保できないと判断したときには、自身の避難を優先するものとする。

４　水防配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、津波又は高潮のおそれがなくなったとき、かつ水防警報が解除されたときは、水防配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに、姶良・伊佐地域振興局建設部に報告する。

第６節　通信連絡及び輸送

（１）　水防時に必要とする連絡のため、電話、無線電話等の通信の主な系統は、防災行政無線を主要な通信手段とする。

（２）　水防上緊急を要する通信については、非常通信の取扱いをなす。

（３）　水防管理者は、水防倉庫及び資器材の通行路線を決定し、輸送の正確を図るとともに、緊急に応じて通行路線を指示しなければならない。

第７節　避難のための立ち退き

（１）　水防管理者は、洪水、高潮又は津波等により、著しく危険が切迫していることの通知を受けた時又は水防管理者が認めた時は、必要と認める区域の住民に対し、防災無線・広報車その他の方法で、避難のための立ち退き又はその準備を指示し、速やかに姶良・伊佐地域振興局建設部長に報告するものとする。

（２）水防管理者は、姶良警察署長とあらかじめ避難場所、避難経路等について協議するものとする。

（３）　指定避難場所は、別表４のとおりである。

第８節　費用負担と公用負担

１　費用負担

本市の水防に要する費用は、法第 41 条により本市が負担するものとする。

ただし、本市に対する応援のために要する費用の負担は、水防管理者相互間の協議によって定めるものとする。

２　公用負担

法第 28 条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

（１）　必要な土地の一時使用
（２）　土石、竹木その他の資材の使用及び収用
（３）　車両その他の運搬具又は器具の使用
（４）　工作物その他の障害物の処分

第９節　水防記録と報告

１　水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は次の記録を作成し、保管するものとする。

① 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
② 水防活動をした河川名・海岸名及びその箇所
③ 警戒出動及び解散命令の時刻
④ 消防本部及び消防団員に属する者の出動時刻及び人員
⑤ 水防作業の状況
⑥ 堤防、その他施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
⑦ 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
⑧ 法第 28 条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
⑨ 応援の状況
⑩ 居住者の出動状況
⑪ 警察関係の援助の状況
⑫ 立ち退きの状況及びそれを指示した理由
⑬ 水防関係者の死傷
⑭ 殊勲者及びその功績
⑮ 殊勲消防団とその功績
⑯ 今後の水防について考慮を要する点

２　報告

水防管理者は、水防活動が終結した時は、速やかに姶良・伊佐地域振興局建設部長に報告するものとする。

第 10 節　水防施設及び水防器具資材

１　水防施設

（１）　指定水防管理団体は、水防倉庫又は水防資材の備付場をなるべく水防活動に便利な場所に設置し、必要な器具資材を準備するものとする。

なお、施設に応じて備蓄数量を明記した標札を掲げるものとする。

（２）　市内の水防倉庫は、平松責善公民館（平松 5633 番地２）、帖佐地区公民館（鍋倉 646 番地３）、下名水源池内（下名 72 番地４）、加治木総合支所（加治木町本町 253 番地）、蒲生シルバー人材センター隣（蒲生町上久徳 2350 番地）に設置する。

２　水防器具資材

水防器具資材は、県水防計画の備付器具資材標準数量に準じて整備するものとし、備蓄資材に不足を生じた時は、速やかに補充すること。水防資材を使用した時は、受払簿に正確な受払いを記入し、資材に不足を生じないようにすること。

市内水防倉庫における備蓄器具資材は、別表５のとおりである。

第 11 節　水防信号

法第 20 条の規定による水防信号は、次のとおりである。

第１信号　氾濫注意水位に達したことを知らせるもの。

第２信号　水防団体員及び消防機関に属する者全員が出動すべきことを知らせるもの。

第３信号　市内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。

第４信号　必要と認める区域内の居住者に、避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

区分方法	警鐘信号	サイレン信号				
第１信号	○休止　○休止　○休止	約５秒 ○－	約 15 秒 休止	約５秒 ○－	約 15 秒 休止	約５秒 ○－
第２信号	○－○－○　○－○－○ ○－○－○	約５秒 ○－	約６秒 休止	約５秒 ○－	約６秒 休止	約５秒 ○－
第３信号	○－○－○－○ ○－○－○－○ ○－○－○－○	約 10 秒 ○－	約５秒 休止	約 10 秒 ○－	約５秒 休止	
第４信号	乱　　打	約１分 ○－	約５秒 休止	約１分 ○－	約５秒 休止	

（備　考）
１　信号は、適宜の時間継続すること。
２　必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
３　危険が去ったときは口頭伝達により周知させるものとする。

第 12 節　水防訓練

１　実施要領

水防作業は、暴風雨の最中、しかも夜間に行われる場合が多いので、次のような事項について平素から消防機関の訓練及び防災訓練を実施しておく。

（１）観　測（水位・雨量・風速）
（２）通　信（電話・無線・伝達）
（３）動　員（消防団員・住民の応援）
（４）輸　送（資材・器材・人員）
（５）工　法（各水防工法）
（６）水門等の操作
（７）避難、誘導、救護

２　実施時期

毎年１回以上行い、あらかじめ姶良・伊佐地域振興局建設部長等に通知し、実施後において結果を県本部長に報告するものとする。

重要水防箇所

番号	水系名又は海岸名	河川名又は湖沼名	左右岸の別	水防管理団体名	区　　間	延長(m)	指定理由	予想される危険	水防工法
1	別府川	別府川	左	姶良市	前郷川合流点から三船橋まで	3,250	A	溢水	積土俵工
	別府川	別府川	右	姶良市	前郷川合流点から三船橋まで	3,250	A	溢水	積土俵工
2	別府川	前郷川	左	姶良市	蒲生橋から霧島橋まで	560	A	溢水	積土俵工
	別府川	前郷川	右	姶良市	蒲生橋から霧島橋まで	560	A	溢水	積土俵工
3	網掛川	網掛川	左	姶良市	宇曽ノ木川合流点から木田川合流点まで	220	A	溢水	積土俵工
	網掛川	網掛川	右	姶良市	宇曽ノ木川合流点から木田川合流点まで	220	A	溢水	積土俵工
4	網掛川	宇曽ノ木川	左	姶良市	九州自動車道から網掛川合流点まで	500	A	溢水	積土俵工
	網掛川	宇曽ノ木川	右	姶良市	九州自動車道から網掛川合流点まで	500	A	溢水	積土俵工
5	網掛川	網掛川	左	姶良市	中田橋上流240m地点から崎森川合流点まで	730	A	溢水	積土俵工
	網掛川	網掛川	右	姶良市	中田橋上流240m地点から崎森川合流点まで	730	A	溢水	積土俵工
6	日木山	日木山	左	姶良市	姶良市加治木町反土（蔵王団地前）から国道バイパスまで	800	A	溢水	積土俵工
	日木山	日木山	右	姶良市	姶良市加治木町反土（蔵王団地前）から国道バイパスまで	800	A	溢水	積土俵工
7	思　川	思　川	左	姶良市	新開橋上流330m地点から楠元橋まで	1,200	A	溢水	積土俵工
	思　川	思　川	右	姶良市	新開橋上流330m地点から楠元橋まで	1,200	A	溢水	積土俵工
8	別府川	山田川	左	姶良市	下名橋から山田橋まで	500	A	溢水	積土俵工
	別府川	山田川	右	姶良市	下名橋から山田橋まで	500	A	溢水	積土俵工
9	別府川	別府川	左	姶良市	九州自動車道から国道まで	1,200	A	溢水	積土俵工
	別府川	別府川	右	姶良市	九州自動車道から国道まで	1,200	A	溢水	積土俵工
10	別府川	別府川	左	姶良市	鶴田橋から前郷川合流点まで	1,500	A	溢水	積土俵工
	別府川	別府川	右	姶良市	鶴田橋から前郷川合流点まで	1,500	A	溢水	積土俵工
11	別府川	別府川	左	姶良市	柊野橋上流1370m地点から米丸橋下流160m地点まで	3,800	A	溢水	積土俵工
	別府川	別府川	右	姶良市	柊野橋から米丸橋下流160m地点まで	2,430	A	溢水	積土俵工
12	別府川	別府川	左	姶良市	漆橋上流220m地点から赤仁田川合流部まで	2,400	A	溢水	積土俵工
	別府川	別府川	右	姶良市	漆橋上流220m地点から赤仁田川合流部まで	2,400	A	溢水	積土俵工
13	別府川	前郷川	左	姶良市	千金橋から蒲生橋まで	700	A	溢水	積土俵工
	別府川	前郷川	右	姶良市	千金橋から蒲生橋まで	700	A	溢水	積土俵工
14	別府川	前郷川	左	姶良市	北中橋から中坪橋まで	1,100	A	溢水	積土俵工
	別府川	前郷川	右	姶良市	北中橋から中坪橋まで	1,100	A	溢水	積土俵工

重要水防箇所

番号	水系名 又　は 海岸名	河川名 又　は 湖沼名	左右 岸の 別	水防管理団体名	区　　間	延長(m)	指定理由	予想される危険	水防工法
15	別府川	前郷川	左	姶良市	前郷川発電所から北中橋まで	4,350	A	溢水	積土俵工
	別府川	前郷川	右	姶良市	前郷川発電所から北中橋まで	4,350	A	溢水	積土俵工
16	別府川	田平川	左	姶良市	前郷川合流点から上流へ1650m	1,650	A	溢水	積土俵工
	別府川	田平川	右	姶良市	前郷川合流点から上流へ1650m	1,650	A	溢水	積土俵工
17	別府川	小川内川	左	姶良市	田平川合流点から上流へ1400m	1,400	A	溢水	積土俵工
	別府川	小川内川	右	姶良市	田平川合流点から上流へ1400m	1,400	A	溢水	積土俵工
18	別府川	西浦川	左	姶良市	明石川合流点から西浦下橋下流300m 地点まで	2,600	A	溢水	積土俵工
	別府川	西浦川	右	姶良市	明石川合流点から西浦下橋下流300m 地点まで	2,600	A	溢水	積土俵工
19	別府川	平田川	左	姶良市	第二平田橋上流70m地点から別府川合流 地点まで	1,100	A	溢水	積土俵工
	別府川	平田川	右	姶良市	第二平田橋上流70m地点から別府川合流 地点まで	1,100	A	溢水	積土俵工

重要水防箇所

番号	水系名又は海岸名	河川名又は湖沼名	左右岸の別	水防管理団体名	区　　間	延長(m)	指定理由	予想される危険	水防工法
20	―	住吉池	―	姶良市		―	E	決壊	シート張工法
21	―	杓山池	―	姶良市		―	E	決壊	シート張工法
22	―	森山池	―	姶良市		―	E	決壊	シート張工法
23	―	大文字池	―	姶良市		―	E	決壊	シート張工法
24	―	大迫池	―	姶良市		―	E	決壊	シート張工法
25	―	鍋倉池	―	姶良市		―	E	決壊	シート張工法
26	―	滑　池	―	姶良市		―	E	決壊	シート張工法
27	―	日木山池		姶良市		―	E	決壊	シート張工法
28	―	柚木谷池		姶良市		―	E	決壊	シート張工法
29	―	サハン池		姶良市		―	E	決壊	シート張工法
30	―	宮田池		姶良市		―	E	決壊	シート張工法
31	―	轟木池		姶良市		―	E	決壊	シート張工法
32	―	小宇都池		姶良市		―	E	決壊	シート張工法
33	―	大宇都池		姶良市		―	E	決壊	シート張工法
34	―	獄友池		姶良市		―	E	決壊	シート張工法
35	―	萩ノ宇都池		姶良市		―	E	決壊	シート張工法

重要水防箇所指定基準

（平成29年３月３日制定）

区分	種　　別	基　　準
A	堤 防 高 （流下能力）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所又は現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。
B	堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足している箇所。
C	漏　　水	漏水の履歴があるが、その対策が未実施又は暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び停滞の土質等からみて、漏水が発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。
D	水　衝・ 洗　　掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているか又は深掘れにならない程度に洗掘されているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているがその対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠損等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。
E	法　崩・ す べ り	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策は未施工又は暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。
F	工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮九案の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所又は計画高水流量規模の洪水の推移との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。
G	新 堤 防	新堤防で築造後３年以内の箇所。
H	破堤跡・ 旧 川 跡	破堤跡又は旧川跡の箇所。
I	工事施工	出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
J	浸水実績	過去に浸水の実績があり、未改修の箇所。

水防箇所

水系又 沿岸名	河川・海岸 湖沼名	関係所管	予想される 危険	予想される被害の程度	摘　　要
鹿児島湾 沿岸	重富漁港 海岸	姶良市	高潮	家屋　220 戸	延長1,200m (脇元地区)
鹿児島湾 沿岸	姶良(東餅田) 海岸	姶良市	高潮	家屋　340 戸 耕地　5 ヘクタール	延長1,000m (山野地区)
鹿児島湾 沿岸	松原海岸	姶良市	高潮	家屋　1,140 戸 耕地　20 ヘクタール	延長2,200m (松原地区)
鹿児島湾 沿岸	黒川海岸	姶良市	高潮	家屋　30 戸 工場　8 戸	延長700m (加治木港)
鹿児島湾 沿岸	白浜海岸	姶良市	高潮	家屋　36 戸	延長400m (白浜地区)

水位観測所一覧表

河川名	観測所名	水位（m）			堤防高（m）		管理者
		水防団待機	氾濫注意	氾濫危険			
日木山川	日木山川高速下	1.4	2.1	3.9	左岸	4.96	姶良・伊佐地域振興局建設部
					右岸	5.06	
網掛川	竹下橋	2.1	2.7	3.3	左岸	4.87	
					右岸	4.87	
別府川	友徳橋（カメラ設置）	3.6	4.6	5.6	左岸	8.22	
					右岸	8.04	
思川	城瀬橋	2.8	3.5	5.2	左岸	6.1	
					右岸	6	
別府川	船津橋				左岸	8.53	
					右岸	3.92	
山田川	下名橋				左岸	2.31	
					右岸	3.86	
別府川	柊野橋				左岸	5.53	
					右岸	4.47	
前郷川	千金橋				左岸	5.86	
					右岸	7.36	

避難所

	No	名　　称	所　在　地	電話番号	建　物　構　造		
					造り	階数	築年数
姶良地域	1	姶良公民館	姶良市　西餅田589	66-2044	RC	2	S49
	2	建昌小学校(体育館)	姶良市　東餅田2405	65-2004	RC	1	S55
	3	中央図書館	姶良市　西餅田489-3	64-5600	RC	2	H8
	4	松原なぎさ小学校(体育館)	姶良市　松原町1-23-1	73-7931	RC	2	H27
	5	松原地区公民館	姶良市　松原町1-16-2	65-7478	RC	2	S63
	6	姶良小学校(体育館)	姶良市　西餅田2726	65-5655	RC	1	S56
	7	姶良高齢者福祉センター	姶良市　西餅田3311	65-3218	RC	2	S49
	8	働く女性の家	姶良市　西餅田3311-1	65-7843	RC	2	S63
	9	重富中学校(体育館)	姶良市　平松7092	65-2109	RC	1	S54
	10	脇元地区公民館	姶良市　脇元158	65-1648	RC	2	S62
	11	重富地区公民館	姶良市　平松6252	65-2270	RC	1	S54
	12	姶良市総合運動公園	姶良市　平松2392	66-4815	RC	2	H15
	13	西姶良小学校(体育館)	姶良市　西姶良1-37-1	66-1870	RC	1	S60
	14	県立姶良高等技術専門校	姶良市　西餅田1120	65-2247	RC	3	H4
	15	帖佐中学校(体育館)	姶良市　西餅田1586	65-2021	RC	1	S59
	16	帖佐小学校(体育館)	姶良市　鍋倉663	65-2036	RC	1	H6
	17	三船小学校(体育館)	姶良市　増田399	65-2371	RC	1	H2
	18	三叉コミュニティセンター	姶良市　寺師818-3	67-3817	RC	2	S56
	19	山田中学校(体育館)	姶良市　下名977	66-2504	RC	1	S62
	20	山田小学校(体育館)	姶良市　下名1018	65-2506	RC	1	S48
	21	山田地区公民館	姶良市　下名1188	65-2501	RC	2	S56
	22	上名地区農村振興センター	姶良市　上名2683-2	68-0048	W	1	S61
	23	姶良生活改善センター	姶良市　北山849-3	68-0328	W	1	S52
	24	郷土芸能等「伝承館」	姶良市　北山852-1	54-4125	W	1	H17
	25	北山小学校(体育館)	姶良市　北山3783	68-0280	RC	1	S45
	26	木津志出張所	姶良市　木津志1844-2	68-0256	W	1	S63
	27	えぼし館	姶良市　北山2659-1	68-0530	S	1	H28
	28	上名村づくり活性センター	姶良市　上名303 - 1	68-0240	S	1	H5
	29	山田校区コミュニティ協議会事務所	姶良市　下名1073 - 4	73-7434	W	1	H15

避難所

	No	名　　称	所　在　地	電話番号	建　物　構　造		
					造り	階数	築年数
加治木地域	1	加治木工業高校(体育館)	姶良市　加治木町新富町131	62-3166	RC	2	S50
	2	加治木福祉センター	姶良市　加治木町本町393	63-2080	RC	2	S45
	3	柁城小学校(体育館)	姶良市　加治木町仮屋町248	63-2552	RC	1	S53
	4	加治木保健センター	姶良市　加治木町本町253	62-2111	RC	2	S60
	5	加治木中学校(体育館)	姶良市　加治木町反土2162	63-1111	RC	1	S56
	6	木田自興館	姶良市　加治木町木田3409-4		S	1	S58
	7	加治木小学校(体育館)	姶良市　加治木町反土2955	62-3157	RC	1	S61
	8	錦江小学校(体育館)	姶良市　加治木町錦江町74	62-2360	S	1	S46
	9	文化会館「加音ホール」	姶良市　加治木町木田5348-185	62-6200	RC	3	H8
	10	加治木特別支援学校(体育館)	姶良市　加治木町木田1784	63-5729	RC	2	H10
	11	姶良市消防本部（本部庁舎）	姶良市　加治木町木田2040-1	63-3816	RC	4	H27
	12	中野地区多目的集会施設	姶良市　加治木町日木山1177-5		W	1	H6
	13	竜門小学校(体育館)	姶良市　加治木町小山田1363	63-3446	S	1	S45
	14	龍門陶芸・健康の里「陶夢ランド」	姶良市　加治木町小山田1583-1	62-1000	RC	1	H12
	15	永原小学校(体育館)	姶良市　加治木町西別府594	62-2816	RC	1	S54
	16	永原小校区公民館	姶良市　加治木町西別府2490		S	1	S58
	17	辺川地区多目的集会施設	姶良市　加治木町辺川801		W	1	S62
蒲生地域	1	蒲生高校(体育館)	姶良市　蒲生町下久徳848-2	52-1155	RC	1	S46
	2	下久徳地区いきいき交流センター	姶良市　蒲生町下久徳544-2		W	1	H12
	3	川東地区いきいき交流センター	姶良市　蒲生町上久徳320-2		W	1	H15
	4	中央A地区いきいき交流センター	姶良市　蒲生町上久徳2516		W	1	H11
	5	迫地区いきいき交流センター	姶良市　蒲生町久末18-6		W	1	H16
	6	蒲生高齢者福祉センター	姶良市　蒲生町白男347	52-1400	RC	1	S51
	7	蒲生小学校(体育館)	姶良市　蒲生町上久徳2252	52-0009	RC	1	S51
	8	蒲生中学校(体育館)	姶良市　蒲生町北10	52-0100	RC	1	S45
	9	米丸地区いきいき交流センター	姶良市　蒲生町米丸1618-1		W	1	H8
	10	久末地区公民館	姶良市　蒲生町久末1304		W	1	H11
	11	姶良市温泉センター「くすの湯」	姶良市　蒲生町白男1504	52-9976	RC,S	1	H5
	12	結の郷「大山館」	姶良市　蒲生町白男5548-1		W	1	H30
	13	新留地区公民館	姶良市　蒲生町白男2834-2		W	1	H15
	14	西浦小学校（体育館）	姶良市　蒲生町西浦815	52-0314	W	1	H9
	15	小川内地区いきいき交流センター	姶良市　蒲生町西浦4187-2		W	1	H11
	16	漆小学校（体育館）	姶良市　蒲生町漆317	52-8600	W	1	H8
	17	漆の里「万来館」	姶良市　蒲生町漆301-1		S	1	H11
	18	蒲生体育館	姶良市　蒲生町北24-1	54-3356	RC,S	2	H17
	19	大楠運動公園多目的屋内運動場	姶良市　蒲生町白男293-1		RC	1	H21

水防倉庫備蓄器具資材一覧表

品　名	単位	米　山	重　富	山　田	加治木	蒲生
剣スコ	丁	20	16	17	37	13
山　　鍬	丁	2	3	4	8	12
鋸	丁	3	4	3	3	5
おの・なた	丁	5	5	4	17	4
ペンチ	丁	5	3	2		
玄のう	丁	3	3	3	1	
針　　金	kg	40	40	50	10	
縄又はビニールヒモ	束	3	8	15	3	
木　　杭	本	520	310	560	50	186
掛　　矢	丁	7	3	6	21	1
大　　鎌	丁	4	2	3		
つるはし	丁	4	2	3	13	1
ビニール土のう	枚	2,000	2,000	2,000	2,000	2,600
トラロープ	束	6	8	4		1
鎌	丁	5	8	7	3	
大ハンマー	個	1	1	1	1	
ビニールシート	枚	11	20	21	8	
ランプ	個	1	1	1		
タ　　コ	個	2	2	2		
クリッパー	個	1	1	1	1	
し　　の	本				2	

姶良市南海トラフ地震
防災対策推進計画

第１章　総則

第１節　推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「法」という。）第５条第２項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第２節　推進計画の位置づけ

この計画は、法第４条に基づき中央防災会議が作成した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画・第５章 南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項」を踏まえ、推進計画に明示すべき事項の網羅を図ったものである。

■推進計画の位置づけ

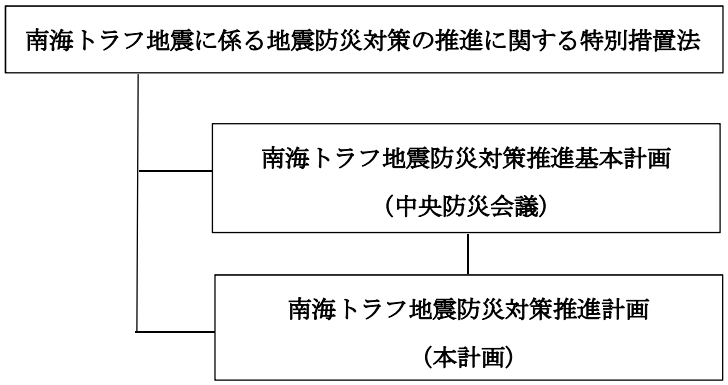

第３節　推進地域の指定

法第３条第１項の規定に基づき、平成 26 年３月 28 日に推進地域として指定を受ける。推進地域の指定基準については、次のとおりとなっている。なお、姶良市においては下記の（１）が該当。

（１）　震度に関する基準：震度６弱以上が想定される地域

（２）　津波に関する基準：津波高が３ｍ以上で海岸堤防が低い地域

（３）　防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮

第４節　南海トラフ地震による想定される被害の概要

県では、東日本大震災の被害状況を踏まえ、平成 24 年度から平成 25 年度にかけて地震等被害予測調査を実施し、地震の大きさや被害の想定を見直した結果、本市における地震の被害の概要（被害が最大となるケース）については以下のとおりとなっている。

■南海トラフ【陸側ケース】の巨大地震の震度分布図

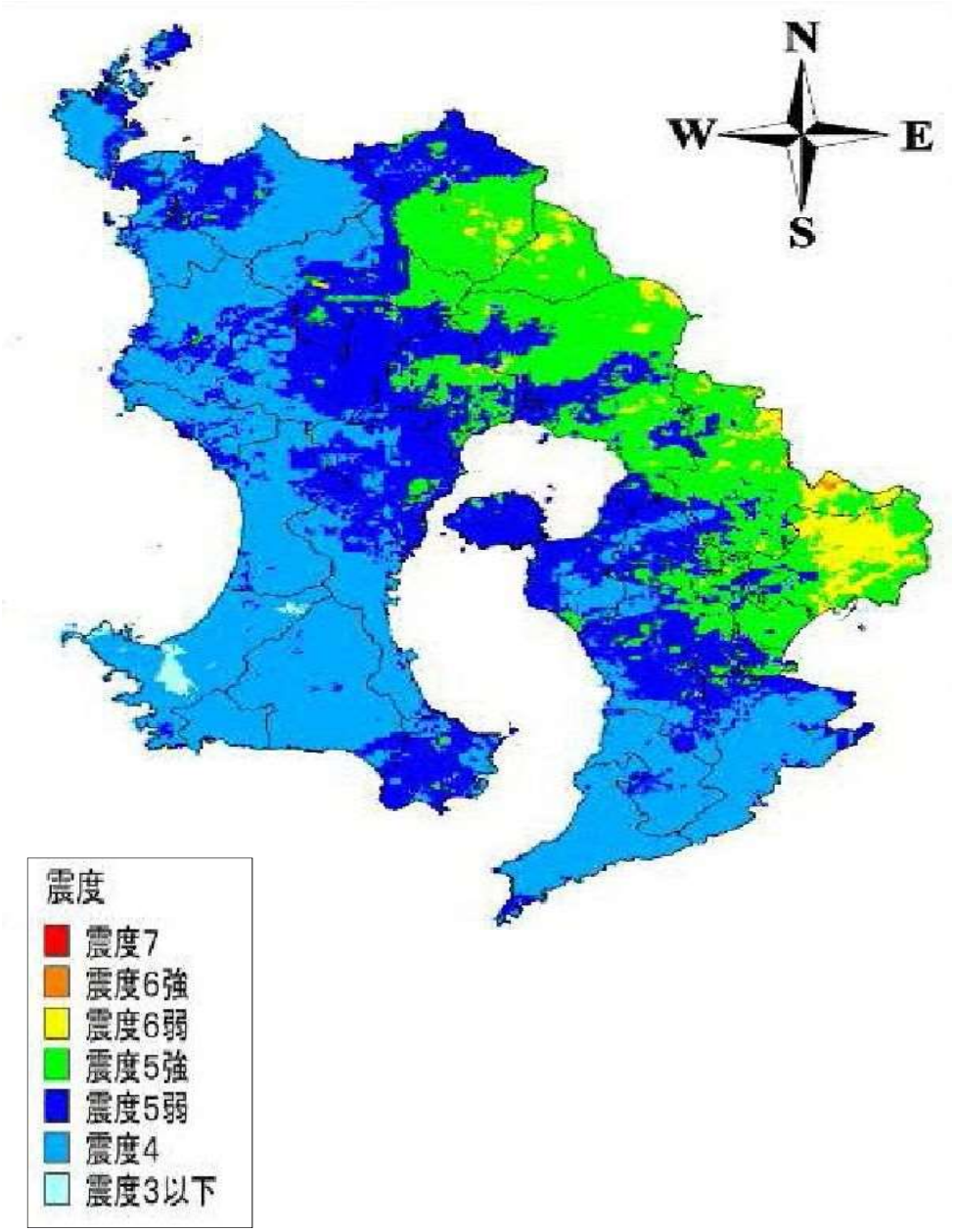

■南海トラフ（ＣＡＳＥ11）の巨大地震に伴う津波の津波高分布図

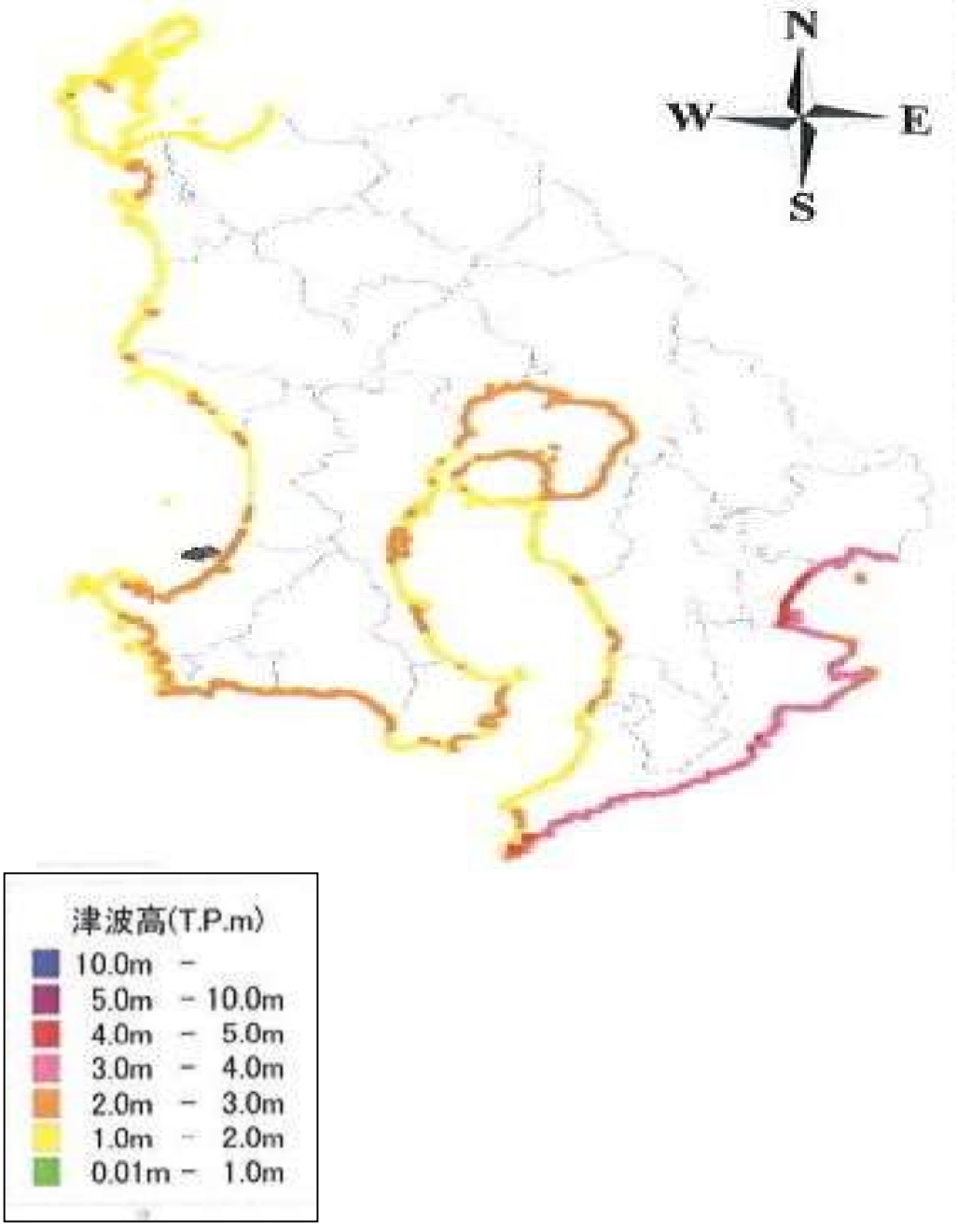

（1）始良市における最大震度及び最大津波

最大震度	６弱
最大津波高	2.58m (到達時間 150 分)

（2）建物被害

区　分	季節時刻	全壊・焼失	半壊
県内全域	冬 18 時	14,900	45,900
始良市	冬 18 時	1,100	4,600

（3）人的被害

区　分	季節時刻	死者	負傷者
県内全域	夏 12 時	2,000	1,300
始良市	夏 12 時	-	-

（4）避難所避難者

区　分	季節時刻	避難所避難者
県内全域	冬 18 時	29,900
始良市	冬 18 時	1,800

第５節　防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、市及び防災関係機関が処理すべき事項又は大綱は、第１編第３節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」及び第２編第２章「災害応急対策」に準ずる。

第２章　地震防災上緊急に整備すべき施設等

第１節　地震防災上緊急に整備すべき施設等

市は、地震防災対策特別措置法に基づく、次に掲げる施設等のうち地震防災上特に緊急を要する施設等の整備を、重点的・計画的に推進していく。

①避難地

②避難路

③消防用施設

④消防活動が困難である地域の解消に資する道路

⑤緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設

⑥共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設

⑦公的医療機関、その他法令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

⑧社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

⑨公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

⑩公立の盲学校、ろう学校又は特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

⑪第７号から 10 号までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的構造物のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

⑫海岸保全施設又は河川管理施設

⑬砂防施設、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又はため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの

⑭地域防災拠点施設

⑮防災行政無線設備その他の施設又は設備

⑯井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備

⑰非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫

⑱救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材

⑲老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

※第３編第１章第６節「地震防災緊急事業五箇年計画の推進」参照

第３章　関係者との連携協力の確保

第１節　資機材、人員等の配備手配

第１　物資等の調達手配

１　地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるようあらかじめ物資等の備蓄をしておく。

２　市は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者の救護のための必要な物資等の供給の要請をすることができる。

第２　人員の配置

１　市は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員不足が生じる場合は、県等に応援を要請する。

第２節　他機関に対する応援要請

第１　市が、災害応急対策の実施のため必要な協力を得るため、関係機関等と締結している応援協定等は第３編第２章第４節「広域応援体制」及び姶良市が独自で定めている「姶良市受援計画」に準ずる。

第２　市は必要があるときは、第１に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。

第３　自衛隊への派遣要請については第３編第２章第５節「自衛隊の災害派遣要請」に準ずる。

第４　市は、災害が発生し、他市町村、県及びその他関係機関等に応援の要請を行う場合は、活動拠点の確保等それらの受入れ体制の整備に努めるものとする。

第３節　帰宅困難者への対応

第１　市は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間企業との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。

第２　市の中心部において帰宅困難者が大量発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策の検討を進めるものとする。

第４章　津波からの防護、円滑な避難の確保に関する事項

第１節　津波からの防護

第１　市又は堤防、水門等の施設管理者は、地震が発生し津波の恐れがある場合は直ちに、水門及び陸閘の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。

第２　市又は堤防、水門等の施設管理者は、次のとおり各種整備等を行うものとする。

１　堤防、水門等の点検

堤防、水門等の施設管理者は、津波による被害を防止、軽減するための定期的な施設の点検を実施するものする。

２　水門等の自動化・遠隔操作の推進

堤防、水門等の管理者は、１の点検結果に基づき、必要に応じ補強、補修及び自動化等の各種整備に努めるものとする。

３　水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制

市は、水門等の開閉体制、開閉手順及び平常時の管理方法等の確立並びに定期的な開閉点検の実施努めるものとする。なお、この場合において、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。また、市は内水排除施設について、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備及び点検等の措置を講じておくものとする。

４　津波により孤立が懸念される地域におけるヘリポート又はヘリコプター臨時発着場の整備

市は、県と連携をし、津波等により孤立が懸念される地域について、ヘリコプターが着陸可能な場所の確保に努めるものとする。

第２節　津波に関する情報の伝達等

市は、津波に関する避難指示が出された際は、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J アラート）、広報車、防災ラジオ（コミュニティ FM 含む。）、戸別受信機、姶良市防災・地域情報メール、緊急速報メール、ツイッター、サイレン、緊急テロップ放送、デジタルテレビデータ放送等にて地域住民に周知する。

第３節　避難指示等の発令基準

住民に対する避難指示等の発令基準は、原則として第６編１－８「避難指示等発表又は発令の基準」に準ずる。

第４節　津波避難計画について

市が独自で作成した「姶良市津波避難計画」に準ずる。

第５節　消防機関の講ずる措置

消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点的に必要な措置を講ずるものとする。

①津波警報等の情報の的確な情報収集及び伝達

②津波からの避難誘導

③自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援

④津波到達予想時間等を考慮した避難ルートの確立

その他、地震及び津波発生時における消防機関の活動は第３編第１章第９節「消防体制の整備」及び第３編第１章第 11 節「救急・救助体制の整備」に準ずる。

第６節　水道、電気、ガス、通信及び放送関係

第１　電気

震災時には、建物の倒壊、地震火災、津波等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の災害応急活動に多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。このため、電力施設の防護、復旧を図り、早急に被災者等に電力を供給する。

具体的な対応内容については、第２編第２章第 32 節「電力施設の応急対策」に準ずる。

第２　ガス

震災時にガス施設にあっては、地震動や液状化等によりガス管等の被害が多数発生し、供給停止による住民生活への支障が予想される。また、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、早急に施設の復旧を行い被災地に対しガスを供給するとともに、ガス災害から住民を保護する。具体的な対応内容等については、第２編第２章第 33 節「ガス施設の応急対策」に準ずる。

第３　上水道

震災時には、地震動や液状化等により水道施設の被害が多数発生し、供給停止による住民生活への支障はもちろん、特に初動期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。このため、迅速に、かつ、重要度、優先度を考慮した水道施設の防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。

具体的な対応内容等については、第２編第２章第 34 節「上水道施設の応急対策」に準ずる。

第４　電気通信施設

震災時には、建物の倒壊、地震火災、津波等により電柱の倒壊、電話線の破線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。このため迅速に、かつ、重要度、優先度、を考慮して電気通信施設の防護、復旧を図り、早急に通信を確保する。

具体的な対応内容等については、第２編第２章第 36 節「電気通信施設の応急対策」に準ずる。

第５　放送

指定公共機関の日本放送協会鹿児島放送局及び指定地方公共機関の株式会社南日本放送、鹿児島テレビ株式会社株式会社鹿児島放送、株式会社鹿児島讀賣テレビが行う措置は、各放送局が定める防災に関する計画による。

第６　交通

震災等には、道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。このため、迅速かつ適正に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。その他地震発生時における対策は、第２編第２章第 15 節「交通の確保及び規制」に準ずる。

第５章　時間差発生等に備えた対応

第１節　基本的方針

第１　防災対応の基本的な考え方

平成 31 年３月に内閣府が策定した「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第１版】」（令和元年５月一部改訂）において、南海トラフ地震の時間差発生等に備えた防災対応の基本的な考え方が示されている。

１　地震発生時期等の確立の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、地震発生の可能性と防災対応の実施による日常生活・企業活動への影響バランスを考慮しつつ、「より安全な防災活動を選択」するという考え方が重要。

２　日常生活等への影響を減らし、より安全性を高めるためには、平時から突発地震に備えた事前対策を進めることが重要ということである。そのため、本章に定める防災対応の実行にあたっては、推進地域では、明らかに被災するリスクが高い事項について回避する防災対応をとり、社会全体としては後発地震（異常な現象が発生した後に発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震をいう。以下同じ。）に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持することを基本とする。

なお、市は県と連携し、被災するリスクが高い地域や施設については、津波から安全に避難できるような施設整備や地域づくり、施設の耐震化などの事前対策を実施することが重要であり、これらの事前対策を推進することが、後発地震への備えのみならず、突発地震に対する安全性の確保に繋がるということに留意し、本計画に基づき、引き続き平時から防災対策の推進に努めるものとする。

第２　異常現象の発生に応じた情報の発生と対応

南海トラフ沿いで異常な現象が発生した場合や、それらの異常な現象が発生した後に、大規模地震の発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価された場合等には、気象庁から次の表のとおり南海トラフ地震臨時情報が発表される。県及び推進地域に指定されている市は、これらの気象庁が発表する情報の内容に応じて、後発地震の発生等に備え、あらかじめ定めた対応を実施するものとする。

気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報の種類と発表条件

情 報 名	情 報 発 表 条 件
南海トラフ地震臨時情報 （ 調　　査　　中 ）	南海トラフ沿いで観測された異常現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合。
南海トラフ地震臨時情報 （巨 大 地 震 警 戒）	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合。
南海トラフ地震臨時情報 （巨 大 地 震 注 意）	南海トラフ沿いの想定震源内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合。
南海トラフ地震臨時情報 （ 調 査 終 了 ）	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合。

※気象庁は、地震の規模の誤差等を考慮し、南海トラフ沿いの想定震源域内又はその周辺において速報的に解析されたマグニチュード 6.8 以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合に、南海トラフ臨時情報（調査中）を発表し、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始することとしている。

第３　時間差発生等に備えた防災対応の基本的指針

１　南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が対象とする後発地震の対応

(1)　国の後発地震に対して警戒する措置をとるべき旨の指示

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、国(緊急災害対策本部長)から、後発地震に対して警戒する措置をとるべき旨の指示がなされる。市は推進地域に指定されており、当該国からの指示が発せられた場合、あらかじめ定めた対応を適切に実施するものとする。

(2)　後発地震に対して警戒する措置

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、市は推進地域に指定されているので、あらかじめ定めた期間、後発地震に対して警戒する措置（以下「巨大地震警戒」という。）をとるものとする。

(3)　巨大地震警戒対応の内容

巨大地震警戒対応の内容は、概ね次のとおりとする。

ア　後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における住民等の避難

イ　住民等への日頃からの地震の備え(家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等)の再確認の呼びかけ

ウ　情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

エ　その他必要な措置

(4)　避難の対象地域の検討

(3)のアに定める住民等の避難について検討し、その対象地域を次のように設定するものとする。なお、市では、検討の結果、市町村の区域内に対象地域がなかった。

ア　事前避難対象地域

国からの警戒する措置をとるべき旨の指示が発せられた場合において、住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域

イ　住民事前避難対象地域：対象地域なし

事前避難対象地域のうち、すべての住民等が後発地震の発生に備え避難を継続すべき地域

ウ　高齢者等事前避難対象地域：対象地域なし

事前避難対象地域のうち、要配慮者等に限り後発地震の発生に備え避難を継続すべき地域

(5)　期間経過後の措置

巨大地震警戒対応をとる期間が経過した後は、巨大地震警戒対応は原則解除するものとし、市は、その後さらに、あらかじめ定めた期間、後発地震に対して注意する措置(以下「巨大地震注意対応」という。)をとるものとする。巨大地震注意対応をとる期間が経過した後は、巨大地震注意対応は原則解除するものとする。

２　南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が対象とする後発地震への対応

(1)　後発地震に対して注意する措置

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合、市はあらかじめ定めた期間、巨大地震注意対応をとるものとする。

(2)　巨大地震注意対応の内容

巨大地震注意対応の内容は、概ね次のとおりとする。

ア　住民等への日頃からの地震の備え(家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等)の再確認の呼びかけ

イ　情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

ウ　その他必要な措置

(3)　期間経過後の措置

巨大地震注意対応をとる期間が経過した後は、巨大地震注意対応は原則解除するものとする。

３　住民等への周知等

市は推進地域に指定されており、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合、次の内容を正確かつ迅速に関係機関及び住民等に伝達する。

・　南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)及び南海トラフ地震臨

時情報(巨大地震注意)の内容

・　国からの警戒する措置をとるべき旨の指示、住民等に対する周知及び呼びかけの内容

第２節　平時における対策

第１　南海トラフ地震臨時情報の収集・伝達系統

市は、第３編第２章第２節の伝達体制のとおり、気象庁から発表される南海トラフ地震臨時情報を確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する体制を整備する。

第２　南海トラフ地震臨時情報等の周知

市は、推進地域に指定されており、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合に、住民等が同情報の内容に併せ、適切かつ冷静な対応をとることができるよう、平時から住民等に対し、同情報の内容や同情報が発表された場合にとるべき防災対応等を周知する。

第３節　南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の対応

第１　情報収集体制の設置

気象庁から発表される情報の収集や各防災関係機関、各支所等への情報の伝達、連絡調整のため、第６編１－７に基づき、情報連絡本部を設置する。なお、南海トラフ地震臨時情報(調査中)発表時に当該情報を発表することとなった地震等により、すでに災害警戒本部又は災害対策本部が設置されている場合は当該体制による。

第２　広報

１　内容及び手段

市は、市ホームページ、防災行政無線、防災ラジオ、防災・地域情報メールなどの多様な手段により、住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報(調査中)の内容を周知する。

２　留意事項

広報にあたっては、先に発生した南海トラフ地震により、沿岸市町村に津波警報等が発表され、住民等の避難等が実施されている場合があることに留意する。

第４節　南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の対応(巨大地震警戒対応)

第１　災害対策本部等の設置

市は、後発地震に備えた災害応急対策を実施するため、第６編１－７に基づき災害本部を設置する。

第２　災害応急対策の実施状況等の情報収集・伝達

１　国からの警戒する措置をとるべき旨の指示が発せられた場合、防災情報ネットワーク、電子メール

等の手段により、速やかに推進地域に指定されている市及び関係機関等に対し、当該国からの指示伝達する。

２　災害応急対策の実施状況等の情報収集

(1)　市は、第３編第２章第２節及び第２編第２章第２節に定める体制により災害応急対策の実施状況等の情報収集を行う。

(2)　市は自ら実施した災害応急対策の実施状況等についての必要事項を県危機管理防災対策部等に報告する。なお南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の発表時における住民等の避難については、災害救助法の適用判断に必要となることから、住民等の避難に関する情報を覚知した場合は当該情報について県災害対策本部に報告するものとする。

３　被害情報等の収集・伝達

先に発生した南海トラフ地震により、すでに発生している被害情報の収集・伝達については、第３編第２章第２節に準ずる。

第３　広報等

１　南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時の広報

市は、市ホームページ、防災行政無線、防災ラジオ、姶良市防災・地域情報メール等の多様な手段により、住民等に対して南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の内容を周知し、冷静な対応を呼びかける。

２　災害応急対策の実施状況等に係る広報

市は、市ホームページ、防災行政無線、防災ラジオ、姶良市防災・地域情報メール等の多様な手段により、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、県や防災関係機関等が実施した災害応急対策で住民等に密接に関係のある事項について周知する。

３　市が管理する施設の利用者等に対する広報等

住民等が利用する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、博物館、図書館、学校等の施設管理者はあらかじめ定めた計画に基づき、当該施設の放送設備等により、当該施設の利用者等に南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された旨を周知するとともに、とるべき行動を伝達する。なお巨大地震警戒対応の期間中は、定期的に当該情報の内容等を周知・伝達するものとし、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表後の状況の変化等に応じた周知等を行う。

４　留意事項

広報にあたっては、先に発生した南海トラフ地震により、市の沿岸に被害が発生し、住民等の避難や救助活動等が実施されている場合があることに留意する。

第４　巨大地震警戒対応の期間等

１　巨大地震警戒対応の期間

市の実施する巨大地震警戒対応の期間は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界における

マグニチュード 8.0 以上の地震（南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の発表対象となる地震）の発生から１週間とする。

２　巨大地震警戒対応の期間

１の巨大地震警戒対応の期間経過後、市は、さらに１週間巨大地震注意対応をとるものとし、その内容は第５節に定めるものと同様とする。

第５　避難対策等

１　避難の実施における措置

避難行動要支援者の避難支援や外国人、出張者及び旅行者等に対する誘導などについて適切に対応する。また、避難にあたり他人の介護を必要とする者を収容する施設について、収容者の救護のため必要な措置をとる。

２　避難所の運営等

避難者に対する食料、飲料水、生活必需品の供給、避難者の健康状態の把握やメンタルケア、感染症予防対策、食品衛生、生活衛生対策、動物保護対策等の必要な措置をとる。

第６　関係機関等のとるべき措置

１　消防機関等

市は、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策の定めるものとする。

⑴　津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

⑵　事前避難対象地域における住民等の避難誘導、避難路の確保

２　警備対策

県警察は、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、必要な措置をとる。

⑴　正確な情報の収集及び伝達

⑵　不法事案等の予防及び取締り

⑶　地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

３　水道、電気、ガス、通信、放送関係

⑴　水道

水道事業者は、飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、飲料水の供給の継続を確保することが不可欠である。このため、水道事業者は同情報を把握し、状況の把握に努めた上で、飲料水の供給を継続するものし、飲料水を供給するために必要な体制を確保するものとする。

⑵　電気

電力事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合におい

ても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、電気の供給の継続を確保することが不可欠である。このため、電気事業者は同情報を把握し、状況の把握に努めた上で、電気の供給を継続するものし、電気を供給するために必要な体制を確保するものとする。

(3)　ガス

ア　ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)を把握し、状況の把握に努めた上で、ガスの供給を継続するものとし、ガスを供給するために必要な体制を確保するものとする。

イ　ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の整備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置をとるものとし、その実施体制を定めるものとする。

(4)　通信

ア　電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠である。このため、電気通信事業者は同情報を把握し、状況の把握に努めた上で、通信の供給を継続するものし、通信の維持に関する必要な体制を確保するものとする。

イ　電気通信業者は、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等に努める。

(5)　放送

ア　放送は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものである。このため、放送事業者は、同情報等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

イ　放送事業者は、各計画主体と協力して、推進地域内の住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等後発地震に備えた被害軽減のための取組等、住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。

なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努めるものとする。

4　金融

計画主体である金融機関は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合及び後発地震の発生に備えた金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置をとるものとする。

5　交通対策

(1)　道路

ア　県警察は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について、住民等に周知する。

イ　市は、県と連携し、住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の交通対策等の情報について、平時からホームページ、広報誌等により情報提供する。

(2)　海上

ア　鹿児島海上保安部及び港湾管理者は、津波に対する安全性に留意するとともに、海上輸送路の確保についても考慮し、在港船舶の避難対策等を実施する。

イ　港湾管理者は、津波に対する安全性に留意し、津波による危険が予想される地域に係る港湾対策を実施する。

(3)　航空

ア　空港管理者は、津波に対する安全性に留意し、推進地域内の飛行場における対策を実施する。また、運航者に対し、必要な航空情報の提供を行う。

イ　鹿児島空港は、国の南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画において、航空搬送拠点候補地とされていることを踏まえ、鹿児島空港事務所及び関係事業者等は、事前に必要な体制を整備するものとする。

(4)　鉄道

鉄道事業者は、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を実施する。津波により浸水する恐れのある地域については、津波への対応に必要な体制をとる。なお、鉄道事業者は、平時から住民に対し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の運行規制等の情報について周知する。

第７　市自らが管理等を行う施設等に関する対策

１　不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の施設管理者等は、あらかじめ定めた計画に基づき応急対策を実施する。

なお、計画を定めるにあたっては、次の事項を考慮するものとする。

(1)　各施設に共通する事項

ア　南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の利用者等への伝達

〈留意事項〉

(ア) 利用者等が極めて多数の場合は、利用者等がとるべき防災行動をとり得るような適切な伝達方法を検討すること。

(イ) 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう検討すること。

イ　後発地震が発生した場合における利用者等の安全確保のための待避等の措置

ウ　施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ　出火防止措置

オ　水、食料等の備蓄

カ　消防設備の点検、整備

キ　非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューター等情報を入手するための機器の整備

ク　各施設における緊急点検、巡視

(2)　個別事項

ア　災害対策本部又は、支部等が設置され、災害応急対策の実施拠点となる庁舎等にあっては、その機能を果たすために必要な措置

イ　社会施設にあっては、入所者等に対する保護の方法

ウ　病院にあっては、患者等の保護等の方法等について、各々の施設の耐震性・対浪性を十分に考慮した措置

エ　学校、職業訓練校、研修所等にあっては、児童生徒等に対する保護の方法

２　道路、河川その他の公共施設

(1)　道路

市は、あらかじめ定めた計画に基づき道路管理上の措置をとる。なお、計画を定めるにあたっては、橋梁、トンネル及法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意するものとする。

(2)　河川、海岸、港湾施設及び漁港施設

市は、あらかじめ定めた計画に基づき水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等、津波の発生に備えた措置をとる。なお、計画を定めるにあたり、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の措置について定めるものとする。

３　工事中の建築物等に対する措置

市は、工事中の建築物その他の工作物又は施設について、当該地域における想定震度及び津波による浸水等を考慮し、工事の中止等の措置をとるものとする。なお、津波による浸水のおそれがある地域において、やむえない事由により工事を継続する場合には、津波からの避難に要する時間を勘案するなど、作業員の安全確保を図るものとする。

第８　滞留旅客等に対する措置

１　市町村

市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大津波警戒)が発表された場合における滞留旅客等の保護のため避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

２　市町村以外の期間

市以外の機関で、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合における滞留旅客等の避難誘導及び保護すべき機関においては、第６「関係機関等のとるべき措置」等の結果、生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護及び食料等のあっせん並びに市町村が実施する活動との連携等の措置をとるものとする。

第５節　南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合の対応(巨大地震注意対応)

第１　災害警戒本部等の設置

市は、後発地震に備えた災害応急対策を実施するため、第２編第２章第１節に基づき、災害対策本部を設置する。

第２　被害情報等の収集・伝達

先に発生した南海トラフ地震により、すでに発生している被害情報の収集・伝達については、本計画第４章第２節及び第２編第２章第９節に準ずる。

第３　広報等

１　南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時の広報

(1)　県は、県ホームページ、ツイッター、鹿児島県防災 Web などの多様な手段により、住民等に対して南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の内容を周知、冷静な対応を呼びかけるとともに、日頃からの備えの再確認を行うよう呼びかけを行う。なお、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表後の状況の変化等に応じて逐次広報の内容を更新する。

(2)　市は、市ホームページ、防災行政無線、防災ラジオ、姶良市防災・地域情報メール等の多様な手段により、住民等に対して南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容を周知し、冷静な対応を呼びかける。

２　市が管理する施設の利用者等に対する広報等

住民等が利用する庁舎、会館、社会教育施設、博物館、図書館、病院、学校等の施設管理者等は、あらかじめ定めた計画に基づき、当該施設の放送設備等により、当該施設の利用者等に南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された旨を周知するとともに、日頃からの地震に備えの再確認を行う等とるべき行動を伝達する。なお、巨大地震注意対応の期間中は、定期的に当該情報の内容等を周知・伝達することとし、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表後の状況の変化等に応じた周知等を行う。

３　留意事項

(1)　先に発生した南海トラフ地震による被害発生等への留意

広報にあたっては、先に発生した南海トラフ地震により、市の沿岸に被害が発生し、住民等の避難や救助活動等が実施されている場合があることに留意する。

第４　巨大地震注意対応の期間等

１　地震が発生したケースの期間

太平洋プレートの沈み込みに伴う電源が深い地震を除き、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード 7.0 以上マグニチュード 8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域

の海溝軸外側 50 キロメートル程度までの範囲でマグニチュード 7.0 以上の地震(南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の発表対象となる地震)が発生したケースにおける市の巨大地震注意対応の期間は１週間とする。

２　ゆっくりすべりが観測されたケースの期間

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースにおける市の巨大地震注意対応の期間は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間とする。

第５　その他

市は、市が管理する施設・設備等の点検等、日頃からの備えを再確認するものとする。

第６章　防災訓練計画

第１節　防災訓練の実施

第１　市は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震等を想定した防災訓練を実施する。

第２　第１の防災訓練は、少なくとも年に１回以上実施するよう努める。

第３　第１の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とする。

第４　市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合は、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。

第５　市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。

①　動員参集訓練及び本部運営訓練
②　津波警報等の情報収集、伝達訓練
③　災害の発生状況、避難勧告、指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人員等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

第７章　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、県、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防防災組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

第１節　市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、次の事項を含む防災教育を行う。

① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関すること
② 地震・津波に関する基礎知識
③ 南海トラフ地震が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関すること
④ 南海トラフ地震が発生した場合に、職員等が果たすべき役割
⑤ 南海トラフ地震防災対策として、現在講じられている対策に関すること
⑥ 南海トラフ地震防災対策として、今後取り組む必要のある課題

第２節　地域住民等に対する教育

市は、地域住民に対する防災教育について、県と協力して実施するとともに、県から必要な助言を得るものとする。なお、その防災教育は地域の実態に応じて各種集会等を活用したり、地域単位や職場単位で行うものとし、印刷物やビデオ等の映像を活用し、次の事項について行うものとする。

① 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関すること
② 地震・津波に関する一般的知識
③ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関すること。
④ 正確な情報入手の方法
⑤ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
⑥ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関すること。
⑦ 各地域における指定緊急避難場所及び避難経路に関すること
⑧ 避難生活に関する事
⑨ 地域住民等自らが実施し得る、最低でも３日間、可能な限り１週間分程度の生活必需品の備蓄家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
⑩ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
⑪ 津波避難計画、ハザードマップに基づく事前の避難行動の確認等

地区防災計画提案届出一覧

連番	計画名称	代　表　者　名	連　絡　先	提出日	備考
1	松原上地区防災計画	松原上自治会長	65-5406	R3.10.5	令和３年度防災会議（12.21）にて承認
2	岩原南地区防災計画	岩原南自治会長	62-4764	R3.11.25	令和３年度防災会議（12.21）にて承認
3	竜門地区防災計画	竜門校区ｺﾐｭﾆﾃｨ協議会会長	73-7141	R3.12.10	令和３年度防災会議（12.21）にて承認
4	加治木校区コミュニティ協議会防災計画	加治木校区コミュニティ協議会会長	73-3150	R5.12.5	令和５年度防災会議（3.18）にて承認
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					